

厚生労働科学研究費補助金

労働安全衛生総合研究事業

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

令和 2 年度 研究報告書

研究代表者 三柴 丈典

令和 2 (2020) 年度

目 次

第 1 分冊

I. 総括研究報告書

- 労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究
近畿大学法学部法律学科 三柴 丈典 1

II. 分担研究報告書

一 現行法制度の背景と趣旨

- 1 労働安全衛生法の制定に係る労働災害等の調査
(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所
吉川 直孝、大幢 勝利、平岡 伸隆、梅崎 重夫、豊澤 康男 87

二 逐条解説

1. 労働安全衛生法第 1 章、第 3 章の逐条解説
近畿大学法学部法律学科 三柴 丈典
(未了)
2. 労働安全衛生法第 2 章の逐条解説
佛教大学社会学部公共政策学科 大藪 俊志 111
3. 労働安全衛生法第 4 章第 20 条～第 21 条の逐条解説
明治大学法学部 原 俊之 135
4. 労働安全衛生法第 4 章第 22 条～第 23 条の逐条解説 名
古屋学院大学法学部 佐々木 達也 153
5. 労働安全衛生法第 4 章第 24 条～第 25 条の 2 の逐条解説
山形大学人文社会科学部 阿部 未央
(未了)
6. 労働安全衛生法第 4 章第 26 条～第 27 条の逐条解説 法
政大学法学部 山本 圭子
(未了)

7. 労働安全衛生法第4章第28条～第28条の2の逐条解説 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 石崎 由希子 (未了)	
8. 労働安全衛生法第4章第29条～第32条の逐条解説 近畿大学法学部法律学科 三柴 丈典	199
9. 労働安全衛生法第4章第33条～第34の逐条解説 弁護士法人英知法律事務所 淀川 亮	483
10. 労働安全衛生法第5章第1節の逐条解説 沖縄国際大学法学部法律学科 井村 真己	503
11. 労働安全衛生法第5章第2節の逐条解説 専修大学法学部 長谷川 聡	559
12. 労働安全衛生法第6章の逐条解説 九州国際大学法学部法律学科 阿部 理香	649
13. 労働安全衛生法第7章第64条～第68条の2の逐条解説 横浜国立大学大学院国際社会科学研究院 石崎 由希子	693

第2分冊

14. 労働安全衛生法第7章第69条～第71条の4の逐条解説 山形大学人文社会科学部 阿部 未央	857
15. 労働安全衛生法第8章の逐条解説 佛教大学社会学部公共政策学科 大藪 俊志	887
16. 労働安全衛生法第9章の逐条解説 日本大学法学部法律学科 南 健悟	955
17. 労働安全衛生法第10章の逐条解説 東洋大学法学部 鎌田 耕一、田中 建一	997

18. 労働安全衛生法第 11 章第 101 条～第 103 条の逐条解説

佛教大学社会学部公共政策学科 大藪 俊志

(未了)

19. 労働安全衛生法第 11 章第 104 条～第 105 条の逐条解説

法政大学法学部 山本 圭子

(未了)

20. 労働安全衛生法第 11 章第 106 条～第 108 条の逐条解説

独立行政法人労働政策研究・研修機構 内藤 忍

(未了)

三 横断的検討課題

1. 健康診断制度の現状と課題

産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学研究室 森 晃爾 1087

2. 化学物質による健康障害防止対策の現状

産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学研究室 森 晃爾 1125

3. 建設業での土砂崩壊にかかる規制科学

(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所

平岡 伸隆、吉川 直孝、大幢 勝利、高木 元也、梅崎 重夫、豊澤 康男 1203

4. 罪刑法定主義と安全衛生確保の関係

東洋大学法学部 北岡 大介 1230

III 別添資料

一 社会調査の結果

1 日本での社会調査の結果 1247

(略)

2 UK での社会調査の結果 1255

二 行政官・元行政官向け調査の結果 1287

三 研究班会議議事録 1365

記録者：原 俊之

四 ヒアリング調査概要	
ヒアリング調査①	1659
ヒアリング調査②	1667
IV 研究成果刊行物一覧	1671

I. 総括研究報告書

厚生労働科学研究費補助金
総括研究報告書

労働安全衛生法の改正に向けた法学的視点からの調査研究

研究代表者 三柴 丈典 近畿大学法学部法律学科・教授

研究要旨

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの 2 つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

初年度は、安全衛生法になじみの薄い法学者らによる基本構造と意義の理解、関係学会づくりの準備等にエフォートが費やされた。しかし、計 8 回の研究会を通じて、研究班の編成と担当事項の決定、行政実務経験者による現場視点での法体系の説明と法律条文に紐付く重要な政省令の選別（紐付き政省令の選別）、法学者・行政学者（法学グループ）による逐条解説のフォーマットの作成と試作、横断的検討課題（「危険のおそれがある場合」等の意味内容、発注者の法的義務等）の抽出、安衛研研究員による現行法の制定経緯や背景となった災害傾向等の調査、産業医科大学の森晃爾教授による法定健診制度の概要の紹介、課題の呈示と解決の方向性の検討を行った。また、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、WEB による社会調査を行った。

このうち国内での社会調査は、インターネットベースの市場調査会社（ネオ・マーケティング社）に委託し、企業や団体で安全衛生に関係する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果、災防効果をもたらした現行安衛法の要素として、安全衛生基準の整備と共に、管理体制の整備や、事業者責任の明確化を示唆する関係者が多いことが窺われた。また、安全衛生を重視する日本の経営者の場合、人命などの人道的な事柄のほか、従業員の組織への帰属意識を気にしている者、災害経験を持っている者が多く、その反映として、安全衛生に関する社内組織の整備、担当者の配置などの人的措置を講じている者が多いこと、逆に、重視していない者の場合、過去に災害経験を持っていない者、災害が生じても従業員の組織への帰属意識にさして影響しないと考えている者が多いことなどが窺われた。その他、化学物質対策は、社内の専門部署や詳しい者に委ねようとする傾向も窺われる。リスクアセスメントを一般的に義務づけ、具体策を労使協議に委ねる方策や、発注者、設計

者、製造者などのリスクの源流に安全対策を義務づける方策を支持する者は多いが、その実施を行政に監督させる方策を支持する者が少ないことも窺われた。

今年度は、計 9 回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安全衛生研究所の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

このうち UK での社会調査は、UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社（YouGov）に委託し、企業や団体で安全衛生に関係する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった（経営者約 25%、役員クラス約 17% だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27% だった）うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた（安全衛生を重視する経営者のうち約 67%）、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中枢部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた（安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額の報酬を支払うとの回答は約 13%にとどまった）、

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47% だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、

等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しさ・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する設問を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われた。

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかったことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者に最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義

務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者の QOL や QOWL の実現を図る政策が進められるようになってきている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。そうした課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになってきている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もっとも、防災効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個々人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の 1 つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020 年 11 月の日本産業保健法学会（JAOHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。多様な専門性を持つ理事約 70 名を擁し、産業保健に関する 3 つの学会と連携し、国内外の editor がリードする邦語と英語のジャーナルを発刊することが決定し、既に全国紙を含む多くの媒体に掲載され、570 名（2021 年 5 月 12 日段階）が入会している。2021 年 9 月には、産業保健に関する様々な法的課題について議論する第 1 回大会が開催される予定で、厚生労働省、日本医師会、全国社会保険労務士会連合会など、多くの機関の後援を受けている。

本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、産業保健の法律論を焦点とした理由は、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の 2 点である。必然的に、産業保健の法律論に関心を持つ方々が増えているため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを想定している。

最終目的である法改正提案は、この研究プロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に

関する調査研究（H26-労働-一般-001）（研究代表者：三柴丈典）」の示唆、本研究プロジェクトの逐条解説と横断的課題の整理、行政官・元行政官対象のアンケート調査等を踏まえ、今年度の班会議で検討するが、これも内容の洗練には時間を要するため、このプロジェクトで足りない部分は、別のプロジェクトに引き継ぎたいと考えている。

分担研究者

【法学・行政学グループ】

- ①阿部 理香
九州国際大学法学部・助教
- ②石崎 由希子
横浜国立大学大学院国際社会科学研究所・准教授
- ③井村 真己
沖縄国際大学法学部法律学科・教授
- ④大藪 俊志
佛教大学社会学部公共政策学科・准教授
- ⑤佐々木 達也
名古屋学院大学法学部・専任講師
- ⑥三柴 文典
近畿大学法学部法律学科・教授
- ⑦南 健悟
日本大学法学部法律学科・教授

【関連領域グループ～産業保健関係～】

- ①森 晃爾
産業医科大学産業生態科学研究所・教授

【関連領域グループ～安衛研関係～】

- ①梅崎 重夫
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長
- ②大幢 勝利
同研究推進・国際センター・センター長
- ③吉川 直孝
同建設安全研究グループ・上席研究員
- ④豊澤 康男
同・フェロー研究員
- ⑤平岡 伸隆
独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・建設安全研究グループ・研究員

研究協力者

【法学・行政学グループ】

- ①阿部 未央

- 山形大学人文社会科学部・准教授
- ②鎌田 耕一
東洋大学・名誉教授、労働政策審議会会長
- ③北岡 大介
東洋大学専任講師、北岡社会保険労務士事務所所長・元労働基準監督官
- ④田中 建一
東洋大学・非常勤講師
- ⑤内藤 忍
独立行政法人労働政策研究・研修機構副主任研究員
- ⑥中内 哲
熊本大学大学院人文社会科学研究所(法学系)・教授
- ⑦長谷川 聡
専修大学法学部・教授
- ⑧原 俊之
明治大学・兼任講師
- ⑨山本 圭子
法政大学法学部・非常勤講師
- ⑩淀川 亮
弁護士法人英知法律事務所・弁護士

【立法作業経験者グループ】

- ①浅田 和哉
社会保険労務士・労働安全コンサルタント、元主任中央産業安全専門官、元労働安全衛生総合研究所監事、元大分労働局長
- ②唐澤 正義
労働衛生コンサルタント、元福岡労働基準局長
- ③島中 信夫
元白鷗大学法学部・教授、元中央労働委員会事務局次長

【行政現場実務経験者（元労働基準監督官）グループ】

- ①藤森 和幸
東京安全衛生教育センター、元鳥取労働

局長

②玉泉 孝次

近畿労務安全衛生研究所・所長、元丹後
労働基準監督署長

③篠原 耕一

合資会社労務トラスト・代表社員、元労
働基準監督官

【安全衛生実務者グループ】

①角田 淳

労働安全コンサルタント

A. 研究目的

本研究事業は、法学的観点から安衛法改正の提言を行うことを最終目的としているが、今後も永続的にそうした提言が可能な知的、人的なインフラ整備を一義的課題としている。すなわち、労災が発生する現場と有効な法的対策の模索の過程が事務系の読み手にも鮮明に伝わり、法解釈学、規制科学的な学問的水準も高い体系書を発刊することと、安全衛生法に関する学会を設立することの 2 つの作業を通じて、「労働安全衛生法をめぐる学問的な脈絡を創ること」を目的としている。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書の発刊と共に、安全衛生法のありようを探究する学会の創設を図っている。

B. 研究方法

先ず、現行安衛法の立法や改正に関わった元行政官 2 名（後に 3 名）、安全衛生に詳しい元労働基準監督官 3 名、民間の安全衛生実務者（労働安全コンサルタント）1 名、報告書や解説書の執筆者として、法学・行政学を専門とする学者 9 名（後に弁護士 1 名含む 17 名）、産業保健を専門とする学者 1 名、建設安全工学を専門とする安衛研所属の学者 4 名（後に 5 名）から成る研究班を編成した。

初年度は、この研究班で、合計 8 回にわたり会合を重ねる過程で、安全衛生に詳

しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする研究者グループ（法学グループ）が、各自、解説書、専門誌に掲載された学术论文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった班員（畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏）らから指摘やアドバイスを心得洗練させた。また、法学者の一部は、制度運営の実際を知るため、その実務に詳しい人物（安全・衛生コンサルタント制度の実際につき、後藤博俊氏と森山哲氏に聞き取り調査を行った。加えて、技術的な不明点については、メーリングリストで班員その他の専門家に照会した。

更に、現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等について、専門業者を活用し、国内での WEB による社会調査を行った。

今年度は、計 9 回の研究会を通じて、研究班員の持つ知識経験の共有、安衛研の研究者や安全衛生に詳しい監督官、元安全衛生行政担当者による研究班員向けの講演の開催、法学者・行政学者による逐条解説の書き進め、森晃爾教授による化学物質管理政策の概要の紹介、課題の呈示、浅田和哉氏による特別安全規則の趣旨・概要、制定経緯の紹介と統合の可能性の検討、藤森和幸氏による特別衛生規則の趣旨・概要の紹介と統合の可能性の検討等を行った。また、法令の適用の実際等を知るため、全

国の都道府県労働局や主要な監督署、関係団体に所属する行政官（監督官・技官）・元行政官を対象に、法令の適用例のほか、検討を要する点、改正を要する点について、アンケート調査を行い、監督官 49 名、技官 15 名、元監督官 12 名、元技官 2 名、不明 3 名から相当量の情報を得た。さらに、初年度に日本で行った社会調査とほぼ同様の調査を UK でも実施した。

C. 研究結果

一 現行法制度の背景と趣旨

1 吉川・大幢・平岡ほか報告（現行法制定の背景と趣旨）

吉川・大幢・平岡ほか報告は、現行安衛法の制定過程、すなわち法制度史、同法の制定を後押しした制定直前期の重大災害及び当時の災害の一般的傾向、並びにそれらを踏まえて現行法の骨格を形成した労働基準法研究会の分科会の概要を示している。

同報告では、

ア 現行安衛法の嚆矢とも言えるのが、1911（明治 44）年に制定された工場法であり、同法中に設けられた、第 9 条～第 11 条：保護職工（15 歳未満の者及び女子）の危険有害業務への就業制限、第 12 条：傷病者及び妊婦への就業制限、第 13 条：男子を含む職工一般に対する危害の予防、第 14 条：臨検などの定めが、特に安全衛生と関係が深かったこと、要するに、対象を、一般労働者、弱い労働者（保護職工）、特に弱い労働者（傷病者・妊婦）の 3 区分に分けた規制を行っていたこと、

イ 工場法時代に、マッチの製造に際し

ての黄燐の使用を禁じるなどした内務省所管の黄燐燐寸製造禁止法（1921（大正 10）年制定）、屋外産業での労災補償制度の確立を主な目的としつつ、労災防止にかかる規制も図った内務省所管の労働者災害扶助法（1931 年（昭和 6）年制定）および、工場法の適用対象者も含めてその責任保険化を図った労働者災害扶助責任保険法（1931（昭和 6）年制定）などの安全衛生に関する法律が制定されたほか、工場法第 13 条に基づく工場附属寄宿舍規則（1927（昭和 2）年内務省令第 26 号）、工場危害予防及衛生規則（1929（昭和 4）年内務省令第 24 号）、労働者災害扶助法第 5 条に基づく土石採取場安全及衛生規則（1934（昭和 9）年内務省令第 11 号）、汽罐取締令（1935（昭和 10）年内務省令第 200 号）、土木建築工事場安全及衛生規則（1937（昭和 12）年内務省令第 41 号）、土木建築工事場附属寄宿舍規則（1941（昭和 16）年厚生省令第 53 号）などの規則が制定され、工場内外を適用対象とする安全衛生規制が発達したこと、

ウ 1947（昭和 22）年に内務省から分離した厚生省から更に分離した労働省が所管する労基法が制定され、その第 5 章 14 か条等に安全衛生に関する定めが設けられたほか、その下に 439 か条から成る旧安衛則（1947（昭和 22）年労働省令第 9 号）や事業附属寄宿舍規程（1947（昭和 22）年労働省令第 7 号）が設けられたこと、これらは、工場法時代の法規則を基礎としつつ、全業種の全労働者に適用が及ぶ普遍性と体系性を持ち、当時から国際的にも高水準にあったが、その制定直後からの活発な改正、新たな法規則の分離、新設～

けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（1955（昭和30）年）、ボイラ及び圧力容器安全規則（1959（昭和34）年）、電離放射線障害防止規則（1959（昭和34）年）の制定等～をもって、その水準が維持されてきたこと、

エ 高度経済成長に伴う多くの新しい技術の登場、それに対応できる技術者の不足等により、大規模重篤災害が多発したこと、その好例として、1969（昭和44）年4月に荒川放水路の新四ツ木橋架設工事で発生したリングビーム工法での倒壊災害（死者8人）と同年11月に発生したエチレンの直接酸化法での爆発災害（死者8人）、1970（昭和45）年4月に大阪市の地下鉄建設工事現場で発生したガス爆発災害（死者79人、重軽傷者420人）、同年10月に長崎市の造船所で発生したタービンローターの破裂災害（死者4人、重軽傷者60名強）が挙げられること、もっとも、新法制定を強く後押ししたのは、1963（昭和38）年11月9日同日（いわゆる「魔の土曜日」）に発生した東海道本線鶴見駅付近列車脱線二重衝突事故（死者161人）と三井三池炭鉱での炭じん爆発災害（死者458人、一酸化炭素中毒の後遺症者約1,000人）だったこと、このうち大阪市の地下鉄工事現場でのガス爆発災害（天六ガス爆発災害）は、現行安衛法第102条（ガス工作物等設置者の義務）の設置の原動力になったと解されること、

オ 1969（昭和44）年9月に発足した労働基準法研究会のもとに1970（昭和45）年7月に設けられた安全衛生小委員会（後の第3小委員会）が詳細を検討し、翌1971（昭和46）年1月に労働省に提出された

同研究会報告書が現行安衛法の骨格を形成したこと、そこでは、以下のような事柄が指摘されていたこと、すなわち、

①戦後、高度経済成長期を経て休業8日以上之死傷災害が増加し、昭和36年には約48万人（うち死亡者約6,700人）、昭和45年にも約36万人に達していたこと（2018年には13万人弱）、

②業務上疾病も昭和45年時点で3万件を超えていたこと（2018年には休業4日以上で8,500人強）、内訳は、チェンソーによる白蟻病、キーパンチャー業務による頸肩腕症候群などの物理的な加力をもたらした疾病、負傷をもたらした疾病が多かったが、有機溶剤中毒などの化学的障害によるものも増加傾向にあったこと、

③こうした傾向の背景に、技術革新に伴う生産設備の大型化、複雑化、高速化、職業病や公害の発生等に象徴される産業の非人間化があったと解されること、

④特に製造業、建設業の災害が多く、災害の重篤度を示す度数率では鉄道軌道新設事業、舗装事業、ずい道新設事業などが高かったこと、原因別では、クレーンなどの他、自動車などの動力運搬機、重建設機械によるものが多かったこと、また、「機械にはさまれ」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」など、作業方法や不安全行動に起因する伝統的災害も多発していたこと、

⑤中小企業では、大企業より危険な作業を担当しがちであること、安全衛生設備に投下する資金に乏しいこと、下請企業の間で能力格差があって安全衛生面での協議連携が困難な場合が多いこと、大企業が下請の安全衛生管理に消極的な場合が多い

こと、離職率が高く熟練労働者の確保が難しいこと、安全より生産に追われ易いこと、一般に衛生管理に関する意識が乏しいことなどの構造的問題がある（＝一層深刻になっている）こと、

⑥労働力構成の高齢化、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加など、おそらく社会経済構造の変化と関わる新たな健康問題が生じていたこと、など。

カ 労基法研究会報告書は、以上のような災害傾向分析を踏まえ、従前の制度について、以下のような問題点を指摘していたこと、

①労基法体系下での規制では、総合的な予防施策を講じにくく、特に産業社会の急激な変化に対応しにくいこと、

②より具体的には、最低基準による規制を超える幅広く柔軟な行政の展開が困難なこと、

③官民双方に、安全衛生に詳しい技術者（安全衛生人材）が乏しいこと、

④中小企業や構内下請事業への対策が不十分なこと、など。

キ 労基法研究会報告書は、以上の認識を踏まえ、以下の基本方針を打ち出していたこと、その方針に基づく項目立てが概ね現行安衛法の章立てに反映されたこと、ただし、安全技師の選任と医師による通報等の制度の提言は反映されなかったこと、

①積極的、科学的対策、

②新工法、新原材料対策のための事前審査制度、

③機械設備の本質的安全性のための発注、設計段階での安全性確保、

④職場の環境改善による公害源の解消、

⑤労働者の体力づくり等の積極的対策、

⑥技術指針の作成・公表、労災多発事業場への勧告制度などの行政による柔軟で幅広い誘導策、

⑦以上の方策を支える安全衛生研究の推進、

⑧安全衛生人材の積極的な養成と官民両者への供給、

⑨中小企業や構内下請企業に対する親企業の責任強化と行政による技術面、財政面での支援、など。

ケ 工場法→旧労基法→労基法研究会報告書→現行安衛法という流れには一定の連続性があり、例えば、旧労基法時代に制定された旧安衛則、電離則、特化則、高圧則などの規定の中には、安衛法に格上げされたものも多かったこと、

コ 安衛法の制定過程では、発注者（工事丸投げ業者）を含め、建設工事等の注文者の関係請負人に対する指導の努力義務についても検討されていたこと、

サ 現行安衛法は、以上の経緯を経て、旧労基法第 5 章のほか、労働災害防止団体等に関する法律第 2 章（労災防止計画）及び第 4 章（元請けの責任等の特別規制）を母体として形成され、その施行後約 10 年で死亡災害が半減したこと、

等が示されている。

二 逐条解説

1 三柴報告①（第 1 章、第 3 章）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

2 大藪報告①（第 2 章）

大藪報告①は、法第 2 章に属する第 6 条から第 9 条について解説している。具

体的には、これらの条項が規定する 5 年ごとの労働災害防止計画制度につき、その発祥から後の経緯を詳述している。

すなわち、

ア 1957 年（昭和 32 年）当時、労働災害による死者が 5,500 人以上、休業 8 日以上の死傷者数が約 40 万人に達していたことから、政府全体の災害防止の取り組みの一環として、産業災害防止総合 5 年計画という名称でスタートし、その後、労災防止団体法で法制度化され、現行安衛法に引き継がれたこと、

イ 第 2 次計画（1963 年（昭和 38 年）開始）までは災害発生件数等を半減させようとし、その後は労災発生率の約 3 割減少を目標としていたが、発生件数や発生率の減少と共に目標値が漸減し、第 8 次計画から労災総発生件数の概ね 25%減少、第 9 次計画から同じく概ね 2 割減少、第 11 次計画からは死傷者数の 15%減少を目標とするようになったこと、

ウ 第 1 次計画（産業災害防止総合 5 年計画：1958 年（昭和 33 年）開始）の段階から、計画的取り組み、事業者（団体）による自主的取り組み、すなわち区々多様な職場リスクに応じた積極的な災害防止の取り組み（これは後に労働安全衛生マネジメントシステムによるリスクアセスメントの誘導に発展する）、重大災害対策や重点業種（当初は建設、港湾荷役、林業等。その後、製造業、陸運業等が含まれるようになった）や中小規模事業への焦点合わせ（：選択と集中）、生産設備や機械の本質的な安全化、作業行動自体の安全化、行政による監督指導体制の強化等が掲げられ、その後も継承されていったこと、ただし、

重点業種の設定は第 2 次計画、機械の本質的な安全化は第 3 次計画で特徴的に示されたこと、

エ 第 4 次計画（1973 年（昭和 48 年）開始）から、化学物質による健康障害や一般的な職業性疾病対策と共に、作業関連疾患対策、長時間労働時間対策などの健康面の対策が盛り込まれ、合わせて労働者参加も含む自主的対策の強化、安全衛生教育が強調されるようになったこと、

オ 第 5 次計画（1978 年（昭和 53 年）開始）から、化学物質対策における有害性調査や作業環境管理のほか、産業医学・産業保健の推進、労災防止団体の活動強化等が盛り込まれるようになったこと、総じて、危険有害性が分かりにくい衛生や健康の積極的な対象化に伴い、情報の収集・提供など、ソフトな対策も積極的に盛り込まれるようになったこと、また、中高年齢者（第 7 次計画以後は高年齢者）の安全衛生対策も盛り込まれるようになったこと、

カ 第 6 次計画（1983 年（昭和 58 年）開始）から、第三次産業対策が盛り込まれるようになったこと、

キ 第 7 次計画（1988 年（昭和 63 年）開始）では、作業環境管理の徹底と特殊健診項目の見直し、有害物対策の総合的推進、海外派遣労働者や企業の海外進出に伴うリスク対策のほか、総合的推進施策として、安全衛生研究体制の整備、専門技術団体の活動促進等（このうち前者はその後も継承された。後者は第 12 次計画で同旨の内容が復活した）も盛り込まれたこと、

ク 第 8 次計画（1993 年（平成 5 年）開始）では、建設、陸運業等と共に第三次産業である卸売・小売・サービス業が重点

化されたこと、爆発・火災災害、交通災害が特定災害として重点化されたこと、電離放射線等対策、化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進、心身両面の健康づくりの推進、外国人労働者の増加に伴う災防対策（これは、第 9 次計画以後も継承されていった）等が盛り込まれたこと、

ケ 第 9 次計画（1998 年（平成 10 年）開始）では、じん肺、職業がん等の減少、酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅が掲げられ、化学物質健康障害防止対策が職業性疾病対策から独立して設定され、健康確保対策にストレスマネジメント対策が盛り込まれたこと、国際水準に立った行政展開等が盛り込まれたこと、

コ 第 10 次計画（2003 年（平成 15 年）開始）からは、ケに加え、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、就業形態の多様化・雇用の流動化への対策が盛り込まれたこと、ケのストレスマネジメント対策がメンタルヘルス対策に代えられたこと、

サ 第 11 次計画（2008 年（平成 20 年）開始）では、労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進等が強調されたほか、建設業での転落・墜落災害防止対策、腰痛防止対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策、アスベストの全面禁止の徹底、解体作業等におけるばく露防止対策等が盛り込まれたこと、

シ 第 12 次計画（2013 年（平成 25 年）開始）では、改めて小売・飲食のほか、社会福祉事業等の三次産業対策が重点化されると共に（ただし、社会福祉事業が掲げられたのは、第 11 次計画が初めて）、メンタルヘルス対策、過重労働対策が強調さ

れ、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策などの重要性も改めて喚起されたこと、また、経営トップの安全衛生意識の高揚や、信賞必罰の姿勢が示されたこと、発注者、製造者による安全対策の強化が盛り込まれたこと、更に、東日本大震災を受けた復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策が盛り込まれたこと、

ス 第 13 次計画（2018 年（平成 30 年）開始）では、改めて死亡災害対策の強化（建設業での墜落・転落防止、製造業での施設・機械等による災害防止等）が盛り込まれたほか、過重労働による健康障害防止対策、主にごん患者の治療と就労の両立支援を想定した、疾病を抱える労働者の健康確保対策、横断的課題として、安全衛生専門人材の育成、労働安全・衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用等が盛り込まれたこと、

等を示している。

総じて、安全から危険有害性がわかりにくい衛生、健康へ、一律的な強制規制型から分権的な自主取組促進型へ、の流れを辿ってきたが、震災などの大きな災害、社会経済条件の変化などにより増加する伝統的な建設労災などへの対応、古くて新しい、危険有害性がわかりにくい化学物質対策なども図られてきたことが窺える。各次の計画に関連して、どのような法政策が講じられ、労災職業病がどのような経過を辿ったかについては、継続的な調査研究がなされる予定である。

3 原報告（第 4 章第 20 条～第 21 条）

原報告は、第 4 章の事業者を名宛人と

する危害防止基準の設定を図った第 20 条ないし第 25 条のうち、第 20 条と第 21 条について解説している。

同報告では、

ア 両条文は、モノ（第 20 条）、作業場所・作業方法（第 21 条）にかかる典型的な労災の再発防止策の基準化（：危害防止基準の設定）を図る、安衛法の基軸とも言える規定であり、文言自体、工場法時代の原型から殆ど変更はないが、それに紐づく安衛則は、諸事情に応じて、成長する規則と言われるほど進化ないし変化してきていること、両条文を具体化する規定は、概ね安衛則に盛り込まれていること、

イ 危害防止基準は、刑事罰や使用停止命令等の行政権の発動をもって実効性確保が図られており、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとされることも多いこと、それだけに、その策定や運用に際しては、現実の必要との関係で過不足を減らすと共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要があること、

ウ 本研究費による研究代表者の先行研究は、危害防止基準の過不足を減らすため、同基準の定め自体に一定程度抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には名宛人である事業者に安全性の証明責任を課す等の方策を提言しており、その正当性と妥当性が検討されるべきこと、

エ 両条文が指す危険は、広く理解されてきたこと、すなわち、第 20 条第 1 号が定める機械等による危険には、原動機や動力伝導部分への巻き込まれ危険などのほか、機械が取り扱う原材料や製造する加工物の飛来、ボイラーの破裂等も含まれること、第 2 号所定の爆発物、発火物、引火

物等は例示であって、事業場で製造ないし取り扱う物が、一定条件下で爆発、火災等を生じ、労働者に危険を及ぼし得る場合、それに該当すること、また、「等」とされているのは、単独では発火等の危険はないが、可燃物や還元性物質との接触に衝撃等が加わると爆発等が生じる酸化性の物等も含まれる趣旨であること、第 3 号所定の電気、熱その他のエネルギーによる危険には、危険源への直接の接触による感電危険のほか、アーク溶接による電光性眼炎（紫外線等による眼の火傷のようなもの）、溶融高熱物による火傷等の危険も含まれること、第 21 条が定める土砂等が崩壊するおそれがある場所等には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれること、

オ 法第 37 条や第 42 条が定める特定機械等の製造や流通に関する規制は、安衛則第 27 条やクレーン則第 17 条などが、事業者に対して、それらの規制による構造規格の審査等をパスしたもの以外の使用を禁止しているため、間接的には、事業者の危害防止基準としても機能していること、

カ 法第 20 条の原型は、昭和 4 年に制定された工場危害予防及び衛生規則第 1 条～第 14 条（原動機に関する規定）、第 20 条～第 27 条（爆発・火災・引火に関する規定）、第 21 条の原型は、同規則第 15 条（墜落防止のための柵囲等の設置に関する規定）にあったこと、これらの規定は、明治 44 年に制定された工場法のうち、工場やその附属建設物等に物理的な危険や衛生・風紀にかかる問題がある場合に、行政官庁が工業主に改善措置や使用停止を命じ得る旨を定めた第 13 条に基づき定め

られたこと、これらの規則の策定に当たっては、当時の内務省社会局が関係各方面の意見を徴した経緯があること、工場法制定のための実地調査を主導した岡實は、現場のリスクは多種多様で変化もするので、法律では概括的な規定を置き、具体的な定めは細則に委ねていた独仏等の制度を参考にこれらの条文を起案した旨を著書に記していること、戦後は、労基法第 5 章が安全衛生について定め、そのうち第 42 条が使用者による危害防止の一般規定を置き、その具体化のために旧安衛則が定められ、現行法第 20 条及び第 21 条並びに関連規則に該当する規定は第 2 編に設けられたが、折々の災害事情に応じて幾度か改正されてきたこと、昭和 47 年に現行安衛法が制定されて第 4 章がその中核を担い、中でも第 20 条及び第 21 条は、中核中の中核規定として、その後一度も改正されず、最も多くの紐付き規則を擁して現在に至っていること、

キ 工場法の制定前から、少女工の機械の掃除最中に運転が開始されたことによる死亡事故、精紡機のバンド紐の掛け直し作業中の腕の巻き込まれ事故等が多発していたことが、『女工哀史』等の資料に記載されており、工場法以後の危害防止基準確立の原動力になったと察せられること、

ク 厚労省労働基準局監督課が 2017 年 5 月に公表した安衛法関係送検公表事案によれば、送検された 198 件のうち、一定以上の高さの作業床の端に囲い等を設ける義務を定めた安衛則第 519 条違反を代表例として、法第 20 条及び第 21 条の違反が最多だったこと、ただし、死傷者の発生を受けた、いわゆる事後送検が殆どで

あること、

ケ 刑事事件に関する関係判例では、工事現場での作業中、従業員がむき出しの高圧電線に接触して感電死した事故で、当該工事現場の現場主任が、使用者に感電危害防止策を義務づけた旧安衛則第 127 条の 8（及びその親法に当たる労基法第 42 条）違反で起訴された事件で、当該主任は、電気会社やその下請に感電対策を依頼したため、同条を履行した旨主張したが、かような危害防止基準は現に実施されねばならず、たとえ安全管理の専権を有する者にその実施を依頼するなど実施の努力をしたとしても、そのみで遵守したことにはならない旨判示されたこと、請け負った工場の建設（増築）工事に作業員を従事させたところ、当該工場に設置されていた織機の動力用シャフトに覆い等が設置されていなかったために生じた接触危険につき、当該請負会社の経営者が、床から 1.8m 以内の動力伝導装置に覆い等を設けるべき旨定めた旧安衛則第 63 条第 1 項（及びその親法である労基法第 42 条）違反に問われた事件で、当該経営者は、要約、自身が所有も管理もしない装置について同条の適用はない旨主張したが、動力伝導装置等にかかる危害防止措置の対象は、使用者の所有物や管理物でないもの、その作業場に設置されていない物にも及び得る旨判示されたこと、自動車用部品等の加工等を行う工場で、労働者らにアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせる際に、全自動運転の際には安全装置が作動せず、労働者らの身体の一部が挟まれるおそれがあった点につき、当該会社に、安衛法第 20 条及び、射出成形機等に労働者が身体の一部を

挟まれるおそれがあるときに、自動で装置が停止する戸等の安全装置の設置を義務づけた安衛則第 147 条違反が問われた事件で、当該会社は、全自動運転中は危険作業を行わないよう指導していたこと等から、具体的危険がなかった旨主張したが、規則第 147 条は、フェイルセーフの考え方を採用している（労働者に過失があつて機械に接触しても安全が保たれるよう図った規定である）ため、安全装置を設けなかった以上、違反が成立する旨判示されたこと、民事事件に関する関係判例では、元請らにより、さしたる安全教育が行われず、重機の運転にかかる合図者の指名や指揮系統の特定、合図の統一などが行われない前提で、ある孫請けが備車した重機が同じ会社の別の労働者に激突して腰椎挫傷の傷害を負わせたという事案で、安衛則第 2 編第 1 章の 2 第 1 節、第 2 章第 1 節等の規定に照らすと、重機の運転者に信号者を予め定め、合図を統一し、作業内容や指揮系統を通知し、合図を確認して運転させること等が安全配慮義務の具体的内容になる旨判示されるなど、安衛則の関係規定の文言より、それらの規定に通底する趣旨を汲んだ解釈がなされていること、危害防止基準は、危険を定型化し、定型的措置を事業者を中心とする名宛人に課すことにより危害の防止を図るものなので、いっけん危害が窺われなくても、定型的な遵守が求められること、特に民事過失責任との関係では、定型的遵守のみならず、その趣旨を汲み、現場事情に即したより高度で柔軟な解釈に基づく危害防止措置が求められること、

コ 法第 20 条、第 21 条を具体化する

安衛則第 2 編（安全基準）からくみ取り得る危害防止基準の原則は、①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する、②機械等の点検、検査、整備などを義務づけると共に使用限度の超過を禁止する、③物との接触による危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる、④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させないようにする、⑤合図などによって労働者に危険への注意を喚起し、その回避を促し、安全かつ合理的な行動を促進する、⑥作業主任者などの現場責任者の選任・配置を含め、安全管理に関する指揮命令系統を整備し明確化する、という 6 点に集約されること、これは、1) 危険源の除去・低減、2) それが出来ない場合ないしリスクが残留する場合の追加的な安全・衛生工学的措置、3) それでも残留するリスクに対する人的措置、という 3 ステップ・アプローチとも共通すること、また、その嚆矢である工場危害予防及び衛生規則にもその要素が窺われること、

サ 安衛法の危害の事前防止的性格を反映して、安衛則が示す危害防止基準には、「危険を及ぼすおそれ」（第 130 条の 9 など）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第 147 条第 1 項）など、危険性を示す抽象的な文言（不確定法概念）が多く用いられており（状況・場合、物の全部ないし一部、場所）、方法ごとに想定される危険への対処を事業者が義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」・「もの」という要件を充たす場合には、事業者が課せられた危害

防止義務を例外的に免除しており)、行政権を発動する場合や刑事責任を課す場合等にその解釈が問題となるところ、判例(最3小決昭和48年7月24日)は、動力伝導装置に覆い・囲い等を設けなかったことで労働者が死亡し、安全管理責任者の刑事責任が問われた事案において、旧安衛則第63条第1項にいう「接触の危険」という文言について、労働者の操作ミス等を前提としたフェイルセーフの考え方を基準に、接触の抽象的な危険があればよく、たとえ通常の使用方法であれば危険が生じなくても、労働者は過失を犯し得ることを前提に、基準の定める措置を状況に応じて講じるべき旨を述べたこと、すなわち、危害防止基準は、基本的には、事業者らに定型的な遵守を求めるものであり、そこに含まれる「危険」、「おそれ」などの不確定法概念は、フェイルセーフの考え方に基いて解釈され得ることが示されていること、他方で、危害防止基準は、産業利益等との調整の中で、自然科学的な知見を踏まえた再発防止策の合意水準を示しており、監督取締行政との関係では、さしあたりここまで講じていれば大丈夫という免責基準としての性格も持つこと、労働者に一定の義務を課す危害防止基準は、それに労働者が違反した場合に、民事損害賠償請求事件において、過失相殺の根拠となり得ること、

シ 危害防止基準の履行は、関係諸規定との連携により初めて促進されること、そのため、本研究費による研究代表者の先行研究が、現行安衛法の趣旨とした以下の8項目の実現が図られるべきこと、

①リスク創出者管理責任負担原則を志向

すべき、
 ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
 ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
 ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なRAを実施させるべき、
 ⑤予防政策は、1次予防から3次予防まで包括的に形成されねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、まずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、
 ⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターナリスティックな面があっても、職域でできる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、
 ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
 ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学にも認識すべき。

等が示されている。

4 佐々木報告（第4章第22条～第23条）

佐々木報告は、第4章の事業者を名宛人とする危害防止基準の設定を図った第

20 条ないし第 25 条のうち、第 22 条と第 23 条について解説している。

同報告では、

ア 第 22 条は、主として原材料、機械器具等の設備及び精神疲労等を伴う作業等の健康障害要因を例示的かつ典型的に掲げ、それぞれに応じた規制によって、その防止を図ることを目的としていること、同条第 1 号は、有毒なガス、蒸気、粉じんによる中毒、皮膚障害、酸素欠乏症、病原体への感染など、主に呼吸や経皮による体内への吸収による健康障害の防止措置を義務づけていること、講ずべき措置の具体的内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則や特別規則等に定められていること、第 2 号は、放射線傷害、高温による火傷、低温による凍傷、騒音による難聴、振動による白ろう病、異常気圧等による減圧症など、物理的な要因による健康障害の防止措置を義務づけていること、第 3 号は、精密工作作業など、高度の精神神経活動によるストレス等にかかる健康障害の防止措置を義務づけていること、講ずべき措置の具体的内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則第 3 編第 4 章や事務所則第 10 条に定められていること、第 4 号は、ジクロロベンゼン、アルファーナフチルアミン等の要製造許可物質や、石綿、カドミウム、水銀等の特定化学物質や鉛等の化合物等を含む排気、アルキル水銀化合物、硫化ナトリウムや放射性同位元素により汚染された廃液等による健康障害や公害等の防止措置を義務づけていること、講ずべき具体的措置の内容は、法第 27 条第 1 項に基づく安衛則のほか、有機則、特化則、鉛則等の特別規則が定められていること、

第 22 条、第 23 条ともに、罰則（第 119 条第 1 号：6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金）が付されていること、

イ 安衛則では、第 3 編第 1 章（有害な作業環境）に、以下のような法第 22 条を具体化する基準が定められていること、

有害原因除去のための 3 ステップアプローチ（第 576 条）、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする 3 ステップアプローチ（第 577 条）、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での（排ガスをもたらず）内煙機関の使用禁止（第 578 条）、局所排気装置の排気の無害化措置（第 579 条）、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理（第 580 条）、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等（第 581 条）、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置（第 582 条）、坑内作業場におけるガス濃度の抑制（第 583 条）、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等（第 583 条の 2）、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置（第 584 条）、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守（第 585 条）、有害物や病原体等の集積と表示（第 586 条）、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場（第 587 条）、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場（第 588 条）、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場（第 589 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な

騒音測定等（第 590 条）、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等（第 591 条）、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における定期的な炭酸ガス濃度の測定等（第 592 条）、

著しい暑熱、低温、低温物体、有害物、有害光線、ガス・蒸気・粉じん等の発散、病原体による汚染等の危険源にばく露し得る業務をさせる際の適当な保護具の備え付け（第 593 条）、皮膚障害をもたらす物や経皮吸収有害物等にばく露し得る業務をさせる際の適当な保護具等の備え付け（第 594 条）、強烈な騒音に晒され得る場合の耳栓等の保護具の備え付け（第 595 条）、同時就業者分の保護具の数の備えとメンテナンス（第 596 条）、労働者による保護具使用の指示の遵守（第 597 条）、保護具等による疾病感染リスクがある場合の個別の保護具の備え付け等（第 598 条）、

ウ 有機則は、昭和 33 年ころ、大阪と東京で、ヘップサンダルの製造やポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がベンゼン中毒と判明したことを契機として、有害性が明らかな有機溶剤 51 種類を選定し、それらによる労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、有機則等の特別規則は、安衛則に対する特別法に当たり、内容が競合する場合には、優先的に適用され、その余は安衛則が適用されること、

法第 22 条に基づき有機則第 2 章が定めている危害防止措置は、第 1 種、第 2 種有機溶剤については、発散源密閉設備、局

所排気装置、プッシュプル型換気装置であるが、第 3 種有機溶剤については、全体換気装置でもよいとされていること、通気の問題が生じ易いタンク内の有機溶剤業務では、一定のマスクの使用を求めていること、

エ 鉛則は、戦後に新たな鉛化合物や鉛作業の登場とそれによる中毒者の発生を前提に、昭和 42 年に、労働基準法の衛生関係特別規則として制定された経緯があること、鉛は、その製錬、加工等の際に発散するヒューム、粉じんへのばく露で、疝病、四肢の麻痺などの悪質な中毒を発生させること、鉛則でも、局所排気装置やプッシュプル型換気装置の設置、労働者に保護具を使用させることなどが事業者に義務づけられていること、

オ 四アルキル鉛則は、ノッキング防止のため自動車等の燃料に添加する無色の液体で、蒸気の吸引により頭痛、吐き気、著しくは錯乱状態等の健康障害をもたらす四エチル鉛等について、省庁横断的な協議の結果、1951 年（昭和 26 年）に施行された四エチル鉛危害防止規則に淵源を持つこと、しかし、それは、製造、輸送における中毒を想定していたところ、昭和 37 年 7 月頃の横浜市の米軍石油貯蔵タンク清掃作業で作業員 29 名の四エチル鉛中毒を生じた（うち 4 名が死亡した）災害を踏まえ、改正されて昭和 36 年 5 月に四エチル鉛等防止規則となり、更に、昭和 40 年 10 月に、ぼすとん丸の四エチル鉛に汚染された船艙やタンクの清掃作業者が集団で中毒にかかった事件をきっかけに、四エチル鉛、四メチル鉛、その他いくつかの混合アルキル鉛を対象に、事業者を名宛人

として、装置を密閉式とすることから保護具の装着、特殊健診を含む総合的な対策を求めたのが四アルキル鉛則であること、

カ 特化則は、従来の特別規則による僅かな規制対象外の有害物質のうち、特定の物質を取り扱う労働者の健康被害が多い実態、従来の安衛則の規制内容に具体性を欠いていたこと等に鑑みて、公害対策も視野に入れ、昭和46年に労働省が制定した特定化学物質等障害予防規則と、それに紐づく3つの告示(ガス等の気中濃度関係、特殊健診の対象関係、作業主任者講習関係)を嚆矢としていること、昭和47年の現行安衛法に製造許可、有害性の表示等の制度が盛り込まれたことを踏まえ、内容の充実化が図られ、以後も複数回の改正が重ねられたこと、

他の法令との関係についてみると、安衛法本体との関係では、法第55条が黄燐マッチ、ベンジジン等の製造、輸入、譲渡等の禁止、第56条が、ジクロロベンジジン、ベリリウム等の製造を大臣の許可制としつつ、その取扱いについては、本規則上の第一類物質として、その基準に委ねていること、安衛法上の製造等の禁止、製造許可の対象外物質は、有機則や本規則による類型別の管理に委ねられていること（第一類：重度の慢性疾患を発生させ得るため、安衛法第56条で製造許可の対象とされている物質、第二類：(重度の)慢性障害を発生させ得るため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備や局所排気装置の設置を要する物質、第三類：大量漏洩により急性障害を生じ得るため、屋内換気装置等一定の設備を要する物質）、有機則等他の特別衛生規則との関係では、本規則

は対象物質の用途や有害性の多様性などを踏まえ、対象となる作業の特定はせず、それを製造又は取り扱う作業を全て対象としていること、特化則は、発がん性物質の規制を重視しており、従前は有機則が規制していたクロロホルム10種を、その第二類物質の「特別有機溶剤」に位置づけ、ばく露記録の長期保存、作業主任者の選任等を規定したこと（その後、1, 2-ジクロロプロパン等が追加された）、有機溶剤とは、特定有機溶剤の含有率が1%超か否か（超の場合、特化則適用）、特定有機化合物と有機溶剤の合計含有率が5%超か否か（超の場合、有機則適用）（各1%、5%双方超の場合には両規則の適用あり、各1%、5%双方以下の場合には、両規則とも適用なし）で適用の棲み分けが図られていること、

本規則は、ガス、蒸気又は粉じんによる健康障害防止措置として、設備上の措置のみでは不十分な場合等における防護具の備え付け等を定めていること（第7章）、

キ 高圧則は、ケーソン内部作業や潜水作業などの高圧条件下での就業では、圧気下体内に浸透した気体が低圧化すると気泡に変わり、細い血管を塞ぐなどして、関節痛、けいれん等を生じる高血圧障害等の防止のため、旧労基法の下で1961年に制定され、その内容が現行安衛法の制定の際に策定された旧高圧則に引き継がれたこと、その後、1976年2月に栃木県の大瀬橋建設工事で一酸化炭素を含む空気の送給により、ケーソン内にいた労働者6人が一酸化炭素中毒で死亡する災害が発生したことを契機に、当時の安衛則の安全基準内の高圧作業にかかる危険防止に關す

る規定を統合するなどして充実化し、現高圧則（昭和 52 年労働省令第 2 号）ができたこと、規則内には、高圧室内業務の設備、潜水業務の施設等（第 2 章）、高圧室内業務の管理（第 3 章）等が定められていること、

ク 電離則は、吸収された物質をイオン化（中性物質をプラスやマイナスの電荷を帯びたイオンにすること）させ、人体に影響を及ぼす X 線などの電離放射線による健康障害の防止を目的とした規則であること、①戦後の経済復興時に X 線装置や放射性物質の利用が増える一方、関係者の知識が乏しくて健康障害等が多発したことを踏まえて、昭和 20 年代後半に関係する様々な行政通達が発せられたこと、②昭和 32 年に放射性同位元素等による放射線障害の防止法が制定されたこと、③技術革新で電離放射線の取扱い範囲が広がったこと等から、昭和 34 年に電離則（労働省令第 11 号）が施行されたこと、その後、昭和 33 年の国際放射線防護委員会（ICRP）慣行を踏まえた全面改正を経て、昭和 47 年に現行安衛法の制定を踏まえて新規則となったこと、しかし、非破壊検査の装置の放射線源による災害の多発等を踏まえ、昭和 48 年に電離放射線障害防止対策要綱が公表されたこと、1999 年の東海村 JCO 臨界事故を受けて、規則改正が行われたこと、2011 年の東日本大震災による福島第一原発事故により、本規則の改正と共に、除染則が制定されたこと、

本規則は、第 2 章で、管理区域を設定して標識により明示すべきことや、労働者が常時立ち入る場所について、遮蔽壁や局所排気装置の設置等により実効線量が所

定限度内となるようにすべきことや、放射線にばく露する労働者が受ける線量を測定すべきこと等を定めていること、第 4 章で、放射線濃度にかかる作業環境管理、保護具や作業衣を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

ケ 酸欠則の前身は、昭和 36 年から 37 年にかけて、東京都内の高速道路工事現場で相次いで生じた酸欠による作業員の死亡災害等を受けて昭和 42 年に発出された「酸素欠乏症の防止について」と題する労働省通達に遡ること、しかし、その前後にも酸欠による災害が継続し、昭和 43 年 11 月には「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたが、増加の一途を辿ったため、強制力のある規則を単独で制定したのが、「酸素欠乏症防止規則」（昭和 46 年労働省令第 26 号）であったこと、昭和 55 年に滋賀県彦根市のゴミ焼却炉の汚水処理施設で、硫化水素中毒により計 5 名が死亡する災害が生じたことを受け、同中毒も視野に入れ、「等」を付した酸欠則が制定されたこと、

本規則は、酸欠危険のある作業場所を広く列挙して、対象範囲を定め、種々の防止措置の確保を図っていること、防止措置としては、作業環境測定を筆頭に、換気（による一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の抑制）、換気を行えない場合等に保護具を使用させること、入退場者の点検、酸欠危険作業従事者以外の者の立入禁止、作業主任者の選任、特に危険な酸欠危険作業（第一種酸欠危険作業）従事者に対する特別教育、退避、酸欠症状による転落の防止措置等を規定していること、

コ 粉じん則は、長期間にわたる粉じん

の吸引による肺の病変による不可逆、難治性の健康障害（けい肺、溶接肺等）の防止のため、昭和 35 年に制定され、同 52 年に改正されたじん肺法を基礎としていること、同法の 52 年改正は、じん肺有所見者数の多さを踏まえたものであったこと、本規則は、同改正の際に、職場における粉じんの規制（作業環境、ばく露防止にかかる規制）の強化を求める声を受けて昭和 54 年に策定されたこと、

本規則は、第 2 章に、粉じんの発散の防止／抑制を目的として、特定粉じん発生源に対する密閉設備や局所排気装置、ブッシュプル型換気装置の設置、湿潤状態保持設備の設置、その他の粉じん作業にかかる措置（測定結果に応じた換気風量の増加、坑内作業場における切羽近くでの粉じん測定等）、第 6 章に、ばく露防止のための保護具、一定の作業については有効な呼吸用保護具を労働者に使用させるべきこと等を定めていること、

サ 石綿則が対象とする石綿は、有用な天然鉱物として古くから利用されてきたが、発がん性等の影響が明らかとなり、日本を含む 60 か国以上で輸入や使用が禁止されていること、中皮腫の場合平均平均 40 年、肺がんで平均 30-40 年の潜伏期間が認められていること、

元は、安衛法と特化則等で健康障害防止措置を講じさせて来ていたが、平成 7 年、16 年の安衛法施行令の改正で、石綿含有製品の製造等が禁止され、使用量が大幅に減ったこと、しかし、昭和 50-60 年頃に建設された建築物に石綿含有建材が多く含まれており、その解体等の増加による労働者のばく露機会の増加が予想され、なお

かつ、ばく露防止に必要な措置が特化則所定の措置と大きく異なっていたため、平成 17 年に単独規則としての石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）が制定されたこと、その特徴は、①石綿等（石綿及び石綿を 1% 以上含有する製品等）が使用された建築物の解体等にかかるばく露防止対策の整備、②石綿等が吹き付けられた建築物の管理、③石綿含有製品の計画的代替化の促進であったこと、本規則が制定された年に、偶然、クボタで従業員 79 名が石綿疾患で死亡し、近隣住民にも被害が発生していたことが明らかとなったこと（「クボタ・ショック」）、

本規則は、第 2 章で石綿等取扱い業務等にかかる措置を定めており、その第 1 節は、建築物、工作物、船舶の解体等（解体、破碎等）のほか、吹き付け石綿等の封じ込めや囲い込み作業での健康障害防止措置として、石綿等の使用の有無の目視、設計図書等による調査、その結果の記録、使用の有無が不明な場合の分析調査と結果の記録、これら事前の調査結果を踏まえた作業計画の作成と、それに沿った作業の遂行、建築物の吹き付け石綿等の囲い込み作業や建築物の張り付け石綿等が使用されている保温剤等の除去か囲い込み作業についての当該作業従事者以外の者の立入禁止措置及びその旨の表示等を事業者に求めていること（第 3、4、7 条）、第 2 節は、建築物の解体等の場面ではなく、吹き付けられた石綿や石綿含有保温材の損傷、劣化等により石綿等の粉じんを発散させ、労働者のばく露危険がある場合に、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じるべきこと、臨時に就業させる場合には、

（除去等までは実施しなくてよいが、）呼吸用保護具等を使用させるべきこと等を規定していること、第 3 節は、建築物関係以外で石綿等を取り扱う業務等について、発散源の密閉、局所排気装置の設置等を求めると共に、石綿等の切断等の作業については、湿潤等の措置を講じると共に、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者に義務づけていること、そして、第 2 章で定められた作業を含め、石綿等を常時取扱い、もしくは（石綿による健康障害防止等を目的とする）試験研究のため石綿そのものを製造するか、一定の石綿を含有する製剤等の石綿分析用試料等を製造する作業場では、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを 40 年間保存させること等を使用者に義務づけていること、

シ 法第 22 条の淵源は、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第 13 条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、ガスや蒸気、粉じんなどの危険源について、排出密閉、必要のある者以外の立入り禁止、作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、現行安衛則の衛生基準や特別規則が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947 年に制定された旧労基法第 42 条が、使用者に安全衛生にかかる一般的義務を課し、他方で、当時は工場法施行令、同施行規則、工場危害予防及び衛生規則など様々な規則に分散していた内容を、労基法

の体系下に位置づけると共に、ILO の条約・勧告を参照し、なおかつ工場監督行政の体験を踏まえて、同じく 47 年に、旧安衛則が制定されたこと、旧安衛則等の諸規則には、後に法に格上げされた事項（作業主任者、安全・衛生委員会、急迫した危険時の労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間制限、技能講習等）が定められていたこと、

ス 法第 22 条の射程が広いこと、背景となった災害は特定できないが、実質的には、それに紐づく特別衛生規則の前述のような災害が該当するであろうこと、もっとも、鉛則や特化則のように、中毒者数の実態調査が背景となった特別規則があり、災害のみが背景とは限らないこと、金属中毒や粉じんによるけい肺のように、大正時代から注目されていたものもあったこと、

セ 関連判例のうち、林野庁高知営林局事件では、林野庁が、昭和 32 年頃にチェンソー、同 36 年にブッシュクリーナーを本格導入して任用した職員に使用させていたところ、振動障害に罹患したため、損害賠償請求された事案につき、1 審は、鉸打機や削岩機等による振動障害から、これらの機械の導入によるリスクは予見できたのに、当該リスクに関する調査研究をせずに使用させたこと等は過失だとしたのに対し、2 審及び上告審は、予見可能性を全否定はできないが、公務員災害補償制度の適用以上に民事過失責任を負わせるほどの違法性はなかったなどとして、林野庁の責任を否定したこと（もっとも、これは安全配慮義務のリスク管理義務としての本質を否定したのではなく、公務にかかる事案のため、容易に国等の責任を認めるべ

きではなく、公的補償に委ねるべきとの考えが基礎にある（：民間企業の場合には異なった結論になる）判断のように思われる）、

東北機械製作所事件では、木型・金型修理・塗装工が、10年以上、換気扇がなく防毒マスクも使用しないまま、溶剤としてシンナーを使用していたところ、有機溶剤中毒症に罹患したとして、雇用主であった会社に損害賠償を求めた事案につき、会社は、まずは換気装置等を設置して作業環境を改善し、次に保護具を使用させるべきだったのに怠った点で過失責任があるとしたこと、

三菱重工神戸造船所（騒音性難聴）事件では、全審級において、本件の元請は、下請の労働者と指揮命令関係にあり、元請が管理する労働手段を使用し、作業内容も元請の従業員とほぼ同じだった以上、当該下請労働者に対して安全配慮義務を負い、その内容は、労働省が作成した安全衛生のしおりに記されている措置（①環境改善、②騒音測定、③防音保護具の装着、④作業教育、⑤聴力検査）と同一であるところ、これらの一部を怠った以上、同義務違反があるが、下請労働者側も、従前の経験から騒音の存在を知りながら、下請に採用されて元請の管理下で就業し続け、耳栓を完全に装着していなかった等の点で過失相殺されるとされたこと、

三菱重工神戸造船所（振動障害）事件では、1、2審共に、チェンソーとそれ以外の振動工具による振動障害防止のため、それぞれに関する通達を踏まえ、会社側には、①工具の選定と保持、②作業時間管理、③作業標準の設定、④操作・作業方法の指導

その他の教育、⑤保護具の支給と使用の徹底等を行う安全配慮義務があったが怠ったとして過失責任を認めつつ、被災労働者の血管収縮作用がある喫煙のほか、過度のアルコール節酒、単車運転による寒冷ばく露につき、賠償額の減額事由になると判断されたこと、

喜楽鋳業（有機溶剤中毒死）事件では、労働者が、おそらく、工場の廃溶剤タンクの底部に溜まったスラッジの清掃を、送気マスクや安全帯を装着せずに行っていたところ、有機溶剤中毒で死亡したために遺族から雇用主に損害賠償請求された事案で、法第22条が、事業者には、原材料、ガス、上記、酸素欠乏空気等による健康障害防止措置を課し、有機溶剤の易体内吸収性や毒性の強さから、有機則が定められた経緯などから、本件の雇用主には、有機溶剤を取り扱う労働者への有毒性、取扱い上の注意等の教育の徹底、安全管理体制や本件タンク内に入るには、送気マスク等の保護具を装着すべきこと等を記した作業手順の整備等を行い、労働者の知識不足や慣れから生じる不注意等による災害を防止する注意義務があったが怠ったとして、過失責任が認められたこと、

化学メーカーC社（有機溶剤中毒等）事件では、有機溶剤を取り扱う検査分析業務に従事していた従業員が、化学物質過敏症や中枢神経機能障害との診断を受けたことから、会社の安全配慮義務違反又は不法行為による損害賠償を請求したという事案で、安衛法やそれに紐づく規則は、その趣旨や具体的な状況下で、安全配慮義務の内容となり得る旨を述べたうえで、本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるク

ロロホルムと第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサンを使用し、有機則の適用を受けるため、会社は、同業務を行う部屋に局所排気装置等を設置する義務を負っており、それは安全配慮義務の内容でもあったが、同装置を設置していない部屋があった点につき、同義務違反となること、業務時間が短い等の場合、保護具を使用させることを前提に同義務が免除されることがあるが、本件はその条件に該当しないこと、有機溶剤の毒性等から、保護具を使用させることも、使用者の安全配慮義務の内容となるが、会社は、保護具の機能を満たさないマスクを設置したのみだったので、同義務に違反していたこと、有機溶剤業務については、法令上、作業環境測定が義務づけられ、それが作業環境管理の基礎的要素であるため、やはり安全配慮義務となるが、会社は、それを果たさなかったこと等から賠償責任を負う旨の判断が示されたこと、

国賠訴訟である大東マンガン事件では、マンガン精錬所でマンガン鉍の製錬作業に従事してマンガン中毒に罹患した労働者らが、当該被害は、安衛法第 22 条及びそれに紐付く特化則違反の状態を労基署が放置したことよるとして、国賠請求を行った事案につき、2 審は、行政官庁の権限行使は、その合理的裁量によるものであり、少なくとも当該事業場につき労働者に切迫した「重大な危険」が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法では危険の発生を防止できず、なおかつ行使すれば防止し得た場合に初めて国賠責任が生じ得る旨を述べたこと、

ソ 適用の実際について、最近の労働基準監督年報をみると、第 20-25 条の違反

において、有機則違反が最多で約 2300 件、次に特化則違反が約 2000 件、粉じん則違反が約 1500 件、安衛則違反が約 400 件で、電離則、鉛則、高圧則の違反は 2 桁台で少なく、四アルキル鉛則違反はゼロだったこと、

タ 第 23 条は、場所、機械器具、原材料等を含め、労働者の作業環境及び作業そのものの衛生や風紀等への配慮を義務づけた規定であること、建物等の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の衛生等に関する代表的な紐付き規則には、安衛則と事務所則があり、このうち安衛則の第 540 条は、安全な通路の設置と維持、標示、第 543 条は、機械間、機械-他設備間の通路幅を定めていること、本条には罰則（法第 119 条第 1 号：6 ヶ月以下の懲役又は 50 万円以下）があること、

チ 本条に紐付く主要な特別衛生規則である事務所則は、従来、事務所労働に適用されてきた安衛則第 3 編の規定が、特定の有害業務（坑内労働、粉じん労働、暑熱・低温作業等）を対象としていたところ、日常的な事務労働一般について対策を講じる必要性が生じたこと、その背景には、①安全衛生行政の最低基準から快適基準へのシフト、②ILO における商業及び事務所における衛生に関する条約（120 号）・勧告の採択、③建築物における衛生的環境の確保に関する法律の制定等があったこと、現に、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等もあって、室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による外注の発生などの事務所衛生に関する問題が発生していたこと等を踏まえ、昭和 46 年に制定され、

翌年の安衛法制定に伴い、それに紐づく省令とされたこと、平成16年に、建築物の気密性の向上、化学物質を放出する建築材料の普及等を踏まえ、ホルムアルデヒド等による室内空気汚染への対策が加えられたこと、

事務所則では、第2章から第4章に危害防止基準が設けられており、第2章は環境管理の規制を担い、気積、換気、湿度、照度の基準設定、空気調和設備や機械換気設備による空気の浄化、燃焼器具を用いる室等での換気、安衛法施行令第21条第5号が定める室や建築基準法第2条第13号等が定める条件を持つ室など、特定の室等における定期的な作業環境測定、騒音及び振動の防止等を定め、第3章は清潔を担い、飲料水の供給、飲用・食器洗い用給水の水質の確保、排水の漏出の防止、清掃等の実施、ネズミや虫の発生防止、便所の男女別化や一定個数の確保、洗面設備の確保、第4章は休養を担い、休憩設備設置の努力義務、男女別の睡眠／仮眠場所や寝具等の設置、一定数以上の労働者を使用する場合の男女別の休養室／休憩所の設置、立業従事者用の椅子の設置、第5章は救急用具を担い、救急用具等の備え付けと場所の周知等を定めていること、

ツ 本条の沿革も、法第22条と同様に、行政官庁が、命令により、工場及び附属建設物並びに設備による危害や衛生、風紀等の侵害リスクがある場合の工業主への諸措置の命令等について定めた工場法第13条及び、それを具体化した工場危害予防及衛生規則にあり、同規則には、採光、換気、照明、救急用具、食堂や食器の清潔、男女別の更衣所や浴場の設置など、現行の事務

職則等が求める措置の原型が設けられていたこと、戦後は、1947年に制定された旧労基法第43条が、通路と休養以外の項目について、本条と同じ内容（建設物等に関する換気、採光、照明、保温、防湿、避難、清潔に必要な措置等）を使用者に義務づけ、第45条が、命令でそれを具体化する旨定めたこと、

テ 法第22条と同様に、法第23条も射程が広いため、背景となった災害は特定できないが、やはり、工場法時代から同種の規定が存在したことから、現代とほぼ同様の建設物等による衛生面での健康障害が生じていたと解されること、本条に紐づく事務所則は、都市部への人口集中、建築物の大型化、気密化等を背景とする室内空気汚染、冷房病、飲料水の汚染、悪臭、不完全なゴミ処理による外注の発生などの事務所衛生に関する問題の発生を背景としていたこと、

ト 関連判例のうち、刑事事件であるM製作所（安衛法違反被告）事件では、元請F製作所が農協連から受注した増設工事のうち設備工事を下請したY1社の取締役であり、その工事及び安全管理を統括していたY2が、別の建設工事会社から派遣されたAらを使用して、網状鋼板に付け替えるため、まずは機械室内の足場板を取り外して開口部（本件開口部）を生じたところで、別の場所でし残した作業を思い出し、ロープに白布を付けて目印として、その場を離れたところ、電気系統の点検に来た関係者のCが、そのロープを跨ぎ、その開口部から落下して死亡したことを受け、通路の安全確保を定めた安衛則第540条と安衛法第23条、第27条違反に

当たるとして、Y1 と共に、両罰規定（法第 122 条）により起訴された事案について、1 審が、本件開口部は、作業の工程と時系列を全体としてみると、本件工事のため、通路として用いられており、安衛則第 540 条が定める「通路」に当たるとしたのに対し、2 審は、同条にいう「通路とは労働者が通行する場所をいう」と述べた上で、本件開口部は、その発生時点から塞ぐ（予定の）時点まで、Y2 とその指示の下で就労していた派遣労働者らのほかに通行することがあり得ない場所だから、同条にいう通路には当たらないし、C は Y1 の労働者ではなかったため、Y1 の労働者にとっての通路とも言えない、と判断したこと（つまり、時系列的には開口部発生の前後は考慮せず、人的範囲については、Y1（と Y1 を代理する Y2）が使用する者のみを考慮する旨示したこと）、

ナ 民事事件である内外ゴム事件では、数年間、換気が悪い作業場で、保護具を着用せず、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた作業員が、慢性有機溶剤中毒に罹患した事案で、安衛法及びそれに紐づく安衛則や有機則の規定は、行政取締規定だが、その目的の一致から、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとした上で、本件では、一定の機能を持つ局所排気装置の設置（安衛法第 22 条、第 23 条、有機則第 5 条、第 14 条～第 18 条）、呼吸用保護具、保護手袋等の保護具（安衛則第 593 条、第 594 条、有機則第 32～第 33 条）が同義務の内容になるが、それに違反して上記中毒をもたらしたと判断されたこと、

ニ 最近の「労働基準関係違反に係る公表事案」から本条の適用の実際をみると、法第 23 条違反は、通路等に関する安衛則第 540 条違反の 2 件に限られていたこと、平成 30 年の労働基準監督年報では、第 20 条～第 25 条違反における安衛則違反は約 440 件、事務所則違反は 8 件だったこと、

ヌ 調査対象とした法第 22 条、第 23 条の原型は工場法時代から受け継がれ、その実質は、それに紐づく規則等によって形成されているため、変化への適応は、規則等の追加や改正を行うことで足りると思われること、

ネ 特別衛生規則の変遷は、①技術の発達、労働者の健康実態、災害的出来事の発生や社会問題化を背景とする充実化、②危害要因の（特質や重要性認識の）変化などに応じた細分化、③有機則と特化則の重畳的適用に代表される複雑化、に 3 点に集約され、これらの進展が、一定程度、労災や健康障害の防止効果を発揮したことは疑いないものの、事業者にとっての分かり易さや自律的な安全衛生活動の促進との相克が生じ得ること、仮に統合を図る場合には、危害要因の種別、ハザードのレベル、取扱い方法などの要素のいずれに着目するかを検討する必要があること、

等が示されている。

5 阿部（未央）報告①（第 4 章第 24 条～第 25 条の 2）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

6 山本報告①（第4章第26条～第27条）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

7 石崎報告①（第4章第28条～第28条の2）

（分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。）

8 三柴報告②（第4章第29条～第36条）

三柴報告②は、第29条から第36条に至る分担範囲のうち、第29条～第30条の3について、その趣旨や関係判例を調査すると共に、旧安衛則のブリーフを作成し、名宛人の整理を行った。

同報告では、

ア 安衛法については、遅くとも旧安衛則の頃から、民事事件はもとより刑事事件においても、規制の対象者を含めて、労災防止という目的に照らした柔軟な解釈がなされてきていたが（たとえば、旧労基法（旧安衛則）時代に、使用者を名宛人とする規定を元請人（の現場監督者）に適用し、その刑事責任を認める裁判例も出されていた（河村産業所事件（鍋田農協倉庫倒壊事件）名古屋高判昭和47年2月28日判例時報666号94頁）、旧労災防止団体の定め及びそれを継承発展させた現行法により、労働者を直接雇用する使用者以外の者に、どのような場面でどのような措置を義務づけるかが、かなりの程度明らかにされたこと、特に、第29条と第29条の2は、罰則こそ付さなかったものの、旧安衛則時代には直接的な定めがなく不明確だ

った、元方事業者の措置義務を具体的に定めたこと、

このことから、安全衛生に影響を及ぼす者を広く取り込む管理体制の構築が、現行安衛法の特徴の1つであり、別添の社会調査の結果からも、それこそが実際に労災防止効果を生んだ要素の1つと解されること、従って、今後の安衛法の改正に際しても、時代状況の変化を踏まえつつも、労災防止に影響を持つ者を広く取り込む管理体制の構築を図る必要があることが窺われること、

イ 前回の研究プロジェクトで中心的な検討課題の1つとした性能要件型規制（目的（：あるべき安全衛生状態）を法定し、その実現手段の選択は（一部の体制的、手続き的要素を除いて）規制対象者の裁量に委ねるイギリス型の規制手法）は、遅くとも旧安衛則時代には機械安全面等で採用されていたこと、

等が示されている。

9 淀川報告（第4章第33条～第34条）

（分担報告書の執筆は一部完了、ここでの整理は未了。）

10 井村報告（第5章第1節）

（今年度の改訂は一応完了。それを踏まえたここでの整理は未了。）

井村報告は、法第5章に属する第37条から第58条に至る分担範囲のうち、第37条について解説している。同条は、ボイラー・圧力容器、クレーン・ゴンドラ等、それ自体又はその取扱いに危険を伴う機械等（特定機械等）につき、構造規格への適

合審査を経て、製造許可を受けるべきことを定めている。3ステップ・アプローチ（先ずは、機械や建設プロジェクトの安全設計、ハザードレベルの低い化学物質の採用などの本質的な安全対策を講じ（1stステップ）、残存するリスクに対して、機械停止装置の装着、安全服の着用などの追加的防護柵＝安全工学、衛生工学的対策を講じ（2ndステップ）、それでも残存するリスクに対して、安全教育などの人的措置を講じる（3rdステップ）、というEU等で原則化している予防の方法論）のうち、1stステップの履行確保を図る規定であり、3rdステップの履行を図る規定、すなわち、そうした機械等を取り扱う者に免許や講習受講等の要件を課して、取扱いの適正確保を図る法第61条等とは両輪の関係にある。

同報告では、

ア 同条は、危険を伴う機械や有害物等につき、製造・流通段階での安全化を図ろうとする安衛法に特徴的な規制の一環であり、特定機械等を使用する事業者ではなく、その製造者を対象とした規制であること、条文上、特定機械等は、「特に危険な作業を必要とする機械等」であって、別表に掲げられたもののうち安衛法施行令で特定されたものに限られており、安衛法制定以後追加されていないが、定め趣旨からすれば、施行令が定めるものに限る必然性はなく、「特に危険な作業を要する機械等」の解釈を改めて検討する必要もあると解されること、

施行令により、同条の対象とする特定機械等のうち、ボイラーは、一定以上の伝熱面積、最高使用圧力、胴の内径及び内容積を持つ等の条件を全て満たすものに限定

され、第一種圧力容器（内容物が大気圧の沸点を超える温度の液体（飽和液）であるものを指す）は、一定以上の最高使用圧力、胴の内径、内容積を持ち、容器内の圧力が大気圧を超える等の条件を全て満たす容器に限定され、クレーン、リフト、ゴンドラも、（過去の災害例や事業場での安全管理が適当か否か等の観点から）施行令で定義されたものに限定されていること、

イ 同条が規制対象とする特定機械等については、古くから、製造、設置等につき、検査による許可制度が設けられ、同条は、それらをほぼそのまま継承する形で策定されたこと、例えば、

ボイラーについては、明治時代に警視庁が取締規則で構造規定に基づく検査、設置許可を定める一方、工場法が行政官庁の裁量による使用停止命令を定め、1935年（昭和10年）には、内務省が構造規格、設置基準、取扱責任者等を定めた取締令を策定して、缶体検査に合格していないボイラーの設置を禁じ、1937年（昭和22年）の労基法制定に際して、旧安衛則が、ボイラーの高圧化の流れを踏まえて、溶接を要するボイラーの製造を許可制とし、1959年（昭和34年）には、ボイラーの技術的進歩等を踏まえてボイラー則が制定され、全てのボイラー・圧力容器を対象に製造許可制が採用されていたこと、

クレーン等については、1937年（昭和12年）に、労働者災害扶助法に基づき制定された土木建築工事場安全及衛生規則で、（当時は）デリックを中心とする起重機等の巻上装置の構造規制が行われ、その後、1937年（昭和22年）の労基法制定に際して、旧安衛則第327条が、一定以上

の巻き上げ能力や大きさを持つ起重機等の揚重機につき設置認可制を採用したが、クレーンの技術革新、関連労災の多発等を受けて、1962年（昭和37年）に旧クレーン則が制定されて、初めて製造許可制が採用されていたこと、

ゴンドラについては、戦前に特段の規制は存しなかったようだが、1937年（昭和22年）に、労基法第46条第2項が、特に危険な作業を必要とする機械器具につき、製造許可制を定め、1963年（昭和38年）に、旧安衛則第109条の6第6号が、巻上機に適切に作動する制御装置を設置するよう定めた後、1969年（昭和44年）に、高層ビルの建設ラッシュによるゴンドラへの需要拡大と関連労災の多発等を受け、ゴンドラ安全規則が制定され、製造許可制が採用されていたこと、

イ 関係する災害例をみると、ボイラーについては、1889年（明治22年）に石川県金沢市の大鋸谷製作所で死者9名、負傷者8名に達する破裂事故が起き、農商務省の技師による調査で、事前に原料や構造の検査を受け、熟練者が取り扱っていれば防げたと指摘される、ボイラー則が制定される直前の1955年（昭和30年）にも、横浜市鶴見区の製菓工場で、缶体の圧力を調整する安全弁の不備等による爆発事故が起き、死者2名、重傷者6名を生じる等の災害が発生していたこと、

クレーン等については、1927年（昭和2年）に上野松坂屋の工事現場で重量物をつり上げようとした起重機が、垂直に設置されていなかったために、支えとなるワイヤーも切断されて横倒しとなる事故が起き、死者4名、重軽傷者10名以上を生じ

る、1932年（昭和7年）に東京上野の地下鉄工事現場で、支えとなるワイヤーの品質の問題でエレベータが墜落し、4名が重軽傷を負う、クレーン則策定5年前の1957年（昭和32年）にも、川崎製鉄千葉製鉄所で、マスト（支柱。高さ60m）を補強する溶接が不完全だったことで、ウィンチでアーム（長さ55m）をつり上げようとした際にマストが倒れ、アームと共に崩れ落ちて死者5名、重軽傷11名を生じる等の災害が発生していたこと、

ゴンドラについては、1969年（昭和44年）に東京渋谷の西武百貨店で窓清掃作業中のゴンドラをつっているクレーン部分のギアのかみ合わせの問題からギアが外れてゴンドラが落下し、下を歩いていた小学生2名を含む3名が死亡する等の災害が発生していたこと、

以上のうちゴンドラの災害は、明らかにゴンドラ安全規則の制定を後押ししたこと、

ウ 特定機械等の製造許可申請を行う製造者が遵守すべき申請手続きについては、ボイラー則、クレーン則等の機械等ごとの個別の安全規則に定められており、概ね所轄の都道府県労働局長へ予め申請すべきだが、既に許可を受けたものと同一の型式であれば不要であることのほか、添付すべき書類が定められていること、それには、その構造を示す図面のほか、ボイラーの場合、強度計算、製造・検査のための設備（製品そのものではなく、製品を製造し、検査するための設備を審査する趣旨）、工作責任者の経歴、工作者の資格・数、溶接による場合、溶接施工法試験結果、クレーンの場合、強度計算（機械等の構造及び部材の作業上発生する負荷に対する耐性。通

常、材料の強度と装置の許容応力から安全率を算出する)の基準(ただし、実務上は、計算式のみでなく、計算結果まで添付が求められている)、製造過程で行う検査設備、主任設計者と工作責任者の経歴等が定められていること、また、申請を行う製造者が準拠すべき製造許可基準も公表されていること、

エ 関連判例に富士プロイラー事件静岡地判昭和 58 年 4 月 7 日があり、原告会社が購入した乾燥機に設計とは異なる製造の問題があったことで、原料投入口の鉄蓋が吹き飛び、同機内の鶏の肉片等が付近の住宅等に飛散し、操業停止から廃業を余儀なくされたため、同機の製造ないし落成に際し、構造検査等を適正に実施せず、安衛法上の諸規則が定める許可基準を充たさないのに許可を出した等として、国(労基署長)を相手方として不法行為損害賠償請求をした事案につき、判決は、安衛法上の第一種圧力容器に関する諸規則が、製造許可、構造検査、落成検査等の審査手続きを行うのは、労働安全衛生を目的とし、国が事業者に対してその安全性を保証する制度ではなく、仮に規格適合性審査が不十分な容器が設置されることになっても、事業者との関係では違法性を論ずる余地はないとし、控訴審(東京高判昭和 60 年 7 月 17 日)も、その判断を支持したこと、等が示されている。

11 長谷川報告(第 5 章第 2 節)

(分担報告書の執筆は概ね完了、ここでの整理は未了。)

12 阿部(理香)報告(第 6 章)

(今年度の改訂は一応完了。それを踏ま

えたここでの整理は未了。)

阿部報告は、法第 6 章に属する第 59 条から第 63 条について解説している。この章は、労働者への安全衛生教育を中心として、一定の危険有害業務への資格を持たない者の就業制限、中高年齢者等の適正配置等について定めている。

同報告では、

ア 安全衛生教育は、主に「錯覚」、「焦り」、「慣れ」等の人的要因による災害の防止を目的とするものであること、

イ 本章の条文とそれに紐づく政省令が定める安全衛生教育制度は、現行法によって具体化・充実化されると共に、体系的に整備されたこと、例えば、雇い入れ時教育制度(第 59 条第 2 項)は旧労基法時代からあったが、作業内容変更時教育(第 59 条第 2 項)や一定の危険有害業務に従事する者への特別教育(同条第 3 項)、職長等の現場監督者向けの教育(第 60 条)は、現行法に初めて盛り込まれたこと、

ウ 現行法での教育制度の整備の背景には、その制定前には毎年 6,000 人超の労災による死亡者が生じており、昭和 46 年の労災防止計画で教育制度の強化が対策の柱の 1 つとされたこと、現に、教育の懈怠が社外工や顧客にまで被害が及ぶ重大な労災の重要な原因となったと思われる例が生じていたこと、他方、適当な教育内容の背景依存性(事業場の特質や業務の性格等の諸事情に左右されること)を理由に年少労働者への教育不足があっても事業者には過失なしとした司法判断(良工社女子年少者就業制限等違反被告事件・名古屋地判昭 26・9・19)もあったこと等の経緯があったこと、現行安衛法の制定後も、東

海村核燃料施設臨界事故等の災害例によって制度の拡充が促されたこと、

エ 派遣労働者への雇入れ時の安全衛生教育は基本的に派遣元が担うが、作業内容変更時教育は派遣元、派遣先双方、特別教育は、派遣先が担う立付となり、指針（「派遣労働者が講ずべき措置に関する指針」（平成 11 年 11 月 17 日労働省告示第 138 号、平成 30 年 12 月 19 日厚生労働省告示第 417 号））で、派遣先の実施義務が法定されていなくても、そうした性格を持つ教育は派遣元が派遣先に委託でき、派遣先には受託するよう求められていること、教育措置の懈怠による民事責任は、教育をなすべき立場等帰責事由の有無により、派遣元・派遣先それぞれが負うものであること、

オ 実施すべき教育の基本的事項は、安衛則第 35 条に定められているが、同条第 1 項第 8 号も定めるように、対象となる労働者が従事する業務等により可変的である（：背景依存性がある）こと、

カ 雇入れ時教育、作業内容変更時教育義務、特別教育には罰則が付されているが、職長等現場監督者向け教育義務には付されていないこと、また、内容の背景依存性から、前二者には教育時間数が定められていないこと（他方、特別教育については、安衛則第 36 条が定める 57 種の危険有害業務につき、実施内容や教育時間が、関係規則等に示されていること）、その分、労災防止の観点で内容を事業場や業務の特質に応じて実質化すべきこと、安全衛生教育が人的要因対策を主目的としていることから、今後、健康教育が強化されていくと一層意義を発揮すると思われること、

キ 一定の危険有害業務への従事者には、旧労基法時代から、危険度に応じて、免許取得、技能講習修了、特別教育修了の 3 種の資格要件が課されており（事業者にはそれらの資格を持つ者の活用や教育の実施、従事者には資格を得た上での業務従事が義務づけられてきた）、現行安衛法に特別教育制度が盛り込まれた後も、特別教育より上位の資格を持つ者には、その全部か一部が免除され得る定めとなっていること、

ク 職長等現場監督従事者対象の教育は、作業方法の決定、労働者の配置、仕事の割り振りなどの「監督の仕方」の教育であり、主に建設業、製造業等 6 業種での実施が義務づけられているが、ホワイトカラー系の業務でも必要性が増していると思われること、

ケ 一定の危険有害業務（安衛令第 6 条が定める 31 種）につき選任が義務づけられている作業主任者が職長等現場監督従事者向けの教育の対象から外されたのは、作業主任者にはより高い基準が設けられていること（免許や技能講習修了者でなければ作業主任者たり得ないこと）によること、

コ 法第 61 条は、免許、技能講習修了など一定の資格要件を持たない者を一定の危険有害業務に従事させることを罰則付で禁止しているが、対象となる危険有害業務は、安衛令第 21 条が定める発破、ボイラー、クレーン、重機関係作業等 16 種に絞られており、特別教育の対象となる 57 業務（安衛則第 36 条）より範囲が狭いこと、

サ 法第 62 条は、身体能力が低下する

が経験値が高いことが多く、雇用継続が様々な者のメリットになり得る中高年齢者等について、適正配置により、労災を防止しつつ雇用の維持を図ろうとした規定であり、通達では、中高年齢者のほか身体障害者が対象となる旨示されているが、その趣旨からすれば、未熟練労働者や精神障害者等にも適用されて然るべきと思われる、その際には、障害者雇用促進法に基づき発出された合理的配慮指針等が参考にされるべきこと、

シ 今後、プラットフォーム労働者（請負契約等に基づき個別的に仕事を引き受けて働くが、労働実態が労働者に類似する者）への安全衛生教育制度の適用が課題となると思われること、一人親方への安全衛生教育については、最近策定された「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」で、受講機会の確保が図られることとなったこと、
等が示されている。

13 石崎報告②（第 7 章第 64 条～第 68 条）

（分担報告書の執筆は概ね完了。それを踏まえたここでの整理も概ね完了。）

石崎報告②は、法第 65 条ないし第 68 条のうち、長時間労働者対象の面接指導制度に関する第 66 条の 8 ないし第 66 条の 9、ストレスチェック制度に関する第 66 条の 10 以外について詳説している。

同報告では、

ア これらの規定は、労働衛生の三管理と呼ばれる①作業環境管理、②作業管理、③健康管理を定めていること、①は、作業環境の有害因子を測定し、工学的対策等で

除去・低減するなどして、良好な状態を維持すること、②は、作業方法の管理により、有害因子へのばく露を防止すること、疲労・ストレスを防止すること等、③は、労働者個々人の健康状態を把握して個別的な対応策を講じたり、①②に反映させることと説明できること、①②③の順で優先されるべきだが、相互に関連させるべきこと、

イ 法第 64 条は、法制定当時、作業環境の快適化を定めていたが、平成 4 年の法改正で、第 7 章の 2 が、より幅広い職場環境の快適化を定めたことに伴い廃止されたこと、

ウ 法第 65 条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第 21 条に定めがあり、概ね、空気中に有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されていること、

このうち粉じんを著しく発散する屋内作業場（施行令第 21 条第 1 号）については、粉じん則第 25 条に「常時特定粉じん作業が行われる屋内作業場」と定義されており、ふるい分け、混合、袋詰め、坑内やずい道での掘削、鉋物の破砕、金属等の裁断、研磨、製品等に付着した物質の除去、粉体の運搬、金属の溶解等の一般的な粉じん作業（粉じん則別表第 1）のうち、「粉じんを著しく発散する」もの（坑内作業やずい道内建設作業における鉋物の掘削作業等 15 種類）が特定粉じん作業として列挙され（粉じん則別表第 2）、それに該当するとされていること、こうした作業では、じん肺や結核、気胸などの合併症を引き起こし易いこと、

暑熱・多湿の屋内作業場（施行令第 21

条第 2 号) については、安衛則第 587 条で、製鉄・製鋼業で用いる種々の炉(高炉、転炉、電気炉など)に関わる屋内作業場のほか、金属・ガラス加工業で用いるキュボラ(鉄を溶かして鋳物の溶湯を得るための溶解炉)等で金属・鋳物・ガラスを溶解ないし加熱、焼成、焼結する屋内作業場や、溶解金属を運搬する屋内作業場など、多量の蒸気を使用する染色槽での染色を行う屋内作業場、同じく金属/非金属の洗浄/めっきを行う屋内作業場、紡績・織布を行い、給湿を行う屋内作業場、ドライアイス等を取り扱う屋内作業場、労働者が冷蔵庫等の内部で作業を行う場等が該当するとされていること、

著しい騒音を発する屋内作業場(施行令第 21 条第 3 号)については、安衛則第 588 条で、鋳物・金属加工業における鋳打ち機、電動ハンマー、鋳物の型込機を取り扱う作業場、ロール機、圧延機による金属の圧延等に関わる作業場、通称ガラ箱による金属製品の研磨等を行う作業場、ドラム内の刃で木の皮を剥ぐドラムパーカーや丸太をチップ状にカットするチップパー等を用いる作業場等が該当するとされていること、

坑内の作業場(施行令第 21 条第 4 号)については、安衛則第 589 条で、炭酸ガスが停滞する(想定リスク:炭酸ガス中毒)、気温が 28 度を超える(想定リスク:熱中症)、通気設備が設けられている(想定リスク:酸欠)坑内作業場等が該当するとされていること、坑内作業場での炭酸ガス濃度(1.5%以下)、坑内気温(37 度以下)、通気設備の設置については、それぞれ安衛則に規定されていること、

中央管理式空調設備(空気の浄化、温湿

度や流量の調整等ができる設備)の設置建築物の室(施行令第 21 条第 5 号)については、事務所用のものに限り、事務所則の規制対象となっており、法第 22 条を根拠に室の一酸化炭素及び二酸化炭素濃度(事務所則第 3 条)、室の温度管理(事務所則第 4 条、第 5 条)などが定められていること、

放射線業務(原子炉運転業務、医療現場での診断・治療、機械の非破壊検査にかかる作業等)を行う作業場(施行令第 21 条第 6 号)については、電離則第 53 条で、①管理区域(放射線実効線量の合計が 1.3mSv を超えるおそれがある等、放射線量が強い区域)該当箇所、②放射性物質取扱作業室、③事故由来廃棄物等取扱施設(東電福島原発の事故で放出された放射性物質で汚染された廃棄物や土壌の取扱作業用の施設)、④坑内核原料物質採掘作業場が該当するとされていること、放射線の生体影響は、その種類、エネルギー、内部照射か外部照射かにより異なるが、全身被曝では造血器障害等、局所被曝では皮膚、眼、生殖腺等に障害が生じるほか、長期の潜伏を経て発症する障害として悪性腫瘍、遺伝性影響が生じること、

特定化学物質(労働者に健康障害を発生させる(可能性が高い)物質として、労働安全衛生法施行令(令)別表第 3 で定められ、特化則で第 1 類から第 3 類に分類して規制されている化学物質)の製造・取扱いを行う屋内作業場(施行令第 21 条第 7 号)については、特化則第 36 条と施行令別表の関連規定で、第 1 類物質と第 2 類物質の一部を扱う作業場が該当するとされていること、特化則は、がん原性等の

有害性のある物質を、第 1 類から第 3 類に分けて規制していること、作業環境測定の対象となる第 2 類物質は、漏洩とそれによる危害の可能性のある物質、クロロホルムなど発がん性が疑われる特別有機溶剤等（有機則から規制が移行したもの）、オーラミンなど尿路系器官に腫瘍を生じ得る物質等とされていること、また、特別有機溶剤のみ又はそれと有機溶剤を加えた成分の重量が全体の 5%を超える製剤等は、特別有機溶剤混合物として、特化則第 36 条の 5 の適用を受け、準用された有機則により作業環境測定対象とされること（これには、特化則第 36 条では測定対象外とされている特別有機溶剤の含有率 1%以下の製剤等も含まれる）、規則の適用関係を整理すれば、特定有機溶剤のみの成分が 1%を超え（混合物の成分が 5%を超え）るものは、特化則と有機則双方の適用を受け、特定有機溶剤のみの成分が 1%以下（だが、混合物の成分が 5%を超える）のものは、有機則のみの適用を受けること、特定有機溶剤のみの成分は 1%を超えるが、混合物の成分が 5%以下のものは、特化則のみの適用を受けることになること、作業環境測定の対象業務の多くは、特殊健診対象業務と一致するが、エチレンオキシドやホルムアルデヒドの製造業務のように、前者の対象だが後者の対象となっていないものもあること、

石綿等の取扱い・製造を行う屋内作業場（施行令第 21 条第 7 号）については、石綿等を取り扱ったり、試験研究のために製造する屋内作業場が該当し、石綿則の規制対象とされていること、石綿は、特化則の規制対象とされていたが、発がん性リスク

の重要性等に鑑みて、平成 17 年に石綿則が分離独立した経緯があること、また、昭和 50 年の施行令改正で、コークス炉での石炭燃焼時に発生するタール蒸気による肺がん発生リスクを防止するため、施行令第 21 条第 7 号後半で、コークス製造作業場も作業環境測定の対象とされたこと、

鉛業務を行う屋内作業場（施行令第 21 条第 8 号）については、施行令別表第 4 で、鉛、銅などの製錬等にかかる溶鋳等の取扱作業、鉛蓄電池、電線等の製造過程での溶融等の作業、物体表面を鉛の膜で覆う鉛ライニングの作業、溶融した鉛を用いる金属の焼入れ等（第 1 号～第 8 号、第 10 号、第 16 号）が該当するとされていること、他方、鉛の飛散が少量と考えられる鉛化合物を含有する釉薬（うわぐすり）の製造や利用、鉛装置内部の作業等は該当しないとされている（第 9 号、第 12 号、第 13 号～第 15 号）が、特殊健診対象とされていること、

酸欠危険を伴う作業場（施行令第 21 条第 9 号）については、施行令別表第 6 で、酸欠をもたらす要因ごとに列挙されていること、それには、物のサビ関係（鋼製のボイラー、タンク、長期間利用されていない井戸等）、物の呼吸関係（穀物、飼料、チップ等が入っている貯蔵施設等）、微生物の呼吸関係（し尿、汚水、雨水や海水が溜まっている暗きよ、醤油や酒を入れたタンク等）、不活性ガスの流入関係（爆発・酸化防止用の窒素が封入されたタンク等）、冷媒用ガス（ドライアイス等）関係（冷凍機室等）、酸欠空気等の噴出関係（メタンガスが発生する埋立地等、配管内のプロパンガスが噴出し得る配管替え作業場等、地

下駐車場など消火用の炭酸ガスの誤放出による酸欠危険作業場等、石油ガスの有志が生じる危険のある石油タンカーの油槽内等）等があること、このうち汚水等の微生物が発生する場所では、硫化水素が発生するおそれがあること、酸欠則では、一定の酸素濃度の確保と硫化水素濃度の上限を定めていること、

有機溶剤の製造・取扱いを行う屋内作業場（施行令第 21 条第 10 号）については、施行令別表第 6 の 2 に掲げられた 54 種類の有機溶剤とその混合物のうち、計 47 種類の第 1 種・第 2 種有機溶剤等が測定の対象とされていること、有機則第 1 条では、第 1 種有機溶剤の重量含有率が 5% 以上のものは第 1 種となり、双方とも重量含有率が 5% 未満でも、両者の合計含有率が 5% を超えるものは第 2 種となること、やはり施行令第 21 条第 10 号が測定対象の条件としている（* 同号は、別表第 6 の 2 に挙げられた有機溶剤の製造・取扱いを行う業務のうち、省令で定めるものを測定対象としている）有機溶剤業務には、染料、医薬品、農薬、化学繊維等の製造工程での有機溶剤のろ過、混合、攪拌のほか、有機溶剤を用いた印刷、つや出し・防水加工、有機溶剤が付着した物の乾燥、有機溶剤を入れたことのあるタンク内での業務等が該当すること（有機則第 1 条第 6 号）、特化則に定められた特別有機溶剤は、がん原性が認められるものであり、規制の趣旨が異なること、

エ 屋外作業場は、自然環境の影響を受け易い等の事情から定点観測前提の作業環境測定は困難と考えられてきたが、ガイドラインレベルながら、「屋外作業場等に

おける作業環境管理に関するガイドライン」がまとめられ、個人サンプラー（個人に装着できる試料採取装置）による測定と管理濃度による評価と管理が推奨されたり、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類曝露防止対策要綱（平成 13 年 4 月 25 日）や、ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン（平成 12 年 12 月 26 日、最終改正：平成 29 年 6 月 21 日）が公表されたりしていること、

オ 本条（法第 65 条）に基づく作業環境測定の対象（熱、粉じん濃度など）と頻度（作業開始前、半月に 1 度、半年に 1 度など）は、作業場の種類ごとに関係規則に定められているが、粉じん作業を行う坑内作業場の作業環境測定は、本条ではなく、粉じん則第 6 条の 3 に根拠があること、

カ 作業環境測定が義務づけられている作業場のうち、特定粉じんを著しく発散する屋内作業場、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設など、作業環境測定法第 2 条第 3 号、同法施行令第 1 条に定められた屋内作業場（指定作業場）は、測定に高度の知識や技術を要すること、重篤な健康障害を招くおそれ等から、作業環境測定士等による測定が求められていること（作業環境測定法第 3 条）、指定作業場について作業環境測定士等による測定を行った上での結果の評価については、安衛法第 65 条の 2、作業環境測定法第 4 条により、規則の定め（有機則第 28 条の 2、鉛規則第 52 条の 2、特化則第 36 条の 2、粉じん則第 26 条の 2、石綿則第 37 条）によりつつ、厚生労働大臣が定める作業環境評価基準に基づいて行わねばならないが、同基準第 1 条では、放射線関係作業

場は、作業環境評価基準による評価の対象から除かれていること（評価自体が免除されているわけではない）、唐澤正義氏によれば、放射線の強度の測定には、物理化学的な測定方法が確立され、電離則の第 3 条の 2、第 4 条～第 7 条に被ばく限度も定められていること等から、特化物や粉じん等のように、捕集されたサンプルの分析方法まで細かく規定する必要がなかったからと解されること、

著しい騒音を発する屋内作業場は、指定作業場ではないが、1992 年（平成 4 年）以後、作業環境測定基準第 4 条により、指定作業場と同様の測定方法（A 測定（単位作業場所の平均的な環境を調べるために、単位作業場内につき 6m 以内の等間隔で 5 点以上の格子点で測定）及び B 測定（ハザードの時間的・空間的な偏在や労働者の移動等を前提に、作業者が呼吸可能性がある中で最も濃度が高くなると考えられる点で測定））を行うべきとされていること、その実施のためのガイドライン（平成 4 年基発第 546 号）が公表されていること、単位作業場とは、有害物質作業場の区域のうち、労働者の作業中の行動範囲、有害物の分布の状況等を考慮して定められる作業環境測定の単位をいう（作業環境測定基準第 2 条第 1 項第 1 号）こと、測定対象となるのは等価騒音であり、これは、時間経過と共に変動する作業場内の騒音レベルを一定時間の中で測定して平均値を算出したものを意味すること、

キ 本条（法第 65 条）に基づく作業環境測定は、第 2 項に基づき厚生労働大臣が定める作業環境測定基準（昭和 51 年 4 月 22 日）に基づいて行われなければならない、そ

うしなければ、法定の測定を行ったことにはならないこと、同基準は、粉じん濃度から、気温、騒音、放射線等さまざまな危険源にかかる測定方法や測定機器について規定していること、基準が定める測定方法には、き束的なものと、「同等以上の性能を有しているもの」を許容する性能要件的なものがあること、現段階で、法第 65 条第 3 項に基づく作業環境測定指針は公表されておらず、従って、第 4 項（指針に基づく事業者や測定専門団体への指導等）は行われておらず、また、特殊健診に関する法第 66 条第 4 項とセットで規定された第 5 項（労働衛生指導医の意見に基づく事業者への作業環境測定等の指示）も運用されていないこと、

ク 作業環境測定は、個々の作業場の条件を踏まえ、的確に行われねばならず、そのため、生産工程、作業方法、発散物の性状等を踏まえ、対象物質、測定と管理の範囲、測定点、測定時間・時間帯、測定及び分析方法等にかかるデザイン（計画）が必要となること、

ケ 作業環境測定には、単位作業場内の平均的な有害物質の濃度分布を調べる A 測定、作業場内での有害物質の場所的、空間的な偏在を前提に、発散源発生時ないし発散源近くでの濃度を調べる B 測定が基本であること（作業環境評価基準第 2 条、関係通達）、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日からは、労働者の体に試料採取機器等を装着して、個々人の作業環境条件を測定する個人サンプリング法（C 測定、D 測定）をもって代えることが認められていること（令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示第 18 号による改定）、測定点の高さは、人の

呼吸域を意識して、50cm 以上 1.5m 以下となっていること、C 測定と D 測定の関係は、A 測定と B 測定の関係に近く、平均と特定の間にあること、すなわち、健康障害のリスクが高く、管理濃度が低く設定されている低管理濃度特定化学物質や有機溶剤を対象に、作業者の動きで呼吸域の濃度が変わるような条件で、複数の労働者に長時間サンプラーを付けてサンプリングを行うのが C 測定で、発散源が作業者と共に移動するような条件で、発散源に近い場所で濃度が最も高い時間に行うのが D 測定であること、主な捕集方法には、①ろ過捕集方法、②直接捕集方法、③固体捕集方法、④液体捕集方法、⑤冷却捕集方法があること、その選択は、常温・常圧で液体か固体か、昇華性があるか（固体が液体を経ずに気化するか）、粒子の大きさ、利用条件などで決定されること、

コ 粉じん濃度の測定では、作業環境測定基準第 2 条で、ろ過捕集方法（粒子状物質を含む気体または固体物質を含む液体を、ろ紙を通すことによりろ過し、粒子状物質または固体物質のみをろ紙上に捕集する方法¹⁾）と重量分析方法（分析する試料を秤量したのち溶液にとかし、沈殿などにより目的とする成分を純粋な化合物として分離し、その重量を測ることにより、試料中の目的成分の定量をおこなう分析法²⁾）（いわば絶対濃度測定法）が原則と

¹ ATOMICA の WEB サイト

（https://atomica.jaea.go.jp/dic/detail/dic_detail_746.html 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日）。

² 信州大学モジュール教材の WEB サイト

されているが、吸引時間が長いこと等から、より簡易な光散乱式等の相対濃度指示方法との並行測定が認められていること、2 年間第 1 管理区分の評価がされれば、労基署長の許可により、相対濃度指示方法のみでの測定が可能となること（粉じん則第 26 条第 3 項ほか）、相対濃度指示方法による場合には、絶対濃度測定法による数値との対比から算出した係数（質量濃度変換係数）を用いて、質量濃度を推計する必要があること、こうした測定法と評価法が、規則や基準に細かく規定されていること、けい肺をもたらしなど有害性が強い粉じん中の遊離ケイ酸の含有率の測定については、エックス線解析分析方法か重量分析方法によるべきことが定められていること

（作業環境測定基準第 2 の 2）、鉛の測定については、特定の波長の光を試料が吸収した光の度合いを試料液に当てて可視化して測定する吸光光度分析方法等の採用が規定されていること（作業環境測定基準第 11 条第 1 項）、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第 1 管理区分が 2 年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（同第 10 条第 2 項、第 3 項、第 13 条第 2 項）、

サ 放射線被ばくにかかる測定の技術と方法論はかなり複雑だが、それによる人体への影響の基本的な指標として、等価線量と実効線量（いずれも単位はシーベルト

（<http://zen.shinshu-u.ac.jp/modules/0032000004/main/index.html> 最終閲覧日：2021 年 4 月 18 日）。

(sV)) という概念が用いられていること、このうち等価線量は、人体が吸収する放射線の量（吸収線量という。単位はグレイ (Gy)) とその放射線の性格 (α 、 β 、 γ 、X、中性子など。放射線荷重係数で示される) を加味して算出するもの、実効線量は、その 2 つの要素に加え、放射線を受ける臓器側の感受性（組織荷重係数で示される）を加味して算出するものであること、要するに、放射能の人体への健康影響が関心事なので、その要素と認識されている放射線の量のほか、性格（物の透過力や破壊力（：原子核の周りの電子を失わせる（電離）など、原子の構造を変えて不安定にする力）など）と臓器側の受け止め（反応）が基本的な指標とされていること、

このうち放射線の性格や臓器側の受け止めを直接的に測るのは実際には難しいので、人の臓器の多くがそれより深くにあることを踏まえ、皮膚の表面から 1cm の深さの線量（1cm 線量当量と呼ばれる）を、線量計を人に取り付けたり、人を模した球体（ICRU 球という）と同様の機能を持つ機器を用いるなどして測定し、推計する方法がよく用いられていること（前者で測定するものを個人線量当量、後者を周辺線量当量という）、ただし、放射能の性質等により、浅い箇所の影響が大きくなる場合もあるので、70 μm の深さの線量（70 μm 線量当量と呼ばれる）を測定する方法も採られること、

この際に用いられる線量当量との用語は、放射線から人体が受ける影響を指す点で、等価線量や実効線量と似た概念で、単位はシーベルト (sV) で示されるが、それほど精度が高くないこと、線量当量率と

は、おおむね 1 時間あたりの線量当量を示し、単位は sV/h で示されること、

放射線障害防止法は、許可等を受けて、放射性同位元素（放射線を発する原子）など、放射線を発するものの取扱いや廃棄をする者に、所定の危険箇所（管理区域）での 1cm 線量当量率の測定を義務づけつつ、実施がかなり困難な場合、別の方法での推計も容認しているが、電離則は、実測を義務づけていること、もっとも、粉じん等の測定とは異なり、等間隔に測定器を置いて作業空間にある有害物の平均的な濃度を測る A 測定のような方法でなければならないとはされていないこと、

管理区域での身体の外部からの放射線（外部放射線）による被ばくの実際の測定には、線量当量率について、電離箱式照射線量当量率計、比例計数管、ガイガー・ミューラー計数管など、放射能がもたらす原子の反応（電離によるイオン化（原子が帯びる電荷（プラス・マイナス）のアンバランス）やそれがもたらす現象）ないしそれを人為的に促進して分かり易くした状態（電子なだれなど）を検出する機器、線量当量については、（一定条件下で）放射線量に応じて発光する性質を利用した、熱ルミネッセンス線量計、フィルムバッジ、蛍光ガラス線量計など、個々人に取り付けて、ある程度時間をかけて感応を検出する機器（個人線量計測装置と呼ばれる）などが用いられており、作業環境測定基準第 8 条は、以前は使用すべき機器まで定めていたが、一部の機器の廃止等もあり、現在は必要な性能を定める形式を採っていること、同条に紐付く告示では、JIS 規格が援用されていること、JIS 規格が指示しているサ

ーベイメータは、放射線のみならず、放射性物質（放射線を発する物質）そのものを対象とした測定も可能であること、

前述の通り、作業環境測定法第2条第3号、同法施行令第1条に定められた屋内作業場（指定作業場）では、作業環境測定士等による測定が求められているところ（作業環境測定法第3条）、放射性物質取扱作業室及び事故由来廃棄物等取扱施設も、電離則第55条の定めによりその対象とされ、なおかつ放射性物質の濃度（単位はベクレル（Bq））が測定の対象とされていること、放射性物質の濃度は、概ね放射能（放射線を発する能力）とその量の掛け合わせに等しく、その状態（粒子状かガス状かなど）、目的、採集箇所等に応じて適当な捕集方法が変わること、たとえば、作業室全体での空気汚染の検出には、汚染を確実に検出できる位置（排気口や作業場所の風下など）でのゼネラルサンプリングという方法、放射性物質を複数の室で取り扱う場合の各室での空気汚染の検出には、セントラルサンプリングという方法、逆に、作業者が吸入する空気中の放射性物質濃度を測るには、パーソナルサンプリングという方法が採られていること、分析方法には、全ガンマ放射能計測方法（放射線をエネルギーで区別せずに計測方法）、アルファ・ベータ・ガンマ線スペクトル分析方法（同じくエネルギー分布に基づいて計測する方法）等があること、

放射性物質の濃度の上限は、告示（昭和63年10月1日。最終改正：令和2年4月1日）に定められ、それを超えている場合には、原因を調査し、その範囲内に収める必要が生じ、それをもって足りるため、

放射線強度の測定の後と同じく、作業環境評価基準に基づく評価対象とはされていないこと、

シ 一部は前述した通り、指定作業場以外の作業場であって、作業環境測定士の選任が求められていないところ（暑熱、寒冷又は多湿の屋内作業場、著しい騒音を発する屋内作業場、坑内作業場、空気調和設備のある建築物の室、酸素欠乏場所）についても、作業環境測定基準第3条から第6条、第12条、関係ガイドライン等で、測定点が定められており、著しい騒音を発する屋内作業場については、A測定とB測定が求められていること、他の作業場についても、ハザード（危険源）の近くか、人体のハザードへのばく露状況を実際に捉える条件での測定が求められていること、

ス 作業環境測定法は、作業環境の専門的な担い手として、作業環境測定士と作業環境測定機関を定めており、前者は、第一種と第二種に区分され、現場に適合した作業環境測定にとって重要なデザインや、実際のサンプリングの基本については、いずれにも行わせるが、健康障害リスクが高く、測定や対策に一定の専門性を要することが多い指定作業場での測定等は、第一種に制限していること、また、鉱物性粉じん、放射性物質、特化物、金属類、有機溶剤の5種類の分析（解析）業務は、第一種に制限しており、第一種であっても、登録区分に応じた業務しか行えないこと、最近、作業環境測定の一環として導入された個人サンプリング法は、いずれも実施可能だが、講習の修了と登録が求められていること、作業環境測定士には、指定作業場での作業環境測定の業務独占（作業環境測定法第3

条)、名称独占(同法第 18 条)が認められていること(安衛法所定の 50 以上の資格のうち唯一)、

後者の作業環境測定機関は、自社で作業環境測定士を養成し難い中小企業の測定等を担うために法定された機関であり、指定作業場があるのに作業環境測定士に測定させられない事業者には、同機関への委託が義務づけられている(作業環境測定法第 3 条等)こと、厚生労働大臣か都道府県労働局長の登録を受けねばならず、測定する作業場の種類を担える第一種作業環境測定士の設置、所定の基準に適合した機器や設備の保有、事務所の保有などが登録要件とされていること(作業環境測定法施行規則第 54 条)、名称独占が認められていること(作業環境測定法第 37 条)、現在、各都道府県に数十程度存在していること、

セ 作業環境測定法には、日本作業環境測定協会という作業環境測定士や測定機関への情報提供と質等の管理を兼ねるような団体も定められていること、

ソ 作業環境測定士の資格を得るには、国家試験の合格と登録講習の修了が要件とされているが、環境測定の教授等は免除されること、受験資格には、概ね理系科目の履修と一定年数の労働衛生の実務経験が盛り込まれていること、第一種・第二種共通の試験科目は、労働衛生の一般知識と法令知識、作業環境測定のデザインとサンプリング、分析の概論であり、第一種固有の試験科目は、上述した第一種に制限された石綿等の鉱物性粉じん等の 5 種に関する選択科目であり、選択し、合格した科目について登録を受ける仕組みとなってい

ること(作業環境測定法第 7 条、第 16 条など)、医師・歯科医師・薬剤師については、全科目、その他、原子力、公害、臨床検査などさまざまな専門家について、一部の科目が免除されること、労働衛生コンサルタント、労働衛生専門官、監督官で 3 年以上の実務経験を持つ者については、労働衛生一般、労働衛生関係法令が免除されること、登録講習でも、労働衛生管理実務と作業環境管理にかかる基本的なデザイン・サンプリング実務が第一種・第二種の共通講習科目とされ、指定作業場での分析実務(エックス線回析装置、位相差顕微鏡、放射線測定器等の操作法の講習は、法律の別表に定められている)が第一種固有の講習科目とされていること(作業環境測定法別表第 2、令和 2 年 1 月 27 日厚生労働省告示)、新たな測定技術が開発された場合等を想定し、都道府県労働局長が必要を認めた場合に追加研修の受講を指示できる旨の定めがあること(作業環境測定法第 44 条第 1 項)、

タ 作業環境測定を行った際は、測定結果、実施者、実施時、実施方法、実施条件等を記録し、3 年間保存すべき旨の定めが多くの特例規則に設けられていること、一部の物質の測定記録の保存期間は、遅発性疾患への対応を想定し、長期に設定されていること(ベンジジン等のがん原性物質について 30 年間、石綿について 40 年間)、

作業環境測定の結果や、その評価に基づく対策は、衛生委員会の付議事項とされていること(安衛則第 22 条第 6 号)、

チ 本条(法第 65 条)は、現行安衛法制定時点で初めて設けられた規定だが、作業環境の測定に始める管理にかかる政策

形成の取り組みは、それ以前から進められていたこと、すなわち、当初は、昭和 23 年のいわゆる 1178 通達（基発代 1178 号）で作業環境管理の促進を図っていたこと、この通達は、当時の労基法が定めていた①2 時間以上の法定時間外労働制限、②女子年少者の就業禁止、③雇入れ時の特殊健診の対象となる有害業務の基準を明らかにするもので、①の対象は、暑熱・寒冷、有害放射線、じん埃や粉末の飛散、著しい振動、強烈的な騒音、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散等幅広いハザードにばく露する場所とされたが、②③の対象は、有害物の粉じん、蒸気やガスの発散する場所の 2 つだけとされたこと、ここに示された基準に確たる科学的根拠はなく、恕限度と呼ばれ、労働衛生の推進のため、当面妥当と考えられる基準値であったこと、実際には、その適合性の測定技術が確立していなかったため、履行確保が困難だったこと、ACGIH による TLV : Threshold Limit Value（当時は、成年男子が週 6 日、8 時間労働／日、現在は週 40 時間、8 時間労働／日で中毒発生危険が少ない濃度）との乖離も多かったこと、①については、昭和 43 年に作業列挙方式に改められたこと、

なお、1178 通達の 3 年後には、当時の労働省が、労働衛生試験研究補助金交付規程を公布し、作業環境改善のための労働衛生工学的技術の開発等に助成を開始していたこと、

ツ 1178 通達が発出された頃の労働衛生行政の重要課題はじん肺対策であり、労働省は、先ずじん肺巡回健診から始めてその結果を得て、1955 年（昭和 30 年）にけい肺等特別保護法が制定されたこと、しか

し、予防の基準となる濃度の裏付けが得られず、健康管理（特殊健診）と補償が中心とされたこと、対象は遊離けい酸じん又は遊離けい酸を含む粉じんに限られていたこと、健康管理の対象は作業列挙方式で規定され、濃度に関わりない対策の前提が採られたこと、これは粉じんの種類と発生要因が多様であることも踏まえた措置だったこと、1960 年（昭和 35 年）のじん肺法では、鉱物性粉じんに起因するじん肺等が広く対象とされたこと、粉じん発散の抑制等にかかる適切な措置が努力義務とされたこと、その後、1979 年（昭和 54 年）に粉じん則が制定されて初めて、粉じんにかかる作業環境測定の実施が義務づけられたこと、

テ 労働省は、1956 年（昭和 31 年）に、「特殊健康診断指針について」（昭和 31 年 5 月 18 日）を発出し、23 の有害業務を指定して、特殊健診を促したところ、それらの業務に相当の異常所見者がいることが明らかとなったこと、その 2 年後に、「労働環境における有害なガス、蒸気又は粉じんの測定方法について」（昭和 33 年 4 月 17 日）が発出され、当時問題視されていた 20 種類の気中有害物質を検知管で測定する方法を示したこと、同年 5 月に発出された通達（昭和 33 年 5 月 26 日）では、局所排気装置等の改善手段と共に、それにより達すべき抑制目標限度という基準（局排の側に設置してその性能を測るもの）が示されたこと、1960 年（昭和 35 年）には、有機則が、法令上初めて作業環境測定と共に局所排気装置の設置等の改善措置を義務づけたこと、

ト 昭和 40 年代には、公害の社会問題

化や職業性疾病の業務上外の判断のため、何をなすべきかを明確化するためにも、新たに制定された特化則等の特別規則に労働衛生の 3 管理を規定すると共に、作業環境測定が定められたが、いわゆる実施省令であり、法律上明確な根拠はなかったこと（強いて言えば、当時の労基法第 42 条）、

1972 年（昭和 47 年）の安衛法制定の際に本条（第 65 条）が規定されたことで、作業環境測定に法律上の根拠が設けられたこと、当初は、現行の第 1 項相当の規定のみが設けられ、特定の「作業場」（屋内作業場その他の作業場）について、省令に従い環境測定と結果の記録を行うよう義務づけたこと、これにより、従来は、測定しなくても直ちに違反にはならないが、測定結果が通達が示す基準に反していれば労基法第 42 条違反に該当し得たところ、逆になった、つまり、測定を義務づけるが、結果が基準違反でも処罰されなくなったと解されること、

ナ 特化則は、規制対象物質の（取扱いの）多様性、変異原性試験法の開発等を受け、規制対象として、作業ではなく物質を列挙すると共に、気中濃度による方式を採用したこと、安衛法制定に際して他の特別衛生規則と統合することもできたが、規制内容の特性、関係者の親しみなどから、従来の体系が維持されたこと、測定の精度を上げる必要性、精度を上げるにはサンプリングや分析の技量を要すること等から、研究会での検討を経て、1972 年（昭和 47 年）に特化物用の作業環境測定指針が公表されたこと、この研究会は、その後も改組も経つつ検討を重ね、作業環境測定ガイドブックを公表したこと、これが、その後の

日本作業環境測定協会『作業環境測定ガイドブック』の元となったこと、濃度規制の実効を挙げるため、特化則の施行と同時に告示（昭和 46 年 4 月 28 日労働省告示第 57 号）を発し、局排周辺の設置によりその性能を評価するための濃度基準を示したところ、一部に気中濃度の規制値との誤解を招いたこと、

ニ 作業環境測定の専門家については、特化則制定に当たり、1970 年（昭和 45 年）に設置された委員会で測定技師（仮称）が提案され、通産省が公害問題への対応のために環境計量士制度を創設する動きを取る等の背景を踏まえ、環境計量士とは異なり、特化物の作業環境測定に特有の手法でのデザイン、サンプリング、分析を一貫して担える人材の育成を目して資格の創設が図られることとなり、1973 年（昭和 48 年）に示された検討委員会報告書で、作業環境測定士制度や作業環境測定機関の導入と測定方法統一化の必要性が示されたことを契機に、作業環境測定法の制定に至ったこと、単独立法とされた背景については、国会審議で、その技術的専門性や体系性、条文の多さ、社会認識を高める効果等が説明されたこと、衛生管理者等との関係については、特別な測定機器の操作技術の必要性等が説明されたこと、法の施行後、試験の実施事務は、当時としては珍しく、外部機関に委託することとしたが、適当な委託先がなかったため、安全衛生技術試験協会の前身である作業環境測定士試験協会が設立されたこと、

作業環境測定法の制定と同時に安衛法が改正され、測定結果を労働衛生管理に活用させるため、本条（法第 65 条）に第 2

項～第 5 項（測定に関する基準や指針の形成とそれに基づく指導、労働衛生指導医の意見を踏まえた測定の実施その他必要な事項の指示）を設けたこと、また、法第 2 条第 4 号で、作業環境測定の定義が示され、サンプリング、解析に加え、デザインを含むと定められたこと、

作業環境測定機関等による測定結果の事業者への報告様式については、昭和 57 年に通達（昭和 57 年 2 月 4 日基発第 85 号）が発出されたが、事業者にとっても分かり易いものに改訂されたこと、併せて、測定条件の違いをコントロールするため、過去 4 年分の測定結果の記載を求めたこと、衛生委員会等の意見、産業医か労働衛生コンサルタントの意見、改善措置の内容等の記載も求めたこと、

ヌ 本条（法第 65 条）制定の背景となった災害については、1971 年（昭和 46 年）の労働基準法研究会報告書に概括的な記載があり、有機溶剤による中毒を中心とした化学的障害の増加、新規化学物質による障害の増加等が指摘されていたこと、

有害物質ごとに、災害と本条に関連する規制の関係を整理すれば、以下の通りとなること、

有機溶剤：1957 年（昭和 32 年）に、ニスびき工場で生じた作業員の貧血症状に印刷物用インキ内のベンゼンが作用しており、作業環境改善の行政指導を受けたが局排の使用により製品にしわが寄る等の事情で十分な予防対策が講じられていなかったこと、1958 年（昭和 33 年）には、当時流行したヘップサンダルの裏底を接着する作業を密閉空間で行っていた家内労働者が、接着剤のゴム糊に含まれるベン

ゼンの中毒で死亡する災害が生じていたこと、これらの事態を受けて、同年 11 月には、ベンゼンの抑制目標濃度を 25ppm 以下（1178 通達では 100ppm 以下）として、監督指導を行いつつ実態把握を図ったこと、また、1959 年（昭和 34 年）には、労基法施行規則第 35 条に関する通達で関連する中毒を労災認定する旨を示すと共に、ベンゼンを含有するゴム糊を労基法第 48 条所定の有害物に指定して製造等を禁止する省令を公布するなどしたこと、もっとも、代替物質として取扱い等が増えたトルエンによる中毒症状が新たに問題となり、有機則の制定に繋がったこと、

1960 年代には、ベンゼンに代わってノルマルヘキサンが多く生産ないし取り扱われるようになり、1963 年（昭和 38 年）の名古屋などのラミネート加工職場等での中毒、1964 年（昭和 39 年）の三重県桑名市でのビニールサンダル製造業者での大量中毒などを典型とする被害が発生したこと、

六価クロム：金属防錆処理剤として用いられ、少量で致死量となるほか、皮膚炎、腫瘍、吸入による鼻中隔穿孔等の被害を生じ、発がん性もある物質であること、昭和 40 年代後半～50 年代前半にかけて、日本化学工業小松川工場から排出された大量の六価クロム鉍さい（スラグとも呼ばれる不純物）による土壌汚染が問題となったほか、従業員の鼻中隔穿孔、肺がんなども多数認められたこと、その背景に、「鼻に穴が開いて一人前」という業界常識のようなものがあつたこと、環境汚染問題は、住民からの公的な処理費用返還請求の和解、東京都と日本化学工業との協定に基づく恒

久処理事業等に帰結していったこと、職業病問題は、訴訟化し、賠償命令が出されたこと（東京地判昭和56年9月28日）、判決の中で、当時の行政上の取扱基準（1178通達の示した気中濃度）を遵守していたのでは不十分で、折々の産業認識や海外の専門機関の示す基準を踏まえて対策すべきと明言されたこと、

四エチル鉛中毒：ガソリンのノッキング（異常燃焼）防止のために添加される化合物であり、1937年（昭和12年）に日本石油精製横浜製油所で作業員が防毒マスクを付けずに小分け作業をしていたところ、幻視・幻聴を生じたのが、最初の中毒例とされていること、戦後、GHQの要望を踏まえて1951年（昭和26年）に四エチル鉛則が制定され、ガソリンへの混入作業を焦点に規制されたが、1958年（昭和33年）に、航空機用石油貯蔵タンク内のスラッジ（汚泥）に含有されていた四エチル鉛により、清掃作業員が中毒を起こして死亡者8名を生む災害を受け、石油タンク内の健康障害防止措置を規定する改正がなされたこと、更に、四メチル鉛も規制対象に含めた四エチル鉛等危害予防規則に改称されたこと、しかし、1967年（昭和42年）に、大型貨物船ぼすとん丸内で、甲板に積まれていた四エチル鉛入りドラム缶が高いうねりで転げ回ってエアパイプに激突して破損させ、四エチル鉛が、甲板のほか、燃料タンク、船倉等に流れ込み、船倉等を清掃した労働者に多くの中毒者を出す災害が生じたこと、1968年（昭和43年）の改正の際に、改称と合わせ、四エチル鉛入りドラム缶の取扱い業務の規制等が行われたこと、その後、ガソリンは無鉛

化されることとなったが、オクタン価（ガソリンの自己着火のしにくさ）を高める別の方法の採用で、芳香族化合物の混入量が増加し、別の問題が生じることとなったこと、1974年（昭和49年）にも、厚木航空基地で航空燃料タンクの清掃作業をしていた者2名が四エチル鉛中毒にかかって一人が死亡する災害が発生したこと、

セ 本条（法第65条）の関係判例の代表は、内外ゴム事件神戸地判平成2年12月27日であり、有機溶剤ばく露による中毒につき、使用者の安全配慮義務違反が問われた事案につき、先ず、安衛法典とその関係規則に定められた公法上の義務は、労使間の安全配慮義務にもなり得るとして、法定された定期的な有機溶剤濃度の測定とそれに基づく作業方法の改善を同義務の内容とした上で、このケースでは、法定の測定は一応行われ、個々の有機溶剤は許容濃度内だったことを踏まえ、個人サンブラーを活用した正確なばく露濃度測定、複数の有機溶剤の相加作用の評価等も同義務の内容だったとしたこと、

ソ 本条（法第65条）の適用の実際については、厚生労働省の「労働基準関係法令違反に係る公表事案」（令和2年分）が、その違反による送検事例は、建設現場の地下ピット内の酸素濃度を測定せず、酸欠則第3条違反に該当する和歌山の事案1件に限られていたことを示したこと、

タ 法第65条の2は、事業者を名宛人として、前条所定の作業環境測定の結果の評価に基づく物的措置、人的措置、健診を行うべきこと（第1項）、測定結果の評価は作業環境評価基準に従って行うべきこと（第2項）、測定結果の評価の結果を保

存すべきこと（第 3 項）を定めていること、このように、本条は、前条に基づく作業環境測定を踏まえた適切な作業環境管理を担保する趣旨の規定であること、本条が定める措置の必要性（「労働者の健康を保持するため必要があると認められるとき」）に該当するかは、測定結果の評価から定まること（昭和 63 年 9 月 16 日基発第 601 号の 1）、本条違反に罰則はないこと、

チ 前述した通り、法第 65 条が定める作業環境測定を行うべき作業場については、安衛法施行令第 21 条に定めがあり、概ね、空気中に有害物質があるか、有害物質を取り扱うか、温度・湿度・騒音など、作業環境自体が危険なものが列挙されているが、測定結果の評価対象となる作業場は、作業環境評価基準第 1 条に定められており、安衛法施行令第 21 条各号のうち、第 1 号（土石、岩石、鉱物、金属等の粉じんを著しく発散する屋内作業場のうち特定のもの）、

第 7 号（一定の特化物の製造、取扱いを行う屋内作業場等）、

第 8 号（一定の鉛業務を行う屋内作業場）、

第 10 号（有機溶剤のうち一定のもの製造又は取扱いを行う屋内作業場）

が定める屋内作業場とされていること、

ツ 測定結果の評価は、作業環境評価基準に基づいて行われねばならず、測定値は、ppm（100 万体積の空気中の当該物質の含有量）か mg/m^3 （ 1 m^3 中の当該物質の質量）で示されること、温度と圧力が同じなら、どんな物質であっても、同じ体積内に含まれる分子の数は同じ 1 mol （ 6.0×10^{23} 個）

である（ただし、物質によって重さは変わる）というアボガドロの法則と、ガスや蒸気の体積は通常 24.47 l であるという原則から、検出した有害物質の量（= 数：ある場所に現に存在している有害物質の分子の数。mol で示す）が分かれば、これに 24.47 l をかけると、その有害物質がガスや蒸気の状態での体積となる。これを、その作業場の労働者が吸引する空気量（空気の分子の数 = 吸引量 / 時間 × 時間数）で割ると、作業者がばく露する有害物質の体積（ppm）を算出できること、また、検出した有害物質の量（分子の数。物質質量ともいい、Mol で示す）に物質によって異なる分子量（原子量を加算したもの。g/mol）をかければ、検出した場の有害物質の質量（g）を算出できるので、逆に、有害物質の質量（g）をその物質ごとの分子量（g/mol）で割れば、検出した場の当該物質の分子の数（物質質量）を算出できること、

テ 管理濃度とは、行政による作業環境評価のための濃度基準であり、学会や国際的な専門団体が示すばく露限界のように時間の概念はなく、現実的な環境管理の可能性なども考慮して決められること（昭和 63 年 9 月 16 日基発第）、瞬間的にでも高濃度になってはならない物質については、平均値と共に変動の大きさを考慮した基準が設定されていること、

ト 作業環境評価基準では、A 測定のみ実施する場合、作業場をカバーする所定の測定点の実測値の高濃度側から 5% に当たる濃度（第 1 評価値）が管理濃度に充たない場合（単位作業場所の 95% 以上の気中有害物質濃度が管理濃度以下）が第 1 管理区分、第 1 評価値は管理濃度を超え

るが、平均値は管理濃度以下の場合が第2管理区分、平均値が管理濃度を超える場合が第3管理区分となること、

測定値の評価（第1評価、第2評価）には、単純平均ではなく、平均・標準偏差をそれぞれ対数化（桁数で示す）した幾何平均・幾何標準偏差を用いること、標準偏差（ばらつき）を考慮するのは、気中の濃度分布の時間的、場所的な変動をコントロールするため、標準偏差を対数化するのは、管理濃度の高い物質の場合などで濃度の測定値が大きくなると標準偏差が大きくなる傾向をコントロールするためであること、要するに、測定値の時間的、場所的なばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するためであること、

B測定を用いる場合、それが1箇所での最大値を測るものなので、A測定による第1評価値とを組み合わせた評価となり、第1評価値とB測定値の双方が管理濃度に充たない場合を第1管理区分とし、第2評価値が管理濃度以下でB測定値が管理濃度の1.5倍以下である場合を第2管理区分、第2評価値が管理濃度を超えるかB測定値が管理濃度の1.5倍を超える場合を第3管理区分とすること、

個人サンプリング法を用いる場合には、C測定→A測定、D測定→B測定と読み替えて評価すること、

ナ 評価結果が第2、第3管理区分となった場合、特化則、有機則をはじめ複数の特別衛生規則に、第2管理区分の場合、施設・設備、作業の工程・方法の点検とその結果に基づく作業環境改善措置等をなす努力義務、第3管理区分の場合、①その義務と、②保護具を使用させること、③

健診、④再測定の実施義務が定められているが、②は①を講じるまでの応急措置を解されていること、第3管理区分となったこと自体での罰則の適用はないが、労基法第64条の3第2項、改正女性労働基準規則により、母性機能に影響する化学物質を取り扱う作業場が第3管理区分となった場合、女性労働者の就業は禁止されていること、

前述の通り、所定の特定化学物質や有機溶剤については、特段の条件なく、又は、第1管理区分が2年間継続した単位作業場であるなどの一定条件下で、簡易な検知管方式等による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第10条第3項～第4項、第13条第3項～第4項）、粉じんについても、同様の条件で、簡便な相対濃度指示方法による測定が可能とされていること（作業環境測定基準第2条第3項、粉じん則第26条第3項）、ただし、許可を受けた条件に一定の変化が生じた場合、許可の効力が及ばなくなること、

作業環境測定の結果やその評価に基づく対策の樹立に関する事柄は、衛生委員会の付議事項とされ（安衛則第22条第6号）、有機則、鉛則、特化則では、掲示、書面等による労働者への周知が事業者には義務づけられていること、

ニ 制度史をみると、そもそも、本条（法第65条の2）第1項は、六価クロム、塩化ビニル等の新たな化学物質の採用による職業がん等の疾病が生じていたこと、ILOでの職業がん条約（第139号）、作業環境条約（第148号）の採択等を背景に、1977年（昭和52年）の法改正で当時の第65条第6項に規定されたものであり、作

業環境測定結果を適切に評価して環境改善につなげることを狙ったものであること、

本条第 1 項が、適切な管理措置の条件としている「労働者の健康を保持するため必要があると認めるとき」の具体化のために労働省が設置した専門家会議が 1980 年（昭和 55 年）に報告書（「作業場における気中有害物質の規制のあり方に関する検討結果第一次報告書」（以下、「第一次報告」という）を公表したこと、国内外共に、安全衛生分野では、量一影響量一反応（同じ有害物質の濃度には同じ身体の反応が生じる）の考え方が一般化しており、ACGIH の TLV や、その考え方を採り入れた日本産業衛生学会の許容濃度共に、ほぼ全ての労働者が毎日ばく露しても健康影響を生じない環境条件を指していること、ILO は、1977 年（昭和 52 年）に、これらの概念を包括して、「ばく露限界」という呼び名を示したこと、

法第 65 条が事業者に義務づけている作業環境測定は、ばく露限界とは異なる場の条件の測定なので、第一次報告は、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）で初めて示された「管理濃度」という概念を示したこと、その際、測定方法については、A 測定に B 測定を加えるべきことと共に、測定値の時間的、場所的ばらつきや測定値の大小に惑わされず、リスクを適正に評価するため、幾何標準偏差等の統計的な考え方を採り入れたこと、当初は管理濃度の具体的数値は示されず、ばく露限界値の利用が推奨されたこと、第一次報告が示したこの評価方法は、環境測定機関の好評を得て浸透して

いったこと、これを充実させて、「作業環境の評価に基づく作業環境管理の推進について」（昭和 59 年 2 月 13 日基発第 69 号）が発出され、それを踏まえて昭和 63 年の作業環境評価基準が告示されたこと、こうした経緯を踏まえ、第 7 次労災防止計画（1988 年（昭和 63 年）開始）では、環境測定から環境改善までのシステムチックな管理が推進されたこと、

1988 年（昭和 63 年）の法改正で、法第 65 条の 2 が新設され、従来の第 65 条第 6 項が踏襲されると共に、評価を踏まえた適切な措置は省令で具体化される旨定められたこと、合わせて、厚生労働大臣（当時は労働大臣）が客観的な測定結果の評価基準を示すことが定められ、「作業環境評価基準」が告示されたこと、また、第 7 章のタイトルが「健康管理」から「健康の保持増進のための措置」に改められ、作業環境管理が健康管理より先に実施されるべき措置であることと共に、作業環境測定が作業環境管理の一環であることが明確化されたこと、

又 本条新設の主な背景事情として、塩化ビニルによる健康障害が挙げられ、日本での生産は昭和 25 年だが、同 27 年には、山形県酒田市で塩化ビニル工場の労働者が指端骨溶解症を発症する災害が生じたことを受け、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 45 年 11 月 11 日）が通達されたこと、その後、塩化ビニルが肝血管肉腫を生じる可能性が明らかとなり、1974 年（昭和 49 年）に労働省が「塩化ビニル障害予防についての緊急措置について」（昭和 49 年基発第 325 号）を発出し、当時の ACGIH が設定していた TLV よりは

るかに低濃度の 50ppm の維持を指示したこと、更に、職業がん専門家会議の調査により、工学的対策により気中濃度の幾何平均を 2ppm まで下げられるが、濃度変動による一時的な高濃度ばく露対策のため、幾何標準偏差の対数を 0.4 以下にする必要があること等が示され、労働省が、「塩化ビニル障害の予防について」（昭和 50 年 6 月 20 日基発第 348 号）を発出し、管理濃度の原点となる考え方を示したこと、その後、労災補償面でも、1976 年（昭和 51 年）の第 556 号通達により、労基法施行規則別表第 1 の 2 で救済する方針が示されたこと、

ネ 本条（法第 65 条の 2）の適用の実際については、厚労省の労働環境調査によれば、作業環境測定義務のある事業場での測定実施率は約 8 割で、そのうち第 1 管理区分の評価割合が約 9 割に上っており、第 1 管理区分と評価されたところを含め、局排の性能向上、作業方法の変更等の環境改善の実施割合が 4 割に上っていること、もっとも、本研究プロジェクトによる行政官・行政官 OB 向け調査によれば、第 1 管理区分だが、取扱量が多い、移動が多い等の事情から、長期的な健康障害防止の観点で、日本産業衛生学会のガイドラインを用いて個人ばく露測定を行い、改善措置を講じている例があること、

日本作業環境測定協会の平成 28 年度の報告書（「平成 28 年度健康診断・作業環境測定結果関連調査業務報告書」）では、作業環境測定結果が良好でも、特殊健診結果や生物学的モニタリング結果が有所見となる場合があると指摘されていること、

ノ 坑内作業場での作業環境測定は、法

第 65 条に基づくものではないが、第 2 条第 4 号が定義する作業環境測定に該当すること、坑内作業場では、技術進歩や作業方法の変化で粉じん発生量が増加するなどしたため、平成 19 年に粉じん則が改正されたこと（平成 19 年 12 月 4 日）、

粉じんが発生する坑内作業場の典型であるトンネル建設工事現場では、掘進に応じて作業場所が移動する、作業ごとの粉じん濃度が大きく変化する、切羽の土質の違いや土中の水分の変動等により粉じんの発生し易さが変化する、場所・タイミングにより、濃度が相当に高まること等から既存の管理濃度をそのまま適用するのは現実的でない等の特殊性があること、他方で、簡便で精度の高い機器の開発など、粉じん濃度測定技術が向上していること等を受け、測定方法の改善と改善方法の選択肢を増やすため、検討会での検討を経て、①定点測定を通常は切羽から 10-50m 範囲内の両端と中間の 6 点で行う、②個人サンプリング、③掘削を行う複数の車両系機械での測定、のいずれか又は複数を、作業工程 1 サイクルの全時間にわたって行う、測定技術には、有害物を抽出して重量を直接量る等の質量濃度測定法又は光を当てて反応をみる等して大まかな測定値を出し、それと質量濃度測定値の対比（変換係数：K 値）を当てはめて、正確な測定値を推計する相対濃度指示方法のいずれかを用いる等、従来より測定の方法を精密化し、評価に際しては、測定値の算術平均を行政が示す目安としての「粉じん濃度目標レベル」（ $2\text{mg}/\text{m}^3$ ）と比較することとされたこと、また、遊離けい酸含有率の測定は、エックス線回析分析方法（照射したエックス

線の反射の強度から物質を特定する方法)等に加え、工事前のボーリング調査等から判明した岩石の標準的な遊離けい酸含有率でも決定できることとされたこと、遊離けい酸濃度＝粉じん測定の評価値(測定結果を統計処理した値。幾何標準偏差、上位5%にあたる第1評価値、平均値にあたる第2評価値など)×遊離けい酸含有率で求められ、この濃度は、遊離けい酸ばく露濃度の基準値(0.025mg/m³)で割ることで、基準値をどの程度上回っているか、下回っているかが評価されるようになっていくこと、これらの方針は、粉じん則や関係ガイドラインの改定(2021年(令和3年)4月1日)が予定されていること、

ノ 日本作業環境測定協会の平成28年度の報告書(「平成28年度健康診断・作業環境測定結果相関調査業務報告書」)では、作業環境測定結果と特殊健診結果の関連付けがなされていないことが指摘されており(三柴の私見では、このような比較のためにも、原則として両者共に実施する必要があると解される)、法第65条と第65条の2の沿革を踏まえると、例えば特殊健診個票で対象労働者がばく露した物質や単位作業場所の作業環境測定結果を記す、労働者にもフィードバックして、安全衛生委員会への意見具申のきっかけとさせる等の方策の法定も検討に値すること、

ハ 法第65条の3は、作業管理の努力義務を定めており、これは、作業環境管理では対応しきれないリスク(ざんそんリスク)への対応と、現に作業そのものに伴うリスクへの対応を図る趣旨で設けられたものであり、リスクとしては、主に心身へ

の過重な負担が想定されていること、もっとも、リスク防止のみならず、第7章のタイトル通り、より積極的に健康の保持増進を図る趣旨を帯びていること、本条やそれに基づくガイドライン等の違反を安全配慮義務違反とする判例も出されていること、

ヒ 行政解釈(昭和63年9月16日基発第601号の1)によれば、本条(法第65条の3)にいう作業の管理とは、作業時間や休憩時間の適正化、作業量の適正化、作業姿勢の改善等を意味し、個々の措置についてはガイドライン等で具体化されていること、

例えば、VDT作業関係では、「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」(令和元年7月12日基発第0712第3号)は、日ごとの作業時間制限、1連続作業時間制限、作業休止時間の設定、個々人の特性に応じた業務量設定、適正な姿勢維持のための条件設定等を定めていること、他方、腰痛対策関係では、「職場における腰痛予防対策の推進について」(平成25年6月18日基発0618第1号)に添付された指針が、特に福祉・医療分野での介護・看護、長時間の運転等を想定して、作業の自動化、不自然な姿勢等の制限、作業の時間や内容の考慮、労働者の健康状態や特性の考慮等を定めていること、

フ 本条(法第65条の3)の制度史をみると、労働者の健康保持増進対策の充実等を図った1988年(昭和63年)改正で追加されたこと、同法改正に先立つ第7次労災防止計画(1988年(昭和63年)～1993年(平成4年))では、有害因子への人体のばく露の低減を図るため推進すべ

き措置として、作業環境管理と作業管理の双方（機械設備、作業方法の改善等、適正な呼吸用保護具の装着の確保のほか、各種有害作業における作業管理）が挙げられ、指針の作成、周知を行う旨表明されていたこと、加えて、VDT（Visual Display Terminals）作業に伴う眼、肩などの健康影響、テクノストレスなどのリスクが示されていたこと、VDT作業に伴うリスクへの対応は、1983年（昭和58年）から3カ年にわたる産業医学総合研究所と産業医科大学による研究を踏まえた調査研究に始まり、1984年（昭和59年）の「VDT作業における労働衛生管理のあり方」の公表、1985年（昭和60年）の労働衛生対策研究委員会（中央労働災害防止協会）による文献レビューを中心とする調査結果の公表、これらを踏まえ、3管理の重要性を指摘した通達「VDT作業のための労働衛生上の指針について」（昭和60年12月20日基発第705号）の発出と続き、2003年（平成14年）には、705号通達に代わって、「VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（平成14年4月5日基発第0405001号）が公表され、さらに前掲の令和元年の第0712第3号ガイドラインの公表に至ったこと、

他方、腰痛対策については、昭和43年に業務上腰部に過度な負担がかかる業務による腰痛が労災補償の対象となることとその認定基準が通達（昭和43年2月21日基発第73号）で示され、予防対策については、1970年（昭和45年）に「重量物取扱い作業における腰痛の予防について」（昭和45年7月10日付け基発第71号）、1975年（昭和50年）には「重症心身障害

児施設における腰痛の予防について」（昭和50年2月12日基発第71号）が発出され、その後、1994年（平成6年）に、これらを統合して「職場における腰痛予防対策の推進について」（平成6年9月6日基発第547号）が公表され、これに付された腰痛予防対策指針では、3管理と共に労働衛生教育の重要性が示唆されたこと、この指針を改訂版である「情報機器作業における労働衛生管理のためのガイドライン」（令和元年7月12日基発第0712第3号）では、リスクアセスメントや労働安全衛生マネジメントシステムの実施が推奨されたこと、

へ 本条（法第65条の3）の背景となった災害等の代表例は、キーパンチャー（コンピュータに入力するデータを、パンチカードと呼ばれるカードに穴をあけて入力する作業。通例、タイプライターのような文字盤を叩いて行う）の頸肩腕症候群であり（他に、タイピストや電話交換手でも同種の問題が生じてきた）、昭和36年頃から発症が認められ、その後、頸肩腕症候群を苦しめたキーパンチャーの自殺が社会問題化したこと、そこで、同年11月には関係業界が自主的に作業基準を作成し、労働省は昭和38年に「キーパンチャーの健康管理について」（昭和38年2月8日基発第112号）を公表したが、発症者が後を絶たなかったことから、昭和39年に通達を改め（昭和39年9月22日基発第1106号）、工作物に穴をあける穿孔機の操作等の管理、作業環境管理、健康管理について、指導を行うこととしたほか、迅速・適正な補償のため、昭和50年には、業務上外の認定基準を示した（昭和50年

2月5日基発第59号など）こと、

ホ 関係判例として、電通事件最判平成12年3月24日民集54巻3号1155頁と佐川急便事件大阪地判平成10年4月30日判例時報1685号68頁が挙げられ、前者は、新入社員が過労自殺した事案につき、使用者には労働者に対して過重な疲労・ストレス防止措置を講じる義務があるとする論拠として、本条が作業内容を限定せずに作業管理の努力義務を事業者に課していること、それが労基法の労働時間規制と共に、長時間労働による過重な疲労・ストレスによる心身の健康障害の防止を図っていることを挙げたこと、後者は、運送業務従事者が業務上の腰への負荷により腰痛を発症し、その後も休業を挟んで同様の業務を続けた結果、長期休業に至った事案につき、行政の通達（昭和45年7月10日基発第503号）を引用しつつ、それが、人力での取扱いは55kg以下とし、それ以上の物は2人以上で取り扱うよう努めること、重量物取扱い時間の適正化を図ること、問診、姿勢異常、代償性変形のチェック等の健康診断と事後措置を講じること等を定めているのに、被告会社は、同通達が基準とする55kg以上の重量物、時には80kgの重量物を取り扱う労働を長時間させ、腰痛予防のための健診も実施していたなかったため、安全配慮義務違反があったとしたこと、

マ 法第65条の4は、潜水業務のような省令で定める危険業務について、省令で定める基準に労働者の作業時間を制限する旨を定めた規定であり、作業時間を制限することが有効に働き、また制限する必要がある危険業務につき、省令で定める基準

の範囲内に作業時間を制限（*ここで基準範囲内への制限とは、作業時間の抑制が一般的だが、潜水業務における減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積した不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、時間の確保を意味することもある）して労働者の職業性疾病の発症を防止し、健康の保持増進を図る趣旨を有すること、本条違反には、6ヶ月以下の懲役を含む罰則があること（安衛法第119条）、

本条の現段階での適用対象業務は、高圧則所定の潜水業務及び高圧室内業務であり、高圧則は、これらの業務に伴う酸素中毒や減圧症等の防止を図っていること、高圧室内業務の典型は、潜函工法（ケーソン工法）での作業室やシャフト内部での作業であり、これは、あらかじめ地上で箱状の構造物（ケーソン）を製作し、その重量を利用して地下に沈めていき、高圧の圧積空気を送り込み、地下水を排除しながら、内側の地盤を掘削・排土して、構造物を地下に潜らせていく施工法であって、橋梁の基礎、シールド立坑などで、特に軟弱地盤で幅広く用いられていること、

本条（法第65条の4）にいう「作業時間」は、労基法上の労働時間とは別次元の概念であり、①規制対象となる危険作業に直接従事している時間と、②減圧停止時間（高圧下で体内に蓄積した不活性ガスをなだらかに排出させるため、浮上の途中に一定の深度で停止させる時間）のように、リスクの緩和のために確保されるべき時間の両者を意味すること、潜水業務では潜降開始から浮上開始までの潜水時間、高圧室内業務では、加圧開始から減圧開始まで

の高圧下の時間が①にあたり、減圧停止時間等が②にあたること、高気圧作業については、健康影響の原因が高圧下の時間より減圧時間（減圧のためにかける時間）等にあることが判明したこと、高気圧作業の健康障害リスクを低下させる呼吸ガスが開発されたこと等から、2014年（平成26年）の高圧則改正で、前者の規制が廃止され、後者の規制に一本化されたこと、また、以前は減圧を停止すべき圧力と時間を直接定めていたが、同改正で、事業者自身がそれらを予め計画して実施すべきとされたこと、その際、減圧を停止する圧力については事業者の裁量に任せ、減圧停止時間は、告示（平成27年1月9日基発0109第2号第2(10)ア）により、不活性ガスの分圧（そのガスに含まれる各ガスごとの圧力）が人体が許容できる不活性ガスの最大分圧を超えない範囲で、各分圧下で必要となる停止時間を、当該告示が定めた計算式で設定することとされたこと、すなわち、前提条件の多様性などを踏まえ、仕様基準からやや性能基準的な基準へと変質したこと、違反の認定は、事業者自身が作成した計画に定めた減圧停止時間に反した場合や、告示が示す計算式に従わずに減圧停止時間を設けた場合等になされると解されること、2014年（平成26年）の高圧則改正前は、減圧停止圧力・時間の把握は労働者自身が行う方針が採られていたが、同改正により、事業者責任となったこと（高圧則第1条、第12条の2第3項）、高圧則第1条は、2014年改正により、「事業者は、労働者の危険又は高気圧障害その他の健康障害を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ず

るよう努めなければならない」と定めるに至ったが、ここでいう「その他必要な措置」には、工期の早い段階でのエレベータの設置や、高い安全率に基づく計算式の採用、減圧の効率が高い呼吸用ガスの採用等が想定されていること、高気圧作業に当たった労働者は、過飽和等の状態にあり、衝撃等で溶解ガスの気泡化が進むとの知見があること等を踏まえ、高圧則では、浮上・減圧終了時から一定時間の重激な業務への従事を禁じていること、

ミ 本条（法第65条の4）は、安衛法制定当時は第69条にあった条文を、1988年（昭和63年）に現在の条文番号に移行したものであること、前述した通り、本条に紐づく高圧則の2014年（平成26年）改正により、高気圧作業にかかる作業時間の規制はなくなり、事業者に作業計画を練らせ、そこに減圧停止時間等を盛り込ませることになったこと、これにより、目下、本条のもとで、危険作業に直接従事している時間の規制は存在しない状態になっていること、

ム 減圧症の急性症状には、皮膚のかゆみ、関節痛から、致死性の呼吸困難、循環障害まで様々なものがあり、慢性症状には、骨壊死等があり、このうち骨壊死については、1965年頃から行われた九州労災病院による有明海沿岸でのタイラギ（平貝）採取をする潜水夫対象の調査等で明らかとなっていたこと、最近の日本潜水協会の調査では、民間の潜水請負業者のうち、減圧症やそれに類似する疾患に罹患した経験のある者が3割強、そのうち医療機関受診者は5割に充たなかったこと、

メ 本条（法第65条の4）の関係判例

として、NTT 事件松山地判昭和 60 年 10 月 3 日判時 1180 号 116 頁が挙げられ、海底電線ケーブル埋設工事のため潜水作業に従事していた潜水夫が、酸素ポンベの空気がなくなりかけて急速に浮上したところ、潜水病に罹患し、直接の雇用主ではなく、その雇用主から彼を借り受け、Y1 に派遣し、なおかつ契約上その監督を行う予定だった Y2 と、Y2 から彼の派遣を受けて、実際に使用した Y1 の責任が問われた事案について、先ず Y1 は、潜水夫との実際の使用関係から安全配慮義務の存在を認めた上、高圧則第 29 条が定めるポンベの給気能力の伝達と監視要員の設置のいずれも怠っていたことが安全配慮義務違反とし、次に Y2 は、契約上潜水作業の監督をすることが予定されていたことから安全配慮義務の存在を認めた上、Y1 に潜水の知識がなかったのに、安全管理要員を派遣しなかったことが安全配慮義務違反とする一方、潜水夫本人は、潜水の知識を十分持っていた以上、潜水時間、浮上時間、空気ポンベの給気能力を計算できたはずなどとして、2 割の過失相殺を認めたこと、ただし、2014 年（平成 26 年）の高圧則改正で、高圧下作業による健康障害防止のための体制整備等の第一義的責任を事業者が負うことが明示されたため、以後、このような判決は出にくくなったと解されること、

モ 高圧下作業と同様に作業時間の規制が有効に働く可能性が高い作業に、チェンソー作業、研磨、石切、木の皮むき等の振動作業があり、振動障害のリスクがあること、振動障害の典型例は、白ろう病とも呼ばれるレイノー現象のほか、しびれ、

骨・関節系障害などであること、元は、1965 年（昭和 40 年）に、NHK で「白ろうの指」と題する番組が放映され、社会問題化したことがきっかけで、日本産業衛生協会の研究会が報告書を公表するなどし、1970 年（昭和 45 年）に、労働省が、「チェンソー使用に伴う振動障害の予防について」（昭和 45 年 2 月 28 日基発第 134 号）を発出するに至ったこと、その後、昭和 50 年に、チェンソー取扱い業務に係る健康管理の推進を図る通達（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 610 号。以下、「昭和 50 年通達」という）が発出された後、同年に、「チェンソー以外の振動工具の取扱業務に係る振動障害の予防について」（昭和 50 年 10 月 20 日基発第 608 号）が発出され、これらの通達の中に含まれた指針では、振動業務の時間的、日数的制限等が示されたが、この時点では、工具の振動値が考慮されていなかったこと、現在の通達では、振動工具の振動加速度レベルに応じたばく露時間規制が設けられていること、すなわち、「周波数補正振動加速度実効値の 3 軸合成値」（使用する振動工具のすべての振動について、人体に影響を与える周波数帯域を抽出し、補正して振動の強さとして表した振動値を、前後、左右、上下の 3 方向測定して合成した値。手腕への振動の強さを表す（富山労働局の WEB サイト（<https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/var/rev0/0112/2120/20131022105757.pdf>最終閲覧日:2021 年 4 月 28 日））と 1 日の振動ばく露時間を把握して、所定の計算式で 1 日あたりの振動ばく露量を求め、それが 5.0m/s² を超えれば、ばく露時間の制限、工具の変更等が求められる

るようになっていること、

ヤ 法第 66 条は、医師・歯科医師による各種の健診制度について定めており、第 1 項が一般健診、第 2 項が有害業務従事者への特殊健診、第 3 項が歯科医による特殊健診、第 4 項が特に必要がある場合の臨時健診、第 5 項が労働者自身の選択した医師・歯科医師による健診の代替を定めていること、

本条が定める健診は 2 種類あり、特殊健診は、職場に特有の有害要因による健康障害の早期発見と、そのリスクの評価ないし作業環境改善へのフィードバック、個別の就業調整（就業制限、適正配置等）を主な目的とし、一般健診は、個々の労働者の健康状態から職務適正を評価すること、それに基づく脳心臓疾患、生活習慣病の発症や増悪等の防止を主な目的とし、これも個別の就業調整（罰則なしの義務）、保健師等による保健指導（努力義務）との連携を予定していること（安衛法第 66 条の 7）、第 1 項～第 3 項の健診実施義務違反には罰則（法第 120 条第 1 号）が付され、第 4 項による労働局長からの指示違反にも罰則（法第 120 条第 2 号）が付されているが、第 5 項が定める労働者の受診義務違反に罰則は付されていないこと、事業者の健診実施義務は、民事上の安全配慮義務の内容にもなり、労働者の個人的利益の確保も図っているため、労働者の履行請求権を肯定する見解もあるが、そのみで健康管理が叶うわけでもないので、個々の労働者による個別的な解決より、公法的手段による方が適切と解されること、

ユ 法定一般健診には、①雇入れ時健診（安衛則第 43 条）と②定期健診（同第 44

条）があり、1 年以上雇用され（ることが見込まれ）、週ごとに通常労働者に近い就労する「常時使用する労働者」が対象とされていること、このほか、③特定の有害業務に従事する者（特定業務従事者）を対象とする配置換え際及び以後定期の健診（安衛則第 45 条）、④海外派遣労働者対象の健診（同第 45 条の 2）、⑤給食従事者対象の検便（同第 47 条）があり、③の対象者も常時使用労働者だが、雇用継続期間が 6 ヶ月以上あればよいとされていること、

①雇入れ時健診は、適正な配置や配置後の健康管理等を主な目的としており（昭和 47 年 9 月 18 日基発第 601 号の 1）、安衛則が定める項目について、直近に所定の同類の健診を受けたことを事業者に知らせた場合のその項目を除き、実施されるべきとされていること、医師の判断により、全部又は一部を省略できるとされている（安衛則第 44 条の 2）こと、検査項目には、それぞれ目的があり、例えば、既往歴は、適正配置等、業務歴は、有害業務歴の確認等、自覚症状は、身体特性の確認等、胸部エックス線検査は、結核等の有無の確認、肝機能検査は、肝機能障害や脳心臓疾患の発症リスクの確認等、血中脂質検査は高脂血症の確認等、血糖検査や尿検査は糖尿病は腎機能障害の発症リスクの確認等であり、総じて、本人の身体特性、健康状態等を踏まえた適正配置、健康管理等を目的としていること、自覚症状の検査では文字通り本人の自覚を聴取し、他覚症状の検査では、本人の業務歴（特に有害業務歴）等も踏まえ、医師の判断で検査項目を設定される旨通達されていること、

採用選考時健診は、雇入れ時健診とは異

なる法定外健診であり、禁止されてはいないが、応募者の適性と能力を判断する上での必要性を吟味すべきとされていること（平成 13 年 4 月 24 日付け職業安定局長補佐名事務連絡等）、

②定期健診は、まさに労働者の健康状態に応じた適正配置や健康管理等を目的としており、1年に1回、雇入れ時健診とほぼ同じ項目について行われるが、胸部エックス検査の項目には喀痰検査の選択肢が加えられていること、平成 10 年の告示（労働省告示第 88 号）により、既往歴・業務歴、自覚症状、血圧、尿、心電図以外の検査・調査は、一定の基準を充たす場合、医師の判断で省略可能とされていること、その主な基準は年齢であり、身長が 20 歳以上とされている他、腹囲、胸部エックス線、喀痰、貧血等について、原則として 40 歳未満とされていること、胸部エックス線検査については、学校、病院等で就労する者や、常時粉じん作業に従事する者は省略不可とされていること、

③特定業務従事者健診は、衛生上有害な特定業務の従事者を対象に、当該業務への配置換えの際及び以後半年以内の定期に、一般定期健診と同じ項目につき実施するもので、一般定期健診同様に項目の省略が認められること、また、この健診のうち、半年以内の定期に行われるものの場合、貧血、肝機能、血中脂質、血糖、心電図といった肝機能障害や脳心臓疾患等に関わる検査は、前回実施されていれば、医師の判断により省略できること（安衛則第 44 条第 2 項、第 3 項）、本健診の対象となる衛生上有害な業務は、高熱、寒冷に触れる業務から、有害放射線業務、一定の塵埃にば

く露する業務、振動業務、重量物取扱い業務、坑内業務、深夜業務、水銀等の有害物取扱い業務、鉛、水銀、クロム、ヒ素等の有害物のガスや粉じんによく露する業務、病原体による汚染のおそれが著しい業務等であり、深夜業務を除き、職場特有の有害要因に関わる業務であること、

④海外派遣者健診は、海外に 6 ヶ月以上派遣される労働者や、逆に 6 ヶ月以上の勤務から国内勤務に就く労働者を対象に実施するものであり、基本的な目的は、派遣者の場合、海外派遣の可否や条件の判断、派遣中の健康管理、帰国者については、国内業務における就業上の配慮や健康管理であり、定期健診項目のほか、以下の項目が、医師の判断で付加されること、すなわち、派遣者と帰国者共通の検査項目は、胸部画像（目的：胸部の実施臓器の状態の確認等）、血液中の尿酸の量（目的：痛風の有無の確認等）、B 型肝炎ウイルス抗体（目的：海外で感染する場合に備えた初期状態の確認等）であり、派遣者のみの検査項目は、血液型（目的：輸血の必要への対応等）、帰国者のみの検査項目は、糞便塗抹（目的：感染症の有無の確認等）であること、

④給食従事者の検便は、事業場の食堂や炊事場の衛生のため、具体的には消火器伝染病や食中毒の防止のために設けられた制度であること（安衛則第 47 条参照）、

ヨ 一般健診の基本的性格は一次健診であり、これに基づく再検査（精密検査）は任意だが、業務上の事由が重要な要因となる脳心臓疾患の防止を目的とする二次健診とその結果に基づき医師又は保健師によりなされる特定保健指導（労災保険法

に基づくものであり、メタボ対策に関する限り、高齢者医療確保法や国民健康保険法に基づくものと趣旨は似ているが、異なる制度である）は、労災保険から給付されること、事業者は、二次健診の受診、結果の提出共に働きかけるべきとされていること（健診事後措置指針 2(2)）、二次健診結果の提出を受けた事業者には、一般健診におけると同様に、医師等からの意見聴取の義務が課されていること（労災保険法第 27 条、安衛法第 66 条の 4）、

ラ 特殊健診は、一定の有害業務（安衛法施行令第 22 条）に従事する労働者を対象に、雇入れ時（主に就業者の健康状態の初期値を測ると共に配置適性等を測るため）、当該業務への配置の際及びその後定期的に（原則として 6 ヶ月以内）、特定の項目につき、医師による実施が義務づけられており、具体的には、有機則、四アルキル則、鉛則、電離則、高圧則、特化則で規定されていること、主に、業務経歴、作業条件、有害要因の標的臓器や健康影響であること、

特殊健診の中でも特殊なものとして、緊急の放射線業務従事者対象の健診（配置換え時と 1 回／月）（電離則第 56 条の 2）、特化物の漏洩時等における都度の健診（特化則第 42 条）等があること、

安衛法施行令が定める特殊健診を行うべき業務と、作業環境測定の義務の関係は、以下の通りであること、

号数	業務内容	測定
①	高圧室内作業	＝
②	放射線業務	○ ※1

③	特定化学物質を製造し、若しくは取り扱う業務	○ ※2
	ベンジジン等、製造等が禁止される有害物等を試験研究のため製造し、若しくは使用する業務	＝
	石綿等の取扱い若しくは試験研究のための製造若しくは石綿分析用試料等の製造に伴い石綿の粉じんを発散する場所における業務	○ ※3
④	鉛業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）	○ ※4
⑤	四アルキル鉛等業務（遠隔操作によって行う隔離室におけるものを除く。）	＝
⑥	屋内作業場等、一定の場所で所定の有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務	○

※1 放射線業務の場合、測定対象も特殊健診対象も、一定の管理区域での作業（従事者）が中心となる点は共通だが、測定対象は、屋内作業場であること、特殊健診対象は、そうした業務の常時従事者であること等が異なる。

※2 オーラミン・マゼンタ等については、製造していない事業場では、測定対象とならない。一部の物質を取り扱う業務は、特殊健診の対象ではなく、特定業務従事者健診の対象とされている。

※3 コークス炉に接する作業等を行う作業場は、測定のみが義務づけられる。

なお、現在は有害業務に従事していませんが、過去に従事した者には、潜伏性の疾患等を想定し、早期発見・早期対応等のため、特定の特殊健診を行うこととされていること（法第 66 条第 2 項、安衛法施行令第 22 条第 2 項）、その対象業務は、①製造禁止や製造許可対象の発がん性物質の製造又は取扱いを行う業務であること（安衛法施行令第 22 条第 2 項、石綿則第 40 条第 2 項、特化則第 39 条第 2 項、第 4 項）、

リ 法第 66 条第 3 項が定める歯科医師による健診も特殊健診の一環であり、塩酸、硝酸、硫酸など、歯やその支持組織にとって有害な物のガス等にばく露し得る業務に常時従事する労働者に対し、雇入れ時、当該業務への配置、配置後 6 月以内の定期的実施を義務づけていること、

ル 法第 66 条第 4 項は、都道府県労働局長が必要を認める場合、労働衛生指導医の意見に基づき、臨時健診等を事業者に命じ得る旨を定めていること、指示すべき場合は、健診結果や労働者の愁訴等から特定の疾病が窺われる場合、有害物が大量に漏洩した場合、原因不明の健康障害が発生した場合等であり（昭和 47・9・18 基発第 601 号の 1）、指示内容には、検査法、検査結果の報告に関するもののほか、作業環境条件の測定や改善方法の検討等も含まれること（同上）、東日本大震災に伴う福島第一原発事故に際して、本条に基づく指示が複数回出されたこと、

レ 法第 66 条第 5 項柱書は、労働者の健診受診義務を定めており、これは、事業者の実施義務の履行確保を図ったものであること、しかし、健診も医行為である以上、医師－患者間の信頼関係が重要な意味

を持つことを理由として、同条項に但書が設けられ、医師選択の自由が保障されたと解されること、

ロ 法定健診の費用は、その実施が事業者の法的義務なので、事業者が負担すべきとされているが（昭和 47・9・18 基発第 602 号）、一般健診は、一般的な健康確保を目的としていることから、それにかかる時間を労働時間として、当然に賃金を支払う義務はないとされていること（同前）、しかし、特定業務従事者健診、海外派遣労働者健診、給食従事者の検便に要する時間は、労働時間であり、賃金時間（賃金を支払う義務のある時間）と解されること、

ワ 派遣労働者への一般健診の実施義務は派遣元が負い、特殊健診の実施義務は派遣先が負うこと（労働者派遣法第 45 条第 1 項、第 3 項）、ただし、派遣先で有害業務に従事した労働者の配転後の特殊健診の実施義務は、派遣元が負うこと、一般健診結果を派遣元が派遣先に提供する際には、労働者本人の同意が必要とされていること（健診事後措置指針 3(6))、

派遣元による一般健診の実施に際して、派遣先は、労働者の就業時間、業務内容、職場環境等の就業条件を通知する、派遣元が就業上の措置を講じる際に求めに応じて協力する等の協力をなすべき旨が定められていること（派遣法第 42 条第 3 項、施行規則第 38 条、健診事後措置指針 3(1)(2)(3))、派遣先が特殊健診結果に基づき就業上の措置を講じる際には、派遣元と連絡調整を行い、措置内容を派遣元に知らせるべきとされていること（健診事後措置指針 3(3))、特殊健診結果（派遣元の場合、派遣先から送付された結果の写し）は、

派遣先と派遣元の双方が保存せねばならないとされていること（派遣法第 45 条第 10 項、第 11 項）、派遣元は、特殊健診結果を本人に通知すべきとされていること（健診事後措置指針 3(5)）、

キ 健診制度の制度史をみると、戦時下の労働力強化の要請と、結核の蔓延、労働者の健康状態の悪化等が強いドライブとなったこと、すなわち、支那事変の拡大と共に軍需産業での長時間残業等による労働者の健康状態の悪化や災害の増加が進んだこと等を受け、内務省社会局から日本産業衛生協会の総会に肺結核の予防について諮問され、1933 年（昭和 8 年）11 月に、採用時の体格検査や健康診断で、肺結核の素因者を職場から排除することのほか、定期的なツベルクリン反応、喀痰検査の励行等を内容とする答申がなされ、現にそれ以前から定期健診、過労防止等の行政指導がなされていたが、状況が改善せず、特に結核患者は増加の一途を辿ったこと、そこで、内務省社会局は、1937 年（昭和 12 年）に、地方庁に対して「軍需品工場に対する指導方針」（発勞第 96 号）を发出し、健診による疾病の早期発見と予防、有害業務従事者への一層嚴重な措置の必要性を示したこと、また、翌 1938 年（昭和 13 年）には、工場法に紐付く「工場危害予防及衛生規則」を改正し、常時使用職工 500 人以上の工場の工場主に工場医の選任を義務づけつつ、衛生上の危害が少ない工場については、地方長官の許可により免除され得ることとし（工場危害予防及衛生規則第 34 条の 3 第 2 項、第 5 項）、なおかつ、工場主を名宛人として、工場医に最低年 1 度の健診をなさしめ、その記録

を 3 年間保存させることとしたこと（同第 7 項、第 8 項）、

その後、1940 年（昭和 15 年）には工場危害予防及衛生規則が改正され、健診の対象工場が常時使用職工数 100 人に拡大されたほか、ガス、蒸気等を発散するような有害業務従事者につき、毎年 2 回実施すべきこととされ、これが現行の特定業務従事者健診の走りとなったこと、

1942 年（昭和 17 年）には、やはり工場法に紐付く工場法施行規則の第 8 条関係が改正され、労働力の維持培養、工場衛生の改善強化等を目的に、工場法が適用される全労働者を対象に、雇入れ時健診（施行規則第 8 条）、衛生上有害な業務従事者への年 2 回の健診（同第 8 条の 2）、健診結果の記録と保存（3 年間）（同第 8 条の 4）、要注意職工に対する医師の意見を踏まえた療養指示、就業上の配慮（就業場所・作業の転換、就業時間の短縮、休憩時間の増加等）（同第 8 条の 5）を含め、現在と同様の法定一般健診制度が形成されたこと、現行の特定業務従事者健診については、昭和 17 年 2 月 24 日付け厚生次官発各地方長官宛「工場法施行規則中改正省令施行に関する件」で、衛生上有害な業務を特定したほか、その別添で、A（健常者）から H（要療養結核罹患者）にわたる 8 つの健診結果の判定区分と講ずべき措置を定めたこと、検査項目は、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色神等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査を全員に実施し、陽性反応者にはエックス線間接撮影等を実施し、結核性病変の疑いがある者にはエックス線直

接撮影、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査を実施するものとしたこと（同第8条の3）。以上の通り、この頃は、職域における一般健康診断を結核健診網の一翼とする方向性が図られていたこと、

なお、この工場法施行規則改正に伴い、工場危害予防及衛生規則の健診及び工場医に関する規定のうち一部が施行規則に移動し、整理されたこと（昭和17年2月10日厚生省令第8号）、

1947年（昭和22年）の労基法制定の際、従前は規則（工場法施行規則）で定められていた法定健診結果に基づく事後措置（就業上の配慮）が、法律レベルに格上げされた（旧労基法第52条第1項、第3項）こと、同法制定当初は、①常時使用労働者数50人以上の事業（工場のみならず、一般の会社、官公署、農林畜産業、学校等を含む）で常時使用労働者を雇用する場合と、②有害業務（現行の特定業務従事者健診の対象と同じ）で常時使用労働者を雇用する場合に、①では年1回、②では年2回の定期健診を義務づけていたこと、①では衛生管理者の選任が義務づけられ、その中に「医師である衛生管理者」が含まれ、健診を担当することとされていたこと、また、③製造業、鉱業、土木建築業、道路・船舶運送業、港湾運送業、飲食宿泊業など、一次産業から三次産業にわたる殆どの業種（旧労基法第8条が定め、現行労基法では別表第一が定めるもの。農林・水産等の一次産業のほか、金融・保険業など一部の業種のみが除かれる）に常時従事する労働者には、その規模（常時使用労働者数）を問わず、年1回の定期健診を義務づけていたこと（その結果、③の適用がされず、

①に該当しない常時使用労働者数50人未満の事業では、健診義務が免除されることとなっていた）、雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、やはり、身長・体重等の体格検査、視力・聴力・色覚等の機能検査、感覚器、呼吸器、循環器、消化器、神経系等の一般臨床医学的検査の他、「ツベルクリン」反応検査、X線検査、赤血球沈降速度検査及び喀痰検査、その他労働大臣の指定する検査だったが、臨床医学的検査以外は医師の判断等で省略可能とされていた（旧安衛則第50条）こと、労基法第52条第2項に、医師選択の自由を保障する規定が設けられたこと、その制定過程では、労働者が選択した医師の所見の信用性に疑義が挟まれるなどしたが、本人が望まない医師による健診は困難であること、使用者が選択する医師の所見なら信用できるとも言えないこと、労基法上の健診の趣旨は、健康管理、作業環境改善等であり、休業手当の支給決定等の経済的利益に直接関わらないこと等が政府から回答された経緯があること、旧労基法第101条第2項（現行安衛法第91条第2項）に医師である労働基準監督官制度が設けられ、就業禁止措置が必要な疾病罹患の疑いのある労働者の健診の権限が付与されたこと、

特殊健診制度の歴史を辿ると、1951年（昭和26年）に、GHQの要請を受けて四エチル鉛危害防止規則（昭和26年労働省令第12号）が制定され、その取扱者に対し、体重、一定条件下での血圧、ヘモグロビン、塩基性斑点を持つ赤血球を項目として、雇入れ時と年4回の健診が義務づけられたのが嚆矢と解されること、その後、1954年（昭和29年）の労基法改正で、特

定業務従事者対象歯科医師健診規定が設けられたこと、1956年（昭和31年）には、「特殊健診指導指針」（昭和31年基発第308号）が、一定の有害業務等につき特別な項目を検査する特殊健診の仕組みを示し、1963年（昭和38年）には、「健康診断結果に基づく健康管理指針」（昭和38年基発第939号）がその事後措置（健康管理区分表等）の仕組みを示したこと、それと相前後する1959年（昭和34年）から1971年（昭和46年）にかけて、電離則、有機則、高圧則の前身となる高気圧障害防止規則、鉛則、特化則が制定され、特殊健診が規定されたこと、

じん肺法関係では、1955年（昭和30年）に、労働省のじん肺巡回健診結果を踏まえ、けい肺等特別保護法が制定され、一定の粉じん作業常時従事労働者を対象に、雇入れ時健診、定期健診、離職者継続健診等の実施が義務づけられたこと、1960年（昭和35年）には、けい肺以外の鉱物性粉じんの吸入によるじん肺も対象とするじん肺法が公布されたこと、

1972年（昭和47年）に安衛法が制定されて設けられた本条（法第66条）と同年9月に公布された現行安衛則の関連規定により、全業種、全規模の事業を対象とする法定健診制度の基本が定まったこと、その後、1977年（昭和52年）改正（法律第76号）で、健診結果の記録義務が定められ（当時の法第66条第6項）、作業環境評価に関する規定（当時の法第65条第6項。後の法第66条の2）の導入とあわせ、健診結果に基づく事後措置に、作業環境の測定や改善措置が盛り込まれたこと、1996年（平成8年）改正（法律第89号）

では、医師からの意見聴取（安衛法第66条の4）、事後措置指針（同第66条の5）、労働者に対する一般健康診断結果の通知（同第66条の6）、保健指導（同第66条の7）に関する定めが設けられ、1999年（平成11年）改正（平成11年法律第45号）では、深夜業従事者の自発的健康診断提出に係る規定が設けられたこと、

ヲ 健診項目の変遷をみると、現行安衛法制定時点での雇入れ時健診と定期健診の検査項目は、従来からの、身長・体重等の体格検査、視力・聴力（及び雇入れ時に限り色神等の）機能検査、X線検査（及び喀痰検査）に加えて、既往歴と業務歴、自他覚症状、血圧、尿の検査が追加されたこと、このうち自他覚症状調べの追加に伴い、従来の感覚器、循環器、等の臨床医学的検査が削除されたこと、これは、労働者の愁訴や問診をベースにして、医師が検査項目を判断する趣旨であること、業務歴の追加は、労働者の健康状態との関連を測る趣旨であり、定期健診を結核健診から労働者健診へと変質させるものだったと解されること、雇入れ時か定期の健診で結核発病のおそれが認められた労働者には、その後結核健診を行うべき旨が定められたこと、

1989年（平成元年）には、成人病対策として、安衛則改正により、貧血、肝機能、血中脂質、心電図の検査が追加されたこと、また、海外派遣労働者の増加を受けて、同年の法改正で、海外派遣労働者健診が新設されたこと、

1998年（平成10年）には、成人病対策の強化、過労死対策のため、HDLコレステロール、血糖、尿中糖の検査が追加されると共に、肥満尺度としてのBMI（体重

(kg)/(身長(m))²で算出される)を健診個人票に記載することとされたこと、この改正の際に発出された通達(平成10年6月24日基発第396号)では、ストレスや生活習慣が脳心臓疾患の重要なリスクファクターであることを踏まえ、プライバシーに配慮しつつ、「喫煙、飲酒を含む生活習慣に関する事項についても問診を行うことが望ましい」と記されたこと、

2001年(平成13年)の安衛則改正では、それによる就労上の障害が少ないことや、却って偏見を招きかねないこと等から(平成13年7月16日基発第634号)、色覚検査が健診項目から外されたこと、

2007年(平成19年)の安衛則改正では、健診項目に腹囲が追加され、血中脂質検査の対象が総コレステロールからLDLコレステロールに変更されたこと、前者は、BMIより腹囲の方が肥満のリスク指標として優位との見解が関係学会から示されたこと、後者は、日本動脈硬化学会が公表したガイドラインで、それが動脈硬化の強い危険因子になる旨指摘されていたこと等によること、また、血糖検査のみでは不正確だとして、尿酸検査の省略ができなくなったこと(平成20年1月21日基発第0121001号)、

2004年(平成16年)に、一律的・集団的な結核健診の意義が希薄化したとしてなされた結核予防法(2006年(平成18年)に廃止され、感染症法に統合された)改正を踏まえ、2009年(平成21年)になされた法改正で、結核健康診断(雇入れ時、定期健診等において、結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね6月後に行われるエックス線直

接撮影による検査及び喀痰検査等の健康診断)が廃止され、結核菌にばく露する機会が多い職種や発症すると二次感染リスクが高い職種に限定して年1回の定期健診の実施を義務づけることとなったこと、

ン 健診制度の背景をみると、定期健診の実施勧奨がなされるようになった昭和初期は結核罹患率がたかく、1930年(昭和5年)の罹患率を、男子約8%、女子約17%とするデータもあること、死因をみても、1940年(昭和16年)前半までは結核による年間死者数が増加傾向にあり、17万人程度に達したが、おそらくはペニシリンの処方等が奏功し、1950年(昭和35年)頃から著しく減少したこと、他方、この頃から脳血管疾患、がん(悪性新生物)、心疾患等のいわゆる成人病(生活習慣病)の死因順位が上昇し、1955年(昭和40年)頃にはがんが死亡率1位となって、その後も増加傾向にあること、

ア2 厚労省の集計結果では、定期健診の有所見率は1991年(平成3年)から増加傾向にあり、2018年(平成30年)には55.5%であったこと、特に血中脂質の増加傾向が顕著であるほか、血圧や血糖値も増加傾向にあること、

正社員と契約社員の一般健診受診率は高い(95%超)が、パートタイマーや派遣労働者の受診率が6-7割であること、

特殊健診については、事業者側の実施率は、鉛業務、石綿取扱い業務、放射線業務がある事業所では8割を超えるが、有機溶剤業務、特化物の製造・取扱い業務がある事業所では5-6割にとどまっていること、粉じん作業にかかるじん肺定期健診(粉じん作業の常時従事者と従前の従事

者のうち一定の者を対象とし、年に1度のもの（と3年に1度のものがある）の実施率も9割を超えるが、雇入れ時、定期外（常時従事者で安衛法上の健診でじん肺所見等がある者、合併症による長期休業者で快復した者を対象とする）、離職時の健診となると、8割を切っていること、労働者側の受診率は、鉛、有機溶剤、放射線の業務では8割を超えていること、他方、現在又は過去に有害業務に従事した者を対象に潜伏性疾患等の発見を図る特定の特殊健診（法第66条第2項、安衛法施行令第22条第2項）については、特化物では85%超だが、石綿では5割を切っており、粉じんについても、雇入れ時、定期外、離職時の健診の受診率は5割を切っていること、

イ2 定期健診不実施の理由に関する事業所の回答は、時間がないが4割強、費用がないが3割強、適当な健診機関がないが約15%、健診の必要を感じないが約1割、事務的負担が1割弱、その他が約半数だったこと、

ウ2 本プロジェクトによる監督実例の調査からは、定期健診不実施を理由とする安衛則第44条違反の監督指導例がみられ、うち1件は、事業場が主体的に健診を実施していないケースであったこと、また、健診結果の本人への通知（法第66条の6、安衛則第51条）や監督署への結果報告（法第100条、安衛則第52条）違反の存否もみたくうえで適用を判断する傾向を窺わせる回答があったこと、特殊健診については、ドラフトチャンバー内で発煙硝酸を使用する検査業務を行う労働者に一般健診しか実施しなかった例等が示され

たこと、

エ2 関連する刑事事件には、採用時健診や定期健診を行わず、時間外割増賃金も支払わなかった法人と代表取締役が罰金が科されたが、時期を固定せず、健診自体は実施していたことや、健診実施機関の変更先を探索した経緯から、量刑が減らされたケースや、会社の派遣担当者が、時間的余裕がないとして派遣労働者2名の雇入れ時健診を省略し、医師名義の健診個人票を偽造して派遣先に提出したこと、従前にも数十名の労働者の雇入れ時健診を省略したり、結果を書き換えたりしたこと等を踏まえ、執行猶予付の懲役刑が命じられたケースがあること、このうち後者では、被告人側が、法第66条第5項（医師選択の自由の保障規定）を根拠に、労働者側が積極的に健診を受診すべき旨主張したが、この規定により、事業者側の実施義務違反が免責されるわけではないことが明言されたこと、

オ2 関連する民事事件には、①真備学園事件岡山地判平成6年12月20日や、②東京海上火災保険・海上ビル診療所事件東京高判平成10年2月26日などがあること、

①は、学校法人である被告が、雇用する教員の健診については、民間医療機関に胸部エックス線間接撮影と尿中糖と蛋白の検査を委託し、血圧は保健室に血圧計を用意して各教員の任意に委ね、健診個人票の作成も校医による健康管理も行わずにいたところ、被告で就業しており、悪性の高血圧症を基礎疾患にもつ高校教師が脳内出血で死亡したことを受け、その遺族が被告の健康管理に関する安全配慮義務違反

に基づく損害賠償請求をなした事案を前提としており、判決は、事業者の健康確保の責務、健診実施及び事後措置実施義務、産業医選任義務、学校保健法上の健診実施及び事後措置義務、学校医の選任義務等を定めた規定の趣旨に照らし、被告には、これらの規定内容を履行する公的責務と共に、雇用契約上の安全配慮義務として、健診実施及び事後措置等によりその健康状態を把握して適切な措置を講じる健康管理の義務があるとしたうえ、定期健診項目に血圧検査があれば、悪性高血圧症は判明していただろうし、尿検査を促して結果報告を義務づけ、健診個人票を作成していれば、その背後にある腎疾患等も把握でき、それに応じた勤務軽減等の抜本的対策を講じられたはずなのに、それらを怠ったことは、前記諸法規所定の公的な責務の懈怠であると共に、雇用契約上の安全配慮義務違反であるとしたこと、合わせて、当該教師が専門医を受診していたとしても、被告が主体的に健康を把握して対応すべきだったとしたこと、ここから、安全配慮義務の履行のためにも、法定の健診項目は全て履行する必要があることが窺われること、もっとも、判決は、死亡した教師自身も、被告が民間医療機関に委託していた尿検査を受けず、主治医から入院や勤務軽減を勧告されていたことを被告に申告していなかった点に落ち度があるとして、本条（法第 66 条）第 5 項が労働者に健診受診義務を課していることに言及しつつ、4 分の 3 の過失相殺を認めたこと、従って、本条第 5 項違反は、主に過失相殺で考慮され得ると解されること、

②は、肺がんで死亡した労働者の遺族が、

同人の死亡は、法定定期健診でのレントゲン写真の異常陰影の見過ごし等の安全配慮義務違反または不法行為により、肺がんへの処置が遅れたことにより生じたとして損害賠償請求した事案を前提としており、判決は、一般企業での定期健診の実施は安全配慮義務の履行の一環といえようが、一般医療水準に照らし相当と認められる程度の健診を実施するか、それが可能な医療機関に委嘱すれば足り、診断がその水準を明白に下回り、かつ、企業側がそれを知り得た事情がなければ、安全配慮義務違反は認められない、仮に医師らの過失について健診を実施する事業者にも負わせれば、同人らに医師らの医療行為を指揮監督すべき義務を負わせることになり、妥当でないとの趣旨を述べたこと、

カ 2 関連規定として、高齢者医療確保法があり、保健者が、40 歳以上の健康保険被保険者を対象に、メタボ対策として、糖尿病等の生活習慣病に関する特定健康診査及び、胸囲や BMI、血圧、中性脂肪や HDL コレステロール等を基準に、メタボリックシンドロームとされた者を対象に、特定健康診査を実施することを定めていること、ただし、本条（法第 66 条）が定める一般健診のような特定健診に相当する健診の受診をもって代替できるとされていること（特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第 21 条第 1 項）、被保険者を使用している事業者は、保険者からの健診記録の写しの提供の求めに応じてこれを提供する義務を負うこと（同第 27 条第 2 項、第 3 項）、他方、特定保健指導は、安衛法第 66 条の 7 第 1 項に基づく保健指導とは別に、保険者が定める実施計

画に基づき実施されることとなっていること、

（未了）

石崎報告②は、両条が定める作業環境管理をめぐる制度の変遷を、背景となった災害や、当該制度を安全配慮義務の内容と認めた判例、最近の坑内作業場への展開の動きなどを含め、詳細に論じている。それを端的に言えば、現実的な運用可能性と管理の精度ないし実効性の向上を両立させようとする努力の経過だったといえる。すなわち、制度的には、作業場ごとに異なる作業環境に適合した環境測定デザインのデザインからはじめ、測定、評価、対応策までの包括的なプロセスの構築を模索する過程であり、技術的には、時間や空間ごとにばらつきがある有害物の濃度の的確な捕捉を模索する過程だった。安衛法とは別に単独立法として制定され、主に作業環境測定を担当する専門家や専門機関の認定等について定めた作業環境測定法については、その前後の関連条約（職業がん条約や作業環境測定条約）の採択、作業環境測定の専門性の高さがドライブとなったこと、単独立法とすることで社会的な認識の喚起が図られていたことなどが示されている（ただし、作業環境測定条約は、同法上の作業環境評価の仕組みに大きく影響した経過がある）。判例は、災害発生後の賠償責任論として、使用者に、作業環境管理の包括的なプロセスの実施について最善の努力を講じる義務があると判断することで、制度や技術の展開を後押ししてきたことが窺われる。また、告示として発せられてきた作業環境の

測定や評価に関する基準には、強い法的効力が認められてきたことも示されている。

その他、石崎報告書からは、以下の事柄が窺われる。

大阪の印刷工場で生じた胆管がん問題に象徴されるように、化学物質管理の法政策は、古くて新しい、人の命や健康に関わる規制科学の重要問題である。現在、約7万種類の化学物質が職場で取り扱われていると言われる。我々の生活は、現に多くの化学物質に支えられている以上、それらの製造や取扱いを全て禁止するのは現実的でない一方、実効的な規制のありようは、知識、技術、コストなど、さまざまな限界との関係で、国内外で長年の難題だった。これは、いかに産業の高度化が進んでも、労働者らが化学物質に接触する（ばく露する）機会がある限り、継続する問題である。

従前の化学物質管理に関する労働安全衛生関係規制は、

- ・製造業者らによる新たな物質の危険有害性の調査と行政への届出、

- ・危険有害性の大きさによる規制の段階化（製造禁止から危険有害性の自主的な調査等の推奨まで）

を基本として、

- ・事業者による作業環境測定、評価、密閉、局排の設置等の技術的措置、保護具の装着、製造業者らによる危険有害性情報の事業者への伝達、専門家や専門機関の養成など、多様な主体による多面的な措置を、強制から誘導、権限の設定まで、さまざまな手法で図ってきた。しかし、新規化学物質は増加の一途を辿るし、既存化学物質の危険有害性も全て明らかではないし、たとえ明らかであっても、適切な測定にはさま

ざまな障害がある。

そうした中で、アスベスト訴訟のように、国の規制権限の不行使が問われる訴訟や、化学物質被害に遭った労働者が事業者や製造者の過失責任を問う訴訟も生じている。そして、腕時計の針への印刷作業を行っていた下請企業の労働者が多発性神経炎に罹患し、元請を相手方として損害賠償請求した事案で、元請・下請関係にあること、下請の従業員に作業手順を教育指導したこと、労働手段を貸与したこと、災害原因（ノルマルヘキサンを含有する A ベンジン等）を支給したこと、元請には当該物質の取扱い経験があり、下請にはなかったこと等を根拠に、元請の過失責任を認めた例（みくに工業事件・長野地判平成 3・3・7 労判 588 号 64 頁）や、使用者には、行政が公表した職場空間の有害物質濃度の基準を遵守するのみではなく、国際的な環境基準等に準拠して作業環境を整備する不法行為法上の注意義務があったのに怠ったため労働者に職業病を発症させたとして賠償責任を認めた例（日本化学工業事件・東京地判昭和 56・9・28 判時 1017 号 34 頁）、数年間、換気が悪い作業場で、保護具を着用せず、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた作業員が、慢性有機溶剤中毒に罹患した事案で、使用者に、法定の作業環境管理のみではなく、個人サンプラー（個々人に取り付けて化学物質へのばく露を測る機器）の活用を含め、測定から対策に至る現場実態に合った管理を行う安全配慮義務があったのに怠ったため労働者の有機溶剤中毒を招いたとして賠償責任を認めた例（内外ゴム事件・神戸地判平

成 2・12・27 労判 596 号 69 頁）など、直接の使用者ほかの関係者にやや結果責任的な賠償責任を課す例が散見される。つまり、現在の化学物質管理に関する安衛法の基準は、過失の判断基準に及んでいない。そこで、安全衛生法の政策担当者は、EU のように、事業場で取り扱われる全ての化学物質について、事業者にリスクアセスメント（危険有害性の調査）の義務づけを図ってきたが、罪刑法定主義を充たすほど要件を定義できないとの批判のほか、危険有害性が明らかでない物質について事業者には過重な負担を課し得ない等の批判により、ごく一部の物質を除き、実現していない。これは、科学者と制度論者が協働して取り組むべき課題である。

14 阿部（未央）報告②（第 7 章第 69 条～第 71 条の 4）

（分担報告書の執筆は一応完了、ここでの整理は未了。）

15 大藪報告②（第 8 章）

（分担報告書の執筆は一応完了、ここでの整理は未了。）

16 南報告（第 9 章）

（今年度の改訂は一応完了。それを踏まえたここでの整理は未了。）

南報告は、法第 9 章に属する第 78 条から第 87 条について解説している。この章は、企業単位で複数の重大労働災害を生じた事業者を対象とする特別安全衛生改善計画制度と、同制度の対象には当たらないが、その適用によらなければ労災防止を果たし得ない事業場を対象とする安全衛生

改善計画制度、事業場の安全衛生の診断や改善指導等を業とし、所定の受検資格を充たす者が試験により認定される国家資格である労働安全・衛生コンサルタントについて定めている。同報告では、

ア 本章が定める諸制度は、行政の関与により事業場による自主的な安全衛生確保を支援するための人・組織の意識・知識への働きかけという性格が強いこと、

イ 特別安全衛生改善計画制度は、事業場単位ではそうでなくても、企業単位では複数の重大災害を繰り返した事業者企業単位での改善策を講じさせるために設けられたもので、企業単位での措置の義務づけは、安衛法制史上初めてだったこと、制度形成前の平成 21 年からの 3 年間にも、まさに企業単位で、起因物（災害をもたらすもととなった機械や設備等）や型（墜落・転落、転倒など、傷病を受けるもととなった起因物が関係した現象）が一致する災害を繰り返した会社が少なくとも 20 社あったこと、

ウ 特別安全衛生改善計画制度の適用要件となる重大労災については、安衛則第 84 条第 1 項に定めがあり、死亡災害や労災補償保険法上の障害等級第 7 級までの障害が生じた場合のほか、安衛法上の死傷病報告を踏まえ、それを「生じるおそれ」がある場合を含み、なおかつ、災害発生当時に等級判定できないケースでは、その時点では重大災害には該当しないものと扱い、その後確定の際に災害発生時点に遡って発生日とすること、ただし、遅発性疾病の場合、医療による診断時を発生日とすること等が通達に示されていること、

エ 同じく、重大労災の再発防止上必要

と認められる場合との要件については、安衛則第 84 条第 2 項に定めがあり、当初の重大労災発生から 3 年以内に他の事業場で起因物と事故の型が同じ重大労災が生じたことと、関係法令に違反したこと等が主な要件とされ、違反が問われる関係法令に一般労働者の長時間労働規制等は含まれない（安全衛生関係の規制に限定されている）が、基本的な要件に厳密には当てはまらなくても、企業単位での重大労災の再発防止という制度趣旨に照らして個別判断される旨も通達で示されていること、また、その対象とならない場合も、安全衛生改善計画制度の適用対象にはなり得ること、

オ 特別安全衛生改善計画及び安全衛生改善計画の作成に際して求められる労働者の代表からの意見聴取は、当該企業の全事業場ではなく、計画の対象とする事業場のみで行われれば良いと解されていること、ここでいう計画の対象とする事業場（安衛則第 84 条第 4 項第 2 号）は、重大な労災が発生した事業場と同様の作業が存在するなど、同様の労災が発生する可能性がある全ての事業場とされていること、

カ 第 78 条は、第 3 項で、労使双方に特別安全衛生改善計画の遵守義務を課しており、事業者がそれに反した場合、第 1 項、第 4 項が定める計画の作成、変更の指示に反した場合と同じく、必要な措置につき厚生労働大臣が勧告することができ（第 5 項）、それでもなお当該事業者がその勧告に従わない場合、その旨を公表できる（第 6 項）ことになっているが、勧告や公表の要件は、事業者による違反とされており、労働者のみに不遵守がある場合の

適用は困難と解されること、

キ 企業名等の公表制度の趣旨は、特別安全衛生改善計画制度の実効性の確保（すなわち、企業単位での重大労災の再発防止）にあること、

ク 安全衛生改善計画制度は、旧労基法時代に当時の労働省労働基準局が策定した安全管理特別指導制度と衛生管理特別指導制度を前身として、現行安衛法制度の際に法定されたもので、その本来の趣旨は、事業場を悪者扱いすることではなく、事業場ごとの自主的な労災再発防止措置の積極的な履行確保にあり、講じられるべき防止措置も、当該事業場の（部門ごとの）性質、安全衛生状態に応じた（≒背景依存性の強い）「総合的な改善措置」となること、具体的には、機械設備の配置や作業工程に関する改善、機械設備の改修、代替等の安全化、騒音、振動、暑熱環境等の有害性の除去、局所排気装置や換気装置の設置等の有害物対策、保護具の整備、作業標準の整備、教育訓練、安全・衛生管理者の選任、職務内容や権限の見直し等々、3ステップ・アプローチの全て、物的措置、人的・組織的措置の双方にわたる幅広い措置が該当し得ること、よって、その適用に際して、必ずしも法違反は要件とならないこと、

ケ 安全衛生改善計画については、石綿製品の製造作業に従事していた複数の労働者がじん肺に罹患したことにつき、使用者の安全配慮にかかる損害賠償責任のほか、国の安全基準設定やその履行確保などの規制・監督権限不行使による国家賠償責任が争われたケースで、国は、そもそも原告労働者らが主張するような規制・監督義務は負っていないし、例外的に行政裁量が

収縮して権限不行使の責任が認められる場合があるとしても、本件で管轄の県労働基準局長は、当該事業場を衛生管理特別指導対象に指定し、改善計画の作成を指示して報告書の提出を受けるなどの措置を講じていた以上、その責任を負わないとした裁判例（長野地判昭和61年6月27日判タ616号34頁）があり、本制度の適用が、国の適正な監督権限の行使の裏付けとなることが窺われるが、本計画の不遵守にかかる労使の民事責任等について述べた裁判例は見当たらないこと、

コ 安全・衛生コンサルタント制度は、そもそも、安全衛生の所掌が拡大し、その実現に高度な専門性を要する条件下、企業内で安全・衛生の専門家を設置する余裕がない中小企業等に実効的な指導を行わせることを主目的として設けられたもので、法第80条は、まさに専門知識が求められることが多い特別安全衛生改善計画や安全衛生改善計画の作成の際に彼／彼女らの活用を誘うべく、事業者意見に聴くよう勧奨できる旨を定めていること、

サ もとは安全コンサルタントのみが法制度化される予定であり、衛生関係では、産業医、衛生工学衛生管理者、作業環境測定士等の資格があるため不要との意見もあったが、各専門家から得られた事業場に関する情報を統合して労働衛生管理を主導すべき存在として、衛生コンサルタントも法制度化された経緯があること、

シ 安全・衛生コンサルタント資格は、その名称を用いて業として労働安全衛生にかかる診断や指導を行うものとして設計され、業務独占でも名称独占でもないが、ほんらい専属たるべき安全管理者や衛生

管理者について、1人目以外は当該コンサルタントの選任をもって足りる旨の規定や、中小規模事業場では安全・衛生管理者の代わりに選任が義務づけられている安全・衛生推進者については、外部のコンサルタントの選任をもって代替し得る旨の規定があるなど、資格取得によって、その趣旨に沿った業務を果たし易いよう、制度的な支援が図られていること、

ス 安全・衛生コンサルタントの一般的な役割には、上述の特別管理指導の一環として、都道府県労働局長から事業者への改善計画の作成指示に際して、その勧奨を受けて行う安全衛生診断のほか、資格取得者の指定登録機関（法第85条の2）である（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会が厚生労働省から受託している安全衛生診断事業にかかる業務等があること、安全・衛生コンサルタントの選任自体を安全配慮義務の内容と述べた裁判例は見当たらないが、近年は、複雑多様な安全衛生課題に対応するため、産業医を筆頭に安全衛生の専門家の選任を使用者の安全配慮義務の一環と述べる民事裁判例も増えてきていること、

セ 制度の立案過程で、労働者側の代表から、過重労働やメンタルヘルス対策も特別安全衛生改善計画制度の適用対象とすべきとの意見が示されていたことや、過重労働が社会問題化している現状も踏まえ、企業単位で複数の過労死等を生じている場合、同制度の適用対象とする案も検討に値すること、

ソ 特別安全衛生改善計画制度や安全衛生改善計画制度の作成に労働者（の代表）を関与させる制度の趣旨について、そ

の意見を反映することで同制度の実効性を高めるものとする見解もあることから、法第78条第3項が定める計画の遵守義務違反にかかる労使の民事責任の解釈に際しては、その観点で労働者の義務違反が考慮され得ること、

タ 労働安全・衛生コンサルタントの試験区分は細分化されており、どの区分で合格しても全ての業務をその資格を名乗って遂行できる仕組みについては再検討されてもよいこと、同制度の認知度や社会的位置づけの向上策を検討すべきこと、等が示されている。

17 鎌田・田中報告（第10章）

鎌田・田中報告は、法第10章に属する第88条から第100条について解説している。この章は、危害防止基準（なすべきこと・なすべきでないことを具体的に定め、罰則で強制して安全衛生の確保を図る規定）の設定とその強制という刑事一般法的手法ばかりでは、関係者の技術、知識、意識、財政など様々な限界から法目的の達成が困難であること、人の生命身体健康という保護法益の重要性等を背景に、行政を履行確保のための重要な資源と見立て、様々な形で関与を図らせようとしている。

同報告では、

ア 戦前の工場法は、既に設置された設備や建築物等に災害発生リスクがある場合、改善策や使用停止を命じ得る旨の規定は設けていたが、それらの新設、操業開始段階での検査等は各府県の警察命令である工場取締規則に委ねられていたところ、戦後、旧労基法制定に際して、事業場の設備等、付属寄宿舎について、一定の基準に

沿った新設計画を届け出させ（第 45 条、第 96 条）、安全衛生上必要な場合に着手差し止め、計画変更命令等の監督措置を講じ得る旨の規定（第 54 条）が設けられ、1972 年に現行安衛法が制定された際に、第 88 条にそれらの規定の内容が概ね引き継がれつつ、特定の機械、主要構造の変更や移転も適用範囲に含める、重層的下請関係下では、発注者や元請けのみを適用対象とするなどの整序及び充実化が図られたこと、その後、昭和 55 年の法改正で、工事計画の策定に特定の有資格者を参画させるべきこととされ、昭和 63 年の法改正で、必要に応じ、発注者向けの勧告等ができることとされたこと、平成 26 年の法改正で、大規模工場等で生産ライン等を新設・変更する場合の事前届出制度が廃止され、危険な機械等の設置・移転、大規模建設工事等、一定の建設工事の事前届出制度等の 3 種が残存することとなったこと、

イ 法第 88 条は、以上のような経緯を経て、①それ自体にリスクがあるか、有害作業を要するか、それ自体労働者の安全衛生の確保を目的とする機械等（危険有害機械等：動力プレス、一定容量以上の金属等の溶解炉、危険物の製造・取扱い等を行う化学設備、乾燥設備、一定以上の出力の原動機を持つ機械集材装置（材木等をつり上げて一箇所に集積する装置）、一部を除く一定以上の高さの足場、一定の有機溶剤の蒸気の発散源の密閉設備、局所排気装置、一定の換気装置、一定の鉛や焼結鉍等の粉じんの発生源の密閉設備、事務所則所定の空気調和設備等、四アルキル鉛のガソリンへの混入業務に用いる機械等、特化則所定の第一類物質（特に有害性が強い発がん性

物質等）や第二類物質（第一類に次いで有害性が強い発がん性物質等）を製造する設備等）の設置、移転、変更を行おうとする場合（第 1 項）、②過去の災害状況を踏まえて選定された、特に大規模な建設業の仕事（爆発、倒壊、異常出水等のリスクが高いトンネル、橋梁、潜函（圧縮空気地下水の流出を防ぎながら作業ができるようにしたコンクリート製の箱。ケーソンともいう）等にかかる建設工事のうち、一定の規模や性質の仕事。一例として、最大支間 500m 以上の橋梁建設の仕事）を開始しようとする場合（第 2 項）、③②には達しないが、やはり過去の災害状況を踏まえて選定された一定の規模や種類の建設業の仕事（一例として、最大支間 50m 以上の橋梁建設の仕事）や土石採取業（鉍業を除く）の仕事（一例として、地中に穴を掘って採掘する坑内掘り（≠露天掘り））を開始しようとする場合（第 3 項）には、②の場合、厚生労働大臣宛に、①③の場合、所轄の労基署長宛に、各行為の 30 日前までに、所定の様式による届出書のほか、所定の書面と図面等を添えて届け出るべきこと、ただし、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していること等を所轄の労基署長が認定した場合、①②の届出が免除されること（第 1 項但書。計画届免除制度）、厚生労働大臣や所轄労基署長は、届出内容を審査し、法令違反事実を認めれば、工事差し止め命令や計画変更命令を発し得ること（第 6 項）、当該命令等の発令時に必要がある場合、発注者に対して、労災防止のための勧告や要請を行い得ること（第 7 項）を定めるに至ったこと、第 1 項ないし第 5 項違反には罰金刑、第 6 項違反に

は懲役又は罰金刑が下され得ること（第120条第1号、第119条第2号）、

ウ 計画届免除制度は、法第28条の2、安衛則第24条の2に基づく指針等の関係規定に沿って、労働安全衛生マネジメントシステムを適正に実施していることのほか、労災発生率が平均未満、申請日前1年間に重大労災が生じていないこと等を条件に、事業場に対して、所轄労働基準監督署長の認定により適用されるが、建設業者については、店社安全衛生管理者（法第15条の3：特定元方事業者は、混在作業について統括管理義務を負うところ、法第15条に基づく統括安全衛生責任者の選任義務を負わないが、原則として労働者数20名以上の規模の一定の危険な作業（ざい道工事等）について、統括管理担当者の指導・支援のため、選任が義務づけられる者。選任の主な基準は、場所より契約なので、概ね、元方事業者の支店の担当者等が宛てられる）と同様に、「当該仕事の請負契約を締結している事業場」ごとに認定されることとなっていること、安全衛生マネジメントシステムの一次的な運営評価は、一定要件を備えた労働安全・衛生コンサルタントに委ねられていること、

エ 重層的下請関係下で建設工事が行われる場合、下請け（工事を自ら行う発注者や元請人以外の者）は届出義務を負わないこと（第5項）、元請人が共同企業体であって、共同企業体代表者届を労基署長に提出した場合、当該代表者のみに第88条の届出義務が生じること、事業者に第88条履行の意思があるのに、受任者や補助者（従業員）の故意や過失で違反が生じた場合には、両罰規定（第122条）が適用さ

れ、第88条の名宛人ではない当該受任者や補助者が処罰され得ること、

オ 第88条に基づき届け出られた計画のうち、既存の法令上の措置基準や構造規格に合致していても、技術革新、設備の大型化、新規有害物質の登場等を背景に、高度の技術的検討を要するもの（例として、新規に開発された工法等を採用する建設計画や、石油化学工場等における新生産方式の採用による設備増設計画等（労働調査会編『労働安全衛生法の詳解（改訂4版）』（労働調査会、2015年）954頁））については厚生労働大臣が、それに準じるものうち所定のもの（例として、高さ100m以上の建築物の建設の仕事のうち、埋設物等が輻輳する場所の近くで行われるもの、堤高が100m以上のダム建設の仕事のうち、車両系建設機械の転倒等の危険がある場所で同機械を用いて作業を行うもの等）については都道府県労働局長が、その計画に係る建設物、機械、仕事の規模等を勘案して、審査できる旨が定められていること（第89条、第89条の2）、

カ わが国の労働監督制度の発祥は、1892年（明治25年）鉱業条例に基づく鉱業監督制度だが、一般的には工場法施行の直前に農商務省商工局に置かれた工場監督官4名と同監督官補5名と理解されており、1916年（大正5年）には、工場法の施行を、都道府県の警察部に置かれ、独立官職としての身分保障のない工場監督官と同監督官補計208名が担うこととなり、1938年（昭和13年）に厚生省労働局監督課が工場法を所掌することとなって3年後に、労務監督官、労務監督官補に改められ、戦時体制下には労務管理官に名称

が統一され、戦後、1947年（昭和22年）に労基法が制定されると、労働監督機関は新設された労働省のもとに統一されると共に、1923年ILO第20号勧告をモデルに一定の独立性と身分保障が付与されるに至ったこと、

キ 労働基準監督機関については、厚生労働大臣＞労働基準主管局長＞都道府県労働局長＞労働基準監督署長＞労働基準監督官という指揮監督系統が法定されており、基本的には、監督署長が、臨検、尋問、許可、認定、審査、仲裁その他労基法の実施に関する事項を司る権限を付与されているが、主管局長、都道府県労働局長も、その権限を行使できるとされていること（法第99条）、

ク 労働基準監督官による令状なしの立入、検査、収去等の合憲性について参考になる判例として、被告人が令状なしの税務調査（書類呈示の要求）を拒否したために起訴された事案で、同調査の合憲性が争われた川崎民商事件最大判昭和47年11月27日判例時報687号17頁があり、同判決は、侵入、搜索、押収等における令状の必要性（令状主義）を定めた憲法第35条第1項は、刑事責任の追及手段としての強制に対する司法権による抑制を保障した規定だが、旧所得税法に基づく検査のような目的を異にする類似の手續にもその保障は及び得ること、他方、本件質問調査は、刑事責任の追及を目的としておらず、刑罰も間接強制的な性格のもの（：調査を拒めば罰則が適用されるが、調査自体が強制されるわけではない）で強制度合いは直接強制的なものほど強くなく、重要な公益目的の実現に不可欠で、その目的との関係

は不均衡ではないことなどから、令状がなくても違憲ではないとしたこと、

ケ 法第91条は、労働基準監督官による令状なしの立入、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去等の権限（第1項）、医師である監督官による伝染病等の疑いのある労働者への検診の権限（第2項）、第1項、第2項の権限行使に際しての証票の携行・呈示の義務（第3項）と併せ、第1項の権限が刑事責任追及目的ではないことを定めている（第4項）こと、実際の立入調査（臨検監督）には、定時監督、災害時監督、申告監督、再監督の4種類があり、そこで労働基準関係法令違反が認められれば是正勧告（是正勧告書の交付）が行われること、是正勧告は行政指導に過ぎないが、対象者が違反状態を放置すれば、行政処分としての報告の命令（労基法第104条の2）がなされ、対象者が応じないか、虚偽の報告を行えば、労基法第120条第5項に基づき送検手続を講じ得ること、他方、法令違反に当たるとは限らないが、ガイドラインに反するなど、状況改善の必要が認められる場合、指導票が交付され得ること、

コ 犯罪捜査の必要が認められた場合、監督官は、司法警察官として、刑事訴訟法に沿って職務を執行することとなること、強制捜査（差押え、搜索、検証等）には当然ながら令状が必要となること、労働法違反の捜査は高度に専門的であることから、監督官にその権限が認められることとなったこと、かつては、どのような場合に司法処分にするかの判断基準（司法処理基準）が存在したが、現在は存否自体公開されていないこと、実際には、死亡災害など

の重大災害をもたらす法違反、いわゆる「労災隠し」、「虚偽申告」などの故意性、公益侵害性が強いものが処分対象とされる傾向にあること、罪刑法定主義は刑事司法の基本だが、安衛法の解釈では、リスクに応じた運用が必要なため、拡大解釈は許されるべきこと、行政権限の行使と刑事司法手続きとは厳格に区分すべきであり、現にそのように運用されていること、労働基準監督官による司法警察職員としての役割は、第2次大戦後、労働行政が警察行政から分離して以後、その専門性を頼みとして、労基法違反事件について、委ねられることとなったこと、

サ 法第93条は、本省、都道府県労働局、労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を配置し、前者には、特定機械等の製造許可（法第37条）、特別安全衛生計画や安全衛生改善計画のうち産業安全に関する事項の審査、災害原因調査等の産業安全に関する事務、後者には、有害物の製造許可（法第56条）、新規化学物質の有害性調査（法第57条の3～5）に係る勧告、作業環境測定、特別安全衛生計画や安全衛生計画のうち労働衛生に関する事項の審査、災害原因調査等の労働衛生に関する事務を司らせることとしているほか、両者に、それぞれの専門に係る労使への指導援助を行わせることとしていること、細則が、「産業安全専門官及び労働衛生専門官規程」に設けられていること、同規程は、本省配置の専門官を中央専門官、都道府県労働局以下配置の専門官を地方専門官と呼び分けていること、専門官は、一定の知識経験を持つ（：行政職俸給表（一）の三級以上となった）技官や監督官ら

が就けられる職名であること、

シ 法第94条は、両専門官の立入、質問、帳簿等の検査、作業環境測定、物品の収去の行政権限（≠司法警察権限）を定めていること、専門官制度は、技官をそれに就任させることで、こうした行政権限を行使させる趣旨も持つが（ただし、専門官には、立入権限があり「指導」はできても、「監督」（是正勧告、使用停止等命令）ができない）、現在は、地方での技官任用が停止され、監督官がその任を担うこととされているため、その趣旨は希薄化していること、法第93条、産業安全専門官及び労働衛生専門官規程には、産業安全専門官は安全関係業務、労働衛生専門官は衛生関係業務を所掌する旨の定めがあるが、実際には、都道府県労働局の健康安全課でも労働基準監督署でも、そのいずれかしかいない現状があり、名称に関係なく「安全衛生」の業務全般を担当していること、また、安全と衛生の連携という意味では問題とはいえないこと、

ス 法第95条は、都道府県労働局に労働衛生指導医を置き、都道府県労働局長の指示による作業環境測定（法第65条第5項）の実施、同じく臨時健診（法第66条第4項）の実施にかかる意見具申など、労働衛生に関する専門医学的立場から労働衛生行政に関与させることを定めていること、この制度は、昭和43年の労働衛生指導医規程で、衛生環境の改善、職業病予防等の双方への貢献を目的に設けられた制度を引き継いだもので、非常勤の国家公務員として、集団的措置と個別的措置の双方への貢献を予定されていること、一例として、鉛中毒患者が発生した事業場で罹

患が判明している労働者以外にも健診の実施を指示する場合、①必要性の判断理由、②健診項目、③実施すべき労働者の範囲等を示すためにその参画を得ていること、

セ 一定の対象につき厚生労働職員らによる立入、検査等を定めた法第96条は、長文にわたっているが、要するに、①機械等の本質的安全化を図るため、型式検定（大量生産予定のものサンプル検査など）や個々の機械の安全性能検査の万全を図ること、②安全衛生の確保にとって重要な安全衛生管理体制の要となり得る労働安全・衛生コンサルタント及びその業務の質の確保を図ること、を目的とした規定であること、①の規定が型式検定の万全を図った趣旨は、個別検定が免除されているがゆえの安全性担保であること、これらの目的を果たすため、水平展開されるという意味で影響力が大きく、個別性・特例性が強く、高い専門性が求められる型式検定（を受けた側：機械等の構造や、それらを製造・検査する設備等）の監督と、同じく影響力の大きいコンサルタント業務の監督につき、厚生労働大臣の権限とし、より定常性が強い登録製造時等検査機関等の業務の監督を厚生労働大臣又は都道府県労働局長の権限としたこと、コンサルタント業務の監督に労働衛生指導医の関与が必要な場合、同指導医に事業場への立入、質問、作業環境測定や健診結果等物件の検査をさせることができる旨の定めを置いたこと、

ソ 法第96条の2は、平成18年に成立した独立行政法人改革関連厚生労働省関係法律整備法（平成18年3月31日法律第25号）により追加された規定であり、

独立行政法人労働者健康安全機構に災害調査（労災の原因調査）、立入検査等を行わせることができること等を定めていること、本条が調査、立入の権限を与えた対象は、当初は独立行政法人労働安全総合研究所であったが、組織改編により、労働者健康安全機構に統合された経緯があること、労働安全衛生総合研究所は、元は国立機関で、その後独立行政法人となった産業安全研究所と産業医学総合研究所が併合されてできた経緯があること、実際のところ、同機構による立入検査は、安衛法規違反がうかがわれ、重篤な被害が予想されるような条件でなければ、適用され難いこと、

タ 法第97条が定める安衛法令違反事実に関する労働者の申告権は、労働行政に権限の発動を促すことをもって労働安全衛生行政の実効性を確保するために保障されたものであって、労働行政に権限発動の作為義務を課したものではないと解されていること（例として、東京労働基準局長（青梅労基署）事件東京高判昭和56年3月26日労働経済判例速報1088号17頁（本件は上告されたが、最3小判昭和57年4月27日で棄却された）、池袋労基署長事件東京高判昭和53年7月18日判例時報900号68頁）、ただし、学説の中には、放置することで、労働者の生命・身体・健康に重大な侵害が予想される場合、事実調査等の作為義務が生じるとするものもあること、本条は強行規定なので、本条第2項に反する不利益取扱いは、事業者の報復的意思の存在（実際の認定は、概ね間接的な事情からの推認となる）を要件として、解雇等の法律行為であれば民事上無効となり、いじめ等の事実行為であれば不法行

為となり得ること、

チ 法第 98 条は、刑事罰とは別の方法で、広く安全衛生基準の実効性を確保するために、行政機関が、それに違反した事業者、注文者、機械等貸与者や建築物貸与者に対して、作業や使用の停止、変更等を命じられるようにした規定で、元は、工場法第 13 条が、工場及び付属建設物や設備が危害を生じる虞がある場合を要件に（衛生風紀その他公益を害する場合も含めて）同旨の定めを置いていたが、それらの新設等については検査・監督権限を定めていなかったところ、旧労基法が、第 54 条に、それらの新設移転変更について監督措置（基準に則して届出させ、必要に応じて工事を差し止め、使用を停止させること）を定めたことを受け、それらの工事の開始後や設備の設置後に生じた安全衛生基準違反に対応することを主目的として、第 55 条に同旨の規定を定めると共に、建設物、寄宿舎等の附属建設物や設備のみではなく、原材料（を使用する場合）も行政措置の対象に加えたこと、それが安衛法の制定の際に更に拡大されて本条に引き継がれた経緯があること、

ツ 第 98 条に基づく使用停止等の命令は、あくまで同条に列挙された条項違反の場合に限られ、それには、法第 20 ないし第 25 条のような事業者を名宛人とした規定のほか、法第 25 条の 2 第 1 項、第 30 条の 3 第 1 項や第 4 項のような救護に関する規定で、一般の事業者のほか元方事業者等を名宛人とした規定、法第 31 条第 1 項のような、建設物等（建設物、設備、原材料）を請負人の労働者に使用させる一定の注文者を名宛人として、当該建設物等に

かかる労災の防止措置を義務づけた規定、法第 33 条第 1 項のような、特定機械等の貸与者を名宛人として、当該機械等による労災の防止措置を義務づけた規定、法第 34 条のような、建築物貸与者を名宛人として、当該建築物による労災の防止措置を義務づけた規定が当てられていること、

テ 第 98 条に基づく使用停止等命令の発令要件である法違反の判断基準については議論があり、たとえば、事業者に墜落防止措置を義務づけた法第 21 条第 2 項を具体化した安衛則第 518 条は、作業床設置の要件として、高さが 2m 以上であることのほか、労働者に危険を及ぼすおそれがある場合と定めている（その他、安衛法令が構成要件とする危険性にかかる定めぶりについては、本研究班の原俊之氏の分担報告書を参照されたい）ため、具体的・形式的な高さ基準のほか、落下場所の態様、労働者の年齢技量等を実質的に総合考慮する必要があるとの見解があり得るが、足場からの墜落事案を審査した広島簡裁判決昭和 56 年 4 月 9 日は、安衛法規は、危険を定型化して労災防止を図ろうとしたものなので、当該基準に反すること（＝労働者への危険の可能性があること）をもって命令の発令要件たり得ると解していること、

ト 建設物や設備等について変更を命じられる範囲は、違反した規範の保護目的と当該建設物等の性質を考慮して決定されるため、安衛則で義務づけられた安全装置の備え付けを命じること等は当然に可能であること（ただし、コストを考慮した方法を命じなければならないか否か等は要検討）、使用停止等命令は、所定の書式

をもって、違反法令、期日等の事項を明示して行われ、違反状態が是正された場合は、その旨発令者に報告されねばならないとされていること、

ナ 法第 98 条第 3 項は、法令違反があって、なおかつ都道府県労働局長等の権限行使を待ってられないほど事態が切迫している場合、労働基準監督官が、自ら使用停止等の権限を即時に行使できる旨を定めており、この制度は、本条が定める法違反は、現場の監督官による臨検で初めて発覚することが多いこと（この条文の運用は、多分に現場の監督官実務に委ねられていること）を踏まえて創設されたこと、

ニ 事業者などの法令の名宛人が本条（法第 98 条）所定の法令に違反する場合に、労働基準監督行政がその権限を発動する義務を負うか（その義務違反につき国家賠償責任を負うか）に関するリーディングケースとして大東マンガン事件大阪高判昭和 60 年 12 月 23 日判例時報 1178 号 27 頁があり、マンガンの粉じん等が飛散する工程で就業していてマンガン中毒等に罹患した労働者が、当該被害は、事業者による従前からの関連法令違反があり、労働者の生命身体健康が侵される危険を認識し得たのに、臨検、指導勧告等、適切な監督措置を講じなかったことにより生じたとして、国の国家賠償責任を問うた事案について、労働基準監督行政の権限行使は直接労働者に責任を負うものではなく、基本的にはその裁量に委ねられているが、①切迫した重大な危険の発生が予見される、②監督権限行使によらねば危険の発生を防止できない、③現に権限行使によりそれを防止できる、という条件を充たすのにその権

限を行使しなかった場合には、国家賠償責任が生じるとしたこと、

ヌ 第 98 条第 4 項は、重層的下請関係等の請負契約関係下で請負人らに対して第 1 項所定の使用停止等命令が発令され、その実効性確保のために必要と認められる場合、注文者への勧告や要請を行えるとしており、請負人らの法令違反に注文者の作為・不作為が影響しているとの考えに基づいていると解されること、

ネ 法第 99 条は、第 88 条第 6 項や第 98 条第 1 項～第 3 項とは異なり、法令違反がないか、確定できない場合でも、労災発生の急迫した危険があり、かつ、緊急の必要があるとき（：労災発生が目前に迫っていて、放置すれば労働者の生命に危害が及ぶと予想されるような状態で、かつ、労災発生を防止するための措置を直ちに講じなければならない場合に）、必要の限度で、作業停止、建築物等の使用停止等を命じられることとしたものであること、これを緊急措置命令といい、実務上は、概ね、事業者はその旨の文書（緊急措置命令書）が交付されていること、

ノ 法第 99 条の 2 は、無災害の事業場がある一方、災害が繰り返される事業場もある現実を踏まえ、平成 4 年の法改正で設けられた規定で、都道府県労働局長が、死亡災害等の重大災害が発生したり、災害が多発した事業所の事業者に、その事業場の安全・衛生管理者などの労働災害防止業務従事者に指定講習を受けさせるよう指示できる旨を定めていること、その講習には、法令や安全・衛生管理の方法のほか、実際の労災事例と防止対策が含まれていること、この規定は、立法者が、災害（の

再発)防止にとって、安全衛生人材による管理体制が重要と考えていたことを示していること、ただし、実際にはあまり活用されていないようであること、

ハ 法第99条の3も、平成4年改正で設けられた規定で、第61条第1項が定めるクレーン運転等の就業制限業務の有資格者が、当該業務について本法令違反により労災を発生させた場合、都道府県労働局長が、事業者ではなく、当該有資格者に対して、直接、指定講習の受講を指示できる旨を定めていること、当該講習には、危険な機械等の構造やそれを用いた作業方法等のほか、やはり、関係法令や実際の労災事例と防止対策が含まれていること、

ヒ 法第100条は、第1項で、厚生労働大臣以下労基署長までの労働基準行政が、本法の施行のため、労使のほか、機械等貸与者、建築物貸与者や労働安全・衛生コンサルタントに報告や出頭を命じられる旨、第2項で、登録製造時等検査機関等にも報告をさせ得る旨を定め、第3項で、労働基準監督官が、労使に報告させたり出頭を命じられる旨を定めており、安衛則が定める健診結果報告制度(第52条)や特別規則が定める様々な特殊健診結果報告制度、労働者私傷病報告制度(第97条)は、本条第1項の定めに基づくこと、このうち労働者死傷病報告制度(安衛則第97条)は、行政も特に重視しているが、これに反していわゆる労災隠しが行われる場合が多いこと、その背景として、①建設業における工事の受発注への支障、②労災保険料の増額、③刑事責任の追及に繋がること、④作業責任者等の勤務評価の低下等を回避する意図が指摘されていること、

最近の法改正で、派遣労働者の労災については、派遣先と派遣元の双方に報告義務が課され、その実施を確保するための関係規定の整備も行われたこと、第2項にかかる安全・衛生管理者の選任届の帳票の入力記録を残す、法定健診結果の届出に際しての産業医の署名押印(そもそも、産業医制度の普及を図る趣旨から設定された経緯がある)を不要とするなど、報告手続を簡素化する動きがあること、

等が示されている。

18 大藪報告③(第11章第101条～第103条)

(分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。)

19 山本報告②(第11章第104条～第105条)

(分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。)

20 内藤報告(第11章第106条～第108条)

(分担報告書の執筆、ここでの整理ともに未了。)

三 横断的検討課題

1 森報告①(法定健診制度の在り方)

森報告①は、安衛法の複数の条文を跨ぐ横断的な検討課題のうち、法定健診制度につき、一般健診と特殊健診を区分し、それぞれの趣旨と概要を述べたうえ、運用上の課題と解決の方向性を示している。

同報告では、

ア 一般健康診断に含まれる特定業務従事者健診の位置づけが不明確であり、有害物にばく露する業務などは、特殊健診に位置づけ、標的臓器を明らかにして、本人の健康管理と作業環境改善を図るべきこと、現在は特定業務とされている強烈な騒音を発する屋内業務も特殊健診に位置づけるべきこと、

イ 一般健診は、個々の労働者の健康状態、資質と職務との適性を測る趣旨を持つので、その健診項目については、脳心臓疾患の発症リスクに関連するものに特化すべきではなく、事業場の実情と労働者をよく知る産業医の裁量によって加除が可能となるようにすべきこと、また、その意義に照らして、パートタイマーにも対象を拡大すべきこと、加えて、受診の時間が、特殊健診と同様に労働時間とみなされるようにすべきこと、

ウ 現状、外部健診団体に健診を委託している事業者が多いが、その運用上、法定されている医師の判断による一部診断項目の省略は困難なので、事業場において産業医等の専門家によってそのあり方について検討して対応できるようにすべきこと、

エ 現状、雇入れ時健診、定期健診項目にある問診内容の決定は多分に担当医の裁量に委ねられているが（昭和47年9月18日付け基発第601号の1）、その適正を確保するための手続・手順を明らかにすべきこと、同じく既往歴の聴取の内容についても具体的な指針を設けるべきこと、

オ 特殊健診は、危険有害な業務への従事（危険有害な作業環境・条件への慢性ばく露）による健康障害を防止することを目

的としたものであり、両者の因果関係に対して過不足を解消すべきこと、よって、危険有害業務に「常時従事する」という適用上の要件の拡張解釈により過剰な健診が実施されてはならない一方、作業環境測定等によるリスク評価では見過ごされる健康障害の捕捉と対応も目的としているため、それらの評価が良好だからといって容易に免除されるべきものではないこと（そしてその趣旨は、既に特別規則の中に盛り込まれていること）、

カ 安衛法では、職域で取り扱われる全ての化学物質についてリスクアセスメントが努力義務とされており、一部の物質については義務とされているのに対し、法令上、特殊健康診断の対象となっている物質は極めて限られており、本来、リスクアセスメントの結果を受けて、適宜、自主的に行われるべき特殊健診がほとんど実施されていないことから、リスクに応じた特殊健診の実施を努力義務ないし義務とすべきこと、特に、揮発性の高い物質や未規制物質、現行の特別規則の制定時からリスクに変化が生じた物質がもたらすリスクを適切に反映した健診を実施すべきこと、

キ 本来、適切に特殊健診を実施し、その結果を受けた対応（作業環境改善等）を行うには、危険有害業務・物質へのばく露の推定と健康影響の双方の把握を的確に実施する必要があるが、これまで、ばく露推定の改善を図る科学的、政策的取り組みがなされても、諸事情から、特殊健診項目の修正は容易になされなかった経緯があることも踏まえ、事業場において、産業の現場をよく知る産業医の判断を踏まえた特殊健診項目の設計を図るべきこと、

ク 現に多くの事業体の健診を受託している健診機関の質的評価が、委託者による選定に反映するよう促す仕組みを考案すべきこと、

ケ 労働者には、本人が受診しなかったことで疾病が増悪した場合に使用者を免責した（：労働者側の受診を含めた健康の自己管理責任を述べた）判例の示唆も汲み、使用者による業務命令権の行使も視野に、健診の受診を促すべきこと、

コ 健診制度の趣旨は、健診結果を一般的な健康管理や特殊な健康管理に活用して初めて実現されること、そのため、法定健診の実施のほかに、一般健診と特殊健診の両者について、健診結果の記録（安衛法第 66 条の 3）、診断結果の通知（第 66 条の 6）には罰則が設けられ（なお、近年の安全衛生政策が重視する長時間労働による脳心臓疾患を防止するための医師による面接指導にも罰則が設けられている）、その後の医師らへの意見聴取、種々の事後措置と共に、本人による対応への流れが促されていること、また、事後措置については、事後措置指針に詳細が定められ、履行の支援が図られていること、事後措置指針では、特殊健診を想定して、作業環境測定の実施や施設・設備の改善、作業方法の改善等が求められ得る旨も示唆されていること、

サ 再検査や精密検査の法的位置づけは必ずしも明らかではなく、事後措置指針によれば、保健指導（第 66 条の 7）の一環とも解され得るが、診断の確定等により疾病の早期発見やその後の健康管理等に資することから、その必要がある労働者には速やかに勧奨し、実施されるべきであり、

要精密検査という健診結果を本人に通知することは安全配慮義務の内容となる旨の裁判例もあるが、現状、たとえ実施されても、結果の確定まで時間がかかり、それまでに就業上の配慮を講ずべきか否かやその内容に迷う関係者も多いので、労使協議により方針が決定され、確実かつ適正な実施が図られるよう誘うべきこと、ただし、使用者が本人に精密検査の受診を示唆したのに本人が応じなかった等のケースでは、使用者の過失責任は否定される場合が多く、前提条件なしに民事上の実施義務が課されるわけではないこと、すなわち、裁判所は、健康管理については特に、本人の自覚症状が不可欠なものもあり、労使双方の自発的努力がなければ機能しない旨を示唆してきたこと、

シ 就業上の措置の適切な判断には、ある程度の職場状況の把握、本人との面談、その前提となる人員と経済的基盤が必要となることを示唆する調査結果があるが、産業医選任が行われていない事業場では現実にはあまり実現できていないので、その後押しが求められること、その際には、事後措置指針にも記された関係者間の連携、特に事業場の健康管理部門と人事労務管理部門の連携、ライン管理職による理解が鍵となること、もっとも、裁判例からは、法第 66 条の 5 に基づく就業上の措置の実施が直接的に労働契約上の義務となって使用者に強制されるわけではなく、1 次予防的な適正な労働条件確保のほか、2 次予防的な素因保有者への配慮等が事案ごとの個別事情を汲んだうえで安全配慮義務などと認められる傾向にあること、

ス 保健指導を担当する保健師の選任

につき法の定めがないため、事業場によるばらつきが大きいので、その事情に応じた選任が図られるべきこと、

セ 事後措置指針では、高齢者医療確保法に基づく特定保健指導の内容が安衛法に基づく保健指導で活用されるよう促しているが、現状では、医師や保健師が特保を受けた事実を確実に知る仕組みもないので、両制度の連携に向けた対策が講じられるべきこと、

ソ 行政が事業場における健診の実施状況を把握し、その適正な実施を確保するための健診結果報告では、規則上の様式で「医師の指示人数」として、健診の結果、要医療、要精密検査等医師の指示があった者の数を記入することになっており、これに基づき有所見率のデータが算出されているが、現状ではその判断基準は個々の医師の裁量に委ねられているため、データとしての客観性を担保するための基準を設けるべきこと、また、就業上の措置区分に関する報告義務を設定することで、健診制度の実効性を担保すべきこと、

タ 派遣労働において、健診制度の実効性を高めようとする、健康状態の適正把握と適切な就業制限により、却って派遣切りを招くおそれがあるため、適切な対策が講じられるべきこと、

等が示されている。

2 森報告②（化学物質管理制度の在り方）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了。）

3 平岡・吉川ほか報告（建設業での

土砂崩壊にかかる規制科学）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了。）

4 北岡報告（罪刑法定主義と安全衛生の確保の関係）

（分担報告書の執筆は完了、ここでの整理は未了。）

四 社会調査の結果（資料）

1 日本での社会調査の結果

現行安衛法の長所と課題を企業等の安全衛生関係者がどう認識しているか、安全衛生意識の高い／低い経営者の背景は何か等を調べるため、民間のWEBによるモニター調査を行う業者（ネオマーケティング社）に依頼し、企業等で安全衛生に直接・間接に関わる者を対象として、有効回答数1000を得られることの事前の出現率調査を経て、彼／彼女らを対象とする社会調査を行い、現に当該有効回答数を得た。

所属企業規模は、1-49人が全体の4割程度を占めたが、1,000人以上も2割ほど、100人以上では4割ほどに達した。

職種・職位は、企業の経営者（約2割）や経営企画職（約8%）、人事労務担当者（約15%）、ライン管理職（約1割）から、安全衛生担当職（約7%）、一般職（約3割）に至るまで、幅広い層にわたった。個人事業主が回答者全体の2割ほどおり、経営者には個人事業主も含まれると解される。公務員も4%ほどいた。産業保健職は少なかった（0.5%）。

回答者の所属先の業種は、製造業が2割、サービス業、建設業、卸売・小売業が各1割強の割合だった。調査の仕組みから、

回答者は、一定以上は安全衛生への関心を持つ者と考えられるため、伝統的に労災が多かった業種が中心ながら、三次産業でも安全衛生への関心が広がってきている可能性が窺われた。

もっとも、回答者の年齢層は40代から60代で全体の約8割を占めており、若年層の関心はあまり得られていないことも窺われた。

こうした回答者の属性は、日本で安全衛生に関心を持つ者の傾向と概ね一致していると思われ、本調査結果のある程度の信頼性が窺われた（なお、こうしたWEB調査の信頼性が担保される条件については、本田則恵「インターネット調査・モニター調査の特質—モニター型インターネット調査を活用するための課題—」日本労働研究雑誌551号32-41頁（2006年）などを参照した）。

現行安衛法の成立後、労災が大幅に減少した理由と考えられる長所を選択式・複数回答可で尋ねたところ、安全衛生管理体制が整備されていることが最多で約5割、危害防止基準の整備が約4割、危害防止基準が分かり易いことが約3割、事業者の自主的な取り組みを促進する内容となっていることも3割弱、主な義務付けの対象を事業者としていることが約25%、労働者を対象とした義務規定を置いていることが約2割、その他、本法のもとで、労働行政が安全衛生を重視した監督指導を行って来たことも2割弱に達した。

安全衛生が、一律的な法令による一律的な強制より、関係者を広く巻き込み、その自発的な行動を促さない限り達し得ないものであること、つまり、関係者の安全行

動への働きかけを行う仕掛けが重要であることが窺われた。ただし、回答者の関係法令知識の調査結果とクロス検索したところ、危害防止基準の整備を評価する声は、法令知識に詳しい者の方が高かったので、これまでに策定されてきた危害防止基準は、比較的「玄人受け」し易いことも窺われた。

現行安衛法につき、専門家が本格的に検討すべき課題を尋ねたところ、条文の中でよく用いられる「危険を及ぼすおそれ」などの抽象的な文言の判断基準が最多で4割弱（「常時」、「事業者」の文言の意味内容も各3割弱）、建設安全のため、その設計者・発注者などに法的義務を課すことの是非と内容が3割弱（機械安全や化学物質対策のため、製造業者・加工業者などの譲渡提供者に法的義務を課すことの是非と内容も約2割）、中小企業の安全衛生管理の向上策が約25%、経営層の安全衛生意識と知識を高める方策が約2割、増加する高齢者に多い安全衛生上のリスクを考慮した規制のあり方が約15%に達したが、労災民事裁判での安衛法の意義は約1割、産業ロボットへの接触に関する規制のあり方は5%未満、アメリカのインダストリアル・ハイジニストのような高いレベルの化学物質管理の専門家を認定する国家資格の創設は約2%に過ぎなかった。

回答者を専門家に限定しない調査の限界かもしれないが、専門家向けの調査でも回答の傾向はさほど変わらないかもしれない。

対象を経営層（経営者、役員）（N=260/1000）のうち、経営上安全衛生を大いに重視しているか重視していると回答し

た約半数に理由を尋ねたところ、労災被害者の発生が人間としていたたまれないためが 6 割強、労災が他の社員の士気や帰属意識に悪影響を及ぼすためが 5 割強、労災による経済的損失は 5 割弱に達したが、経営トップの方針だからや、そうした企業風土があるからは約 2 割に過ぎなかった。

経営上安全衛生を重視している証として具体的に講じている施策を、企業(事業)規模別に、選択式・回答 3 つまでの条件で尋ねたところ、従業員数 500 人以上では、安全衛生専門部署を設け、従業員 100 人あたり 1 人以上のスタッフを配置しているが 5 割を超え、そうした専門部署のスタッフを社内(団体内)の中核部門等で活用しているも 5 割近くに達した。従業員数 500 人未満では、社内(団体内)に安全衛生担当者を選任し、実際に活動させているが 5 割強、安全・衛生委員会を開催しているが約 35%だった。

安全衛生をあまり重視していないか重視していないと回答した経営層に理由を尋ねたところ、企業(団体)が殆ど/全く労災を経験していないためが最多で 5 割強、労災が生じても他の社員の士気や帰属意識にあまり悪影響を及ぼさないためが約 25%だった。

経営層の安全衛生意識には、経営層のモラルへの訴えかけや過去の労災体験のほか、組織内の従業員が労災を起こす組織への帰属意識を低下させるか否か、つまり、従業員の労働意欲や定着率が少なからず影響することが窺われた。

2 UK での社会調査の結果

2020 年度に、2019 年度に日本で行った社会調査(前項)とほぼ同様の調査を UK でも実施した。UK に本拠を置く大手のインターネットベースの市場調査会社(YouGov)に委託し、企業や団体に安全衛生に関する業務に携わっている方を対象として、1000 サンプルを得た。

回答者の所属する業種は多岐にわたっており、教育関係が約 14%で最多、その他、製造業約 10%、他に分類されないサービス業 7%、建設業、情報通信業、卸売・小売業約 6%、地方自治体、不動産、飲食宿泊業約 4%などとなっていた。企業規模にも幅があり、従業員数 10 人未満約 3 割、10-49 人約 11%、50-99 人約 10%、100-499 人約 2 割、1000 以上約 25%だった。

その結果を一言でいえば、やはり安全衛生文化の高さがデータとして顕在化したように思われる。

たとえば、

①そもそも回答者にトップマネジメント層が多かった(経営者約 25%、役員クラス約 17%だったほか、人事労務担当部署以外の中間管理職も 27%だった)うえ、安全衛生を重視している企業は、かなりの割合で安全衛生担当役員等の上級管理者を選任していた(安全衛生を重視する経営者のうち約 67%)、

②安全衛生の専門家のステータスが高い。従って、その専門家でありさえすれば、他の中核部門に配置されなくても、その意見が尊重されることがうかがわれた(安全衛生を重視する経営層のうち約 66%。ただし、高額の報酬を支払うとの回答は約 13%にとどまった)。

③後述するように、HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景として、日本の安衛法と同様の回答が多かったが、サプライチェーンの川上から川下までをカバーする規制を指摘する者が多かった（約 52%）、また、HSE（安全衛生専門の行政機関）が専門性の高い監督指導を行っているとの指摘も多かった（43%）、

④UK では産業医制度が法定されていない。法定の必要性を尋ねたところ、殆ど不要との回答だった。GP（実地医家）が同様の機能を果たしているうえ、健康問題を扱う専門家は、医師でなくてもステータスが高いため、知識と説得力の両面で、医師である必要がない可能性が窺われた、

⑤企業内で安全衛生法をよく知る者の割合はさほど多くないが（本調査への回答で、よく知っているは約 14%、それなりに知っているは約 47%だった）、その分、専門知識を持つ担当者を信頼していることが窺われた、

等が特徴的だった。

他方、

⑥HSWA（イギリス労働安全衛生法典）が労災防止効果を挙げた背景は、安全衛生管理体制の構築と応えた者が多く（約 51%）、それと共に、経営者・管理者が負う法的責任の重さ（約 54%）、危害防止基準の充実（約 48%）も高い割合だった、

⑦現行安衛法制度の厳しき・緩さについて概ね妥当との回答者が多かった（約 8割）、

⑧安全衛生を重視する経営層（経営者と役員クラスのうち、非常に重視するが全体の約 67%、それなりに重視するが全体の

約 25%いた）に、その理由を確認したところ、日本と同様に、労災が生じると良心が痛むという人道的理由が圧倒的に多く（約 52%）、従業員の帰属意識の低下（約 36%）、法的制裁、会社の方針であること（約 27%）、賠償金（約 24%）などが続いた、

⑨安全衛生を重視する中小企業の経営層が実際に講じている措置は、企業内での安全衛生担当者の選任（約 28%）、企業外のコンサルタントの選任（約 22%）だった、

⑩安全衛生を重視しない経営層の重視しない理由のトップは、過去の労災経験がないことだった（約 4割）、

等の点は、日本と共通している。

検討すべき政策上の重要課題としては、メンタルヘルス（約 40%）、クラウドワーク等を行うフリーランスの安全衛生（約 24%）などが高い割合だった。また、安衛法制の完成度と実効性が高い UK においてなお、企業規模を問わない経営層の意識の向上（約 28%）、法文上、雇用者が講じるべき安全衛生上の諸措置の基準とされている、「合理的に実行可能な（reasonably practicable）」の定義の明確化（約 27%）などを指摘する者も多かった。

なお、調査票を作成する段階で、イギリスでは 60 歳以上の者は殆ど働かないので、高齢労働者の安全衛生問題は重視されない、との指摘があり、該当する選択肢を削除した。

日本の安衛法は、大きな災防効果を果たしてきたが、まだまだできることがあることが窺われる。

D. 考察及びE. 結論

本プロジェクトの目的を達するために要する作業は膨大で、総勢 30 名程度の研究者等の参画を得ており、未だ逐条解説も完了し得ていないが、現段階で得られた知見は、要約、以下の通り（図 1 を参照されたい）。

日本の安衛法は、道交法などと同様に、人の生命・身体・財産を主な保護法益としてきた。しかし、どちらも、3E（規制、技術、教育）等による安全行動の秩序（無形財）の形成を図ることで、社会・経済条件等の変化の中で、大きな災害防止効果を挙げてきた。安衛法の場合、以前は、技術者が解明した労災の再発防止策をそのまま義務規定としていたが、十分な災防効果を挙げられなかったことから、経営工学等を活用した、より本質的な対策が盛り込まれて、災防効果が現れた。典型例は、発注者や元請事業者等に作業場の安全を統括管理させる規制や、経営利益の帰属主体である事業者最終責任を負わせると共に、安全管理者や衛生管理者、作業主任者などの専門知識を持つ担当者を活用するよう義務づけた規定である。

その後、安全に比べて、リスク要因や有効な対策が不明確だったり、個別性が求められる衛生問題や健康問題に焦点が当たると、作業環境測定法、長時間労働面接制度、ストレスチェック制度のように、専門家の活用を重視する法制度の整備が進んだ。近年は、がん患者の治療と就労の両立支援、副業・兼業・フリーランスの健康促進策のように、安衛法に基づき、労働者のみならず、その関係者の QOL や QOWL

の実現を図る政策が進められるようになっている。これは、技術的法制度が社会的法制度に変質してきたということである。

こうした法制度の展開を通じて、技術的な再発防止策をルール化した安全衛生基準の整備や、安全衛生技術の開発は進んだが、リスク創出者等の管理責任負担原則や、経営者・組織の意識や知識の向上、未解明のリスク対応などの積み残し課題も多い。そうした課題の集積とも言えるのが、化学物質対策である。

こうした日本の法制度とそれを支える文化は、日本より高水準の安全衛生を達成しているイギリスなどとは異なるが、民事法上の安全・健康配慮義務が発展し、使用者らに安全衛生上のリスク管理を幅広く求めるようになっている。少子高齢化も背景に、特に健康配慮義務の展開が著しい。

もともと、災防効果との関係では、①達すべき目的、②構築すべき体制、③方法論の明示、の重要性は変わっていない。特に、不確実性（原因と対策が不明確なこと）が強い、ないし個々人の自己決定（自分に関わることは自ら決めること）との調整が求められる健康対策では、③（及び②）をガイドライン等のソフト・ローにして、事業場の実情に応じた方法論を許容する方策が求められる。

本研究プロジェクトが目的の 1 つとした安全衛生法に関する学会の設立は、2020 年 11 月の日本産業保健法学会（JAOHL (<https://jaohl.jp/>)）の設立をもって果たされた。多様な専門性を持つ理事約 70 名を擁し、産業保健に関する 3 つの学会と連携し、国内外の editor がリードする邦語と英語のジャーナルを発刊する

ことが決定し、既に全国紙を含む多くの媒体に掲載され、570名（2021年5月12日段階）が入会している。2021年9月には、産業保健に関する様々な法的課題について議論する第1回大会が開催される予定で、厚生労働省、日本医師会、全国社会保険労務士会連合会など、多くの機関の後援を受けている。

本学会は、安全衛生全体の推進を目的としているが、産業保健の法律論を焦点とした理由は、職場の健康問題は、使用者の責任が強化される一方で、責任の所在が不明確となり易く、法的紛争が増えていること、問題の未然防止を法制度がリードしてきたこと、の2点である。必然的に、産業保健の法律論に関心を持つ方々が増えているため、そうした方々の集うプラットフォームを形成しつつ、安全衛生全般の法学研究と法教育も積極的に行うことを想定している。

最終目的である法改正提案は、この研究プロジェクトの前身に当たる「リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究（H26-労働一般-001）（研究代表者：三柴文典）」の示唆、本研究プロジェクトの逐条解説と横断的課題の整理、行政官・元行政官対象のアンケート調査等を踏まえ、今年度の班会議で検討するが、これも内容の洗練には時間を要するため、このプロジェクトで足りない部分は、別のプロジェクトに引き継ぎたいと考えている。

F. 研究発表

1. 論文発表

大藪俊之. 職場の安全衛生管理に関する規制の実効性確保—労働安全衛生法の場合—. 佛教大学社会学部論集第70,1-18,2020

三柴文典. 副業・兼業者、フリーランスに対する安全衛生法政策に関する試論. 労働法学会報 71(21),4-31,2020

ほか

2. 学会発表

三柴文典. 安全衛生と法と文化. 厚生労働省令和2年度職場における化学物質管理に関するリスクコミュニケーション（意見交換会）（第2回）講演（令和3年2月24日）

ほか

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得

該当せず。

2. 実用新案登録

該当せず。

3. その他

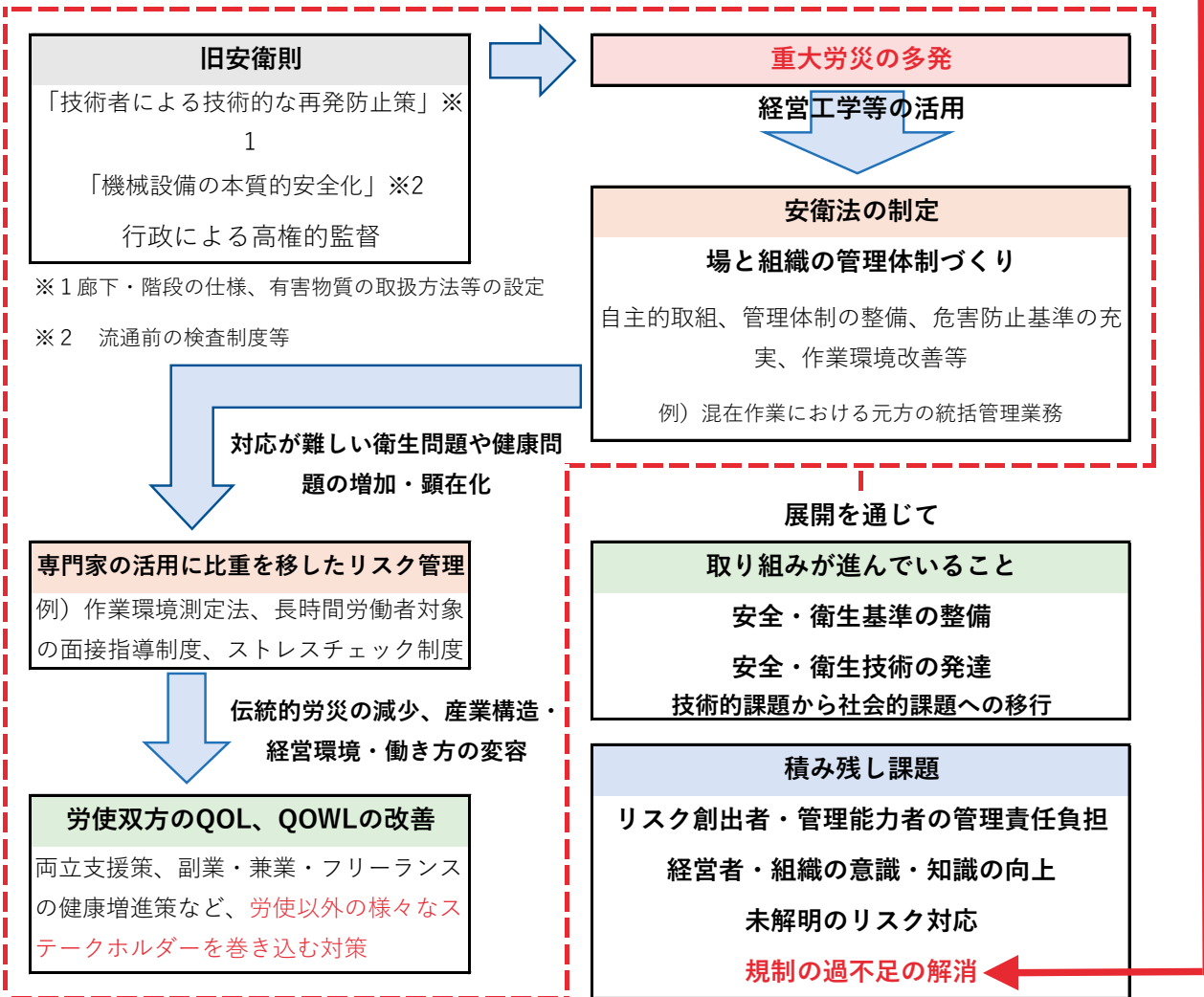
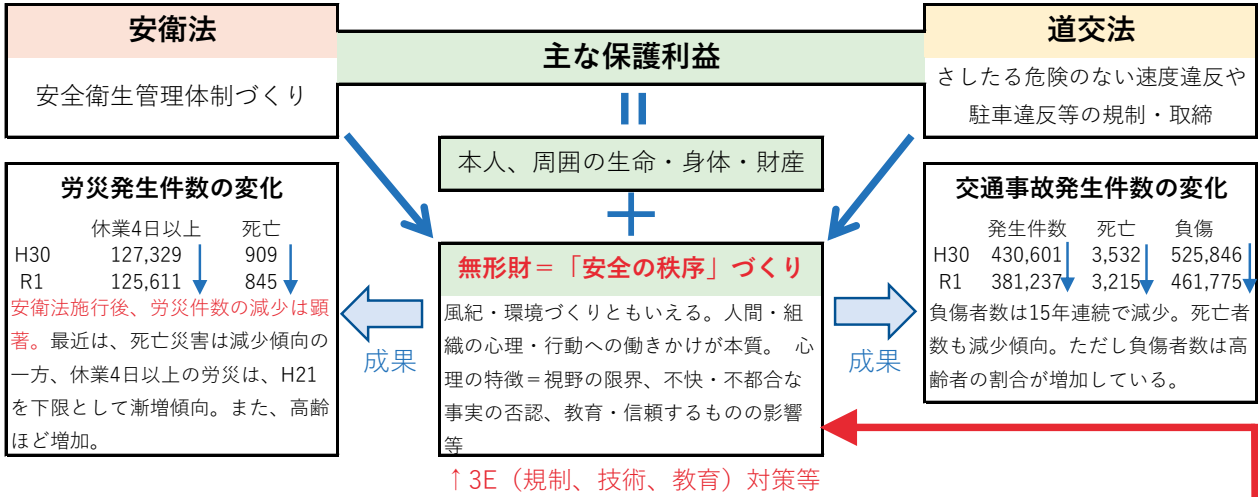
該当せず。

H. 引用文献

各分担研究所の脚注を参照されたい。

【図 1】

安衛法の展開



厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法の制定に係る労働災害等の調査

分担研究者 吉川直孝 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・上席研究員
分担研究者 大幢勝利 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・センター長
分担研究者 平岡伸隆 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・研究員
分担研究者 梅崎重夫 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・所長
分担研究者 豊澤康男 (独) 労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所・フェロー研究員

研究要旨

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、制定の動機となった災害を含めて安衛法の制定経緯を簡潔にまとめることを目的としている。そのため、労働基準法研究会第3小委員会の報告書を主として、安衛法の各条文の制定経緯を知るためには、労基法、工場法まで遡る必要があった。調査の結果、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法、労働災害防止団体等に関する法律、安衛法制定前の省令事項（安衛則、電離則、特化則、高圧則）等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会(石井照久会長)において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成されていることが明らかとなった。

A. 研究目的

本分担研究では、1972年に制定された労働安全衛生法(以下「安衛法」という。)において、制定の動機となった災害、制定の経緯を簡潔にまとめることを目的としている。

B. 研究方法

安衛法の制定の動機等を調べるため、既往の文献を調査し、その概要をまとめる方法を採用した。

その際、現在残されている資料として国立公文書館の資料、中央労働災害防止協会が発行する産業安全年鑑、安衛法制定に係わる書籍等を中心に調査するとともに、これら資料や書籍に記載されていた災害等に関する文献を収集して調査を行った。

C. 研究結果

本研究では、1972年に制定された安衛法において、制定の動機となった災害、制定の経緯を調査した。

以下に、安衛法の条文に係る工場法の条文、当時の労働基準法(以下「労基法」という。)の条文、安衛法制定前の重大災害、労働基準法研究会の報告書で言及された安衛法の骨子をまとめた。

1911(明治44)年3月28日に工場法(明治44年法律第46号)が制定され1)、1916(大正5)年9月1日に施行された。以下に、主な条文のタイトルを列挙する2)。

- ・適用範囲(第1条)
- ・12歳未満の者の使用禁止(最低年齢制限)(第2条)
- ・保護職工(15歳未満の者および女子)に対する就業時間制限(休憩時間を含み1日12時間)、深夜業(午後10時

から午前4時)の禁止、休憩時間(1日の就業時間が6時間を超える労働につき30分、10時間を超えるときは1時間)および月2回の休日の付与(第3条~第8条)

- ・保護職工の危険有害業務への就業制限(第9条~第11条)
- ・傷病者及び妊婦への就業制限(第12条)
- ・男子を含む職工一般に対する危害の予防(第13条)
- ・臨検(第14条)
- ・職工一般に対する災害扶助(第15条)
- ・徒弟に関する事項(第16条)
- ・職工一般に対する雇入、解雇、周旋の取締り(第17条)
- ・工場管理者の選任(第18条)
- ・工場管理者の権限(第19条)
- ・罰則(第20、21条)
- ・罰則の範囲(第22条)
- ・罰則対象者による行政訴訟の許可(第23条)
- ・原動力を用いる工場への本法の適用(第24条)
- ・官立及び公立工場への本法の適用(第25条)

ここで、後の安衛法に繋がる条文としては、主に第9条~第11条の保護職工の危険有害業務への就業制限、第12条の傷病者及び妊婦への就業制限、第13条の男子を含む職工一般に対する危害の予防、第14条の臨検等が挙げられる。

工場法が施行されて以降、様々な省令が制定されている。畠中信夫氏の書籍2)による文章を引用させていただくと以下のとおりである。

特定の危険・有害物に対する規制として、1919（大正8）年のILO（国際労働機関）第1回総会で採決されたILO第6号勧告（燐寸製造に於ける黄燐使用の禁止に関する1906年のベルヌ国際条約の適用に関する勧告）を受けて、1921（大正10）年に「黄燐燐寸製造禁止法」（大正10年法律第61号）が、前記条約の批准公布に先立ち制定された。また、工場法第13条に基づいて、1927（昭和2）年に「工場附属寄宿舍規則」（内務省令第26号）が制定され、続いて1929（昭和4）年に「工場危害予防及衛生規則」（内務省令第24号）が制定公布されている。その後、建設業、土石採取業、貨物運送業等屋外産業における労働者災害補償を目的として、1931（昭和6）年に、労働者災害扶助法および労働者災害扶助責任保険法が制定された。そして、その運営上の必要もあって、労働者災害扶助法第5条の規定に基づき、1934（昭和9）年には「土石採取場安全及衛生規則」（内務省令第11号）が制定されている。1935（昭和10）年4月9日には、全文53箇条から成る「汽罐取締令」（内務省令第200号）が公布され、同年5月1日から施行された。さらに、1937（昭和12）年には「土木建築工事場安全及衛生規則」（内務省令第41号）、1941（昭和16）年には「土木建築工事場附属寄宿舍規則」（厚生省令第53号）が制定され、製造業以外の他の業種に対する安全衛生関係法令の拡大がなされていった。

このような経過で整備された工場法および同法に基づく省令等を参考として1947（昭和22）年4月7日に労働基準法（昭和22年法律第49号）が制定され³、同年9月1日に同法の大部分が施行された。残余

の部分は同年11月1日に施行された。以下に、労基法の章立てを列挙する。

- ・第1章（総則）
- ・第2章（労働契約）
- ・第3章（賃金）
- ・第4章（労働時間、休憩、休日及び年次有給休暇）
- ・**第5章（安全及び衛生） 第42条から第55条**
- ・**第6章（女子及び年少者）**
- ・第7章（技能者の養成）
- ・第8章（災害補償）
- ・第9章（就業規則）
- ・第10章（寄宿舍） 第96条
- ・第11章（監督機関）
- ・第12章（雑則）
- ・第13章（罰則）

ここで、前述の工場法の第9条から第14条や、それに関連して整備された法令、また後の安衛法に繋がる条文としては、主に第42条から第55条の第5章（安全及び衛生）が挙げられる。そのうち、例えば、労基法第48条（有害物の製造禁止）では、黄りんマッチに関する製造、販売、輸入、所持を禁止しており、同条文は前述した「黄燐燐寸製造禁止法」（大正10年法律第61号）を受けたものである。また、事業附属寄宿舍の設備および安全衛生に関しても、労基法の「第10章 寄宿舍」の章に第96条として一カ条が設けられた。

さらに、労基法に定めるこれらの安全衛生関係規定を具体化するものとして、439カ条に上る労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）（以下「安衛則」という。）と事業附属寄宿舍規程（昭和22年労働省令第7号）が制定され1947（昭和22）年11月1

日に施行された。

これらは、工場法および同法に基づく命令や各府県の取締規則をはじめとする戦前の安全衛生関係法令を基礎にし、さらにそれまでの工場監督行政の体験から得た事項やILO条約などを参考として制定されたものであり、その内容は、概ね当時の国際水準に達していたと言われている²⁾。このような、労働基準法の第5章（安全及び衛生）および労働安全衛生規則によって構成される労働安全衛生法令は、統一性と普遍性など労働基準法全体に通ずる特徴を当然のことながら備えていたという点において、対象となる業種・規模が限定されていた戦前の安全衛生関係法令の単なる統合ではなかった。例えば、従来全く労働安全衛生法令が及ばなかった病院や商店、事務所などで働く労働者にも、休養室、健康診断、安全衛生教育などの規定が適用されるなど、全ての労働者に安全衛生法令による保護が及んでいくこととなったものであり、当時としては、現行の安衛法の制定・施行にも匹敵する労働安全衛生に関する大立法であったと言えることができよう²⁾。

労基法制定以降も、“安全衛生規則は成長する規則 (growing regulations) である” という言葉²⁾にあるように、技術の進歩、頻発する災害・疾病等に対応するため、その制定直後から規則の改正、新規則の分離独立、新規の規制等がなされている。以下に新たに制定された規則、法律等を年代順に列挙する。下線は法律を示す。

・けい肺及び外傷性せき髄障害に関する特別保護法（後に「じん肺法」が制定）：1955（昭和30）年

- ・ボイラ及び圧力容器安全規則（後に「ボイラー及び圧力容器安全規則」と改称）：1959（昭和34）年
- ・電離放射線障害防止規則：1959（昭和34）年
- ・四エチル鉛等危害防止規則（後に「四アルキル鉛中毒予防規則」と改称）：1960（昭和35）年
- ・有機溶剤中毒予防規則：1960（昭和35）年
- ・高気圧障害防止規則（後に「高気圧作業安全衛生規則」と改称）：1961（昭和36）年
- ・クレーン等安全規則：1962（昭和37）年

戦後の高度経済成長に伴い、多くの新しい技術が進出してきたこと、それらの技術に対応できうる技術者の不足、産業活動の重層化（例えば、建設業における元請、1次下請、2次下請というような請負形態の重層化）に伴い、1960年代頃から、一度に多くの労働者、民間人が死亡する災害が多発した。安衛法制定の先導的な役割を果たした当時の労働省安全衛生部長である北川俊夫氏によると、1963（昭和38）年11月9日の同日に発生した2つの災害が、安衛法制定の動機に決定的な役割を果たしたとのことである。それらの災害は、次の災害である。

○国鉄東海道線の鶴見駅における死者 161 人を出した列車の二重衝突事故

○福岡県の三井三池炭鉱における死者 458 人に上る炭じん爆発事故

一酸化炭素中毒の後遺症者 1000 人近く

このため、これらの災害、またその他の災害・疾病の発生状況等から、さらに新たな法律、規則等が制定された。

・労働災害防止団体等に関する法律 4：

1964（昭和 39）年

- ・鉛中毒予防規則：1967（昭和 42）年
- ・公害対策基本法：1967（昭和 42）年
- ・炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法：1967（昭和 42）年
- ・ゴンドラ安全規則：1969（昭和 44）年

また、新技術に伴う重大な災害として、労働基準法研究会の報告書で言及された災害を挙げると、1969（昭和 44）年 4 月 1 日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事、リングビーム工法における倒壊事故（死者 8 人）がある。

以降も以下の規則が制定されている。

- ・特定化学物質等障害予防規則（後に「特定化学物質障害予防規則」と改称）：1971（昭和 46）年
- ・事務所衛生基準規則：1971（昭和 46）年
- ・酸素欠乏症防止規則（後に「酸素欠乏症等防止規則」と改称）：1971（昭和 46）年

1963（昭和 38）年 11 月 9 日の同日に発生した 2 つの災害を受け、また社会的な機運の高まりもあり、1969（昭和 44）年 9 月 30 日に労働基準法研究会（石井照久会長）が発足した。ここで、同研究会の成した功績に敬意を表し、そのメンバーの名前を挙げる。

◎石井照久 成蹊大学学長

- ・堀 秀夫 雇用促進事業団理事長
- ・千種達夫 成蹊大学教授
- ・勝木新次 明治生命厚生事業団体力医学研究所長
- ・金子美雄 日本賃金研究センター長
- ・武山泰雄 日本経済新聞主幹論説委員

長

- ・田辺繁子 専修大学教授
- ・塚本重頼 中央大学教授
- ・辻村江太郎 慶応大学教授
- ・内田俊一 相模中央化学研究所理事長
- ・氏原正治郎 東京大学教授
- ・大来佐武郎 日本経済研究センター理事長
- ・奥村敏恵 東京大学教授
- ・山内一夫 学習院大学教授
- ・神山欣治 弁護士
- ・近藤文二 大阪市立大学名誉教授
- ・有泉亨 上智大学教授
- ・吾妻光俊 専修大学教授
- ・北川徹三 横浜国立大学教授
- ・所沢道夫 弁護士

同研究会が活動している間にも新たな技術に係る災害が発生しており、1969（昭和 44）年 11 月 20 日にはエチレンの直接酸化法における爆発火災（徳山石油化学（株）爆発災害）、1970（昭和 45）年 4 月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害 5), 6) が発生した。

これらの災害を受けてかどうかはわからないが、1970（昭和 45）年 7 月 3 日に労働基準法研究会の中に安全衛生小委員会が発足し、のちに、第 3 小委員会と名称を改めた。そのメンバーは以下のとおりである。

○石井照久 成蹊大学学長

- ・堀秀夫 雇用促進事業団理事長
 - ・勝木新次 明治生命厚生事業団体力医学研究所長
 - ・内田俊一 相模中央化学研究所理事長
 - ・奥村敏恵 東京大学教授
 - ・北川徹三 横浜国立大学教授
- 第 3 小委員会の活動中にも 1970（昭和 45）

年 10 月に長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害が発生している。

第 3 小委員会発足後 1 年で遂に 1971（昭和 46）年 7 月 13 日に労働基準法研究会の報告書 7）が労働省に提出された。

同報告書は現代においても通ずる事項が各所にあり、当時としては画期的な報告書であったのではないかと推察する。

まず、「1. まえがき」では、労基法及び第 3 小委員会発足と活動の経緯を簡潔に示している。

次に、当時の災害の傾向を捉えるため、「2. 労働災害の現状」として、災害事例を詳細に分析し、統計をとっており、その構成と内容をまとめると表 1 のとおりである。

「2.（1）労働災害の概況」において、当時は休業 8 日以上死傷災害の統計をとっており、昭和 36 年には戦後最高の約 48 万人となり、その後は減少に転じたが、昭和 45 年にはなお約 36 万人を数えており、その減少傾向の鈍化に着目している（2018 年現在を見てみると、休業 4 日以上死傷者数は 127,329 人である。）。このうち、死亡者数で見ると、当時の死亡者数は、昭和 23 年に 2896 人であったものが、昭和 36 年には 6712 人にも達し、この間約 4000 人も増加している（2018 年現在の全産業の死亡者数を見ると年間 909 人（2018 年）である。）。さらに、業務上疾病に関する記述もあり、昭和 42 年以降かなりの増加を示しており、昭和 45 年には 30,796 件に達している（2018 年現在の休業 4 日以上業務上疾病者数は、8,684 人である。）。特に、腰痛、火傷熱傷、工業中毒等を挙げている。

全体的な問題点としては、技術革新にと
もなう生産設備の大型化、高速化、エネルギ

一の増大、職業病、公害、公衆災害等を挙げている。

「2.（2）産業別労働災害の状況」を概観すると、製造業と建設業の死傷災害が最も多いとある。その内訳は、昭和 45 年において、建設業 2,430 人で全産業の 4 割、製造業 1,400 人、運輸交通業 541 人、鉱業 474 人、林業 248 人等である。

製造業では特に金属工業（鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業）、機械器具工業（一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業）、木材木製品工業（木材木製品製造業、家具装備品製造業）の順に災害が多いとある。

一方、建設業では、木造家屋建築工事業、鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業で災害が最も多く、建設業全体の 4 割を占めるとある。また度数率（＝死傷者数/延べ労働時間数×10 万）で見ると、鉄道軌道新設事業、ほ装事業、ずい道新設事業、橋りょう新設事業等が高いとある。

「2.（3）規模別労働災害の状況」からは、小規模の事業場で最も災害が多く、度数率も高率となっているとある。ここから、中小企業の課題として、以下の事項を挙げている。

- ・一般的に比較的危険有害な作業をともなうものを分担していること
- ・資金力が薄弱なため、生産設備の近代合理化や安全衛生設備の整備への資本投下
が十分に行われ難いこと
- ・離職率が高く労働者の流動が激しいため、
熟練労働者の確保が十分でないこと
- ・安全衛生教育や適性配置が十分でないこと
- ・生産に追われて安全衛生を十分顧みる余

裕のないこと

このように、企業体質の弱さが安全衛生水準の低調や災害発生に結びついていると考えられ中小企業の自助努力のみでは災害防止活動に限界があると考えられるとある。

これら中小企業のうち、造船業、鉄鋼業、化学工業あるいは、建設業などにおける構内下請企業の労働災害が注目され、その災害発生率は、親企業に比べて約 2.5 倍となっている。このような構内下請企業の課題として以下の事項を挙げている。

- ・親企業内の機械設備の修理、原材料や製品の取扱い運搬、生産設備の建設といった比較的危険性の高い作業を分担していること
- ・その作業が臨時的で親企業の生産調整の手段となっており、その影響を強く受けるなど不利な条件にあること
- ・親企業とのあるいは下請労働者同志との混在作業での連絡調整、責任体制が不明確な状態にあること
- ・多数の下請や重層的に下請が存在する場合、各下請企業間に能力の差があるため、企業間の安全衛生協議組織の円滑な活動が行なわれ難いこと
- ・親企業の総合的な生産活動のなかでの安全衛生活動が構内下請企業の部門で絶えてしまい、下請に対する生産管理はあっても安全衛生管理はないという状態にあること

これらの課題があり、構内下請企業の努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない面が指摘されるとある。

一方、業務上疾病の発生状況からは、以下の課題を挙げている。

- ・中小企業では有害作業が多いにもかかわらず衛生管理に関する意識が低いこと

- ・職場環境の改善が遅れていること
- ・健康診断の実施率が低いため業務上疾病の把握が十分でないこと

中小企業の衛生管理水準は、このように多くの問題を抱えているとある。

「2.（4）原因別労働災害の状況」からは、災害全体のなかで占める割合が高くなってきたものとして「クレーンなどによるもの」、「自動車など動力運搬機によるもの」、「一般動力機械によるもの」などを挙げ、また注目すべきこととして、建設工事におけるブルドーザー、パワーショベルなどの「重建設機械によるもの」が増加していることを挙げており、以下の傾向を指摘している。

- ・新技術の開発による機械化、機械設備の大型化、高速化などが、それに見合う十分な対策が講じられないまま採用されてきたこと
- ・生産手段の変化に対応し必要な技能を有する労働者を確保することが困難なこと
- ・安全衛生についての教育訓練が十分でないこと

ここで挙げている災害として特筆すべきは前述した 1969（昭和 44）年 4 月 1 日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事、リングビーム工法における倒壊事故(死者 8 人)および 1969（昭和 44）年 11 月 20 日に発生したエチレンの直接酸化法における爆発火災(徳山石油化学(株)爆発災害)である。これらの災害は、新工法、新生産方法が事前に十分な安全衛生面の検討、配慮がなされないまま採用されたために起こった災害例としている。また、一時に多数の死傷者を生じた重大災害は、昭和 36 年以降、全体的に労働災害が減少傾向にあ

る中で、爆発、倒壊、中毒薬傷、クレーンなどによるものを中心に多発する傾向にあると述べている。これらのうち、1970(昭和45)年4月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害および1970(昭和45)年10月に長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害を挙げている。特に、両災害は一般市民をも巻きこむような公衆災害という位置付けを与えている。特に前者の災害は、安衛法の第102条（ガス工作物等設置者の義務）の基となった災害である。

他方、このような労働災害の変化にもかかわらず、従来からみられる「機械にはさまれる」、「飛来落下物にあたる」、「墜落」、「転倒」などの事故の型の労働災害が依然として多く発生しているとある。これは機械の防護措置や作業方法の欠陥、あるいは不安全な行動に起因するものであり、基礎的な安全対策が十分にとられていれば防止できる災害としている。

一方、業務上疾病をみると、「負傷に起因する疾病」、「物理的障害によるもの」、「重激業務による運動器の疾病」が多く、昭和41年以降増加する傾向にある。また、「化学的障害によるもの」も目立っており、そのうち有機溶剤による中毒の増加が目される。その他、林業におけるチェーンソーの使用による「白ろう病」、キーパンチャー業務における「頸肩腕症候群」、重筋労働ではない作業においても発生している「腰痛症」などの疾病を挙げている。「化学的障害によるもの」としては、以下のものを列挙している。

- ・「エポキシ樹脂」による皮膚炎
- ・合成繊維などの原料として使用される「アクリロニトリル」による中毒

- ・ビニール製品の原料や安定剤として使用される「ステアリン酸鉛」による中毒
- ・カドミウムなど重金属による急性中毒
- ・染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌
- ・農薬のPCPによる中毒死
- ・重油炉に堆積する五酸化バナジウムなどによる中毒

このように原因別労働災害の状況からは、技術の進歩による生産方式の変化や新しい原材料の採用などは、有害な作業環境、作業方法をうみだしているが、これは、労働者に与える肉体的、精神的影響や作業環境に対する検討が不十分なまま、新しい機械や新しい原材料を取り入れたことによるものと考えられ、このような人間的、社会的配慮に欠け、専ら経済的技術的側面から展開されてきた技術の進歩とその実用化、産業化が企業内では労働災害、企業外では公害の発生となって現れているとある。

また、労働力構成の高齢化、出稼ぎ労働者の増加、若年労働者等の体力の低下、疾病による休業の増加などにより健康管理のあり方について新しい問題が提起されているとある。

このような当時の災害の傾向を受け、同報告書では、「3. 安全衛生対策の現状と問題点」、「5. 有害業務による障害の防止」、「6. 健康対策」、「7. 就業資格」、「8. 特殊な労働関係の規制」、「9. 国の監督指導と援助」として、当時の労基法をはじめとする法制、現状および問題点がまとめられている。

さらに、同報告書の最後に「10. むすび」として、当時の法制の問題点、今後の労働安全衛生対策の基本的方向、具体的方向がま

とめられている。当時の労基法をはじめとする法制の問題点としては、以下の事項が挙げられている。

1. 労働基準法を中心とする現行法制に基づく労働災害防止対策は、総合的予防的施策の面で不十分であり、産業社会の急激な進展ないし変化に即応することができない。
2. 現実の労働災害の実態に照し、有効な防止対策を講ずるためには最低基準による規制のみによっては十分ではなく、実態に即した指導、勧告を含む幅広い行政を展開することが必要であり、現行の最低基準の確保を中心とする安全衛生対策は限界に来ている。
3. 産業活動の急激な進展にともない安全衛生を担当する技術者が民間ばかりでなく、行政部門においても著しく不足しており、今後の安全衛生活動の展開に大きな支障を来している。
4. 労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策が必ずしも十分とはいえず、大企業などに比し依然高い災害の発生率を示している。

これを受けて、今後の労働安全衛生対策の基本的方向を次のとおり示している。

1. 産業社会の進展に即応するため、積極的、科学的対策を講ずる必要がある。新工法、新原材料の採用にともなう事前審査の制度、発注、設計段階における安全性の配慮、機械設備の本質的安全の確保、職場環境の抜本的改善による公害源の解消、労働者の体力増強といった積極的施策を講ずる必要がある。
2. 労働災害防止の実をあげるため、今後、技術指針の作成、公表、災害多発事業場など特定事業場に対する勧告制度の導入、快適

基準の設定など行政指導の分野を充実、強化するとともにその裏づけとなる研究部門の拡充が必要である。また、これらの施策を通じて、企業内における自主的活動の展開をはかる必要がある。

3. 今後の安全衛生活動を円滑に展開してゆくためには民間、政府を問わず安全衛生を担当する技術者を育成、確保する必要がある。とくに行政部門では行政簡素化の要請が強いなかで今後大幅な増加が予想される行政需要に応えるため、現在の行政体制に抜本的検討を加える必要がある。

4. 大企業に比し労働災害が多発している中小企業、構内下請企業に対する対策を強化する必要がある。たとえば、構内下請企業に対する親企業の責任の強化、中小企業の安全衛生施設などに対する融資制度の充実、中小企業の安全衛生活動に対する技術的援助、指導体制の整備などの施策を講ずる必要がある。

さらに、今後の労働安全衛生対策の具体的方向を示している。ここで、興味深い事項は、以下の各項目がそのまま安衛法の各章を形成していることである。労働基準法研究会の報告書が安衛法制定に果たした役割は非常に大きいことがわかる。各節のタイトルの下に括弧書きで安衛法に関連する章を記載している。

(1) 安全衛生管理組織の確立

(→安衛法 第3章 安全衛生管理体制)

イ 企業経営者の責任の明確化と自主的活動の推進

ロ 総括安全衛生管理者の新設

ハ 安全管理者、衛生管理者の職務内容、資格の明確化

ニ 安全技師の選任

- ホ 安全衛生委員会の設置
- へ 実質活動の促進
 - (2) 安全衛生教育の充実強化
(→安衛法 第6章 労働者の就業に当たつての措置)
- イ 新技術導入時、職種転換時などにおける教育の実施
- ロ 教育内容の明確化
- ハ 職長教育などの明確化
 - (3) 危害防止基準の強化
(→安衛法 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)
 - (4) 危険な機械、有害物の製造、流通規制
(→安衛法 第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制)
- イ 設計、製造にあたっての安全上の配慮
- ロ 防護措置がない機械などの譲渡、貸与についての規制
- ハ 危険な作業を必要とする機械などの譲渡、貸与、設置の規制および検定
- ニ 特に危険な作業を必要とする機械などの製造、設置認可
- ホ 検査体制の整備
- へ 有害物に対する製造・流通規制の整備（製造認可，表示）
 - (5) 免許資格体系の整備
(→安衛法 第8章 免許等)
 - (6) 健康対策の充実強化
(→安衛法 第7章 健康の保持増進のための措置)
- イ 積極的健康対策の推進
- ロ 健康診断の体系の整備
- ハ 有害業務に対する作業時間の制限
- ニ 職場環境の改善と公害の防止
- ホ 医師の通報制度

- (7) 特殊な労働関係の規制の強化
(→安衛法 第3章 安全衛生管理体制)
(→安衛法 第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置)
- イ 構内下請企業を有する産業における総合安全衛生管理体制の整備
- ロ 特殊な業種業態における安全の確保
 - (8) 国の監督指導及び援助
(→安衛法 第2章 労働災害防止計画，第9章 事業場の安全又は衛生に関する改善措置等，第10章 監督等)
- イ 事前審査制度の導入
- ロ 災害多発事業場などに対する勧告制度
- ハ 中小零細企業に対する援助
- ニ 他省が行う保安行政との調整
- ホ 研究体制の整備充実

同報告書の「10. むすび」の各節、安衛法の章立て、工場法および労基法との関係を表2に示している。同表に示すように、工場法、労基法、労働基準法研究会報告書、安衛法と一連の流れが見えるようである。また、安衛法制定前に、労基法に基づく省令事項（当時の安衛則、電離則、特化則、高圧則）で安衛法の制定に際して法律事項とされたものの例を表3に示す8）。このように、当時の規則から安衛法に格上げされた条文も多く存在していることがわかる。

一方で、安全技師の選任、医師の通報制度等の取り消し線で示している箇所は、同報告書には言及されたが、安衛法には採用されなかった事項である。当初構想に現れた事項で最終的な法案作成の段階までには至らなかったものを表4に示す8）。ここで興味深い点としては、安衛法制定に当たって「建設工事等の注文者の請負人およびその

労働者に対する指導の努力義務」が検討されていたという点である。注文者には発注者も含まれる。安衛法第3条第3項（訓示規定）、第29条、第29条の2、第30条第1項第4号、第5号等に、その趣旨の規定が散在している。また、第30条第2項、第30条の2第2項、第30条の3第2項、第31条の3第1項等も、断片的ながら、その趣旨を定める規定ではある。さらに、同事項は発注者も含めて、2016年（平成28年）に至ってようやく現実的に形成されつつある。つまり、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」（以下「職人基本法」という。）である。同法律の第3条には以下の条文が謳われている。

『第三条 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められることにより、行われなければならない。2 建設工事従事者の安全及び健康の確保は、このために必要な措置が建築物等の設計、建設工事の施工等の各段階において適切に講ぜられることにより、行われなければならない。』

このように、安衛法制定前に構想していた事項が、2016年に職人基本法として公布された。ただし、同事項のうち、発注者の役割と責務を安衛法の中に組み入れるまでには至っておらず、今後の検討が望まれる。

このように、労働基準法研究会第3小委員会の報告書の「10. むすび」の各節である「今後の労働安全衛生対策の具体的方向」は、いくつかは最終的な法案まで至らなかったものの、そのほとんどがそのまま安衛法の章立てとなり、安衛法の骨格を為して

いることがわかる。

同報告書を受け、図1、表5および表6のような流れで遂に1972（昭和47）年6月8日労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）が制定される8）。同法は、前述したように労基法第5章（安全及び衛生）ならびに労働災害防止団体等に関する法律第2章（労働災害防止計画）および第4章（特別規制）を統合したものを母体2）としており、労働基準法研究会第3小委員会による当時の労働災害の現状の詳細把握に基づく今後の労働安全衛生対策の具体的方向が骨格となり、新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え形成された。同年10月1日には、安衛法（昭和47年法律第57号）が施行され、年間6千人を超えた死亡災害が法施行後十年足らずで半減した。

D. 考察

このように、安衛法制定の動機となった災害という観点から安衛法の制定経緯を調査したところ、ある特定の災害に基づいて作成された条文は非常に稀であることがわかった。安衛法制定前の重大災害は、どちらかというところ、社会全体および国民全体に新たな枠組みの法律、または独立法としての安衛法の必要性を痛感させるために作用したと考えられる。

一方で、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会（石井照久会長）において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成され

ていることが明らかとなった。

これは当然と言えば当然の事で、1つの災害は1つの原因で発生することは稀で、複数の原因が幾重にも重なって発生していることがほとんどである。それらの原因の裏返しに再発防止対策であり安衛法の各条文に該当するため、1つの災害を防ぐためには、複数の条文が必要になる。加えて、多発災害の傾向を捉え、それらの災害を包括的に防ごうとすれば、自ずと災害と条文は1対1に対応せず、多くの条文にまたがって、多発災害を総合的かつ体系的に防ごうとする結果となる。このために、逐条ごとにある特定の災害があるわけではなく、複数の条文にまたがり、それら多発災害の再発防止対策を総合的かつ体系的に取りまとめることが効果的となり、安衛法はそのような形成過程を経ている。

このような形成過程を経ているが、これまで言われているように、「安全規則は先人の血で書かれた文字である」ということわざ²⁾を否定するものでなく、安衛法制定に至るにはいくつもの災害があり、何千、何万という先人の血が165ヶ条もの条文の必要性を常に訴え続けている。

E. 結論

本研究では、安衛法の制定に係る労働災害等を調査した。具体的には、労働基準法研究会第3小委員会の報告書を主として、安衛法の各条文の制定経緯を知るためには、労基法、工場法まで遡る必要があった。

調査の結果、多くの安衛法の条文は、1つには、工場法、安衛法制定前の労基法、労働災害防止団体等に関する法律、安衛法制定前の省令事項（安衛則、電離則、特化則、高

圧則）等の流れを組む条文が多くあること、もう1つには、安衛法制定前に立ち上げられた労働基準法研究会（石井照久会長）において、当時の災害発生状況を詳細に分析し、当時の災害の傾向を適切に捉えて、それらの災害を的確に減少させるように、多くの条文が形成されていることが明らかとなった。

これは、当時の多発災害の傾向を捉え、それらの災害を包括的に防ごうとすれば、自ずと災害と条文は1対1に対応せず、多くの条文にまたがって、多発災害を総合的かつ体系的に防ごうとする結果となるためである。

一方で、ある特定の災害に基づいて作成された1つの条文は稀であり、例えば、1970（昭和45）年4月には大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害に基づく安衛法第102条（ガス工作物等設置者の義務）があることが明らかとなった。

F. 研究発表

1. 論文発表
該当なし
2. 学会発表
該当なし

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当なし
2. 実用新案登録
該当なし
3. その他
該当なし

H. 引用文献

- 1) 国立公文書館：工場法,
http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/m44_1911_02.html. (2020年1月27日閲覧)
- 2) 畠中信夫：労働安全衛生法のはなし〔改訂版〕, 中災防新書 003, 中央労働災害防止協会, 322p., 2003.
- 3) 国立公文書館：労働基準法,
http://www.archives.go.jp/ayumi/kobetsu/s22_1947_02.html. (2020年1月27日閲覧)
- 4) 法律第百十八号（昭三九・六・二九）労働災害防止団体等に関する法律,
http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/houritsu/04619640629118.htm. (2020年2月3日閲覧)
- 5) 赤塚広隆, 小林英男：地下鉄工事現場での都市ガス爆発【1970年4月8日, 大阪府大阪市】, 失敗知識データベースー失敗百選, pp. 1-9,
- 6) 久谷興四郎：事故と災害の歴史館ー“あの時”から何を学ぶかー, 中災防新書, 中央労働災害防止協会, 320p., 2008年.
- 7) 労働基準法研究会 会長 石井照久：昭和46年7月13日付け労働大臣宛労働基準法研究会第3小委員会報告書, 産業安全年鑑 昭和46年版, 中央労働災害防止協会, p.27-43, 1971.
- 8) 畠中信夫：労働安全衛生法の形成とその効果, 日本労働研究雑誌, 日本労働研究機構, pp. 14-28, 2003.

表1 労働基準法研究会第3小委員会報告書の第2章の構成と内容
（下線太字は同報告書の第10章むすびとの関係）

第2章の節	第2章の内容
労働災害の経済的損失は昭和45年の1年間で約5,700億円。	
(1)労働災害の概況	<ul style="list-style-type: none"> ・休業8日以上之死傷者数：昭和36年約48万人、昭和45年約36万人。 ・死亡者：昭和36年6712人、昭和42年を除き、毎年6000人台。技術革新による生産設備の大型化、高速化にともなう労働災害の潜在エネルギーの増大など。 ・業務上疾病：昭和45年30,796件。腰痛、火傷裂傷、化学物質による工業中毒など。
(2)産業別労働災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・製造業と建設業が休業8日以上之全災害の70%を占める。 ・製造業：金属工業、機械器具工業、木材木製品工業の順に災害が多く、製造業全体の3分の2を占める。 ・建設業：木造家屋建築工事業、鉄骨鉄筋コンクリート造家屋建築工事業の順に災害が多く、建設業全体の約4割を占める。また、度数率は、鉄道軌道新設事業、ほ装事業、ずい道新設事業、橋りょう新設事業などが高い。 ・運輸交通業は労働災害が増加の傾向にある。 ・昭和45年の死亡者数：建設業2430人、製造業1400人、運輸交通業541人、工業474人、林業248人。 ・業務上疾病：製造業、建設業、交通運輸業は昭和41年以降毎年増加。特に、製造業は全体の40%強を占める。
(3)規模別労働災害の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・規模10～49人の事業場で全体の約40%の災害を占め、規模1～99人にまともめると約70%。 ・度数率も規模が小さくなるほど高率。 ・中小企業の労働災害の発生率が高い。この理由としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・比較的危険有害な作業を分担していること ・資金力が薄弱なため、生産設備の近代化合理化や安全衛生設備の整備への資本投下が十分に行われ難いこと ・離職率が高く労働者の流動が激しいため、熟練労働者の確保が十分でないこと、また生産に追われて安全衛生を十分顧みる余裕のないこと→安全衛生教育の充実強化、免許資格体系の整備 ・中小企業の自助努力のみでは災害防止活動に限界がある。→安全衛生管理組織の確立 ・造船業、鉄鋼業、化学工業、建設業などにおける構内下請企業の労働災害発生率は、親企業の約2.5倍。その原因としては以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ・親企業内の機械設備の修理、原材料や製品の取り扱い運搬、生産設備の建設といった比較的危険性の高い作業を分担していること ・その作業が臨時的で親企業の生産調整の手段となっており、その影響を強く受けるなど不利な条件にあること

	<ul style="list-style-type: none"> ・親企業とのあるいは下請労働者同志との混在作業での連絡調整、責任体制が不明確な状態にあること →<u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u> ・多数の下請や重層的に下請が存在する場合、各下請企業間に能力の差があるため、企業間の安全衛生協議組織の円滑な活動が行なわれ難いこと →<u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u> ・親企業の総合的な生産活動のなかでの安全衛生活動が構内下請企業の部門で絶えてしまい、下請に対する生産管理はあっても安全衛生管理はないという状態にあること →<u>特殊な労働関係の規制の強化、安全衛生管理組織の確立</u> ・構内下請企業の努力のみでは十分な災害防止の実をあげられない。 ・業務上疾病の発生状況からは、以下の課題を挙げている。 <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業では有害作業が多いにもかかわらず衛生管理に関する意識が低いこと ・職場環境の改善が遅れていること →<u>健康対策の充実強化</u> ・健康診断の実施率が低いため業務上疾病の把握が十分でないこと →<u>健康対策の充実強化</u>
<p>(4)原因別労働災害の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・災害全体のなかで占める割合が高くなってきたもの <ul style="list-style-type: none"> ・「クレーンなどによるもの」 →<u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u> ・「自動車など動力運搬機によるもの」 ・「一般動力機械によるもの」 ・注目すべきこととして、建設工事におけるブルドーザー、パワーショベルなどの「重建設機械によるもの」が増加。以下の傾向を指摘。 <ul style="list-style-type: none"> ・新技術の開発による機械化、機械設備の大型化、高速化などが、それに見合う十分な対策が講じられないまま採用されてきたこと →<u>国の監督指導及び援助</u> ・生産手段の変化に対応し必要な技能を有する労働者を確保することが困難。 →<u>免許資格体系の整備</u> ・安全衛生についての教育訓練が十分でないこと →<u>安全衛生教育の充実強化</u> ・新工法、新生産方法が事前に十分な安全衛生面の検討、配慮がなされないまま採用されたために起こった災害例として以下の災害を挙げている。 →<u>国の監督指導及び援助</u> <ul style="list-style-type: none"> ・1969（昭和44）年4月1日に発生した東京都墨田区の荒川放水路の新四ツ木橋架設工事リングベーム工法における倒壊事故（死者8人） ・1969（昭和44）年11月20日に発生したエチレンの直接酸化法における爆発火災（徳山石油化学（株）爆発災害） →<u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u> ・一時に多数の死傷者を生じた重大災害として、また一般市民をも巻きこむような公衆災害として以下を挙げている。 →<u>国の監督指導及び援助</u> <ul style="list-style-type: none"> ・1970（昭和45）年4月に発生した大阪市の地下鉄建設工事現場におけるガス爆発災害 →<u>安衛法第102条</u> ・1970（昭和45）年10月に発生した長崎市の造船所におけるタービンローター破裂災害 →<u>危険な機械、有害物の製造、流通規制</u> ・多発災害としては以下のとおり。

<ul style="list-style-type: none"> ・「機械にはさまれる」 ・「飛来落下物にあたる」 ・「墜落」 ・「転倒」 ・機械の防護措置や作業方法の欠陥、あるいは不安全な行動に起因するものであり、基礎的な安全対策が十分にとられていれば防止できる災害としている。→<u>危害防止基準の強化</u> ・業務上疾病をみると、以下の災害が多い。 <ul style="list-style-type: none"> ・「負傷に起因する疾病」 ・「物理的障害によるもの」 ・「重激業務による運動器の疾病」 ・「化学的障害によるもの」 <ul style="list-style-type: none"> ・有機溶剤による中毒の増加 ・林業におけるチェンソーの使用による「白ろう病」→<u>健康対策の充実強化</u> ・キーパンチャー業務における「頸肩腕症候群」→<u>健康対策の充実強化</u> ・重筋労働ではない作業においても発生している「腰痛症」→<u>健康対策の充実強化</u> ・「化学的障害によるもの」としては、以下のものを列挙している。 →<u>危険な機械，有害物の製造，流通規制</u> <ul style="list-style-type: none"> ・「エポキシ樹脂」による皮膚炎 ・合成繊維などの原料として使用される「アクリロニトリル」による中毒 ・ビニール製品の原料や安定剤として使用される「ステアリン酸鉛」による中毒 ・カドミウムなど重金属による急性中毒 ・染料中間体のベンジジンによるぼうこう癌 ・農薬の PCP による中毒死 ・重油炉に堆積する五酸化バナジウムなどによる中毒 ・原因別労働災害の状況からは、技術の進歩による生産方式の変化や新しい原材料の採用などは、有害な作業環境、作業方法をうみだしている ・労働者に与える肉体的、精神的影響や作業環境に対する検討が不十分なまま、新しい機械や新しい原材料を取り入れたことによるもの→<u>国の監督指導及び援助</u> ・人間的、社会的配慮に欠け、専ら経済的技術的側面から展開されてきた技術の進歩とその実用化 ・企業内では労働災害、企業外では公害の発生となって現れている ・労働力構成の高齢化 ・出稼ぎ労働者の増加 ・若年労働者等の体力の低下 ・疾病による休業の増加など ・健康管理のあり方について新しい問題が提起されている→<u>健康対策の充実強化</u>
--

表2 工場法、労働基準法、労働基準法研究会報告書および労働安全衛生法の関係

工場法	労働基準法	労働基準法研究会 第3小委員会報告書		労働安全衛生法
		当時の労働災害の 現状と問題点	安全衛生対策	
明治44年 3月28日 公布当時 のもの	昭和22年 4月7日 公布当時 のもの			昭和47年6月8日 公布 平成30年7月25日 公布（平成30年法 律第78号）改正時 のもの
		2. 労働災害 の現状 （・国鉄東海道線の 鶴見駅における死者 161人を出した列車 の二重衝突事故 （1963（昭和38）年 11月9日） （・福岡県の三井三 池炭鉱における死者 458人に上る炭じん 爆発事故 （1963（昭和38）年 11月9日）	10. むすび （・労働災害防止 団体等に関する法 律：1964（昭和 39）年）	第1章 総則 （第1条～第5条）
		（・国鉄東海道線の 鶴見駅における死者 161人を出した列車 の二重衝突事故 （1963（昭和38）年 11月9日） （・福岡県の三井三 池炭鉱における死者 458人に上る炭じん 爆発事故 （1963（昭和38）年 11月9日）	（・労働災害防止 団体等に関する法 律：1964（昭和 39）年） 10.（8） 国の監督指導及び 援助	第2章 労働災害防止計画 （第6条～第9条）

		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況		
	第53条(安全管理者及び衛生管理者)	2. (3) 規模別労働災害 の状況	10. (1) 安全衛生管理組織の確立	第3章 安全衛生管理体制 (第10条～第19条の3)
第13条(男子を含む職工一般に対する危害の予防)	第42条, 第43条, 第44条, 第45条(危害の防止)	2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (3) 危害防止基準の強化 10. (7) 特殊な労働関係の規制の強化 (・労働災害防止団体等に関する法律: 1964(昭和39)年)	第4章 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置 (第20条～第36条)
	第46条(安全装置) 第47条(性能検査)	2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (4) 危険な機械, 有害物の製造, 流通規制	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第1節 機械等に関する規制 (第37条～第54条の6)
	第48条(有害物の製造禁止) (第42条) (第36条)	2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (4) 危険な機械, 有害物の製造, 流通規制	第5章 機械等並びに危険物及び有害物に関する規制 第2節 危険物及び有害物に関する規制

				(第55条～第58条)
第9条, 第10条, 第11条(保護職工 の危険有害業務への 就業制限) 第12条(傷病者及 び妊婦への就業制 限)	第49条(危険業務 の就業制限) 第50条(安全衛生 教育) 第51条(病者の就 業禁止)	2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(2) 安全衛生教育の充 実強化	第6章 労働者の就業に当た つての措置 (第59条～第63 条)
	第52条(健康診断) (第51条)	2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(6) 健康対策の充実強 化	第7章 健康の保持増進のため の措置 (第64条～第71 条)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(6) 健康対策の充実強 化	第7章の2 快適な職場環境の形 成のための措置 (第71条の2～第 71条の4)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(5) 免許資格体系の整 備	第8章 免許等 (第72条～第77 条)
		2.(3) 規模別労働災害 の状況 2.(4) 原因別労働災害 の状況	10.(8) 国の監督指導及び 援助	第9章 事業場の安全又は衛 生に関する改善措置 等 第1節 特別安全衛生改善計 画及び安全衛生改善 計画 (第78条～第80

		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (8) 国の監督指導及び 援助	条) 第9章 事業場の安全又は衛 生に関する改善措置 等 第二節 労働安全コンサルタ ント及び労働衛生コ ンサルタント（第8 1条～第87条）
第13条（男子を含 む職工一般に対する 危害の予防） 第14条（臨検）	第54条、第55条 （監督上の行政措 置） （第103条） （第97条） （第99条） （第105条）	2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況	10. (8) 国の監督指導及び 援助	第10章 監督等 （第88条～第10 0条）
		2. (3) 規模別労働災害 の状況 2. (4) 原因別労働災害 の状況 大阪市の地下鉄建設 工事現場におけるガ ス爆発災害（安衛法 第102条）	10. (8) 国の監督指導及び 援助 10. (6) 健康対策の充実強 化	第11章 雑則 （第101条～第1 15条の2）
				第12章 罰則 （第115条の3～ 第123条）
				附則

表3 労基法に基づく省令事項で安衛法の制定に際して法律事項とされたものの例7)

事 項	安衛法の条文	労基法に基づく旧規則条文
産業医	13条	安衛則（医師である衛生管理者）
作業主任者	14条	安衛則10条等
安全・衛生委員会	17～19条	安衛則10条、20条、54条の2
労働災害発生の急迫した危険がある時の労働者を退避させる義務	25条	電離則47条等
重貨物の重量表示	35条	安衛則123条
検定	44条～44条の4	安衛則140条の7、183条の2
定期自主検査	45条	特化則23条等
作業環境測定	65条	特化則29条等
作業時間の制限	65条の4	高圧則16条、30条
配置換え時の特殊健康診断	66条②項	特化則35条①項前段
作業転換後引き続き雇用している者に対する特殊健康診断	66条②項後段	特化則35条①項後段
安全衛生改善計画の作成の指示	78条	安衛則8条の2（安全管理規定の作成命令）
健康診断に関する秘密の保持	104条	安衛則54条

注：1）略語）安衛則＝労働安全衛生規則（昭和22年労働省令第9号）。

電離則＝電離放射線障害防止規則（昭和38年労働省令第21号）。

特化則＝特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）。

高圧則＝高気圧障害防止規則（昭和36年労働省令第5号）。

2）安全衛生改善計画の作成の指示制度と「安全管理規定の作成命令」制度とは、その範囲が完全に一致するものではない。

表4 当初構想に現れた事項で最終的な法案作成の段階までには至らなかったもの7)

文書 ¹⁾ 事項	研究会報告 (1971.7.13)	新聞発表 (1971.8.20)	考え方 (1971.9.28)	基本構想 (1971.11.5)	要綱(案) (その1) (1971.12.3)	要綱(案) (その2) (1971.12.17)
一定規模以上の企業における安全技師の選任 ²⁾	○			○		○
危害防止基準は公害等の防止に資するものとする こと			○	○	○	
職業病に関する医師の通報制度 ³⁾	○	○	○			
工場密集地における労働災害防止協議会の設置	○	○				○
ボイラー、クレーン等の検査専門団体の設立		○	○			
建設工事等の注文者の請負人およびその労働者に対する指導の努力義務						○

注：1) 「文書」欄の文書名は略称を使用しているが、正式名称は、表2の該当欄を参照のこと。
 2) 安全技師は、高度の学識および経験を有し、かつ総合的判断のできる者をもってあてることとし、工場の新設、特定設備の導入、新工法の採用に当たっての検討等により企業全般にわたる産業災害の防止について、企業経営者を直接に補佐するものである（研究会報告三の(十)の(1)の二）。
 3) 診断の結果、職業病およびその疑いがあると認められる場合には、医師が、速やかに、監督機関に通報する制度を確立するとともに、労働大臣は、必要があると認められる場合には、当該診断を下した医師に対して報告を求めることができるようにすること（研究会報告三の(十)の(1)のホ）。

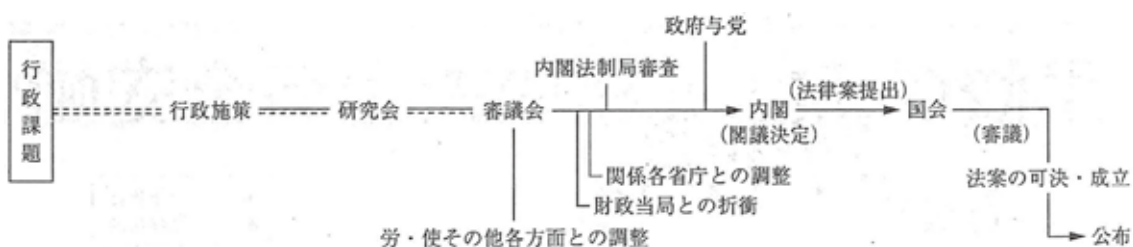


図1 内閣（政府）提出に係る労働立法の通常の流れ7)

表 5 労働安全衛生法の制定経過 7)

年 月	経 過
1969 (昭和44) 年 9月30日	労働基準法研究会 (石井照久会長) 発足
1970 (昭和45) 年 5月22日	労働基準法研究会, 安全衛生小委員会 (石井照久委員長) を置くことを決定 (同委員会は, その後, 一般問題を論ずる小委員会 (第1), 労働時間等を検討する小委員会 (第2) の発足に伴い第3小委員会と名称を改めた)
7月3日	第3小委員会における検討開始
1971 (昭和46) 年	(この間9回にわたって会合)
7月13日	労働基準法研究会報告 (安全衛生関係) を労働大臣に提出
8月20日	労働省, 「労働安全衛生法 (仮称) の制定」と題する新聞発表
9月1日	財界人で構成される「労働安全衛生懇話会」の開催 (その後10月8日, 11月11日と計3回開催され, その結果は, 12月15日「労働安全衛生懇話会話し合い事項取りまとめ」としてとりまとめられ, 原労働大臣あて提出された)
9月28日	労働省, 中央労働基準審議会に, 「労働安全衛生に関する立法についての考え方」を説明
10月19日	同審議会に, 「安全衛生に関する新法の概要」を説明
11月5日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制についての基本構想」について諮問
12月3日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制 (要綱案) その1」 (「要綱案」の第1~第7までの部分) を提出 同時に, 「労働安全衛生法制として現行の労働基準法とは別に単独法を制定しなければならぬ理由」を提出
12月17日	同審議会に, 「労働安全衛生に関する法制 (要綱案) その2」 (「要綱案」の第8以降の部分) を提出
1972 (昭和47) 年	
1月21日	同審議会に, 「労働安全衛生法案要綱 (案)」を提出
1月26日	答申起草小委員会 (塚本重頼小委員長)
2月4日	中央労働基準審議会から労働大臣あて答申
2月15日	「労働安全衛生法案」閣議決定
2月16日	内閣から国会に同法案を提出 (閣法第41号)

表6 国会における質疑とその後の法律条文の修正や法施行へのつながり 7)

1972（昭和47）年4月25日の衆議院 社会労働委員会における労働安全衛生 法案の総括質疑事項（注）	法律案文の修正やその後の法施行へのつながり
労働基準法との関連	安衛法施行のための労働事務次官通達（昭47・9・18発基91号。以下「次官通達」という）の記の第2の1（この法律と労働基準法との関係）において、安衛法と労基法とは一体としての関係に立つものであること、したがって、労基法の労働憲章的部分（1条～3条）は安衛法の施行に当たってもその基本とされなければならないこと、また、両法律は一体的な運用が図られなければならないことを明示
建設業の災害防止に関する専門の審 議機関の設置	労働基準監督機関令（昭和22年政令第174号）を改正（昭和48年政令第62号により、第29条の2を新設）し、中央労働基準審議会に建設専門委員会を設置
学校給食業および清掃業従事労働者 の安全衛生対策	次官通達の記の第2の3（事業場の範囲）において、学校に附置された給食場は、学校とは別個の事業場としてとらえるべきものであることを明示 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）2条第1号（総括安全衛生管理者を選任すべき屋外産業的業種）において清掃業を明示 学校給食事業における労働災害の防止について指導通達（昭48・3・6基発107号）を发出
労働災害の定義の明確化	法案修正により、第2条第1号の労働災害の定義中、原案にあった「作業行動によって」を「作業行動その他業務に起因して」に修正
事業者の責務の明確化	法案修正により、第3条第1項の事業者の責務に関する規定を「労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならない」旨修正
労働者の責務規定の趣旨の明確化	法案修正により、労働災害の防止についての労働者の責務に関する第4条に関し、原案の「しなければならない」を「努めなければならない」に修正
健康診断の費用および受診に要する 時間の扱い	安衛法施行のための労働省労働基準局長通達（昭47・9・18基発602号。以下「局長通達」という）の記のIの13の(2)のイおよびロにおいて、健診費用は事業者が負担すべきものであること、その受診に要した時間の賃金の支払いについては、特殊健康診断については当然事業者が支払うべきものであり、一般健康診断についてもその受診に要した時間の賃金を事業者が支払うことが望ましいことを明示
安全衛生委員会の開催および安全衛 生教育の実施に関する時間の扱い	次官通達の記の第3の3および局長通達の記のIの8の(4)および12の(2)において、これらに関する時間は労働時間であることを明示
安全衛生委員会の労働者側の委員推 薦の扱い	法案修正により、原案にあった、労働者側から安全衛生委員会の推薦がなかった場合には、それによらなくともよいという趣旨のただし書きを削除 局長通達の記のIの8の(5)において、種々の事情により労働者側の委員推薦が得られない場合には、誠意をもって話し合うべきであり、その間は委員会の未設置による刑事責任の問題は発生しないと解されるものであることを明示
申告権の趣旨の明確化	法案修正により、安衛法第97条（労働者の申告）の原案にあった「申告する」を「申告して是正のため適切な措置をとるよう求める」に修正し、その趣旨を明確化
労働災害発生の急迫した危険がある 時の労働者を退避させる義務の明確 化	法案修正により、新たに、第25条としてその趣旨の1カ条を追加

注：このときの総括質疑では、上記以外に、行政体制の強化、労災防止指導員の活用、健康管理手帳の交付対象業務、労災保険制度の充実についてとり上げられた。

資料出所：1972（昭和47）年4月25日付衆議院社会労働委員会議事録より。

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 6 条から 9 条の逐条解説

研究協力者 大藪 俊志 佛教大学社会学部公共政策学科・准教授

研究要旨

労働安全衛生法の第 2 章では、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、労働災害防止計画の変更（第 7 条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第 8 条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項についてそれぞれ規定を定めている。

労働災害防止計画の制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第 1 条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

この労働災害防止計画制度は、労働安全衛生法の特徴であるところの「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり、また、労働安全衛生法の実効性を確保するための有力な手段の一つとしても位置付けられる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の 3 点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き 123 条ある安衛法のうち第 6 条から 9 条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第 1 次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1. 第 6 条から第 9 条まで

1. 1 条文

（労働災害防止計画の策定）

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

（変更）

第七条 厚生労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止計画を変更しなければならない。

（公表）

第八条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

（勧告等）

第九条 厚生労働大臣は、労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるときは、事業者、事業者の団体その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

1. 2 趣旨

本報告書は、研究計画全体のうち、労働安全衛生法の第 2 章（第 6 条～第 9 条）を検討対象とした研究成果である。

労働安全衛生法の第 2 章は、厚生労働大臣による労働災害防止計画の策定（第 6 条）、

労働災害防止計画の変更（第7条）、労働災害防止計画を策定・変更した場合の公表（第8条）、厚生労働大臣が関係者に対して行う労働災害の防止に関する必要な勧告・要請に関する事項について定めている。

労働災害防止計画制度は、労働災害の防止に関する総合的・計画的な対策の推進を図る（第1条）ため、国（厚生労働大臣）が長期的な展望に基づき労働災害の防止に関する包括的・一体的な計画を策定し、具体的な施策を講ずるとともに、事業者などの関係者に労働災害の防止に関する指針を周知することにより自主的な労働災害防止活動への取組みを促し、行政と関係者が一体となって労働災害の防止対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている¹。

労働災害防止計画は、法令の抽象性を補い政策を具体化する行政計画としての性格を有する。行政計画は、政策目標の実現に向けた手段を体系化する行政技術の一種であるが、労働災害防止計画制度では、計画期間における労働災害の減少目標や計画を推進するための具体的方策（主要な労働災害防止対策）などを明記し、計画の内容を地方支分部局（都道府県労働局・労働基準監督署）の行政運営方針や、関係団体（労働災害防止団体など）の労働災害防止活動に反映させることを通じて、計画的・効果的な労働災害防止の取組みを実施している。

1. 3 沿革

労働災害を効果的に防止することを目的とする長期計画の取組みは、1958（昭和33）年に策定された「産業災害防止総合五ヵ年

計画」に端を発する。計画策定当時の労働災害の状況をみると、労働災害による死者は5,612人、休業八日以上之死傷者数は約40万人に達し（いずれも1957（昭和32）年の数値）、とりわけ中小企業における災害の急激な増大（1957年の死傷年千人率は1952（昭和27）年当時と比較して49%の増）が懸念される所であり、政府は「産業災害防止総合五ヵ年計画」を策定することにより、5年後の労働災害発生件数の半減を目標として掲げた²。

また、政府は産業安全に関する有識者で構成される臨時産業災害防止懇談会を設置（1958（昭和33）年9月）し、同懇談会は、「産業災害防止対策に関する意見書」（産業災害防止計画の樹立促進、重大災害防止対策、中小企業災害防止対策、産業安全教育、法令の検討整備、広報活動、行政能力の改善、鉱山災害防止対策に関する8項目を内容とする）を総理大臣に手交（11月）した³。

しかしながら「産業災害防止総合五ヵ年計画」の策定以後の労働災害の発生状況をみると、1957（昭和32）年と1962（昭和37）年の時点との比較では、百人以上の事業場の休業一日以上の度数率が23.26から15.46に、年千人率では50.6から36.2にそれぞれ減少していたものの、死傷者数をみると約70万9千人から約79万4,200人に増大していた⁴。

このような状況に対し、産業災害防止対策審議会（先の臨時産業災害防止懇談会を発展的に解消して1959（昭和34）年に設置された政府の諮問機関）は、新たな計画の策定などを含む答申を行い、これを受けて「新産業災害防止五ヵ年計画」が閣議了

解された（1962（昭和37）年10月）。この1963（昭和38）年から1967（昭和42）年までを計画期間とする新たな五ヵ年計画では、1961（昭和36）年時点における死傷千人率21.05を12.3にまで概ね半減することを目標に定め、具体的な対策としては、事業場の自主的安全活動の促進、組織・設備環境の整備・改善、標準作業方法の確立、安全教育の徹底などを進めることとしていた⁵。

この後、1964（昭和39）年6月には「労働災害防止団体等に関する法律」が成立し、同法において労働災害の防止に関する計画（基本計画（五年間の長期計画）と実施計画（毎年策定される）により構成される）の策定が初めて法定されることとなった。この「労働災害防止団体等に関する法律」における労働災害防止計画に関する規定は以下の通りである。

第二章 労働災害防止計画

第三条（基本計画）

労働大臣は、五年ごとに、中央労働基準審議会の意見を聞いて、労働災害の減少目標その他労働災害の防止に関し基本となるべき事項を定めた労働災害防止基本計画（以下「基本計画」と言う。）を作成しなければならない。

第四条（実施計画）

労働大臣は、毎年、中央労働基準審議会の意見を聞いて、基本計画の実施を図るため、次の事項を定めた労働災害防止実施計画（以下、「実施計画」と言う。）を作成しなければならない。

一 労働災害の減少目標

二 労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類

三 労働災害の防止のための主要な対策に関する事項

四 その他労働災害の防止に関し重要な事項

第五条（変更）

労働大臣は、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果等を考慮して必要があると認めるときは、中央労働基準審議会の意見を聞いて基本計画又は実施計画を変更しなければならない。

第六条（公表）

労働大臣は、基本計画又は実施計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これらを変更したときも、同様とする。

第七条（勧告等）

労働大臣は、基本計画又は実施計画の円滑な実施のために必要があると認めるときは、事業主その他の関係者に対し、労働災害の防止に関する事項について必要な勧告又は要請をすることができる。

「労働災害の防止団体等に関する法律」に基づき、1968（昭和43）年4月に第三次の五ヵ年計画に当たる労働災害防止基本計画が策定され、同計画では、屋外産業や中小零細企業などの重点業種の明示、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業病対策の強化といった重点施策が明記された⁶。

その後、1972（昭和47）年の労働安全衛生法の制定を受け、現在の「労働災害防止計画」の制度（五ヵ年の基本計画と毎年策定される実施計画を一本化し、国としての

重点施策を明示したもの）がスタートし、今日に至る。

1. 4 内容

1. 4. 1 第6条

第6条中「労働災害の防止のための主要な対策」には、安全衛生管理計画の策定、安全衛生管理体制の整備、安全衛生事前評価の実施、生産設備の安全化、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の実施、安全衛生意識の高揚などに関する事項が含まれ、「その他労働災害の防止に関し重要な事項」としては、労働災害の動向、労働災害の減少目標、労働災害の防止に関し重点を置くべき業種及び労働災害の種類などの事項が挙げられる⁷。

厚生労働大臣は、労働災害防止計画の策定に当たりその内容の適正を期するため、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。また、鉱山に関する保安（鉱山保安法第2条第2項及び第4項の規定による鉱山における保安（衛生に関する通気及び災害時の救護を含む。））に関しては、経済産業大臣が中央鉱山保安審議会の意見を聴いて労働災害防止計画を策定（又は変更）し、公表することとされている（労働安全衛生法第114条第1項の規定に基づく）⁸。

1. 4. 2 第7条

労働災害防止計画の策定後、計画策定時の基盤となる事情が変動し、計画の内容が適当でなくなった場合には、労働災害の発生状況、労働災害の防止に関する対策の効果を考慮して厚生労働大臣は労働災害防止計画を変更しなければならない⁹。また、計

画を変更する場合には、計画策定時と同様に労働政策審議会の意見を聴く必要がある。

1. 4. 3 第8条

労働災害防止計画は、事業者、労働災害防止団体などの関係者が取り組む労働災害防止活動の指針となるものであり、関係者に広く周知徹底される必要がある。そのため厚生労働大臣は、労働災害防止計画を策定する場合、計画を変更する場合には、遅滞なくこれを公表しなければならない。公表の形式は特に規定されていないが、実務上官報に掲載することにより公表されている¹⁰。

1. 4. 4 第9条

労働災害防止計画を実施し実効性を確保するためには、事業者をはじめとする関係者の協力が必要不可欠となる。そのため厚生労働大臣が必要と認めるときは、関係者に対して労働災害の防止に関する事項に関し、必要な勧告・要請をすることができる。

第9条中「労働災害防止計画の的確かつ円滑な実施のため必要があると認めるとき」には、計画が示す目標や方向性と、事業者などの関係者が取り組む労働災害防止対策の実施状況との間に齟齬が生じ、関係者に対して対策の変更等を求める必要が生じる場合などが想定され、「関係者」には、労働災害防止団体、労働組合、関係行政機関（各府省庁、地方公共団体）などが含まれる¹¹。

D. 考察及びE. 結論

労働災害防止計画制度は、先行研究である「リスクアセスメントを核とした諸

外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」が明らかにした労働安全衛生法の特徴である「行政による監督指導的・支援的役割」を表す制度であり¹²、労働安全衛生法の実効性を確保するための手段の一つとしても位置付けられる¹³。

また、労働災害防止計画は、行政計画（代表的な事例として国土計画（国土形成計画など）や職業安定行政における雇用対策基本計画などがある）としての性格を有する。行政計画は、目標を定立し、その目標を実現するための諸手段を総合して体系化するところに特徴があり、地域、対象行政部門、期間、計画体系、機能、法的効果、法律の根拠などによる分類がなされることがある¹⁴。行政計画は、法律の抽象性を補い政策を具体化する行政技術であるが、関係する主体を拘束する側面もあるため、計画の策定過程（と変更するプロセス）においては、審議会や公聴会において関係者の意見を聴き、調整を図る必要も生じる¹⁵。そのため労働災害防止計画の策定（と変更）に際しては、公益代表委員・労働者代表委員・使用者代表委員の公労使三者で構成される労働政策審議会の意見を聴くことが必要とされている（労働安全衛生法第6条及び第7条）¹⁶。また、労働災害防止計画の内容（具体的な施策）は、厚生労働省が毎年度策定する「地方労働行政運営方針」に基づき、各都道府県労働局が管内の事情を反映した方針を策定することにより、計画的に実施されている¹⁷。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

G. 知的所有権の取得状況

1. 特許取得
該当せず。
2. 実用新案登録
該当せず。
3. その他
該当せず。

H. 引用文献

本文脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

表1 労働災害防止計画の変遷（抄）

<p>1. 「産業災害防止総合5ヵ年計画」（第1次労働災害防止計画）</p> <p>(1) 計画期間 1958（昭和33）年度～1962（昭和37）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標 当時の労働災害の増加傾向からみて5年後に予想される災害発生件数（死傷件数）を半減（86万件から43万件へ）させるとともに、1,100億円の経済的損失を防止する。</p> <p>(3) 計画期間中の主要施策等 「ボイラ及び圧力容器安全規則」制定（1959（昭和34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和34）年） 「電離放射線障害防止規則」制定（1959（昭和34）年） 「四エチル鉛等危害防止規則」改正（1960（昭和35）年） 「有機溶剤中毒予防規則」制定（1960（昭和35）年） 「高気圧障害防止規則」制定（1961（昭和36）年） 「クレーン等安全規則」制定（1962（昭和37）年）</p> <p>(4) 計画期間中の労働災害の状況 1958（昭和33）年 死亡者数：5,368人 死傷者数：401,760人（休業8日以上） 1962（昭和37）年 死亡者数：6,093人 死傷者数：466,126人（休業8日以上）</p>
<p>2. 「新産業災害防止総合5ヵ年計画」（第2次労働災害防止計画）</p> <p>(1) 計画期間 1963（昭和38）年度～1967（昭和42）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標 1961（昭和36）年における労働者1,000人当たり死傷発生率（21.05）を、計画期間中に概ね半減（12.30）させる（1967年において見込まれる休業8日以上の災害発生件数約63万件を約36万件にとどめる）。</p> <p>(3) 推進方策 災害防止計画の樹立、団体等（安全団体・業種団体など）における自主的活動の拡充。事業場における安全管理体制の確立、設備・環境の改善整備、作業行動の安全確保など。</p> <p>(4) 計画期間中の主要施策等 「電離放射線障害防止規則」改正（1963（昭和38）年） 「労働災害防止団体等に関する法律」公布（1964（昭和39）年） 中央労働災害防止協会：創立（1964（昭和39）年） 「墜落防止に関する建設業労働災害防止規程」制定（1966（昭和41）年） 「船内荷役作業に関する港湾労働災害防止規程」制定（1966（昭和41）年）</p>

<p>「陸上貨物運送事業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p> <p>「伐木造材作業に関する林業労働災害防止規程」制定（1966（昭和 41）年）</p> <p>「鉛中毒予防規則」公布（1967（昭和 42）年）</p> <p>(5) 計画期間中の労働災害の状況</p> <p>1963（昭和 38）年 死亡者数：6,506 人 死傷者数：440,547 人（休業 8 日以上）</p> <p>1967（昭和 42）年 死亡者数：5,990 人 死傷者数：394,627 人（休業 8 日以上）</p>
<p>3. 「第 3 次労働災害防止計画」</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>1968（昭和 43）年度～1972（昭和 47）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標</p> <p>労働災害の発生率（1968（昭和 43）年当時の度数率：11.08）を全般として計画期間中に 3 割減少させる。</p> <p>(3) 計画推進上基本となるべき事項</p> <p>重点を置くべき業種等（建設、港湾荷役、林業、中小零細企業など）における労働災害防止対策、災害原因の科学的究明、機械設備の本質的安全化、職業性疾病の対策強化など。</p> <p>(4) 計画期間中の主要施策等</p> <p>「四アルキル鉛中毒予防規則」公布（1968（昭和 43）年）</p> <p>「ゴンドラ安全規則」制定（1969（昭和 44）年）</p> <p>「特定化学物質等障害予防規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「事務所衛生基準規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「酸素欠乏症防止規則」公布（1971（昭和 46）年）</p> <p>「労働安全衛生法」公布（1972（昭和 47）年 6 月）施行（10 月）</p> <p>「労働災害防止団体等に関する法律」改正（「労働災害防止団体法」と改称）（1972（昭和 47）年）</p> <p>「労働安全衛生規則」制定（1972（昭和 47）年 9 月）施行（10 月）</p> <p>(5) 計画期間中の労働災害の状況</p> <p>1968（昭和 43）年 死亡者数：6,088 人 死傷者数：386,443 人（休業 8 日以上）</p> <p>1972（昭和 47）年 死亡者数：5,631 人 死傷者数：324,435 人（休業 8 日以上）</p>
<p>4. 「第 4 次労働災害防止計画」</p> <p>(1) 計画期間</p> <p>1973（昭和 48）年度～1977（昭和 52）年度</p> <p>(2) 労働災害の減少目標</p> <p>特に死亡及び重大災害の減少に重点を置き、計画期間中に労働災害の発生率（1973（昭和 48）年当時の度数率：6.67）を全体として概ね 3 割減少させることを目標とする。職業性疾病（1973（昭和 48）年当時の業務上疾病件数：29,938）については、在来型の慢</p>

性疾病の新規発生を大幅に減少させるとともに、急性の中毒については発生の半減を目標とするなど。

(3) 労働災害防止対策の進め方

労働災害防止対策の科学的検討、機械設備等の安全性の確保、健康管理対策の推進、安全衛生教育の充実と安全衛生意識の高揚、職場環境と労働時間の改善、自主的労働災害防止活動の強化と労働者の参加促進、業種別対策の推進、監督指導の強化と行政体制の整備、関係行政機関との連携など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生コンサルタント及び労働衛生コンサルタント規則」制定（1973（昭和48）年）

「労働安全衛生規則」改正（爆発火災防止関係）（1974（昭和49）年）

労働安全衛生法に基づく技術指針の公表（1974（昭和49）年）

「作業環境測定法」公布（1975（昭和50）年）

「作業環境測定法施行令」「作業環境施行規則」公布（1975（昭和50）年）

職業病疾病対策要綱：策定（1976（昭和51）年）

作業環境測定基準：公示（1976（昭和51）年）

超大型規模建設工事災害防止対策推進要綱：公表（1976（昭和51）年）

クレーン構造規格及び移動式クレーン構造規格：公示（1976（昭和51）年）

総合的労働者健康管理対策の展開について：公表（1976（昭和51）年）

セーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1976（昭和51）年）

「労働安全衛生法及びじん肺法の一部を改正する法律」（化学物質の有害性調査関係）公布（1977（昭和52）年）

チェーンソーの規格：公示（1977（昭和52）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（安全衛生委員会関連）（1977（昭和52）年）

動力プレス機械構造規格：公示（1977（昭和52）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1973（昭和48）年 死亡者数：5,269人 死傷者数：387,342人（休業4日以上）

1977（昭和52）年 死亡者数：3,302人 死傷者数：345,293人（休業4日以上）

5. 「第5次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1978（昭和53）年度～1982（昭和57）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び大型災害の大幅な減少を図ること、②在来型の労働災害の減少を図ること、③職業がん等の職業性疾病（1978（昭和53）年当時の業務上疾病件数：27,456）の大幅な減少を図ること、④中小企業特に下請事業場における労働災害の減少を図ること、⑤中高年齢労働者の安全を確保するとともに健康の保持増進に努めること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①大型災害の防止対策の推進、②在来型労働災害の防止対策の推進（機械設備の安全衛生の確保等、安全衛生教育の充実）、③職業性疾病予防対策の積極的推進（化学物質の有害性調査制度等の積極的活用、作業環境管理対策の推進、健康管理対策の積極的推進、産業医学の振興）、④中小企業における労働災害防止対策の助成制度の充実、中高年齢労働者の安全衛生対策の推進、⑤各種施策の充実（業種別重点対策の推進、安全衛生改善計画の作成指示等、労働時間等労働条件の適正化、監督指導の強化と行政体制の整備、情報の収集と提供、関係行政機関との連携、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化）。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質の有害性調査関係）（1979（昭和 54）年）

「粉じん障害防止規則」公布（1979（昭和 54）年）

木材加工用機械災害防止総合対策：公表（1979（昭和 54）年）

「労働安全衛生法」一部改正（建設工事計画の安全性に係る事前審査制度関連）（1980（昭和 55）年）

全国労働安全衛生コンサルタント会：設立（1980（昭和 55）年）

粉じん障害防止総合対策：公表（1981（昭和 56）年）

移動式クレーン等の定期自主検査指針：公表（1982（昭和 57）年）

トンネル工事に係るセーフティ・アセスメントに関する指針：公表（1982（昭和 57）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防対策関連）（1982（昭和 57）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1978（昭和 53）年 死亡者数：3,326 人 死傷者数：348,826 人（休業 4 日以上）

1982（昭和 57）年 死亡者数：2,674 人 死傷者数：294,319 人（休業 4 日以上）

6. 「第 6 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1983（昭和 58）年度～1987（昭和 62）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害及び重大災害の大幅な減少を図るとともに労働災害全体（1983（昭和 58）年当時の労働災害による死亡者数は 2,588 人、死傷者数（休業 4 日以上）は 278,623 人）の概ね 30%の減少を図ること、②職業性疾病（1983（昭和 58）年当時の業務上疾病件数：15,480）を予防するため適正な作業環境等の確保を図ること、③中高年齢労働者の総合的な健康の保持増進を図ること、④産業用ロボット等新たな技術の導入に対応して安全衛生の確保を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①労働災害防止の基本的事項に関する対策の推進

安全衛生に関する事前評価の充実、実効ある安全衛生管理体制の確立等、生産設備等の安全化の促進、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等。

②特定の災害・業種等における対策の推進

重大災害防止対策の推進、中小企業における労働災害防止対策の推進、建設業等屋外型産業における労働災害防止対策の推進、機械等の安全の確保、高年齢労働者の安全確保の推進、第三次産業における労働災害防止対策の推進。

③職業性疾病の予防対策の推進

総合的な労働衛生管理の推進、化学物質の有害性調査の推進、特定疾病対策の推進、労働衛生対策を推進する基盤の整備。

④中高年齢労働者の健康管理の推進

⑤産業用ロボット等に関する労働災害防止対策の推進

⑥各種施策の充実

業種別重点対策の推進、国の労働災害防止推進体制の整備、労働者の参加促進、労働災害防止団体等の活動強化。

(4) 計画期間中の主要施策等

日本労働安全衛生コンサルタント会：設立（1983（昭和58）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（産業用ロボットの安全規制関連）（1983（昭和58）年）

産業用ロボットの使用等の安全基準に関する技術上の指針：公表（1983（昭和58）年）

粉じん障害防止総合対策推進要綱：公表（1984（昭和59）年）

化学物質等定期自主検査指針：公表（1984（昭和59）年）

VDT作業のための労働衛生上の指針：公表（1985（昭和60）年）

ボイラー定期自主検査指針：公表（1986（昭和61）年）

大規模小売業における労働災害の防止について：公表（1986（昭和61）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1983（昭和58）年 死亡者数：2,588人 死傷者数：278,623人（休業4日以上）

1987（昭和62）年 死亡者数：2,342人 死傷者数：232,953人（休業4日以上）

7. 「第7次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1988（昭和63）年度～1992（平成4）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1988（昭和63）年当時の業務上疾病件数：12,523）の大幅な減少を期するとともに、労働災害の総件数（1988（昭和63）年当時の労働災害による死亡者数は2,549人、死傷者数（休業4日以上）は226,318人）の概ね30%の減少を図り、労働者の安全と健康を確保すること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①基本的事項に関する対策の推進

安全衛生管理を進めるための計画の策定と体制の整備、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の充実、安全衛生意識の高揚のための創意工夫、労働時間等労働条件の適正化。

②中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

中小規模事業場における安全衛生活動の強化、親企業等を含めた総合的な労働災害防止対策の推進。

③建設業等屋外型産業の特徴に応じた労働災害防止対策の推進

④機械設備に係る労働災害防止対策の推進

⑤第三次産業における労働災害防止対策の推進

安全衛生管理活動の促進、関係事業者団体の自主的労働災害防止活動の促進、雇用・就業形態の複雑多様化に対応した対策の推進。

⑥高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑦新技術の安全衛生対策の推進

事前評価体制の整備、安全衛生指針の整備、快適な事務所環境の整備。

⑧職業がん等の健康障害防止対策の推進

⑨職業性疾病予防対策の推進

作業環境管理対策の徹底、作業管理指針の作成、特殊健康診断項目の見直し、有害物対策の総合的推進、物理的障害対策の徹底。

⑩健康の保持増進対策の推進

事業場における健康の保持増進対策、産業医の職務の明確化及び活動の活性化。

⑪安全衛生の国際化への対応

海外派遣労働者に係る安全衛生対策の充実、企業の海外進出に伴う安全衛生対策の充実、国際基準等との整合性の確保。

⑫総合的な労働災害防止対策を推進するための体制の整備

行政体制の整備、研究体制の整備、教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動強化、専門技術団体の活動の促進。

⑬業種別重点対策の推進。

(4) 計画期間中の主要施策等

事業場における労働者の健康保持増進のための指針：公表（1988（昭和63）年）

危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針：公表（1989（平成元）年）

建築物の解体又は改修工事における石綿粉じんへのばく露防止のためのマニュアル：公表（1989（平成元）年）

粉じん障害防止対策：改正（1991（平成3）年）

「労働安全衛生法」一部改正（快適職場の形成関係）（1992（平成4）年）

事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針：公表（1992（平

成 4) 年)

化学物質等の危険有害性等の表示に関する指針：公表（1992（平成 4）年）

騒音障害防止のためのガイドライン：公表（1992（平成 4）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1988（昭和 63）年 死亡者数：2,549 人 死傷者数：226,318 人（休業 4 日以上）

1992（平成 04）年 死亡者数：2,354 人 死傷者数：189,589 人（休業 4 日以上）

8. 「第 8 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1993（平成 5）年度～1997（平成 9）年度

(2) 計画の目標

死亡災害、重大災害及び重篤な職業性疾病（1993（平成 5）年当時の業務上疾病件数：9,630）の大幅な減少を期するとともに、計画期間中の労働災害の総件数（1993（平成 5）年当時の労働災害による死亡者数は 2,245 人、死傷者数（休業 4 日以上）は 181,900 人）の概ね 25%の減少を図り、労働者の心身両面にわたる健康の積極的な保持増進及び快適な職場環境の形成を図ること。

(3) 主要な労働災害防止対策

①基本的事項に関する対策の推進

生産活動と一体となった安全衛生管理活動の促進、安全衛生に係る事前評価の充実等、適正な作業方法の確立、安全衛生教育の徹底等、労働時間等労働条件の適正化。

②職業別労働災害防止対策の推進

建設業、陸上貨物運送事業、港湾貨物運送事業、林業、卸売・小売業及びサービス業。

③特定災害防止対策の推進（機械設備による災害の防止対策、爆発・火災災害の防止対策、交通労働災害の防止対策）、

④高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

⑤職業性疾病対策の推進

化学物質等の有害物による健康障害の防止対策、電離放射線等の物理的因子及び作業態様による健康障害の防止対策。

⑥化学物質等の危険有害性等の表示制度の推進

⑦心身の健康の保持増進対策の推進

心身両面にわたる健康づくりの推進、産業保健活動の活性化、作業関連疾患対策の推進。

⑧快適な職場環境の形成の促進

⑨中小規模事業場における労働災害防止対策の推進

⑩外国人労働者の増加等に対応した労働災害防止対策の推進

⑪国際化に対応した安全衛生対策の充実

⑫エイズ予防対策の推進

⑬労働災害防止対策を推進するための体制の整備等

行政体制の整備等、安全衛生教育体制の整備、労働者の安全衛生活動への参加の促進、労働災害防止団体等の活動の強化、安全衛生情報の提供。

⑭業種別重点対策の推進

(4) 計画期間中の主要施策等

ガラス繊維及びロックウールの労働衛生に関する指針：公表（1993（平成5）年）

プレス災害防止総合対策：公表（1993（平成5）年）

交通労働災害防止のためのガイドライン：公表（1994（平成6）年）

職場における腰痛予防対策：公表（1994（平成6）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（茶石綿及び青石綿の製造禁止関連）（1995（平成7）年）

脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準：改正（1995（平成7）年）

職場におけるエイズ問題に関するガイドライン：公表（1995（平成7）年）

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（1996（平成8）年）

熱中症予防対策：公表（1996（平成8）年）

「労働安全衛生法」一部改正（健康管理の充実関連）（1996（平成8）年）

健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（1996（平成8）年）

動力プレスの定期自主検査指針：公表（1996（平成8）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1993（平成05）年 死亡者数：2,245人 死傷者数：181,900人（休業4日以上）

1997（平成09）年 死亡者数：2,078人 死傷者数：156,726人（休業4日以上）

9. 「第9次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

1998（平成10）年度～2002（平成14）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害が年間2,000人台で一進一退を繰り返している現状を打破し、大幅な減少を図ること（1998（平成10）年当時の労働災害による死亡者数は1,844人）、②計画期間中における労働災害総件数を20%減少させること（1998（平成10）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は148,248人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（1998（平成10）年当時の業務上疾病件数：8,574）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること（1998（平成10）年当時の酸素欠乏症等の発生状況（休業4日以上）：発生件数22、被災者35人、死亡者11人）、④産業保健サービスの充実等労働者の健康の保持増進及び快適な職場環境を推進すること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、特定災害防止対策（機械設備に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火

災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質に係る健康障害予防対策、職場における着実な健康確保対策、ストレスマネジメント対策、健康づくり対策、快適な職場環境の形成。

②安全衛生管理対策の強化

中小規模事業場対策、安全衛生管理手法の充実・強化、労使による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③安全衛生行政の展開

新たな行政展開（情報提供体制の整備、調査研究体制の整備（産業安全研究所、産業医学総合研究所等における調査研究の充実など）、行政体制の整備等、労働災害防止団体等の活動の強化、国民安全への貢献）、調査研究の推進（労働災害分析手法、評価手法等の研究推進）、国際的な視点に立った行政展開。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生規則」一部改正（土石流による危険防止関連）（1998（平成10）年）

工作機械等の制御機構のフェールセーフ化のガイドライン：公表（1998（平成10）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針：公表（1999（平成11）年）

「労働安全衛生法」一部改正（深夜業従事労働者の健康管理対策関連）公表（1999（平成11）年）

心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針：公表公表（1999（平成11）年）

ダイオキシン類による健康障害防止のための対策について：公表公表（1999（平成11）年）

化学物質等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置に関する指針：公表公表（2000（平成12）年）

労働者の自殺予防に関する総合的対策推進事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

職場におけるメンタルヘルス対策の事業者等支援事業実施要綱：公表（2001（平成13）年）

機械の包括的な安全基準に関する指針：公表（2001（平成13）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（廃棄物焼却施設におけるダイオキシン類ばく露防止対策）（2001（平成13）年）

過重労働による健康障害防止のための総合対策について：公表（2002（平成14）年）

VDT作業における労働衛生管理のためのガイドライン：公表公表（2002（平成14）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

1998（平成10）年 死亡者数：1,844人 死傷者数：148,248人（休業4日以上）

2002（平成14）年 死亡者数：1,658人 死傷者数：125,918人（休業4日以上）

10. 「第 10 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2003（平成 15）年度～2007（平成 19）年度

(2) 計画の目標

①労働災害による死亡者数の減少傾向を堅持し、年間 1,500 人を大きく下回ることを目指して一層の減少を図ること（2003（平成 15）年当時の労働災害による死亡者数は 1,628 人）、②計画期間中における労働災害総件数を 20%以上減少させること（2003（平成 15）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 125,750 人）、③じん肺、職業がん等の職業性疾病の減少（2003（平成 15）年当時の業務上疾病件数：8,055）、死亡災害に直結しやすい酸素欠乏症、一酸化炭素中毒等の撲滅を図ること、④過重労働による健康障害、職場のストレスによる健康障害等の作業関連疾患の着実な減少を図ること。

(3) 重点対象分野における労働災害防止対策

①業種別労働災害防止対策（建設業対策、陸上貨物運送事業対策、第三次産業対策）、②特定災害防止対策（機械に係る労働災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策）。

①労働者の健康確保対策

職業性疾病予防対策、化学物質による健康障害予防対策、メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害の防止対策、職場における着実な健康確保対策、快適職場づくり対策。

②安全衛生管理対策の強化

労働安全衛生マネジメントシステムの活用促進、中小規模事業場対策、事業者及び労働者による自主的な安全衛生活動の推進、人的基盤の充実等、就業形態の多様化、雇用の流動化等に対応する対策、高年齢労働者の労働災害防止対策、外国人労働者対策。

③労働災害防止の支援体制の整備

情報提供体制の整備、リスク評価及び調査研究の体制整備、労働災害防止団体等の活動の充実、労働安全衛生サービスのアウトソーシング化への対応、国際的な視点に立った行政展開、評価を踏まえた施策の実施。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における喫煙対策のためのガイドライン：公表（2003（平成 15）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造禁止関連）（2003（平成 15）年）

大規模製造業における安全管理の強化に係る緊急対策要綱：公表（2004（平成 16）年）

心の健康問題により休業した労働者の職場復帰支援の手引き：公表（2004（平成 16）年）

「労働安全衛生法」一部改正（リスクアセスメント、過重労働対策関連）（2005（平成

17) 年)

危険性又は有害性等の調査等に関する指針（リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成18）年）

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の改正について：公表（2006（平成18）年）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針（化学物質リスクアセスメント指針）：公表（2006（平成18）年）

労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）：公表（2006（平成18）年）

「労働安全衛生法」一部改正（長時間労働者に対する医師の面接指導関連）（2006（平成18）年）

「労働安全衛生法施行令」一部改正（石綿含有製品の製造等全面禁止関連）（2006（平成18）年）

製造業における元方事業者による総合的な安全衛生管理のための指針：公表（2006（平成18）年）

2007年問題に対応するITを活用した新しい安全衛生管理手法の構築について（2007（平成19）年）

機械の包括的な安全基準に関する改正指針：公表（2007（平成19）年）

事業場における労働者の健康保持増進のための改正指針：公表（2007（平成19）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2003（平成15）年 死亡者数：1,628人 死傷者数：125,750人（休業4日以上）

2007（平成19）年 死亡者数：1,357人 死傷者数：121,356人（休業4日以上）

11. 「第11次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2008（平成20）年度～2012（平成24）年度

(2) 計画の目標

①死亡者数：2012（平成24）年において2007（平成19）年と比して20%以上減少させること（2007（平成19）年当時の労働災害による死亡者数は1,357人）、②死傷者数：2012（平成24）年において2007（平成19）年と比して15%以上減少させること（2007（平成19）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は121,356人）、③労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること（2007（平成19）年当時の業務上疾病件数：8,684）。

(3) 計画における労働災害防止対策

①自主的な安全衛生活動の促進

「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進、労働安全衛生マネジメントシステムの活用等、自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等、情報の共有化の推進等。

②特定災害対策

機械災害防止対策、墜落・転落災害防止対策、交通労働災害防止対策、爆発・火災災害防止対策。

③労働災害多発業種対策

製造業対策、建設業対策、陸上貨物運送事業対策、林業対策、第三次産業対策。

④職業性疾病（石綿及び化学物質関係を除く）等の予防対策

粉じん障害防止対策、腰痛予防対策、振動・騒音障害防止対策、熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策、その他の職業性疾病等の予防対策。

⑤石綿障害予防対策

全面禁止の徹底等、解体作業等における曝露防止対策の徹底、離職者の健康管理対策の推進。

⑥化学物質対策

化学物質による労働災害の防止対策、化学物質管理対策。

⑦メンタルヘルス対策及び過重労働による健康障害防止対策

メンタルヘルス対策、過重労働による健康障害防止対策。

⑧産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

産業保健活動の活性化（産業医等の選任の徹底、地域における産業保健活動の活性化、産業医と産業保健スタッフとの連携、健康診断の結果に基づく健康管理の徹底など）、健康づくり対策、快適職場づくり対策。

⑨安全衛生管理対策の強化

安全衛生教育の効果的な推進等、中小規模事業場対策の推進、就業形態の多様化等に対する対策、高年齢労働者対策等の推進、グローバル化への対応。

⑩効率的・効果的な施策の推進

労働安全衛生研究の促進、地域における労働災害多発業種等対策の推進、関係機関との連携等。

(4) 計画期間中の主要施策等

温泉掘削等のボーリング作業等における可燃性天然ガスによる爆発・火災災害の防止について：公表（2008（平成20）年）

局地的な大雨による下水道渠内工事等における労働災害の防止について：公表（2008（平成20）年）

派遣労働者に係る労働条件及び安全衛生の確保について：公表（2009（平成21）年）

ナノマテリアルに対するばく露防止等のための予防的対応について：公表（2009（平成21）年）

職場における熱中症の予防について：公表（2009（平成21）年）

振動障害総合対策の推進について：公表（2009（平成21）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（プレス機械等による災害防止対策関連）（2011（平成

23) 年)

動力プレス機械構造規格の一部改正（2011（平成 23）年）

機械メーカー向け、ユーザーへの危険情報提供に関するガイドライン：公表（2011（平成 23）年）

「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」制定（2011（平成 23）年）

除染等業務に従事する労働者の放射線障害防止のためのガイドライン（2011（平成 23）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（機械リスクに関する情報提供関連）（2012（平成 24）年）

機械譲渡者等が行う機械に関する危険性等の通知の促進に関する指針（2012（平成 24）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（化学物質等の危険有害性表示制度関連）（2012（平成 24）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2008（平成 20）年 死亡者数：1,268 人 死傷者数：119,291 人（休業 4 日以上）

2012（平成 24）年 死亡者数：1,093 人 死傷者数：119,576 人（休業 4 日以上）

12. 「第 12 次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2013（平成 25）年度～2017（平成 29）年度

(2) 計画の目標

①2012（平成 24）年と比較して 2017（平成 29）年までに労働災害による死亡者数の数を 15%以上減少させること（2012（平成 24）年当時の労働災害による死亡者数は 1,093 人）、②2012（平成 24）年と比較して 2017（平成 29）年までに労働災害による休業 4 日以上の死傷者数の数を 15%以上減少させること（2012（平成 24）年当時の労働災害による死傷者数（休業 4 日以上）は 119,291 人）（2012（平成 24）年当時の業務上疾病件数：7,743）。

(3) 重点施策ごとの具体的取組

①労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

重点とする業種対策（第三次産業（特に小売業・社会福祉施設・飲食店）対策、陸上貨物運送事業対策、建設業対策、製造業対策）、重点とする健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス対策、過重労働対策、化学物質による健康障害防止対策、腰痛・熱中症対策、受動喫煙防止対策）、業種横断的な取組（リスクアセスメントの普及促進、高年齢労働者対策、非正規労働者対策）。

②行政、労働災害防止団体、業界団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

専門家と労働災害防止団体の活用、業界団体との連携による実効性の確保、安全衛生

管理に関する外部専門機関の育成と活用。

③社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

経営トップの労働者の安全や健康に関する意識の高揚、労働環境水準の高い業界・企業の積極的公表、重大な労働災害を発生させ改善が見られない企業への対応、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上。

④科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進

労働安全衛生総合研究所等との連携による科学的根拠に基づく対策の推進、国際動向を踏まえた施策推進。

⑤発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

発注者等による安全衛生への取組強化、製造段階での機械の安全対策の強化、労働者以外の人的・社会的影響も視野に入れた対策の検討。

⑥東日本大震災、東京電力福島第一原子力発電所事故を受けた対応

東日本大震災の復旧・復興工事対策、原子力発電所事故対策。

(4) 計画期間中の主要施策等

職場における腰痛予防対策指針：公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生規則」一部改正（食品加工用機械の労働災害防止対策関連）公表（2013（平成25）年）

「労働安全衛生法」一部改正（化学物質に係るリスクアセスメント実施の義務化、ストレスチェック実施の義務化関連）（2014（平成26）年）

化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針：公表（2015（平成27）年）

心理的な負担の程度を把握するための検査及び面接指導の実施並びに面接指導結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2015（平成27）年）

労働安全衛生法第57条の3第3項の規定に基づく危険性又は有害性等の調査等に関する指針に関する公示：公表（2015（平成27）年）

斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

東京電力福島第一原子力発電所における安全衛生管理対策のためのガイドライン：公表（2015（平成27）年）

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン：公表（2015（平成27）年）

機能安全による機械等に係る安全確保に関する技術上の指針：公表（2016（平成28）年）

事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン：公表（2016（平成28）年）

山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン：公表（2016（平成28）年）

シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン：公表（2017（平成29）年）
雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項：公表（2017（平成29）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2013（平成25）年 死亡者数：1,030人 死傷者数：118,157人（休業4日以上）

2017（平成29）年 死亡者数：978人 死傷者数：120,460人（休業4日以上）

13. 「第13次労働災害防止計画」

(1) 計画期間

2018（平成30）年度～2022（令和4）年度

(2) 計画の目標

①死亡災害：死亡者数を2017（平成29）年と比較して、2022（令和4）年までに15%以上減少（2017（平成29）年当時の労働災害による死亡者数は1,030人）、②死傷災害（休業4日以上の労働災害）については、死傷者数の増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少（2017（平成29）年当時の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は118,157人）（2017（平成29）年当時の業務上疾病件数：7,844）。

(3) 重点事項ごとの具体的な取組

①死亡災害の撲滅を目指した対策の推進

建設業における墜落・転落災害等の防止、製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止、林業における伐木等作業の安全対策など。

②過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進

労働者の健康確保対策の強化、過重労働による健康障害防止対策の推進、職場におけるメンタルヘルス対策等の推進など。

③就業構造の変化及び働き方の多様化に対応した対策の推進

災害の件数が増加傾向にある又は減少がみられない業種等への対応、高年齢労働者、非正規雇用労働者、外国人労働者及び障害者である労働者の労働災害の防止など。

④疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進、疾病を抱える労働者を支援する仕組みづくりなど。

⑤化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質による健康障害防止対策、石綿による健康障害防止対策、電離放射線による健康障害防止対策など。

⑥企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

企業のマネジメントへの安全衛生の取込み、労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用、企業単位での安全衛生管理体制の推進など。

⑦安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

安全衛生専門人材の育成、労働安全・労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用など。

⑧国民全体の安全・健康意識の高揚など

高校、大学等と連携した安全衛生教育の実施、科学的根拠、国際動向を踏まえた施策推進など。

(4) 計画期間中の主要施策等

「労働安全衛生法」一部改正（働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律関連）（2018（平成30）年）

労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針：公表（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン：公表（2018（平成30）年）

墜落制止用器具の規格：制定（2019（平成31）年）

(5) 計画期間中の労働災害の状況

2018（平成30）年 死亡者数： 909人 死傷者数：127,329人（休業4日以上）

（表1：参考文献）

労働省 / 厚生労働省「労働災害動向調査」

労働省 / 厚生労働省「業務上疾病調」

労働省 / 厚生労働省「労働基準監督年報」

労働法令協会『労働行政要覧（昭和29年度版～平成13年度版）』

全日本産業安全連合会『産業安全年鑑（1955年～1984年）』

中央労働災害防止協会『安全衛生年鑑（1985年～2005年）』

中央労働災害防止協会『安全の指標（1967年～2019年）』

中央労働災害防止協会『労働衛生のしおり（1974年～2019年）』

中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 労働保護から快適職場への七〇年』（中央労働災害防止協会、1984（昭和59年））

中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から100年』（中央労働災害防止協会、2011（平成23年））

労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））

1 労働調査会出版局編『労働安全衛生法の詳解 - 労働安全衛生法の逐条解説 - 改訂第4版』（労働調査会、2015年（平成27年））214頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法 労働法コンメンタール⑩』（労務行政、2017年（平成29年））216頁。

2 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動 五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971（昭和46年））389～390頁。

3 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）390～391頁。

-
- 4 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）391頁。
 - 5 中央労働災害防止協会編前掲書（1971年）404～405頁。
 - 6 中央労働災害防止協会編（1971年）443～445頁。
 - 7 労働調査会出版局編前掲書（2015年）215～216頁。
 - 8 労務行政研究所編前掲書（2017年）215～217頁。
 - 9 労務行政研究所編前掲書（2017年）217～218頁。
 - 10 労働調査会出版局編前掲書（2015年）216～217頁。
 - 11 労働調査会出版局編前掲書（2015年）216～217頁、労務行政研究所編前掲書（2017年）219～220頁。
 - 12 三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」〔三柴丈典〕（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））26～28頁。
 - 13 畠中信夫『労働安全衛生法のはなし』（中災防ブックス、2019年（令和元年））86～87頁（この他、労働安全衛生法の実効性確保の手段としては、労働者への知識の付与（情報の提供）・労働者の参加の保障と促進、労働基準監督制度、安全衛生改善計画・特別安全衛生改善計画、労働安全・労働衛生コンサルタント制度、罰則と送検処分が挙げられる（畠中前掲書（2019年）87～117頁））。
 - 14 宇賀克也『行政法概説Ⅰ 行政法総論 第6版』（有斐閣、2017（平成29）年）302～314頁。
 - 15 小島和貴「行政計画」堀江湛編『政治学・行政学の基礎知識 第3版』（一藝社、2014年（平成26年））320～321頁。
 - 16 例えば「第13次労働災害防止計画」（計画期間：2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）の策定経過をみると、2017（平成29）年7月に労働政策審議会安全衛生分科会に対して厚生労働省より「第12次労働災害防止計画」の評価について報告がなされた後、同分科会では次期労働災害防止計画の策定に向けた論点等の検討を行い、その検討結果を踏まえ、2018年（平成30年）2月、厚生労働大臣からの諮問を受けた労働政策審議会の答申を経て「第13次労働災害防止計画」が策定されるという経緯を辿っている。
 - 17 厚生労働省「平成31年度地方労働行政運営方針」（2019（平成30）年4月1日公表）。

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第20条から21条の逐条解説

研究協力者 原 俊之 明治大学法学部法律学科・兼任講師

研究要旨

労働安全衛生法（以下「安衛法」とする）第20条および21条は、個別の労働関係（使用従属関係）の存在を前提として事業者に危害防止のための措置を講ずることを義務づけた規定である。これらの規定は、機械等、爆発性・発火性・引火性の物、電気や熱などのエネルギーといった有形無形の「物」が原因で生じる危険（第20条）および作業方法や作業場所から生じる危険（第21条）をそれぞれ防止すべく、各危害に対応した規制基準の設定とその遵守を求める内容となっている。もっとも、その具体的内容は、労働安全衛生規則（以下「安衛則」とする）ほか関係政省令に規定されており、安衛法の危害防止基準が現場で実現しようとする措置内容は、これら政省令の詳細な検討によってはじめて明確となる。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して

示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第20条から21条（以下、「対象条文」という）について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐付く政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次

文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

C. 研究結果

1 はじめに

「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」は、労働者の安全と健康の確保という安衛法の主目的を達成するための重要な手段の一つとされている（第1条）。

危害防止基準の具体的な内容は、原則として、対象条文を含む安衛法本法の定めに基づき、安衛則はじめ複数の政省令に明文化され、違反に対しては刑事罰や使用停止命令などによってその実効性が図られている（ただし、罰則は上位の法律条文に付されており、規則自体に罰則の定めはない）。別添の社会調査の結果からも窺われるように、現に労災防止に直接的かつ大きな効果を発揮してきたと解される。

対象条文は、事業者を対象として、モノ、作業場所及び作業方法から生じる危険を防止する措置を講じる義務を幅広く課しており、本法の中でも最多の関係政省令を擁するため、その起源や運用の実際等の調査は、立法者が、危害防止基準に、どこまで、どのような役割を持たせようとしてきたかの解明に繋がる。

また、危害防止基準は、労災民事訴訟で加害者側の過失の裏付けとしてよく言及される。安全配慮義務に関する最新の研究は、「事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する」ことをその定義に

含めるべきであるとしている¹。よって、対象条文を主軸とする危害防止基準の内容の検討は、民事過失責任の中核を知ることにも繋がる。

それだけに、その策定と運用に際しては、労災防止効果と共に、名宛人による現実的な実行可能性が考慮される必要がある。一方で多様化し、変化する現場のリスクを的確に捕捉するものでなければならないが、事業者らの名宛人が現実的に遵守できないようなものであってはならない。本研究費による研究代表者の先行研究は、安衛法の焦点が技術的な安全から組織的・社会的な健康に移行してきていることも踏まえ、施行令や規則（政省令）が具体化する危害防止基準は、「折々の事情に応じて行政が主導し、適宜、罰則付きで策定されている」が、「そうした政省令が、親法の解釈を完全に『き束』してしまうとなると、構造的に過不足が生じ得る」ため、「政省令側の定め方に一定の抽象性を持たせ、危険が窺われる場合には、事業者側に安全性の証明責任を課す・・・などの手続き面での規定により、要件を個別的に特定していく必要がある」としている²。これは、実質的に、危害防止基準をリスクアセスメント規定に近づける面を持つ。本分担研究は、この提言の正当性や妥当性の検証を図る意義も持つ。

2 趣旨・内容

日本でも、労働災害防止のための第一次的責任を事業者に課す原則が採られており³、安衛法第4章には、個別の労働関係すなわち使用従属関係の存在を前提とした事業

者規制に関する規定（第 20 条～第 25 条）が置かれている。そして、労働災害の要因が、労働者が接するモノ、場所、作業方法などあらゆる環境に内在している中で、第 20 条は「モノ」に、第 21 条は場所と作業方法にそれぞれ着目した危害防止基準の確立をねらった規定である。

工場労働における機械による事故や爆発・火災の危険性は、工場法施行当初からすでにその重大性が指摘されており⁴、近年においても決して根絶されたわけではない⁵。それゆえ、対象条文が定める危害防止基準は、近代的な工場労働をはじめあらゆる職場環境において必須のものであり、現在もなおその意義を失っていない。

第 20 条各号および第 21 条各項列举の危険には、それぞれ以下のものが含まれる⁶。

〔第 20 条〕

*機械等（第**一**号）：機械特有の作業部分及び動力伝導部分に労働者の肉体の一部が接触したり、巻き込まれたりする場合に発生する機械的危険のほか、機械が行う仕事により原材料、加工物等の飛来等の物理的危険、足場の倒壊、ボイラーの破裂等の構造的危険等も含む。

*爆発性の物（第**二**号）：硝酸エステル類、ニトロ化合物のように、加熱、衝撃、摩擦等により、多量の熱とガスを発生して激しい爆発を起こす物等。

*発火性の物（第**二**号）：通常の状態においても発火しやすく、カーバイトや金属ナトリウムのように水と接触して可燃性ガスを発生して発熱・発火するもの、黄燐のように酸素と接触して発火する物等。

*引火性の物（第**二**号）：エチルエーテル、ガソリンのように火を引きやすい可燃性の

液体であって、液体が直接引火して火災を生ずる危険性のほか、その液体表面から蒸発した可燃性の蒸気と空気との混合気に何らかの点火源が作用すると爆発を起こす危険性を有する物。

なお、通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「爆発性の物、発火性の物、引火性の物等」の中には、塩素酸カリウム、過酸化ナトリウムのように、単独では発火、爆発等の危険はないが、可燃性の物や還元性物質と接触したときは、衝撃、点火源により発火、爆発等を起こす酸化性の物、可燃性のガス又は粉じん、硫酸その他の腐食性液体等が含まれる。

第**二**号所定の物は例示的なものであり、事業場において製造し、又は取り扱う物が一定の条件のもとで爆発、火災等を起こし、労働者に危険を及ぼすに至る性状を有すると認められるならば、本号に該当する物と判断される。

*電気、熱その他のエネルギー（第**三**号）：電気設備の充電部分や漏電箇所接触することによる感電危険のほか、アーク溶接等に見られる電火性眼炎、加熱や漏電による火災、熔融高熱物等による火傷の危険。通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）によると、「その他のエネルギー」には、アーク等の光、爆発の際の衝撃波等のエネルギーが含まれる。

〔第 21 条〕

*「土砂等が崩壊するおそれのある場所等」（第**二**項）の「等」には、物体の落下するおそれのある場所等が含まれる（昭 47・9・18 基発第 602 号）。

このほか、安衛法上の製造規制（第 37 条）及び流通規制（第 42 条）に関する規定が、

事業者に課せられた危害防止基準として機能している。すなわち、法第 37 条は特定機械等の製造については都道府県労働局長の許可を要する旨定め（第 1 項）、都道府県労働局長は、特定機械等の構造等が厚生労働大臣の定める基準に適合しない場合には許可をしてはならない旨規定している（第 2 項）。これを受け、たとえばクレーン則第 17 条は「事業者は、クレーンについては、法第三十七条第二項の厚生労働大臣の定める基準…に適合するものでなければ使用してはならない」として、事業者を名宛人とした義務を課している。また、法第 42 条は、「特定機械等以外の機械等で…政令で定めるものは、厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならない」と定める一方、安衛則 27 条が、「事業者は、法別表第二に掲げる機械等…については、法第四十二条の厚生労働大臣が定める規格又は安全装置を具備したものでなければ、使用してはならない」、と規定している。このように、製造・流通段階における構造規格等がユーザーたる事業者に対しても危害防止基準として機能することによって、より実効性を高める効果が期待されている⁷。

対象条文をはじめとする安衛法上の危害防止基準に関する諸規定の多くは、「事業者は、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべきことを抽象的に義務づけているだけで、事業者が講ずべき具体的な措置内容はほとんど白紙で、法第二十七条第一項により厚生労働省令に委任されている。」⁸。その具体的内容は、主として安衛則「第二編 安全基準」に定められており、第 20 条第 1 号所定の危険

については、「第一章 機械による危険の防止（第 101 条～第 151 条）」、「第一章の二 荷役運搬機械等（第 151 条の 2～第 151 条の 83）」、「第一章の三 木材伐出機械等（第 151 条の 84～第 151 条の 174）」、「第二章 建設機械等（第 151 条の 175～第 236 条）」、「第三章 型わく支保工（第 237 条～第 247 条）」およびボイラー則、クレーン則、ゴンドラ則に、同条第二号については「第四章 爆発、火災等の防止（第 248 条～第 328 条の 5）」に、そして同条第三号は、「第五章 電気による危険の防止（第 329 条～第 354 条）」にそれぞれ詳細な規定が置かれている。

第 21 条については、第 1 項所定の危険については、「第六章 掘削作業等における危険の防止（第 355 条～第 416 条）」、「第七章 荷役作業等における危険の防止（第 417 条～第 476 条）」、「第八章 伐木作業等における危険の防止（第 477 条～第 517 条）」に、第 2 項については「第八章の二 建築物等の鉄骨の組立て等の作業における危険の防止（第 517 条の 2～第 517 条の 5）」、「第八章の三 鋼橋架設等の作業における危険の防止（第 517 条の 6～第 517 条の 10）」、「第八章の四 木造建築物の組立て等の作業における危険の防止（第 517 条の 11～第 517 条の 13）」、「第八章の五 コンクリート造の工作物の解体等の作業における危険の防止（第 517 条の 14～第 517 条の 19）」、「第八章の六 コンクリート橋架設等の作業における危険の防止（第 517 条の 20～第 517 条の 24）」、「第九章 墜落、飛来崩壊等による危険の防止（第 518 条～第 539 条の 9）」、「第十章 通路、足場等（第 540 条～第 575 条）」、

「第十一章 作業構台（第 575 条の 2～第 575 条の 8）」、「第十二章 土石流による危険の防止（第 575 条の 9～第 575 条の 16）」にそれぞれ具体的な定めがなされている。

また、安衛則第 27 条、第 28 条および第 29 条第 2 項は、事業者規制として機能する製造・流通規制（法第 42 条）の具体的内容を定めたものである。

対象条文が事業者⁹に義務づけた危害防止措置は、現実⁹にその措置を講ずることが必要とされるのであって、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りない⁹。また、安衛法第 3 条第 1 項前段に「事業者は、単にこの法律で定める労働災害防止のための最低基準を守るだけでなく」とあるように、対象条文ほか各規定に定められた危害防止基準は最低基準となる。違反に対しては 6 か月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金が科せられ（第 119 条 1 号）、なおかつ違反行為者ほか法人も処罰対象となる（第 122 条、両罰規定）。

3 沿革

3.1 工場法による規制

対象条文の原型となる規定は、すでに戦前の法令の中に存在した。工場法（明治 44 年 3 月 29 日法律第 46 号）は第 13 条において、「行政官庁ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」と定め、これを受けて昭和 4 年に工場危害予防及衛生規則（昭和 4 年 6 月 20 日内務省令第 24 号）が制定される。安衛法第 20 条の原型は、同

規則第 1 条～第 14 条に設けられた原動機に関する規定、第 20 条～第 27 条に設けられた爆発・火災・引火に関する規定であり、また墜落防止のための柵囲等の設置を義務づけた同規則第 15 条は、安衛法第 21 条第 2 項の原型といえる。同規則の各条項については、工場危害予防及衛生規則施行標準（昭和 4 年 7 月 18 日付発第 58 号地方長官宛社会局長官依命通牒）において細則が規定されていた。

上述の工場危害予防及衛生規則の制定経緯については、労働省の著書に、「社会局は工場法第 13 条に基づき工場災害予防および衛生に関する省令制定のため調査研究を進めていたが、各方面の意見を徴した上、この規則を公布するに至ったものである」との記載がある¹⁰。いかなる調査研究が進められ、またいかなる意見が聴取されたのかに関しては、現在調査中だが、さしあたり、工場法制定のための実地調査を主導した岡實の以下の見解が参考になる¹¹。

岡は、工場災害の除去と工場疾病者の減少は「単ニ法律ノ力ノミヲ以テ克クスヘキニ非ス、工業主ハ勿論専門学者ノ努力並一般国民ノ自覚ニ俟ツヘキモノ甚タ多シ」との問題意識から、「本章ニ於テ工場監督ニ関シ最モ豊富ナル経験ヲ有スルジー、エム、プライス博士ノ近著「近世工場」中ヨリ工場設備ノ改善ニ関スル部分ヲ抄録シ、之ニ管見ヲ加ヘテ読者ノ参考ニ資セントスル。その上で、原動機・動力伝導装置の危険予防装置は実際の状況如何によるものであり、予め法令で詳細な標準を規定することの難しさを指摘する。そして、独仏などの諸外国では法律において概括的な規定を設けたうえで細目を施行細則に委ねている手法に

着目し、「我国モ亦工場法第十三條ニ依リ之ヲ命令ニ委任セルカ故ニ此ノ点ハ独仏ト同主義ヲ採レルモノト云フヲ得ヘシ」としたうえで、原動機や建物その他の設備の危険予防、工場火災対策等に関する詳細な見解を提示する¹²。

上述の工場危害予防及衛生規則も、かような岡の見解の影響を受けたものと思われる。

3.2 労働基準法と旧労働安全衛生規則

戦後に制定・施行された労働基準法（昭和22年4月7日法律第49号、以下「労基法」とする）は、当初第5章に「安全及び衛生」を設け、第42条に「使用者は、機械、器具その他の設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」と規定していた。そしてこれを具体化すべく、戦前の工場危害予防及衛生規則、土石採取場安全及衛生規則、汽罐取締令、土木建築場安全及衛生規則などを統一する形で、労働安全衛生規則（昭和22年10月31日労働省令第9号、以下「旧安衛則」とする）が制定される。旧安衛則中、対象条文に相当する内容は「第二編 安全基準」に規定されているところ、「第一章 原動機及び動力傳導装置」、「第二章 機械装置」、「第七章 電気」、「第九章 火災及び爆発の防止」の各章が安衛法第20条に、「第三章 通路及び作業床」、「第四章 足場」、「第五章 墜落防止」、「第六章 崩壊、落下の予防」が同第21条にそれぞれ該当する。また、「第四編 特別安全基準」の中に汽罐（ボイラー）等に関する安全基準が定められていた。旧安衛則は、その後数次にわたる改

正を経て、現行の安衛法および安衛則に継承されることとなる。主な改正は下記の通りである。

- *改正（昭和34年2月11日労働省令第2号）：くい打ち機・くい抜き機に関する規定の追加
- *ボイラ及び圧力容器安全規則（昭和34年2月24日労働省令第9号）が独立
- *改正（昭和35年11月25日労働省令第25号）：電気関係の安全基準強化
- *クレーン等安全規則（昭和37年7月31日労働省令第16号）が独立
- *改正（昭和38年5月16日労働省令第10号）：型わく支保工の安全等に関する規定の追加
- *改正（昭和44年1月29日労働省令第1号）：電気機械器具に対する規制の強化
- *墜落死亡事故の続発を受け Gondola 安全規則（昭和44年10月1日労働省令第23号）制定。
- *改正（昭和45年9月28日労働省令第21号）：機械の安全についての大改正、製造段階における規制強化、機械の本質的安全に関する規定等が追加

3.3 安衛法の制定

安衛法（昭和47年6月8日法律第57号）が、「従来の労働基準法第五章（安全及び衛生）を中核として、労働災害防止団体等に関する法律の第二章（労働災害防止計画）および第四章（特別規制）を統合したものを母体とし、そのうえに新規の規制事項、国の援助措置に関する規定等を加え」て制定された経緯からもわかるとおり¹³、労基法および旧安衛則による危害防止基準を承継した「第四章 労働者の危険又は健康障害を防

止するための措置」が安衛法の中核であるといえる。その中で、対象条文はいずれも安衛法制定当初より改正はなされておらず、実質的にはこれを具体化・詳細化した安衛則等¹⁴の改正によって技術革新や新たな災害類型に対処がなされてきた。近年の例を挙げれば、食品加工用機械によって多発する死傷災害への対処として、安衛則に新たな安全対策規定が設けられ（第130条の2～第130条の9、平成25年10月1日施行）、翌年には車両系木材伐出機械による休業4日以上死傷災害が増加傾向にあること等の状況に鑑み、安衛則においてこれを新たな規制対象として追加することとなった（第151条の84～第151条の174、平成26年6月1日施行）。

4 背景になった災害等

対象条文は、いずれも労働災害の原因となる物、作業方法、場所についてあらゆる種類の危険に対処すべく、抽象的かつ広範囲な定めをするにとどまり、その具体的内容は膨大かつ多種多様な条文から成る政省令に委ねている。このため、対象条文制定の契機となる背景災害を特定することは容易ではない。

しかし、少女工が機械掃除の最中であることを失念した組長の運転ミスによる死亡事故、あるいは輪具（リング）精紡機のバンド紐（後掲図参照）の掛け直しの際に腕を巻き込まれる事故などが『女工哀史』の時代から記録されており¹⁵、労働組合期成会による「工場法案に対する意見書」の冒頭部分では、「現在工場の多数が其設備上欠点の多きは吾々職工の明に認むる所」であり、「危険なる機械に向って適當の防除

装置の備へなきか如きは実に我工場に於ける通弊」であるがゆえに、「我々職工の健康を害し又は身命を危ふすることあるは殆んど日常の事例」であると強調されている¹⁶。対象条文が想定する危険は、近代的な工場設備その他の職場においては常に付きまとう宿命であるといえる。こうした多数の名もなき事故の蓄積が、工場法（および工場危害予防及衛生規則）以来の安全衛生法制における危害防止基準確立の原動力となったことは想像に難くない。その詳細については引き続き調査の上、整理・検討する予定である。

5 適用の実際

厚生労働省労働基準局監督課が2017年5月に公表した安衛法関係送検公表事案によると、刑事事件として送検された198件のうち、対象条文違反が最も多い¹⁷。たとえば高さ2m以上の作業床の端などに囲いや手すりなどの設置を義務づけた安衛則519条（根拠条文・安衛法第21条）違反が32件、機械の掃除、給油、検査などの際に機械の運転停止を義務づけた安衛則第107条（根拠条文・安衛法第20条）違反が14件、などといった状況である。もともと、送検事案の多くはいわゆる「吊り送検」といって、死傷者が発生してはじめて法違反への制裁がなされる場合が多く、事故発生前の事前送検はほとんど見受けられないことに留意すべきである。

6 関係判例

本条および関係政省令の理解に有為と思われる判例は少なからず見受けられるが、一例として以下のものが挙げられる。

6. 1 刑事事件

1、大泉（伊藤ビル新築工場事現場）事件 （仙台高判昭40・6・28 下刑集7巻6号1206頁）

ビル建設工事などを請負う被告人会社にてIビル新築工事現場（本件現場）の現場主任として勤務していた被告人Xは、本件現場において同社の従業員Aが被覆されずに露出していた高圧電線に接触した結果感電死した事故（昭和38年9月発生）につき、労働基準法第42条（当時）および旧安衛則第127条の8（※架空電線や電気機械器具の充電電路に近接する場所で所定の作業に従事する労働者が、電路に接触・接近することにより感電の危害を生ずるおそれがあるときは、電路の移設、囲いの設置、絶縁用防護具の装着など所定の措置を講じる義務を使用者に課した規定）等の違反に問われた。Xは、電力会社及びその下請会社に電線からの危害防止措置を再三にわたり依頼し要求していたがゆえに、法令所定の措置を講じていたと主張した。判決は、Xを本件工事現場において安全管理について被告人会社のために行為する者、すなわち労働基準法上の使用者であると認定した上で、以下のように判示した。

「労働基準法四二条に規定する『危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない』というのは、現実にその措置を講ずることが必要とされるのであつて、単にその措置を講ずるために努力したというだけでは足りるものではなく、たとえその措置を講ずるには自らの手ではできず他の者の専権に属するような場合であつても、その者にその措置を講ずべきことを依頼したのみでは、やはり同条の危害を防止する

ために必要な措置を講じたとはいえないのである。いやしくも現実にその措置を講じないかぎり、当該危害を受けるおそれある場所で労働者を就労させることは許されないのである。」

2、加藤（家屋建築請負業）事件（最三小決昭47・6・6 刑集26巻5号333頁）

家屋建築請負業を営む被告人Xは、昭和44年2月にA社工場の増築工事を請け負った際に、同社工場の織機動力用シャフトに配下の労働者らが作業中接触する危険があるにもかかわらず、これに囲いや覆い等を設置しなかったとして、労働基準法第42条（当時）および旧安衛則第63条第1項（※床面から1.8m以内の動力伝導装置の車軸で接触の危険があるものに囲い・覆いなどの設置を使用者に義務付けた規定）等の違反に問われた。Xは、同シャフトはA社所有の設備であるところ、労働基準法上の使用者は「当該設備を自己の使用する労働者に生産器具として使用せしめる者に限定され」、旧安衛則第63条の義務者は「当該機械をその使用する労働者にその作業の際に使用せしめる使用者」に限定されるため、これら規定はXには適用されないと主張した。これに対し、判決は以下のように判示した。

「労働基準法四二条（等）により使用者が講ずべき危害防止措置の対象たる当該動力伝導装置等は、当該労働者が作業上接触する危険があるかぎり、その労働者の使用者が所有または管理するものにかぎられるものではなく、また、その労働者をしてその作業場において直接これを取り扱わせるものであると否とを問わないものと解するのを相当とする。」

3、X社事件（東京高判平 28・11・8 高等裁判所刑事裁判速報集（平 28）号 151 頁）

自動車用部品等の加工、組立、販売等を営む被告X社は、平成 23 年 4 月、同社工場において労働者らにダイカストマシンを使用してアルミダイカスト製品の成形加工等を行わせるに当たり、同機械には両手操作式の安全装置が取り付けられていたものの、全自動運転の際には同装置が作動せず、労働者の身体の一部が挟まれるおそれがあったのであるから、安全扉（閉じなければ機械が作動しない構造の戸）を取り付けるなどして安全措置を講じなければならないのに、かかる措置を講じないまま労働者らに上記作業を行わせたとして、安衛法第 20 条及び安衛則第 147 条の違反に問われた。

安衛則第 147 条は「射出成形機、鋳型造形機、型打ち機等・・・に労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるときは、戸、両手操作式による起動装置その他の安全装置を設け」る義務を事業者に課し（第 1 項）、第 1 項における「戸」は「閉じなければ機械が作動しない構造のものでなければならない」とされている（第 2 項）。X社は上記機械の全自動運転中にはバリ取り等の作業を行わないよう指導し、そのような作業実態もなかったがゆえに、労働者が身体の一部を挟まれる具体的なおそれがあったとは言えないと主張した。判決は、以下のよう

に判示した。
安衛則第 147 条第 1 項にいう「『労働者が身体の一部を挟まれるおそれのあるとき』とは、同規則の趣旨及び文言等からすれば、労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれ

るおそれのある場合をいう・・・。すなわち、規則 147 条は、作業中の労働者が当該機械の可動部に近づく場合を想定し、その際に安全装置を設けることにより、労働者が身体の一部を挟まれるという労働災害を防止しようという趣旨から設けられた規定である。そうすると、労働者が作業中に本件機械の金型の可動部に・・・何らかの事情により近づくことが想定される場合には、労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨のものである。」X社は上記機械に安全扉を設置せず、また上記両手操作式による安全装置は、安全装置としての機能を有していないため、安衛則第 147 条所定の安全装置を設けたことにはならないとして、X社の同条違反を認めた。

6. 2 民事事件

4、北土建設・前田道路事件（札幌地判昭 59・2・28 労判 433 号 64 頁）

労務者提供を業とするA社に雇用されたXは、Y1（北土建設）が札幌市から請負い、その一部をY2（前田道路）に下請けに出して行っていた（Y2はさらにA社に再下請けに出していた）水道管敷設工事（本件工事）において、Y1・Y2の従業員の指揮監督を受けながら就労していたところ、昭和 53 年 9 月、A社が運転手付で庸車したショベルローダ（本件重機）の一部がXの腰部に衝突した（本件事故）。この結果、Xは腰椎挫傷の傷害を受け、歩行困難などの後遺症が残った。Xは、Y1・Y2を相手取り、Xと両社には直接の雇用契約関係はないものの支配従属関係に立っていたゆえに、両社はXに対し安全配慮義務違反の責任を負うと主張して損害賠償等の支払を

求めた。

Xらは本件事故前の作業に取り掛かる際、Y1従業員から本件重機の回転半径内に入らないよう注意を受けたほかは、Y1・Y2およびA社から何らの安全教育も受けなかった。また、XらA社の者は本件事故の前後を通じて重機運転者に対する合図者を固定していたことはなく、Xら作業員らの中から適宜手のすいた者が合図者となって、思い思いの方法で合図をしていた。そして、合図者となった場合でもそれと分かる腕章や旗を持っていたわけではなく、合図の方法も決められていなかった。さらに、合図者が交替してもそのことが運転者に伝えられることはなかった。

判決は以下のように判示した。

安衛則第二編第一章の二第一節、第二章第一節等の規定に照らすと、「重機の運転者に対する信号者を予め決め、そのなすべき一定の合図を決定し、運転者へ周知徹底し、運転者に対し、作業内容並びに指揮の系統を通知し、運転者をして信号者の合図を確認して運転させること」が被告らの安全配慮義務の具体的内容の一部となるとしたうえで、「被告両名が右の安全配慮義務を懈怠していたことは、前示のXらの作業方法、本件事故発生の態様等に照らして明らかである」と判断。

5、エム・テックほか事件（高松高判平21・9・15 労判993号36頁）

Xは平成14年11月、高松市内の地上約8mの工事現場（本件現場）にて、足場上で解体された枠組支保工等の材料の荷降ろし作業（本件作業）中、地上に転落し負傷した。Xは、Y1（本件工事を受注した元請企業）、Y2（Y1から本件工事を受注し

た下請企業）、Y3（Y2から受注した孫請企業）およびY4・Y5を相手取り、安全配慮義務違反に基づく損害賠償等を請求した。Xは同年10月にY5にとび職人として雇用され、Y4に派遣された後、Y4によりY4が雇用する作業員とともにY3に派遣され、本件作業に従事していた。原審（高松地判平20・9・22 労判993号41頁）はY1、Y3、Y4、Y5について安全配慮義務違反を認めつつ、本件事故当日の朝のミーティングでY1担当者らから安全帯の使用が指示され、安全帯と親綱の支給がなされていたにもかかわらず、Xがこれを使用しなかったことなどから1割の過失相殺を認めた。X及びY1、Y3、Y4、Y5が控訴したものの、**原審とほぼ同様の理由でいずれも控訴棄却**。

D. 考察

今年度の調査から得られた示唆は以下の通り。

1. 対象条文の趣旨・内容および沿革との関連性

対象条文は、ともに使用従属関係を前提とした事業者規制であり、安衛法の中核をなすとともに、製造規制・流通規制とあいまって、効果的な危害防止基準の確立を目指す規定である。同条に定められた危害防止基準の内容は抽象的であり、それぞれ各号・各項において列挙された、モノ・作業方法・場所から生じる危険を防止するよう事業者¹に義務づけているに過ぎない。これらの具体的内容は安衛則などの政省令で明文化されているため、対象条文の趣旨・内容の分析は、その運用実態を含めた関係政省令の分析と共になされる必要がある。か

かる作業を通じ、現行安衛法が設定する危害防止基準がどのようなものであり、現場でいかに運用されているかの具体像が明確になると思われる。

安衛則は700条に迫る膨大な数の条文によって構成されており（改正によって追加された挿入条文を含めればさらなる数となる）、対象条文を具体化した規定は、主に「第二編 安全基準」（第101条～第575条の16）に置かれている。ここから窺われる危害防止基準の共通項と傾向は、概ね以下のように整理できる。

- ①機械等のうち労働者に危害を及ぼすおそれのある部位・箇所につき、囲い、覆い、運転停止などの手法によって安全化する。
- ②機械等の点検、検査、整備などを義務づけ、同時に使用限度の超過を禁止する。
- ③物による接触の危険を防ぐために労働者の身体に保護具などを装着させる。
- ④立入禁止などの措置によって、危険な機械またはその部位・箇所、危険な場所などに労働者を不用意に接近させない。
- ⑤合図などによって労働者に危険に対する注意・回避を喚起し、安全かつ合理的な行動を促進する。
- ⑥作業主任者など責任者を選任・配置することによって、指揮命令系統を整備し明確化する。

労働災害は、危険源が労働者の心身に接触することによって引き起こされるとすれば、必然的に、両者の接触を何らかの形で可能なかぎり回避することが、基本的な危害防止措置となる¹⁸。すなわち、危険源の発生前にこれを探知して阻止し（上記②）、その発出の出端を挫くとともに（上記①）、発出した危険に対処すべく労働者の身体を

守る（上記③）。また、そもそも労働者の接近を防ぐとともに（上記④）、現場の労働者らの意思疎通によって危険源やそれがもたらす被害について注意を喚起し、それとの接触や接触がもたらす被害を回避させるという仕組みになっている（上記⑤⑥）。以上から指摘し得ることとして、対象条文が現場に求める危害防止措置は、最新鋭の技術・研究成果や高度の知見を駆使したものとは限らず、現場の実態や常識感覚に基づき、労働者の目線に立って、通常求められる措置に重点を置いているといえる。

わが国の安全衛生法制は、戦前から戦後にかけて連続性があり、対象条文のような危害防止措置においてその傾向は一層顕著である。前述の工場危害予防及衛生規則においても、すでに上記①～⑥と同趣旨の規定が少なからず見受けられ、旧安衛則に発展的に引き継がれている。対象条文が設定する危害防止基準の中には、技術の進歩や社会経済の変遷に左右されることなく、1世紀近くわたって現場の安全衛生の基礎となってきたものが多い。

また、これらの危害防止基準は、ビジネス（事業の効率的運営）とのバランスラインの典型を示しているという意味でも参照価値がある。安全衛生はあらゆる産業において不可欠のルールである半面、それが過剰に及ぶと産業や社会全体が窒息しかねない。対象条文が安衛則によって設定した危害防止基準は、たとえば機械等を全面的に製造・使用禁止とするのではなく、機械としての稼働を許容しつつ、その危険部位のみに着目し危害防止のための規制を施すものであるといえる。では、構造的に生じる危害防止基準の過不足をどのように埋める

べきか、性能要件基準（基準は安全衛生上の効果を定め、その実現手段は個々の事業者委ねる基準）を認める場合の対象範囲はいかにあるべきか、それに関連して、次項で示すように、「危険を及ぼすおそれ」等の抽象的な文言（不確定法概念）をどう解釈すべきか、中小企業等の資源の不十分な事業が全ての危害防止基準を一気に遵守できない場合の監督指導行政をいかに行うべきか、等については、継続的な検討課題とする。

2. 対象条文および関係政省令の文言からうかがわれる予防志向ほか安衛法制の基本的姿勢

対象条文は物、作業方法および作業場所から生じる危害の防止措置を事業者に義務付けるものであるところ、これらの措置は労働災害の危険が具体化して差し迫った状況下ではなく、それ以前の段階において早期に講じられなければならない。このため、安衛法および政省令においては、事業者の危害防止措置の要件等を定めるに際して、危険等の「おそれ」という文言が頻繁に用いられている¹⁹。

安衛則において「危険」と「おそれ」がワンセットで用いられている規定の概要は以下のとおりである。

- ①危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるとき」：第 104 条第 1 項（機械の運転開始の際の合図）、第 479 条第 2 項・第 3 項（伐木作業の際の合図および労働者の遵守義務）、第 130 条の 5 第 1 項（食品加工用機械開口部からの転落防止措置）など
- ②危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「お

それのあるもの」：第 109 条（巻取りロール等の危険防止措置）、第 151 条の 112 第 1 項（伐木等機械による伐木作業の際の危険防止措置）、第 341 条第 1 項第 1 号（高圧活線作業の際の感電防止措置）など

- ③危険を及ぼす「おそれのある部分」：第 101 条第 1 項（原動機等による危害の防止措置）など

- ④危険が生ずる「おそれのある場所」：第 151 条の 93（車両系木材伐出機械の転倒・転落による危険防止措置）、第 153 条（車両系建設機械使用の際の岩石落下等による危険防止措置）など

- ⑤危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのあるところ」：第 386 条（ずい道等建設作業における立入禁止措置）、第 481 条（造林等作業における立入禁止措置）など

- ⑥危険を及ぼす（を生ずる・が生ずる）「おそれのある箇所」：第 151 条の 96（車両系木材伐出機械作業における立入禁止措置）、第 158 条第 1 項（車両系建設機械作業の際の立入禁止措置）、第 519 条第 1 項（高所作業における墜落防止措置）など

- ⑦危険を及ぼす「おそれのない方法」：第 150 条の 2（高速回転体の回転試験の実施方法）

- ⑧危険を及ぼす「おそれのないもの」：第 122 条（木材加工用丸のこ盤の反ばつ予防措置）

- ⑨危険を及ぼす（が生ずる）「おそれのないとき」：第 108 条第 1 項（機械刃部の掃除等の際の運転停止措置）、第 407 条（掘削面のこう配の基準）、第 342 条第 1 項（高圧活線近接作業の際の感電防止措置）

以上の規定から明らかなように、安衛則

は状況・場合（上記①）、物の全部ないし一部（上記②③）、場所（上記④⑤⑥）、方法（上記⑦）ごとに想定される危険への対処を事業者に義務づける一方で、危険のおそれがない「とき」・「もの」という要件を充たす場合には、事業者に課せられた危害防止義務を例外的に免除している（上記⑧⑨）。

前述のように労働災害の防止措置は、危害が具現化する以前の「おそれ」があるに過ぎない段階で講じられなければならないことに鑑みれば、対象条文の関係政省令がかかる文言を数多く用いているのは必然ともいえる。同時に多くの規定において、「危険のおそれ」が意味する具体的内容について通達等を通じて明確化が図られ²⁰、事業者が講ずべき措置内容の輪郭を浮き彫りにしている。これはやや大仰に表現すれば、安全衛生に関して形成された自然科学的知見に基づく社会的コンセンサス（＝事業者は、監督取締行政との関係では、差当りここまでやっておけば大丈夫としよう、という趣旨）の表明であるともいえる。また他方で、「おそれ」という表現は事業者に課せられた義務を緩和ないし免除するための要件として用いられることもあり（上記⑧⑨）、こうした姿勢の中に、安全衛生と事業の効率的運営とのバランスを図ろうとする意図を看取することもできよう。

安全衛生制度において危険の「おそれ」が持つ意味についてのより詳細な内容に関しては、今後、横断的検討課題として検討する予定である。

2-3. 関係判例による対象条文の解釈

対象条文の趣旨は、その前身である労基法第42条に関するものも含め、判例の検討

を通じてより一層明確となる。上記「1.6 関係判例」掲載の1事件により、同条の危害防止措置は「単にその措置を講ずるために努力した」ただけでは足りず、「現実にその措置を講ずることが必要とされる」ことが明示され、2事件は、措置の対象たる機械等が使用者の所有・管理下にあるか否かを問わず、労働者を使用する以上は所定の措置を講じるべきことを示している。これらの判旨から、危害防止基準は、安衛法の中核であって、基本的には、字義通りの定型的な遵守を求める趣旨であることが窺われる。

また、前述のように、同条の具体的内容は安衛則などの政省令によって定められているところ、安衛則には「危険を及ぼすおそれ」（第130条の9）、「身体の一部を挟まれるおそれ」（第147条第1項）など、「おそれ」という文言が事業者の措置義務の要件を定める際に頻繁に用いられている。この点3事件が「労働者が、作業の過程において、射出成形機等の機械の可動部に近づき、過失の有無を問わず、その身体の一部を挟まれるおそれのある場合」をいい、「労働者の過失の有無を問わず、労働者の身体の安全を図ろうという趣旨」であると解している。なお、最高裁は旧安衛則第63条第1項にいう「接触の危険」という文言について、接触の抽象的危険があればよいとした原判断（大阪高判昭46・12・13刑集27巻7号1368頁）を是認し、「その危険の発生が労働者の注意力の偏倚（へんい）、疲労その他の原因による精神的弛緩、作業に対する不慣れ等による場合も含め、労働者がその作業の過程で接触して危害の発生する危険をいい、その危険が熟練した注意

深い労働者からみて異常とみられる作業方法により、または労働者の重大な過失により生じうるものであると否とを問わない」と判示している（最三小決昭 48・7・24 刑集 27 卷 7 号 1357 頁）。

安衛法の規定の多くは、行政による監督・取締を前提としており、違反に対して事業者らに刑事罰が科されることなどから、公法的な性質を有するが、4 事件が示す通り、安衛則上の措置義務が事業者（使用者）の安全配慮義務の具体的内容と化し、民事賠償請求権を根拠づける場合が多い。また、安衛法や安衛則には、労働者に一定の義務を課す規定もあり、5 事件は、労働者がこれに違反した場合、民事賠償請求事件において過失相殺を根拠づける要素として考慮される可能性を示唆している。

E. 結論

1. 以上の通り、対象条文は、労災の再発防止策を現場目線で基準化したものであって、内容的にも沿革的にも安衛法の中核であり、その源流はすでに戦前の工場法に見いだすことができ、原理的な規定であるため、安衛法の他の規定に比して技術や制度の変遷から受ける影響は少なく、それに紐づく規則は別として、条文の文言も、昭和 47 年の制定当時からまったく変わっていない。このため、目下のところ対象条文自体は別段改正を要することはなく²¹、強いて言うなら前述の通達（昭 47・9・18 基発第 602 号）が記した幅広い危険類型（条文の適用範囲）をあらためて条文化し、アナウンス効果を図る方途を検討する価値はあるかもしれない。

今後改正の可能性があるのは、対象条文

を具体化する安衛則の関連規定である。「安全衛生規則は成長する規則である」と言われ、技術の進歩、災害・疾病の発生状況その他産業労働の場における諸般の事情の変化を背景として不断の進化を遂げていくものであるが²²、その際には労働者の安全確保を図ることはもちろんであるがを主眼としつつ、同時に産業の発展や事業の効率的運営とのバランスのとれた調整という視点を軽視してはならない²³。

2. 安衛法は言うまでもなく労働災害の予防を主たる目的とし、対象条文が定める危害防止基準もその目的達成のために設定されてきた。事業者らに対して、危害が顕在化し急迫した状況下にかぎらず、その「おそれ」がうかがわれる段階で一定の措置を講じる義務を求める諸規定のあり方は、労働災害を芽のうちに摘んでしまおうという基本的姿勢のあらわれに他ならない。しかし、C. 5「適用の実際」において触れた「吊い送検」という言葉に象徴されるように、また C. 6「関係判例」に引用した判例からも明らかなおおりに、対象条文が適用されるのは、すでに災害事故によって死傷者が発生した後であることが多い。つまり、対象条文本来の趣旨である労災の未然防止を実現するには、危害防止基準自体の過不足を最小化すると共に、他の規定との効果的な連携が不可欠となる。

本研究費による研究代表者の先行研究は、現行安衛法が示唆する予防政策のエッセンスを以下の 8 項目に整理しているが²⁴、危害防止基準の本来的な趣旨の実現を促進するための補充手段としても有効と思われる。特に、「一次的に事業者責任を原則としつつ、二次的に労働者自身にも責任を負わせ

る」、「国などによる・・・計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進」、「経営工学的知見を踏まえた人的措置」、「事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なR Aを実施」などといった、制度的・人的措置による補強に比重を置く方向での安衛法令の改正や解釈を今一度検討することが肝要となろう。

- ①リスク創出者管理責任負担原則を志向すべき、
- ②国などによる重点傾斜的な計画設定、高権的作用と支援的作用、基礎・応用にわたる安全衛生研究とその成果の普及促進を図るべき、
- ③物的措置のほか、経営工学的知見を踏まえた人的措置を重視すべき、
- ④不確実性が高いリスクには、事業場ごとに適任者を選任し、専門家の支援を受けつつ、自主的なR Aを実施させるべき、
- ⑤予防政策は1次予防から3次予防まで包括的に形成せねばならず、リスク管理では高いリスクを優先し、まずは根本的で集団的な対策を行い、残留リスクについて、個別的・技術的な対策を計画的・体系的・継続的に講じるべき、
- ⑥労働者の高齢化、疲労・ストレスによる健康障害の一般化などの日本的文脈を前提に、たとえ比較法制度的にパターンなりスティックな面があっても、職域で

きる健康の保持増進対策は積極的に推進すべき、

- ⑦不確実性の高いリスク対策は、法文上は積極的・開発的な課題として理想的目標を規定し、ガイドラインで詳細が規定されることが多いので、民事過失責任法上、事案の個別事情に応じて参酌すべき、
- ⑧ハラスメントのような心理社会的危険源を典型として、リスク要因は、社会科学的にも認識すべき。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし。
2. 学会発表
なし。

G. 知的所有権の取得状況

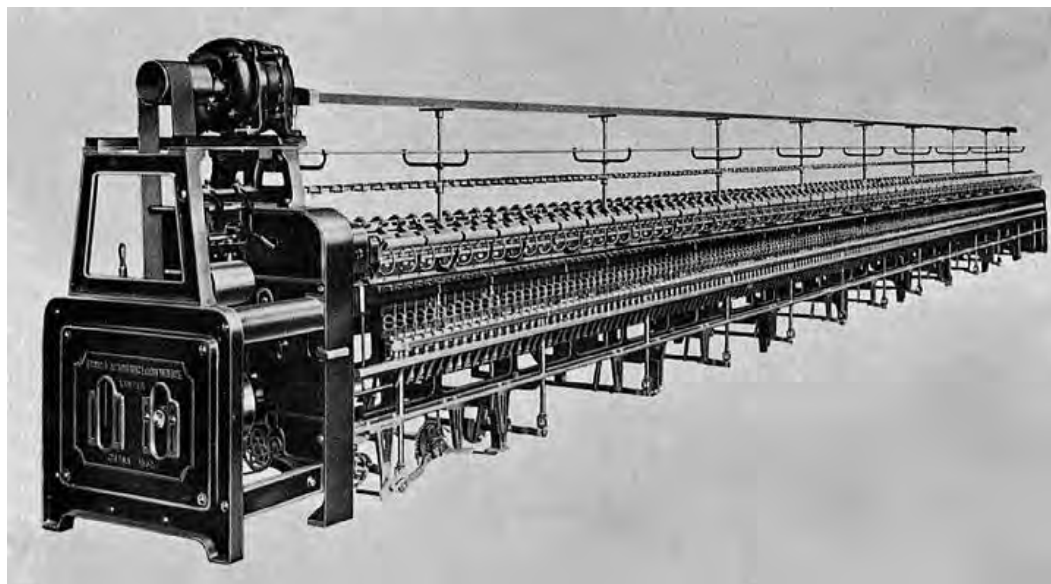
1. 特許取得
該当せず。
2. 実用新案登録
該当せず。
3. その他
該当せず。

H. 引用文献

本文（脚注含む）掲載のもの。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

【トヨタ自動車が戦前に開発したリング精紡機】



（トヨタ自動車 75 年史

https://www.toyota.co.jp/jpn/company/history/75years/text/taking_on_the_automotive_business/chapter1/section4/item4.html 最終閲覧日：2020年5月7日）より）

-
- ¹ 三柴丈典「使用者の健康・安全配慮義務」日本労働法学会編『講座労働法の再生第3巻・労働条件論の課題』（日本評論社、2017年（平成29年））287頁。
 - ² 三柴丈典「日本の安衛法の特徴と示唆される予防政策のエッセンス」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究費補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」（2014年度（平成26年度）～2016年度（平成28年度））〈第一分冊〉3頁。
 - ³ 同法施行当初の通達も「事業者は、その使用する労働者の危害を防止するための措置を講じさせることが、労働災害防止の基本であることはいままでもないところである」と指摘する。「労働安全衛生法の施行について」（昭和47年9月18日発基第91号）第三・四・（一）・イ参照。
 - ⁴ 岡實『改訂増補工場法論 全（復刻版）』（有斐閣、1985年（昭和60年））。
 - ⁵ 職場の安全サイト（<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/tok/anst00.htm> 最終閲覧日：2020年1月8日）参照。
 - ⁶ 労務行政研究所編『労働安全衛生法－労働法コンメンタール10』（労務行政、2017年（平成29年））311頁に基づく。
 - ⁷ 詳細は畠中信夫『労働安全衛生法のはなし〔中災防ブックス第1版〕』（中央労働災害防止協会、2019年（令和元年））178頁参照。
 - ⁸ 畠中前掲書（2019年（令和元年））177頁。
 - ⁹ 大泉（伊藤ビル新築工場現場）事件（仙台高判昭40・6・28下刑集7巻6号1206頁）。
 - ¹⁰ 労働省『労働行政史〔第1巻〕』（労働法令協会、1961年（昭和36年））239頁。

-
- ¹¹ 岡前掲書（1985年（昭和60年））784頁以下。
- ¹² 岡前掲書（1985年（昭和60年））804頁。
- ¹³ 労働安全衛生法の施行について（昭47・9・18発基第91号）第一。
- ¹⁴ 特に第20条第1号にいう機械等による危険防止のため、安衛則以外にボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）、クレーン等安全規則（昭和47年労働省令第34号）、ゴンドラ安全規則（昭和47年09月30日労働省令第35号）等、それぞれの機械、器具、設備等の特質に合わせた詳細な規則が制定・施行されている。
- ¹⁵ 中央労働災害防止協会編『日本の安全衛生運動・五十年の回顧と展望』（中央労働災害防止協会、1971年（昭和46年））81頁
- ¹⁶ 労働組合期成会「工場法案に対する意見書」（1908年（明治41年））1～2頁。
- ¹⁷ 最も多い違反は安衛法第100条（安衛則第97条）の労働者死傷病報告で、34件にのぼる。しかし、安衛則の当該条文の根拠となる安衛法の条文をみると、対象条文たる第20条および第21条違反の合計が圧倒的に多い。
- ¹⁸ 「機械による危険の防止 共通一般」（角田淳「今日も無事にただいま」<http://itetama.jp/blog-entry-224.html> 最終閲覧日：2020年4月12日）は、機械の安全対策の多くは、危険源に振れないようにする、適当な距離を保つことであると指摘する。
- ¹⁹ 「おそれ」という文言は安衛法においては計18か所（目次を除く）、安衛則においては計310か所、クレーン等安全規則では22か所、有機溶剤中毒予防規則は13カ所、特定化学物質障害予防規則32カ所といったように、代表的な政省令において頻繁に用いられている。
- ²⁰ たとえば、安衛則第104条第1項の「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、総合運転方式にあつては原動機にスイッチを入れる場合、連続した一団の機械にあつては共通のスイッチを入れる場合等をいう（昭45・10・16基発第753号）、また、同第130条の3第1項にいう「労働者に危険を及ぼすおそれのあるとき」とは、原材料を送給し、又は取り出す際に機械の可動部が労働者の手の届く範囲にある場合をいう（平25・4・12基発第0412第13号）など。
- ²¹ 三柴前掲報告書（注1）3頁も同旨を述べる。
- ²² 畠中前掲書（2019年（令和元年）32頁）。
- ²³ 三柴前掲論文（注2）287頁も、民事上の安全配慮義務につき、諸外国の安全衛生規制を参照したうえで、「対象者の安全衛生につき、現にリスク関連情報を得ているか得るべき立場にあり、支配管理可能性を持つ者が、事業の実情に応じて合理的に実行可能な限り、安全衛生関係法上の最低基準（危害防止基準）を遵守する（以下略）」と共に、ガイドラインを含めて、その趣旨を果たす義務と定義している（下線部引用者）。
- ²⁴ 三柴前掲報告書（注1）85頁以下。

厚生労働科学研究費補助金
分担研究報告書

労働安全衛生法第 22 条から 23 条の逐条解説

分担研究者 佐々木達也 名古屋学院大学法学部専任講師

研究要旨

労働安全衛生法(以下、「安衛法」)第 22 条および第 23 条は、事業者の講ずべき健康障害防止措置と作業場の環境整備についての規定である。第 22 条は労働者に健康障害を及ぼす重要な要因を列挙したうえで、健康障害の種別ごとからみて講ずべき措置内容を、第 23 条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因となる健康障害を防ぐために必要な措置を内容としている。ただし、第 22 条、第 23 条は健康障害を引き起こす要因を抽象的かつ広範囲に列挙することどまっておき、危害防止基準は労働安全衛生規則(以下、「安衛則」)及び 11 本の特別衛生基規則に定められている。したがって、実際に労働者の健康障害を防止するためには、本研究の対象となる各条文と関連する規則をあわせて総合的に把握することが必要不可欠である。

そこで本研究は、労働災害を防止するための危害防止基準を分かりやすく解説すること、および関連規則を整理することとともに、研究対象条文における解釈上および実際上の課題を明らかにすることを目的とする。

A. 研究目的

本研究事業全体の目的は、以下の3点にある。

①時代状況の変化に応じた法改正の方向性を展望すること。

②安衛法を関係技術者以外（文系学部出身の事務系社員等）に浸透させ、社会一般への普及を図ること。

③安衛法に関する学問体系、安衛法研究のための人と情報の交流のプラットフォームを形成すること。

そのため、条文の起源（立法趣旨、基礎となった災害例、前身）と運用（関係判例、適用の実際）、主な関係法令（関係政省令、規則、通達等）を、できる限り図式化して示すと共に、現代的な課題や法解釈学的な論点に関する検討結果を記した体系書を発刊すること。

本分担研究の目的は、附則を除き123条ある安衛法のうち第22条から23条について、その課題を果たすことにある。

B. 研究方法

安全衛生に詳しい元労働基準監督官から、現行安衛法の体系に関する解説と安衛法本体の条文に紐づく政省令の選定を受けたうえで、法学・行政学を専門とする分担研究者が、各自、解説書、専門誌に掲載された学術論文や記事、政府発表資料等の第1次文献のレビューを行って執筆した文案を研究班会議で報告し、現行安衛法や改正法の起案に関わった畠中信夫元白鷗大学教授、唐澤正義氏ら班員らからの指摘やアドバイスを得て洗練させた。

なお、報告書文案の作成に際して、技術的な不明点については、メーリングリストで

班員その他の専門家に照会した。

C. 研究結果

1. はじめに

安衛法第1条は同法の目的を達成するための手段の一つとして「労働災害の防止のための危害防止基準の確立」を挙げている。

「危害防止基準」とは、事業者が、特定の危害源や健康障害の要因に対して、労働者に防護具を使用させる等、「必要な措置」を講ずることを義務づけるといった具体的な行為基準である。

安衛法第4章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」は、関連する規則と相まって、規制基準が定めたものである。しかし、安衛法第20条～第25条は事業者が、その使用する労働者の労働災害を防止するために必要な措置を講ずべき抽象的な義務を課すにとどまっている。事業者が講ずべき具体的措置については、法第27条第1項により厚生労働省令に委任されている。

本研究の対象条文は、事業者の講ずべき健康障害防止措置(第22条)と作業場の環境整備(第23条)について規定している。

本研究の先行研究における元労働基準監督官へのインタビュー結果として、「日本の現行安衛法制度は、規制等も含めた体系全体としては、その綿密さや過去の災害等を踏まえた実践的な有用性、事業者への威迫・強制性などの点で優れている」ものの、「安衛法本法を見ただけでは、具体的になすべきことが分かり難い」という課題を抱えていることが指摘されている。そして、その改善策として「中長期的展望として、法律本法とそれに連なる法体系を分かり易く整理し、法律本法を見れば、事業者らがなすべき基

本的な事柄が分かるようにする」ことが挙げられている¹。

本研究の対象となる安衛法第 22 条および第 23 条は、後述するように、安衛則及び 11 本の特別衛生規則が関連する条文であることから、安衛法本法のみから事業者が講ずべき必要な措置を読み取ることは不可能であり、特に分かり難い条文であるといえよう。そこで、本研究においては担当条文と共に、それに紐づく省令や、実際の適用例の整理を試みる。

2. 第 22 条

1. 1 条文

第二十二條 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害

二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害

三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害

四 排気、排液又は残さい物による健康障害

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとすると、関係労働者は種々の健康障害を被るため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、健康障害の種別ごとに講ずべき措置を定めたものである²。

本条は、主として原材料、機械器具等の設備及び精神疲労等を伴う作業により生ずる健康障害を類型的に規制し、その防止を図ることを目的としている。

1. 2. 2 内容

本条においては、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを例示的に列挙しているが、その措置の対象とする健康障害を以下のように類型化して明確にしている³。

本条 1 号は、有害なガス、蒸気、粉じん（粉じんにはファイバー、ヒューム及びミストが含まれる。）による中毒、皮膚障害など、酸素欠乏現象による酸素欠乏症、あるいは病原体による疾病等いわば化学的な要因に基づく健康障害、すなわち呼吸により体内に吸収し又は有毒物を皮膚に付着させることによる健康障害を挙げている。本号に列挙されている健康障害は、例示的なものであって、およそ工場その他の事業場において労働者が作業する過程にあつて類似の健康障害を労働者に及ぼすものは、建設物その他の作業場から生ずるものを除き、すべて本条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。その対象となる原材料、ガス、蒸気、粉じんその他の物質などについては、本法第 27 条第 1 項に基づく命令、すなわち安衛則をはじめとし、有機溶剤中毒予防規則(以下、「有機則」)、鉛中毒予防規則(以下、「鉛則」)、四アルキル鉛中毒予防規則(以下、「四アルキル鉛則」)、特定化学物質等障害予防規則(以下、「特化則」)、酸素欠乏症等防止規則(以下、「酸欠則」)、粉じん障害防止規則(以下、「粉じん則」)及び石綿障害予防規則(以下、「石綿則」)において定められている。

本条 2 号は、皮膚障害、血液変化、生殖機能の変化等のいわゆる放射線障害、高温による火傷や熱中症、低温による凍傷や冷房病、超音波による皮膚深部などへの障害、騒音による難聴症、振動による白ろう病など振動障害、あるいは異常気圧による減圧症等のいわば物理的な要因による健康障害を挙げている。なお、「異常気圧等」の「等」には、赤外線、紫外線、レーザー光線等の有害光線が含まれる(昭 47・9・18 基発第 602 号)。

本条 3 号は、計器監視の作業、精密工作の作業などのように高度の神経緊張や精神的活動の持続を必要とする特殊な作業におけるストレス等に関連する健康障害を例示的に掲げている。例えば、精密工作の作業についてみると、視機能の過重負担を生じやすく、これによって視力の低下のほか、視神経の疲労、大脳疲労に関連する健康障害を発生するおそれがある。本条に列举されている健康障害と類似の労働者に及ぼす健康障害についてもすべて第 22 条による健康障害防止の措置を講ずべき対象に含まれる。これに関連する安衛法第 27 条第 1 項に基づく命令としては、安衛則第 3 編第 4 章及び事業所則第 10 条において「精密な作業」についての措置が定められている。

本条 4 号は、有害物等を含有する排気、排液又は残さい物による健康障害について包括的に定めている。鉛、カドミウムなどの有害な物質について、これらのガス、蒸気又は粉じんが局所排気装置や生産設備などからそのまま排出された場合には、作業場の再汚染、これらの物質を含有する排液による有害なガスなどの異常発生又は地下水等の汚染を生ずるおそれがある。また、それら

は事業場附近一帯の環境をも汚染し、いわゆる公害を引き起こすことになる。労働者に対し健康障害を及ぼす主なものとしては、排気関係については、例えば、ジクロロベンジン、アルファーナフチルアミン、ジアニシジンなど製造許可を要する物質をはじめ、石綿、カドミウム、クロム酸、水銀などの特定の化学物質あるいは鉛及びその化合物等が挙げられる。また、排液関係については、アルキル水銀化合物、塩酸や硫酸などの強酸類、シアン化合物その他硫化ナトリウム、あるいは放射性同位元素により汚染された排液等があり、残さい物としては、アルキル水銀化合物や四アルキル鉛の廃スラッジが挙げられる。

本号に列举されている健康障害については、すべて本条による措置を講ずべき対象に含まれるものであるが、これらに関する安衛法第 27 条 1 項に基づく命令としては、安衛則をはじめとして、特化則、鉛則、四アルキル鉛則及び電離放射線障害防止規則(以下、「電離則」)が定められている。

1. 3 関連規則による健康障害防止等に 必要な具体的規制

労働者の健康障害の防止及び労働者の健康、風紀及び生命の保持のために事業者が講ずべき具体的な措置については、安衛則をはじめ、有機則、鉛則、四アルキル鉛則、特化則、高気圧作業安全衛生規則(以下、「高圧則」)、電離則、酸欠則、事務所衛生基準規則(以下、「事務所則」)、粉じん則及び石綿則並びにこれらの規則に関連する厚生労働省令において定められている。

1. 3. 1 安衛則

安衛則第三編第一章の有害な作業環境において、安衛法第 22 条において類型化されている健康障害を防止するために「必要な措置」が定められている。具体的には、有害原因除去のための 3 ステップアプローチ(第 576 条)、ガス等発散の抑制のための発散源の密閉を筆頭とする 3 ステップアプローチ(第 577 条)、坑、ケーソンなど換気不十分な場所での(排ガスをもたらす)内煙機関の使用禁止(第 578 条)、局所排気装置の排気の無害化措置(第 579 条)、中和、沈殿、ろ過等による排液の処理(第 580 条)、病原体に汚染された排気、排液、廃棄物の滅菌処理等(第 581 条)、作業場における注水等による粉じんの飛散防止措置(第 582 条)、坑内作業場におけるガス濃度の抑制(第 583 条)、強烈な騒音を発する屋内作業場の明示等(第 583 条の 2)、強烈な騒音を発する屋内作業場における隔壁等の伝播防止措置(第 584 条)、暑熱、寒冷、有害光線や超音波、低酸素濃度、ガス・粉じん等の発散、有害物取扱い、病原体汚染等のリスク要因にばく露する場所への立入禁止とその表示、労働者の遵守(第 585 条)、有害物や病原体等の集積と表示(第 586 条)、施行令第 21 条第 2 号所定の作業環境測定を行うべき暑熱、寒冷、多湿の屋内作業場(第 587 条)、施行令第 21 条第 3 号所定の作業環境測定を行うべき著しい騒音を発する屋内作業場(第 588 条)、施行令第 21 条第 4 号所定の作業環境測定を実施すべき坑内作業場(第 589 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場での定期的な騒音測定等(第 590 条)、第 588 条所定の著しい騒音を発する屋内作業場の条件を変更した際の騒音測定等(第 591 条)、第 589 条第 1 号所定の坑内作業場における

定期的な炭酸ガス濃度の測定等(第 592 条)の規制が設けられている。

そして、同編第二章においては、労働者が健康を害するおそれがある業務に従事する場合に、事業主が保護具を備えなければならない旨を定めている(呼吸用保護具(安衛則第 593 条)、皮膚障害等防止用の保護具(同第 594 条)、騒音障害防止用の保護具(同第 595 条))。他方で、労働者が当該作業に従事する場合に「事業者から当該業務に必要な保護具の使用を命じられたときは、当該保護具を使用しなければならない」として労働者に対して保護具を使用することを義務づけるとともに、労働者に疾病感染のおそれがあるときは各労働者に専用の保護具を備え、又は疾病感染を予防する措置を講じなければならないとしている(同第 598 条)。

1. 3. 2 有機則

有機溶剤とは、他の物質を溶かす性質を持つ有機化合物の総称であり、様々な職場で、溶剤として塗装、洗浄、印刷等の作業に幅広く使用されており、常温では液体であるものの、一般に揮発性が高いため、蒸気となって作業者の呼吸を通じて体内に吸収されやすく、また、油脂に溶ける性質があることから皮膚からも吸収される⁴。そして、その毒性は、溶剤の蒸気の濃度、ばく露時間の長さ等により異なるが、急性中毒又は慢性中毒のかたちで人体に致命的に作用するので、予防措置が必要となる⁵。

有機則は、昭和 33 年に大阪、同 34 年に東京において、ヘップサンダルの製造あるいはポリエチレン袋の印刷に従事していた労働者に再生不良性貧血が多発し、その原因がいずれもベンゼン中毒であったことが

判明したことを契機として、有害性が明らかかな有機溶剤 51 種類を対象として、これらの有機溶剤による労働者の健康被害を予防するために、労働基準法の衛生関係特別規則として制定、公布された(昭和 35 年労働省令第 24 号)⁶。有機則は、「有機溶剤による中毒の予防に必要な事項のうち、現行労働安全衛生規則に規定されていない事項及び規定されてはいるが、更に具体的に規定する必要がある事項について規定したものであり、両規則の規定が競合する部分については、安衛則を一般法とすれば、これに対して特別法の関係に立つもので」あって、「両規則の規定が競合する場合には、本規則の規定が優先し、本規則に規定されていない事項については、労働安全衛生規則の規定が適用される」と説明されている⁷。

有機則第 1 条は、本規則で用いられる「有機溶剤」、「有機溶剤等」及び「有機溶剤業務」などの各語についての意義を明らかにする規定である。本規則における「有機溶剤」とは、労働安全衛生法施行令別表 6 の 2(表参照)に掲げられており、有害度に応じて 3 種類に区分されており、第 1 種は厳しく、第 3 種は比較的ゆるやかな規制を受けるとなる⁸。

本規則第 2 章は、労働安全衛生法第 22 条に基づき、有機溶剤業務を行う場合に発散する有機溶剤の蒸気により作業場内の空気が汚染されることを防止するため、それに必要な設備の設置を有機溶剤等の区分、作業場所及び業務の態様に応じて定めている⁹。第 5 条は、第 1 種有機溶剤等又は第 2 種有機溶剤等に係る業務に労働者を従事させるときは、事業者は当該有機溶剤業務を行う作業場所に、有機溶剤の蒸気の発散源を

密閉する設備、局所排気装置(=工場や作業場、実験室などで発生する、粉じんや有機溶剤、ガスといった人体に有害な物質を、作業者が吸い込まないために、管(ダクト)によって有害物質を屋外に排出する装置¹⁰(図参照))又はプッシュプル型換気装置(=有害物質の発散源を挟んで、吹出し用と吸込み用の 2 つのフードを向き合って設置する方式の換気装置¹¹(図参照))を設けなければならないと定めている。第三種有機溶剤については、全体換気装置(=換気扇などを設置し、工場内全体の空気を入れ換えることで、汚れた空気を輩出するための装置(図参照))の設置でもよいとされている(第 6 条 1 項)。

また、第 26 条においては、通気が不十分なため急性中毒の発生するおそれ大きいタンク内作業において有機溶剤業務に労働者を従事させるときに事業者が講じなければならない措置が定められている。本条によると、事業者は労働者を特定の業務に従事させる場合に送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させなければならない(同 32 条、33 条)。

1. 3. 3 鉛則

戦後に労働基準法ができて間もなく、鉛中毒について多方面の調査研究が始められ、また産業界においても新しい鉛化合物や鉛作業が取り入れられ、それらによる中毒者がこれまでの法規では完全な予防が困難になってきたため、昭和 38 年に再度実態調査をしたところ、鉛中毒の疑いのある者が多いことが分かった¹²。そこで、昭和 40 年春から立法作業を開始し、昭和 42 年に当時の労働基準法に基づく衛生関係特別規則として制定されたのが本規則である。

鉛は、大量に、かつ、多方面にわたって用いられ、例えばその製錬、加工などの段階で発散する鉛のヒューム、粉じんにはく露することで、労働者に疝病、四肢の麻痺など極めて悪質な中毒を発生させる¹³。

鉛則においても、他の規則と同様に、事業主が鉛の製錬又は精錬などの業務に労働者を従事される際に講じなければならない措置(鉛則 5 条～23 条の 3)や当該労働者に保護具等を使用させなければならない旨(同 58 条、59 条)を定めている。特に、第 5 条においては、鉛製錬等に係る設備として、有機則と同様に、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置などを設けることが事業主に義務づけられている。

1. 3. 4 四アルキル鉛則

四アルキル鉛則の沿革をたどると、1951 年(昭和 26 年)5 月に公布・施行された「四エチル鉛危害防止規則」に遡る。

四エチル鉛は、自動車や航空機の燃料に添加して、ノッキングを防止するために用いられる無色の液体で、この蒸気を吸引すると、頭痛、吐気、倦怠感が起こり、重症になると錯乱状態になり死亡する¹⁴。この猛毒性により中毒者患者発生の危険性があったため、厚生省、労働省、運輸省、資源庁の各省庁で危害防止規定について協議し、労働省において、労働基準法に基づき、当時の労働安全衛生規則より高度の基準を規定することとなったため、「四エチル鉛危害防止規則」が制定されることとなった¹⁵。

しかし、昭和 37 年 7 月から 9 月にかけて、横浜市小柴にある米軍石油貯蔵タンク清掃作業で、作業員 29 人が四エチル鉛中毒にかかり、うち 8 人が死亡する事故が発生

した。同規則は、四エチル鉛の製造・輸送における中毒事故を想定しており、タンク内作業に関して使用者の行うべき中毒予防措置基準が定められていないという盲点があったため、昭和 36 年 5 月に規則が改正され「四エチル鉛等防止規則」として施行された¹⁶。

ところが、昭和 42 年 10 月、ぼすとん丸において四エチル鉛で汚染された船倉やタンクの清掃作業を行った労働者のうち 8 名が死亡、中毒者 20 名を発生させたぼすとん丸事件が起こった。この事件は、たまたま事故により流出した四エチル鉛で汚染されたタンク(もともとは重油タンク)を清掃した作業員が中毒にかかったもので、このような事態を当時の規則は想定していなかった。

このような規則の盲点をついた中毒事件が発生したことを背景に、中毒発生を予防するばかりでなく、輸入時の措置、製造工場に対する措置を含めた総合的な規制を目指したのが、昭和 43 年 4 月 1 日から施行されたのが本規則である。本規則は、四エチル鉛、四メチル鉛、その他の混合アルキル鉛について取り扱い上の規定、健康管理などについて詳しく規制している。

本規則は、第二章四アルキル鉛等業務に係る措置(第 2 条から第 21 条)において、労働者を一定の業務に従事させる場合に、事業者が装置等を密閉式の構造のものとすることや防護具を使用させることなど、労働者が健康被害にあわないよう必要な措置を講じることを義務づけている。

1. 3. 5 特化則

①労働省が労働者の特殊健康診断結果をとりまとめたところ、ベンジジンや砒素な

どの特定の有害物質を扱う労働者の健康被害の実態が明らかとなったこと、②労働者の健康を保持するための対策を一層強化するなかで、公害の発生原因をもあわせて排除しようとしたことから、労働省は昭和46年4月28日、特定化学物質等障害予防規則（昭和46年労働省令第11号）及び関連する3つの告示（「ガス等の濃度の値を定める件」（昭和46年労働省告示第27号）、「健康診断の対象となる物を指定する件」（昭和46年労働省告示第28号）、「特定化学物質等作業主任者講習規程」（昭和46年労働省告示第29号））を制定し、これを公布した¹⁷。

従来の化学物質等に関する法規制は、①安衛則第174条¹⁸に、排気または排液中に有害物質等を含む場合における沈でん、収じん等をすべきことを抽象的に定めているにとどまり、わずかにベンジジン、五塩化石炭酸をこの条項に基づき規制しているに過ぎなかったこと、②安衛則以外の化学物質の規制としては、鉛則第25条（鉛の除じん）や四アルキル則第8条（四アルキル鉛の排液および残さい物の処理）のみであったこと、③有害物質に係る業務に従事する労働者の健康診断については、特定の有害物質についての単独の規則で規制されているほかは、大幅に行政通達に委ねられていたことから、極めて不備のある規制となっていた¹⁹。有機則は産業の発展によってより多くの有害物が使用されるにつれて、従来の規制では対応しきれなかった特定の有害物質を単独省令により規制したものである。

その後、昭和47年の安衛法の制定に伴って、新たに創設された製造の許可および流通段階における有害表示等の有害物対策規制とともに、従来の特定化学物質等障害予

防規則の内容に検討を加え、労働者の健康障害の防止の充実を期することとし、新たな特定化学物質等障害予防規則として昭和47年に公布・施行された（昭和47年9月30日労働省令第39号）。それ以来、数次にわたる改正が行われ、平成18年に特定化学物質障害予防規則と名称が改められた。

化学物質に関する規制は、本規則以外にも安衛法並びに有機則などの特別衛生規則にも置かれているため、本規則との関係を整理する。

まず、安衛法は、化学物質規制の類型として、製造等の禁止（第55条）、製造の許可（第56条）を定めている。第55条は、①黄りんマツチ、②ベンジジン及びその塩、③4-アミノジフェニル及びその塩、④石綿、⑤4-ニトロジフェニル及びその塩、⑥ビス（クロロメチル）エーテル、⑦ベーターナフチルアミン及びその塩、⑧ベンゼンを含有するゴムのり（②から⑧は含有量が一定割合以上含む製剤を含む）を「製造し、輸入し、譲渡し、供与し、又は使用」することを禁止している。そして、第56条は、①ジクロロベンジジン及びその塩、②アルファーナフチルアミン及びその塩、③塩素化ビフェニル、④オルトトリジン及びその塩、⑤ジアニシジン及びその塩、⑥ベリリウム及びその化合物、⑦ベンゾトリクロリド（いずれも含有量が一定割合以上含む製剤を含む）につき、製造の労働者のばく露防止の観点から「製造」についてのみ大臣の許可が必要とされている。第56条に列挙されている物質は「第一類物質」（後述）であり、取扱は本規則に基準がある。

また、安衛法における「製造等の禁止」、「製造の許可」の対象外となっている化学

物質は、その類型に応じて有機則や本規則に従って管理し、取扱を行うこととなる。

次に、有機則などの特別衛生規則との関係を見ると、他の特別衛生規則は物質名を規定しているほか、適用対象となる作業を列挙している点に特徴がみられる。例えば、有機則においては、第1条第1項第6号は有機溶剤等を取り扱い、又は有機溶剤等が付着している物を取り扱う等、なんらかの形で有機溶剤の蒸気を発散させる業務のうち、当該業務に従事する労働者が有機溶剤による中毒にかかるおそれがあると認められる業務(有機溶剤業務)を制限的に列挙しており、有機溶剤等を製造する工程における有機溶剤等のろ過、混合、攪拌、加熱又は容器若しくは設備への注入の業務(同号イ)や有機溶剤含有物を用いて行う印刷の業務(同号ハ)などの作業に有機則第2章から第7章の規定、及び第9章の規定が適用される²⁰。他方で、本規則は、化学物質の用途や有害性等が多様であるため、作業の列挙が困難であることから、対象物(特化物)を製造し、又は取り扱う作業のすべてを対象とする方法をとっている。特に有機則との関係において、従来は有機則の規制対象物質であった有機溶剤のうちクロロホルムなど10種(第1種有機溶剤と第2種有機溶剤)は、有機則の有機溶剤のうち、特に発がん性の高い物質として、平成26年8月の特化則等の改正の公布により、本規則の第二類物質の「特別有機溶剤等」に位置付けられ、本規則により特別有機溶剤として本規則により管理されることとなった(同年11月施行)²¹また、特別有機溶剤のそれぞれについて含有量1%を超えて含有するものも含めて「特別有機溶剤等」という。ただ、有機則の規制

対象物質である一般の有機溶剤と同様に、蒸気による中毒を発生するおそれがあるため、その含有量に応じて有機則のみが適用される場合と、本規則のみが適用される場合、そしていずれも適用される場合に分けられる。すなわち、①特別有機溶剤単一成分の含有率が1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下の場合には特化則、②特別有機溶剤単一成分の含有率が1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超の場合には有機則、③特別有機溶剤単一成分の含有率が1%超かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%超の場合には特化則と有機則の双方が適用される(表参照)。なお、特別有機溶剤単一成分の含有量が1%以下かつ特別有機溶剤と有機溶剤の合計の含有率が5%以下の場合にはいずれの規則の適用もない。

特化則第1条は、本規則で用いられる物質についての規制区分を規定している。まず、「第一類物質」とは、安衛法第56条の製造許可対象物質である。次に、「第二類物質」とは、主として、慢性障害の発生を防止するため、ガス、蒸気又は粉じんの発散源を密閉させる設備又は局所排気装置を設けるための設備を必要とする物質をいう。そして、「第三類物質」は、設備からの大量漏えいによる急性中毒を防止するため、一定の設備を必要とすべき物質を指す。本規則は、化学物質を大別して、その類型に応じて、蒸気若しくは粉じんの発散源を密閉する設備、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならないことなど製造等に係る措置(第二章(第3条から第8条))、労働者が当該特定化学物質により汚染されることを防止するために、特定化学物により汚

染されたぼろ、紙くず等については、ふた又は栓をした不浸透性の容器に納めておく等の措置を講じなければならない旨(第 12 条の 2)などを規定する第三章(用後処理(第 9 条から第 12 条の 2))、特定化学設備等を使用して作業を行うときは第三類物質等の漏えいを防止するため必要な作業規程を定め、これにより作業を行うこと(第 20 条)や特定化学物質を運搬し、又は貯蔵するときは堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、当該物質の名称及び取扱い上の注意事項を表示する措置を講じ、保管については一定の場所を定めること(第 25 条)などを定める第四章(漏えいの防止(第 13 条から第 26 条))、第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは作業場以外の場所に休憩室を設け、当該休憩室について汚染防止のための措置を講ずること(第 37 条)や第一類物質又は第二類物質を常時製造し、又は取り扱う作業を行うときは洗眼、洗身、うがい等の設備、更衣設備及び洗濯のための設備を設けること(第 38 条)などを定める第五章(管理(第 27 条から第 38 条の 4))において危険防止基準を定めている。

そして、ガス、蒸気または粉じんによる労働者の健康障害を防止するための措置として、第七章(第 43 条から第 45 条)は防護具についての定めを置いている。本章の規定は、作業の実態によっては設備上の措置だけではなおも不十分な場合、臨時的作業の場合、異常事態発生の場合等に対処するために、呼吸用保護具、保護衣等の備付けを規定している。第 43 条(呼吸用保護具)は、特定化学物質の製造又は取扱いを行う作業場に、送気マスク等給気式呼吸用防護具、防毒マスクなどを備え付けることを規定する。

第 44 条(保護具等)は、特定化学物質の第一類物質及び第二類物質が重度の慢性中毒を及ぼす物質であることに鑑み、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴並びに塗布剤を備え付けることを義務づけている。そして、第 45 条(保護具の数等)において、前 2 条により備え付ける保護具等の数並びにその効果および清潔の保持を規定している。

1. 3. 6 高圧則

高気圧障害とは、高気圧による減圧症、酸素、窒素又は炭酸ガスによる中毒その他の高気圧による健康障害をいい(本規則第 1 条の 2 第 1 号)、治療方法の確立をみていない障害である。減圧症は、高気圧下の作業時に呼吸によって体内に取り込まれ、血液や組織中に溶け込んでいた窒素ガスが、急激に減圧を実施した際に体内で気化して気泡となり、この気泡が血液循環を阻害することにより血管を閉塞したり、組織を圧迫したりすることによって発生する障害のことである²²。減圧症は皮膚のぎ走感、そのような感や関節痛、神経麻痺やけいれんなどを起こして、死亡することもある。また、酸素中毒は、通常のさんそよりも酸素濃度が高い、ましくは酸素分圧が高いガスを呼吸することにより、引き起こされる中毒状態で、肺型酸素中毒の場合には胸部の痛み、呼吸困難を、中枢神経型酸素中毒の場合には全身の痙攣や意識障害が生じる²³。

高気圧環境下における労働者の健康障害が問題となってきた作業は、潜水作業や圧気工法による土木工事の作業であった。これらの高気圧環境下の作業における労働災害を防止するため、1961 年に労基法に基づく労働省令として「高気圧障害防止規則」

(昭和 36 年労働省令第 5 号)が制定され、その後、安衛法の施行に伴い、実質的な内容の変更なく、同法に基づく「高気圧障害防止規則」(昭和 47 年労働省令第 40 号、以下「旧高圧則」)となった²⁴。同規則の目的は、高気圧下における労働者の健康障害、すなわち潜函等圧気工法(図参照)による土木工事の作業における高気圧障害の防止と潜水作業における減圧症の防止であった。

しかし、1976 年 2 月に栃木県の大瀬橋建設工事において潜函工法(ニューマチックケーソン工法)が取られていたところ、一酸化炭素を含んだ空気が潜函内に送給され、潜函内で作業していた労働者 6 人が一酸化炭素中毒で死亡する事故が発生した。この事故を契機に、それまで安全衛生規則第 2 編「安全基準」に規定されていた「圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止」の規定と、旧高圧則による高気圧環境下の作業における労働者の健康障害防止の規定を併せ、これらの規制内容をさらに充実させたのが 1977 年 3 月に公布された高圧則(昭和 52 年労働省令第 2 号)である(施行は同年 4 月 1 日)。本規則の施行に関して、「高気圧障害防止規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について」(昭和 52 年 4 月 25 日基発 246 号)は、この改正の趣旨を以下のとおり説明する。

「今回の改正は、潜函工事等における最近の労働災害発生状況にかんがみ、次の事項を要点として行われたものである。

① 高気圧業務に係る危険及び健康障害を防止するため、一部の規定を除き、規制の対象を、高圧室内業務にあつては大気圧を超える気圧下における作業に、潜水業務にあつては水面下における作業にまで拡大し

たこと。

② 空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとしては握し、これに係る設備及び作業方法について規制を整備することにより高圧室内作業員について、減圧症の防止に加えて危険及び一酸化炭素中毒その他の健康障害を防止することとしたこと。

これに伴い、従来労働安全衛生規則に規定されていた圧気工法による加圧下の作業場所における労働者の危険防止のための規定を、高気圧障害防止規則……に移し、その題名を高気圧作業安全衛生規則と改めたこと。」

①では旧高圧則における適用対象作業の範囲を拡大することで、大瀬橋事故と同様の事故の再発防止と減圧症など労働者の健康障害を防止するための改正が行われ、また、②では潜函作業の安全を確保するため、空気圧縮機による空気圧縮過程から作業室等の排気管からの排気過程に至るまでの圧気工法全体をシステムとして把握する必要があることから、異常温度の自動警報装置や気こう室内部の状態を把握することができるのぞき窓等の措置など潜函工事に関するいくつかの規定が改正された²⁵。

本規則²⁶は、第 2 章に設備に係る規制が置かれており、第 1 節(第 2 条から第 7 条の 34)は高圧室内業務に関する規制として、例えば作業室の気積(第 2 条)、気こう室の床面積および気積(第 3 条)、送気管の配管等(第 4 条)、空気清浄装置の設置(第 5 条)、排気管の配管(第 6 条)、圧力計(第 7 条)、異常温度の自動警報装置に係る規定、第 2 節(第 8 条、9 条)は潜水業務の規制として、送気を

調節する空気槽の設置(第8条)、空気清浄装置、圧力計または流量計の設置(第9条)の規制が設けられている。また、平成27年には、気こう室内に自動記録圧力計を設けること(第7条第6項)などの改正がなされた。第3章には業務管理に係る規制が置かれ(第2節(第12条の2から第26条)高圧室内業務の管理)、高圧室内業務を行うときは、高気圧障害を防止するため、あらかじめ、高圧室内作業に関する計画を定めること(第12条の2)及び必要のある者以外の者が気こう室及び作業室に立ち入ることを禁止し、その旨を潜函、潜鐘、圧気シールド等の外部の見やすい場所に掲示しなければならないこと(第13条)のほか、ガス分圧の制限(第15条)、酸素曝露量の制限(第16条)、有害ガスの抑制(第17条)など事業主が講ずべき措置、気こう室において高圧室内作業者に減圧を行うときの速度等(第18条)を規定している。

1. 3. 7 電離則

電離放射線とは、物質に吸収されるとその物質をイオン化(電荷的に中性の物質をプラスやマイナスの電荷を持つイオンにすること)させる作用のある電磁波及び粒子であり、人体に様々な障害を及ぼすのみでなく、寿命の短縮及び遺伝への影響もあるといわれる物質である。

第二次世界大戦後の経済復興、産業の発展に伴い、事業場、医療機関、研究所などにおいて、エックス線装置や放射性物質の利用が急速に増えてきた一方で、電離放射線に対する人々の知識は乏しく、それゆえに事故や健康障害が発生する実態が多く見られた。そこで、昭和20年代後半、放射性物質による健康障害の防止について、様々な

行政通達が発せられた。さらに、昭和30年代に入ると、①「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(昭和32年6月10日法律第167号)に対応して、労働基準法の面からそれまでよりも充実した規制の必要性が生じたこと、②技術革新に伴い、電離放射線を取り扱う範囲が拡大されたため、それによる健康障害の防止を図る必要性が生じたことから、労働省は特別規則制定に向けた取り組みを開始し、昭和34年に電離則(労働省令第11号)を公布・施行するに至った²⁷。

その後、同規則は昭和33年に国際放射線防護委員会(ICRP)の勧告による全面改正(昭和38年労働省令第21号(昭和38年12月28日公布、昭和39年1月1日施行))を経て、昭和47年労働安全衛生法の制定に伴い、新たな規則として発足した。

しかし、1971年9月、造船所で非破壊検査用の放射線源(ステンレスの鉛筆のような形状のもの)に触れたり、近くで眺めたりした労働者6名が被ばくし、放射線急性障害を訴えた事故をはじめ、非破壊検査で使用される装置の放射線源による事故が次々と発生し、社会的注目を集めることとなったため、労働省は「電離放射線障害防止対策要綱」(昭和48年3月12日付基発第121号)を定めるなどの対応をとるなどの規制強化を図った。

また、1999年9月の東海村JCO臨界事故を受けて、同種災害の再発防止を図るため、電離放射線障害予防規則の改正が行われた(平成11年11月30日労働省令第46号)。さらに、2011年3月に起こった東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所(東電福島原発)の事故の際にも、事態に

対応するための同規則の改正や、放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務に係る電離放射線障害防止規則(除染電離則)の制定が行われている。

本規則第 2 章は管理区域並びに染料の限度及び測定について定めており、放射線業務を行う事業者が一定の区域を標識で明示しなければならないこと(第 3 条)、施設等の線量の限度(第 3 条の 2)、放射線業務従事者の被ばく限度(第 4 条から第 7 条の 2)、線量の測定(第 8 条)など事業主が講じるべき措置を規定している。

また、第 4 章は汚染の防止についての定めを置いており、事業主が労働者に防護具(第 38 条、第 39 条)、作業衣(第 40 条)を使用させなければならないこと、防護具又は作業衣が汚染されている場合には汚染を除去するまで労働者に使用させてはならないこと(第 41 条)を規定している。

1. 3. 8 酸欠則

昔から、古井戸の中には炭酸ガスがたまり酸素濃度が低下するから危険、飼料貯蔵庫(サイロ)やバナナ熟成室では内部に置かれた植物の呼吸により酸素が消費されるから危険、と言われるなど、社会生活においては古くから酸素欠乏の危険性が認識されていた。

労働者における酸素欠乏症が注目を集めたのは、昭和 36 年 8 月(江戸橋事故)、翌 37 年 4 月(神田橋事故)、同年 9 月(一石橋事故)に、東京都内での高速道路工事現場で相次いで作業員の死亡事故が発生し、その原因が酸欠空気であることが明らかとなったことである²⁸。これらの事故を受けて、東京都労働基準局は昭和 37 年 9 月に「酸欠調査

委員会」を発足させ、酸欠事故の実態調査等を行い、その調査結果は、昭和 42 年 11 月、「酸素欠乏症の防止について」の労働省通達に活かされた。

しかし、その後も、昭和 42 年 6 月に製薬会社のタンク内で労働者が倒れたり、同年 7 月に最高裁判所新築工事現場で労働者が死亡したりするなど酸素欠乏症による災害はなくならなかった。

このような状況下で、「酸素欠乏となるおそれのある場所」を特定し、その場所での対策を検討して、法制化する準備が進められた。その結果、昭和 43 年 11 月に「酸素欠乏症防止対策要綱」が公表されたものの、酸素欠乏症の発生は増加の一途をたどったため、行政指導の限界を越えて一層有効に災害発生を防止するために、防止規則を単独規則として新しく制定することとなり、昭和 46 年 11 月、労働基準法に基づく労働省令として、「酸素欠乏症防止規則」(昭和 46 年労働省令第 26 号)が制定された²⁹。

同規則の制定後、酸素欠乏症による災害は減少したものの、昭和 55 年 9 月に滋賀県彦根市の清掃センターごみ焼却炉の汚水処理施設で、配管の詰まりを取り除くために汚水槽に入った労働者が倒れ、救助しようとして入った労働者も倒れ、5 人が死亡する事故が発生した。この事故の原因は硫化水素であり、酸素濃度は酸素欠乏症防止規則に基準(酸素 18%未満)にはなっていなかった。この事故を契機として、昭和 57 年 5 月、酸素欠乏症と同時に発生するおそれのある硫化水素中毒も視野に入れた省令へと改正され、従来の名称に「等」を加えた酸欠則が制定された。

そのため、酸素欠乏の空気を吸入するお

そのある作業場所を広く列挙し、これを酸素欠乏危険場所として対象範囲を定め、これらの場所について作業環境の整備、測定その他酸素欠乏症又は硫化水素中毒を防止するための措置が確保されるよう、酸素則が制定された。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある³⁰。

本規則第2章は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合において酸素欠乏症等を防止するために講ずべき作業環境測定、換気、人員の点検、立ち入り禁止、作業主任者の選任、特別の教育の実施、退避等の措置について規定している。第5条は酸素欠乏作業に労働者を従事される場合に、当該作業を行う場所の酸素および硫化水素の濃度を保つために換気を行うことを事業者に義務づけている。また、第5条の2は、換気を行うことができない場合、又は換気を行うことが著しく困難な場合に、事業主が労働者に保護具を使用させること、および労働者には事業主の命令に従い保護具を使用することを義務づけている。さらに、第6条は、労働者が酸素欠乏等の空気を呼吸してよろめき、又は、失神することにより転落し危害を受けることを防止するために、転落のおそれのある場所では、安全帯を使用させなければならない旨を定めている。

また、第3章は特殊な作業における防止措置が定められており、第25条の2には、し尿等腐敗しやすくまたは分解しやすい物質を入れてあるポンプ等の設備の改造等を行う場合に講じるべき必要な措置が規定されている。

1. 3. 9 粉じん則

粉じん作業に従事する労働者が長期間粉じんを吸引し続けると肺に組織変化をきたし、じん肺という病気になる。粉じんの種類によってけい肺、溶接肺、炭素肺などと呼ばれるものの、有効な治療方法は確立されていない。このことから、昭和35年にじん肺の早期発見と適切な健康管理を目的としてじん肺法が制定施行された³¹。

しかしながら、じん肺有所見者数に鑑み、昭和52年にじん肺法が改正された。その際に、じん肺の健康管理とあわせて、職場における粉じんの規制を強化し、粉じん障害の予防を図るべきであるという意見が強く出されたため、労働省は昭和53年に「粉じん障害防止規則案要綱」を作成したものの、同要綱に対する不十分さが労組から指摘されたことから、同要綱に若干の修正を加えて粉じん則が制定された³²。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある³³。

第2章は、安衛法第22条に基づき、粉じんの発散を防止するため又は粉じんを減少させるために必要な設備等の基準を定めている。第4条は特定粉じん発生源に対して①密閉する設備を設置すること、②局所排気装置を設置すること、③プッシュプル型換気装置を設置すること、④湿潤な状態に保つための設備を設置すること等の措置を定めている。第5条、および第6条から第6条の4は特定粉じん作業以外の粉じん作業を行う場合の措置について定めている。さらに、第6章は労働者が粉じんを吸入することを防ぐために必要な保護具について、労働者にこれを使用させるべき事業者の責

務と、これを着用すべき労働者の義務を定めている。第 27 条は、一定の作業に労働者を従事させる場合に、当該作業に従事する労働者に有効な呼吸用保護具を使用させることを事業主に義務づけている。

1. 3. 10 石綿則

石綿は天然の鉱物で、有用な物質として古くから利用されてきたが、発がん性などの人体への影響があり、日本を含めて 60 カ国以上ではすでに輸入や使用が禁止されている。石綿は非常に強力な発がん性物質であり、肺がん、中脾腫を発生させ、その特徴は中脾腫の潜伏期間は平均 40 年、肺がんは 30～40 年とされ、非常に長いことにある。

本規則の制定以前、石綿による健康障害の予防については、労働安全衛生法、特化則等に基づき必要な措置を講じてきたところ、石綿を含有する製品の製造等が禁止された（平成 6 年、平成 16 年）ため、国内の石綿使用料は大幅に減少した。

他方で、1970 年代後半から 1980 年代にかけて建設された石綿が含まれる建材を使用した建設物等の解体等の作業が増加することが予想され、石綿ばく露防止対策は、建築物等の解体作業が中心となり、事業主が講じるべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質とは大きくことなることから、新たに建築物の解体等の作業における石綿ばく露防止対策等の充実を図った単独の規則として、石綿則（平成 17 年厚生労働省令第 21 号）を制定、公布し、石綿による健康障害の予防対策の一層の推進を図ることとした。特化則から石綿則に移行するにあたって規制が充実強化された主要な対策は、①石綿等（＝石綿及び石綿を 1%を超えて含

有する製品等）が使用されている建築物等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策、②石綿等が吹き付けられている建築物の管理、③石綿含有製品の計画的な代替化の促進であった³⁴。

くしくも、本規則が定められた 2005 年は、兵庫県尼崎市大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場の元従業員 79 名が石綿疾患で死亡していることが明らかになったほか、周辺住民にも石綿疾患が発生していることが報道され、石綿による健康被害が社会問題となった年でもあった（「クボタ・ショック」）。

本規則において、労働者の健康障害を防止するために事業主が講じるべき措置には次のものがある³⁵。

まず、本規則第二章は石綿等を取り扱う業務等に係る措置を定めており、解体等の業務に係る措置（第一節）では、建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業、吹付け石綿等の封じ込めまたは囲い込みの作業において、労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、石綿等の使用の有無を目視、設計図書等により調査し、その結果を記録するとともに、当該調査の結果、石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、石綿等の使用の有無を分析により調査し、その結果を記録することを事業者に求めている（第 3 条）。また、事業者、第 3 条の事前調査の結果を踏まえて作業計画を作成し、当該作業計画により作業を行わせること（第 4 条）、保湿剤等の除去作業、吹付け石綿等の囲い込みの作業について、当該作業場所に当該作業に従事する労働者以外の立ち入りを原則として禁止し、およびその旨の表示をしなければならないこと（第 7 条）などを

規定している。第二節は、労働者が石綿等にはく露するおそれがある建築物等における業務に係る措置として、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこと、また労働者を臨時に就業させる場合には、当該労働者に呼吸用保護具および保護衣または作業衣を使用させ、労働者は当該保護具等の使用を命じられたときはこれを使用しなければならないことを規定している(第10条)。また、第三節では、石綿等を取り扱う業務等に係るその他の措置として、石綿等の切断等の作業に労働者を従事させるときには、労働者のばく露防止の徹底を図るために、当該労働者に呼吸用保護具を使用させることを事業者が義務づけている(第14条)。

そして、石綿等を取扱い、もしくは試験研究のため製造または石綿分析用試料等を製造する作業場において、常時当該作業をする労働者については、その作業の記録および事故による汚染の概要を記録し、これを保存させることを使用者に義務づけている(第35条)。記録の保存期間は、石綿による疾患の潜伏期間が長期であることを踏まえ、石綿等を取り扱う作業場において当該労働者が常時当該作業に従事しないこととなった日から40年間保存しなければならない。

1. 4 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、六か月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(安衛法119条1号)。

2 沿革

工場法(明治44年3月29日 法律第46号)

・第13条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及附属建設物竝設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

工場危害予防及衛生規則(昭和4年6月20日 内務省令第24号)

・第26条「瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所又ハ爆発ノ虞アル場所ニハ之ガ危害ヲ予防スル為其ノ排出密閉其ノ他適當ナル設備ヲ為スベシ」

・第27条「左ニ掲グル場所ニハ必要アル者以外ノ者ノ立入ルコトヲ禁止シ其ノ旨掲スベシ

一 爆発性、発火性又ハ引火性料品ノ製造、取扱又ハ貯蔵ヲ為ス場所

二 毒劇薬、毒劇物又ハ其ノ他ノ有害料品ノ製造又ハ取扱ヲ為ス場所

三 瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散シ衛生上有害ナル場所

四 多量ノ高熱物体ヲ取扱フ場所

前項ニ依リ禁止セラレタル場所ニハ職工ハ濫リニ立入ルコトヲ得ズ

地方長官ハ第一項ノ場所ニ於ケル作業ニ関シ他種ノ作業ノ禁止其ノ他必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得」

・第28条「研磨機ニ依ル金属研磨、炭酸含有清涼飲料水ノ醸詰其ノ他物体ノ飛来ノ虞アル作業、高熱物体又ハ毒劇薬、毒劇物ノ製造又ハ取扱ヲ為ス作業、有害光線ニ曝露スル作業、多量ノ粉塵又ハ有害ノ瓦斯、蒸気若ハ粉塵ヲ発散スル場所ニ於ケル作業其ノ他危害ノ虞アリ又ハ衛生上有害ナル作業ニ於テハ之ニ従事スル職工ニ使用セシムル為適

当ナル保護具ヲ備フベシ」

・第 29 条「衛生上有害ナル瓦斯、蒸気又ハ粉塵ヲ発散スル工場ニ於テハ当該職工ノ為適當ナル食事ノ場所ヲ設クベシ但シ当該職工ガ工場内ニ於テ食事ヲ為サザル場合ニハ此ノ限ニ在ラズ

毒劇薬、毒劇物其ノ他有害料品ノ取扱ヲ為ス工場、多量ノ粉塵ヲ発散スル工場其ノ他ノ工場ニシテ作業ノ為身体ヲ汚染スル工場ニ於テハ適當ナル洗面装置ヲ設ケ必要品ヲ備フベシ

前二項ノ工場又ハ高熱物体ヲ取扱フ工場ニ於テ地方長官必要ト認ムルトキハ飲料水ノ供給又ハ食事ノ場所、更衣所、含嗽装置若ハ浴場ノ設置ヲ命ズルコトヲ得」

・第 30 条「織機ノ杼ガ杼通ノ為緒ヲ吸出ス必要アルモノニ在リテハ緒引出具ヲ備フベシ

職工ハ杼通ノ為緒ヲ吸出スベカラズ」

労基法旧 42 条

「使用者は、機械、器具その他も設備、原料若しくは材料又はガス、蒸気、粉じん等による危害を防止するために、必要な措置を講じなければならない。」

戦前、工場法 13 条は工場及び附属建築物並びに設備が危害を生じ又は衛生風紀その他公益を害するおそれがあるときに必要な事項を命じ得ることを規定しており、特定の場合に行政官庁が命令を出すことを定めていた。そして、工場危害予防及衛生規則には、ガスや蒸気、粉じんなど労働者の生命、身体および健康に被害を及ぼすおそれの危害要因について、排出密閉などの適当な設備をすることや必要のある者以外を立ち入

り禁止とすること、そして作業に従事する職工に防護具を使用させることなど、工場主が講じるべき措置が定められていた。工場法当時に、現代における安衛則の衛生基準や各特別衛生規則に規定されている必要な措置につながる内容がすでに定められていた。

第二次大戦後、1947 年に制定された労働基準法 42 条は設備及び原材料を危害防止の対象とし、安全及び衛生のために考慮されるべき重要事項を例示しながら、使用者に安全衛生上必要な措置を採るべき一般的義務を課した。

また、労基法の立法作業と並行して、安衛則の原案作成が行われていた。当時、安全衛生に関する法規は、工場法施行令、工場法施行規則、工場危害予防及衛生規則など様々な規則があった。これらの法規は労基法の関連条項に基づいて検討、整理され、またこれらを骨子として、国際労働機関(ILO)の条約や勧告を参考にしながら、さらに工場監督行政の体験から得た必要事項を加えて原案を作成した後、数回の公聴会を経て、1947 年 11 月 1 日から安衛則が施行された³⁶。

労基法旧第 42 条における「必要な措置」は同法第 45 条の規定に基づき安全衛生規則等の諸規則において定められることとされていたところ、その中には、その後の安衛法の制定に際して法律事項とされた作業主任者、安全・衛生委員会、労働災害発生の急迫した危険があるときの労働者の退避、定期自主検査、検定、作業環境測定、有害業務の作業時間の制限、技能講習等の事項も規定されていたことを踏まえると、本条は労基法旧 42 条と同質のものとして、もう少し例示を細かく整えた形で整備されたものと

いうことができる。

3. 背景となった災害

本条は、労働者に及ぼす健康障害の重要なものを抽象的かつ広範囲で列挙していること、そして具体的な内容は関連規則委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

ただ、以下の2点について指摘できると思われる。

まず、本条に関連する衛生特別規則の制定および改正についての背景となった災害については、前述のとおりである。また、直接的に背景となった災害が特定できていない特別衛生規則の中には、例えば鉛則や特化則のように中毒者数の実態調査により労働者の健康被害が明らかになったことから定められたと推察される規則も複数存在し、化学物質による健康障害は災害的出来事のみならず、労働者の健康被害の実態が規則制定の背景となっているといえよう。

また、すでに大正時代末期から金属中毒や粉塵による健康障害は職業病として注目され³⁷、そして工場法施行当時の昭和初期においても金属中毒(鉛中毒、水銀中毒、有機金属中毒、クロム中毒)、粉じんと塵肺、各種ガス中毒(一酸化炭素中毒、有機溶剤中毒)に関する多くの事故が発生し、調査・研究が進められていたこと³⁸に鑑みると、工場危害予防及衛生規則から今日に至るまでの危害防止基準は、健康被害に苦しんだ数多くの労働者の犠牲のうえに成り立っているものであるといつて過言はないであろう。

4. 関連判例

4. 1 民事事件

4. 1. 1 林野庁高知営林局事件・高知地裁昭52.7.28判時861号24頁、高松高判昭59.9.19労判440号39頁、最二小判平2.4.20労判561号6頁

<事実の概要>

チェーンソー、ブッシュクリーナーを長期間使用していた伐採等作業員が振動障害に罹患したことにつき、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、「雇用者としての林野庁は、全く新しい機械を導入するのであるから、機械の人体に与える影響を当然事前に調査研究し、右機械の使用あるいは使用方法によって、作業員に障害がないことを確かめた上で、作業員に対し機械を使用させるべきであつた。

ところが林野庁は右義務を怠り、国有林における昭和32年のチェーンソーの本格的導入(ブッシュクリーナーは昭和36年)以前にすでにチェーンソー、ブッシュクリーナーと同様の振動器具である鋸打機、さく岩機等の使用によって蒼白現象等の振動障害が起ることが、わが国の学者の研究論文等で明らかとなっており、鋸打機、さく岩機等の使用による振動障害は労働基準法により、職業病に指定されていたにもかかわらず、単に振動の強度が異なること、チェーンソー、ブッシュクリーナーによる振動障害の実例がないことを理由に、チェーンソー、ブッシュクリーナーの導入に際して振動障害について事前に調査、研究をせず、チェーンソー、ブッシュクリーナーを導入し、原告らの経歴目録記載どおり、原告らにチェーンソー、ブッシ

ェクリーナーを使用させ、振動障害を惹起させたものであるから、安全配慮義務の不履行として被告は責任を負うべきである」としう。①林野庁は早急に雇用者として振動障害について調査研究し、振動障害を予防すべきであったにもかかわらず、漫然とこれを放置したこと、②振動機械使用によりレイノー現象が発現している者にも振動機械を使用させたこと等により振動機械使用者の振動障害を増悪させたこと、③林野庁は振動機械の使用を中止せず、又振動機械の使用を中止しなかった場合振動障害を予防するため必要な措置と考えられる全林野の振動機械使用時間規制の要求に対して振動機械使用時間と振動障害との因果関係が明確でないことを理由にこれを拒否し、昭和44年4月26日に至ってようやく右要求に応じたことから、安全配慮義務の不履行を認めた。

これに対して、控訴審では、①林野庁がチェンソー等の実用を開始し順次これを増加させた昭和30年ないし同36年ころ、チェンソー等を導入するとそれを使用する者の身体に何らかの障害が生ずることのある可能性を全く予見できなかったこと、②林野庁は振動障害の発生の可能性を全く予見できなかったとはいえないがその当時の知見、経験からみて身体に振動障害が発生することはないと思ってチェンソー等を導入し、使用させたものであるから振動障害が発生したとしても控訴人に国家公務員災害補償法による補償義務以上に債務不履行の責任を負わさねばならぬ程の批難を加むべき違法性があると判断することはできないことなどから、林野庁の安全配慮義務違反を否定した。

そして、最高裁も、「社会、経済の進歩発展のため必要性、有益性が認められるがあるいは危険の可能性を内包するかもしれない機械器具については、その使用を禁止するのではなく、その使用を前提として、その使用から生ずる危険、損害の発生の可能性の有無に留意し、その発生を防止するための相当の手段方法を講ずることが要請されているというべきであるが、社会通念に照らし相当と評価される措置を講じたにもかかわらずなおかつ損害の発生をみるに至った場合には、結果回避義務に欠けるものとはいえないというべきである」と述べ、①チェンソーを導入したことにつき落ち度はなく、林野庁(被上告人)に振動障害を回避するためチェンソー等の使用自体を中止するまでの義務はないこと、②振動障害の発生を防止するために林野庁が社会通念上相当と認められる各種の措置を講じたこと、③林野庁としてはその置かれた諸条件のもとにおいて、結果回避のための努力を尽くしていたことから、林野庁に安全配慮義務違反はないと判示した。

4. 1. 2 東北機械製作所事件・秋田地判昭57.10.18 労判401号52頁(有機溶剤による健康障害)

<事実の概要>

原告X(以下、「X」)は、昭和26年12月に被告Y社(以下、「Y社」)に木型工として雇用され、昭和50年3月に退職するまでの間、一貫して木型・金型の修理及び塗装作業に従事してきた。

昭和32年7月頃からXの従事した作業では溶剤としてシンナーを使用していたものの、昭和45年頃までの作業場(旧作業場)

は換気扇の設備がなく、また有機ガス用防毒マスクを使用せずに作業をしていた。Xはシンナーを使用するようになった昭和32年頃から体調に異変が現れ、複数の病院を受診したところ、昭和49年5月にXは有機溶剤中毒症であるとの診断を受けた。

XはY社に対して、換気設備の設置や有機ガス用防毒マスクの支給など必要な措置を講じなかったことが雇用契約上の義務違反に当たると主張して、損害賠償を請求した。

<判旨>

Y社は、「旧作業場に、有機溶剤の蒸気の局所排出装置又は全体換気装置等を設けなければならなかったのに、当時それを怠ったのであるから、旧予防規則6条〔昭和47年10月1日以前の有機溶剤中毒予防規則一注〕に違反していたことは明らかである。」

「旧作業場時代において、Y社は、まずもって換気装置等の設備を設置して作業場の作業環境を改善すべきであったが、前記のとおりこれを怠っていたのであるから、右作業環境の改善にみあう措置として、少なくとも、塗装作業の際、原告を含む右作業の従事者に対し、有機溶剤の蒸気の吸引を防止するため、ホースマスク等の保護具を使用させるべき義務があったというべきである。

しかるに、Y社はXに対し、昭和46年頃までこれの使用を指示しなかったのであるから、右義務違反は明らかである。」

4. 1. 3 三菱重工神戸造船所(騒音性難聴)事件・神戸地判昭59.7.20 労判440号75頁、大阪高判昭63.11.28 労判532条49頁、

最一小判平3.4.11 労判590号14頁

<事実の概要>

造船所で働く労働者が構内における騒音作業によって騒音性難聴に罹患して、聴力障害を被ったと主張し、安全配慮義務違反に基づき損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、まず、騒音職場における事業者の安全配慮義務の内容としては、労働省・安全衛生のしおりに記されている①環境改善、②騒音の測定、③防音保護具の支給、着用、④作業員への衛生教育、⑤聴力検査の義務があるものと解するのが相当であるとしたうえで、「被告は、その構内で就労する労働者の身体健康に危害(騒音性難聴の発生又は進行)を及ぼさないように万全の方策をとるべき注意義務を負う」として同注意義務は労働省・安全衛生のしおりに記載されている内容と同一であると判示した。他方で、①「原告らは、被告構内における騒音状況・騒音性難聴発生状況等がある程度認識しながら、あえて構内で就労するに至ったことがあり、……慰藉料の算定にあたっては、右の事情を減額事情として考慮する」こと(危険への接近の斟酌)、②「原告らは、それぞれ耳栓の支給を受け、これらを着用していたのであるが、……原告ら労働者の側についてみても、耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」ことから、「この点を慰藉料算定にあたっては斟酌する」こと(過失相殺)を認めた。結論として、被告の安全配慮義務違反を認めた。

控訴審はおおむね第一審判決を引用して

被告の安全配慮義務違反を認めたが、危険への接近については、第一審原告らが騒音被曝により騒音性難聴に罹患し、それが進行する危険を「ある程度認識しながら、一審被告又は下請企業に就職して同被告神戸造船所構内で就労したからといって、直ちにその被害を全面的に甘受すべきものとし、……債務不履行責任に関しても安全配慮義務違反にはならないと解することはできない」、「但し、一審原告らが自己の体験に基づき一審被告神戸造船所構内における職場の騒音状況を知り、その騒音被曝により現実に聴力が低下したことを自覚し、騒音性難聴に罹患する危険のあることを認識しながら、他の就業先を選択して右危険を回避することが容易にできない等特段の事情がないにもかかわらず、敢えて一審被告あるいはその下請企業と雇用契約を締結し、再度又はそれ以上にわたり同被告神戸造船所で就労し、そのために騒音性難聴による被害を被ったときは、具体的な事情の如何により、慰料の額を定めるについてこれを減額事由として考慮するのが相当である」と判示した（一審原告らの損害額は変更あり、上告審は控訴審判決を維持）³⁹。

4. 1. 4 三菱重工業神戸造船所(振動障害)事件・神戸地判平 6.7.12 労判 663 号 29 頁、大阪高判平 11.3.30 LEX/DB 27826111 <事実の概要>

被告神戸造船所において就労中に振動曝露を受けた原告らが振動障害に罹患したことにつき、被告の安全配慮義務違反を根拠として、損害賠償を請求した。

<判旨>

第一審は、被告の安全配慮義務の具体的内容について、原告らが主張する「労働安全衛生法上の各規定の内容と前記『チェンソー使用に伴う振動障害の予防について』と題する通達（基発第 134 号）及び同『チェンソー以外の振動工具の取扱い業務に係る振動障害の予防について』と題する通達（基発第 608 号）の各内容とを総合すると」、被告は、原告ら従業員に対し、①原告ら従業員に対し振動による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならないこと（労働安全衛生法 22 条）、②振動工具使用による振動予防として、工具の選定、振動作業の作業時間の管理、工具の保持、操作と作業方法の指導、作業標準の設定、施設の整備、保護具の支給及び使用の徹底、体操の実施、健康診断の実施及びその結果に基づく措置、安全衛生教育の実施を内容とする安全配慮義務を被告が負っていたと判示した。そして、「被告は、被告神戸造船所内で振動工具を使用する原告ら従業員に対し、振動障害の発生と進行を防止すべき安全配慮義務の履行を怠った」として、被告の安全配慮義務違反を肯定した。

他方で、被告が主張した一部の原告らの自己保健義務違反については、「振動障害患者については、喫煙は、血管収縮作用があるため末梢血液循環に最も有害であるとされており、また、摂取する栄養に配慮し、過度のアルコール摂取を慎むべきであり、単車の運転等の寒冷曝露は禁止すべきであること」、原告らの一部が医師から喫煙は振動障害に禁忌であるから控えるように指導されていたことから、「原告ら従業員のうち、喫煙や過度のアルコール摂取を行ったり、寒冷曝露に身を置いたと認められる者につい

では、本件慰謝料の算定に当たり、必ずしも療養に専念しなかったといわざるを得ない点を配慮して、かかる事実を減額事由として斟酌するのが相当である」と判示している(控訴審は原審判決を維持)。

4.1.5 喜楽鋳業(有機溶剤中毒死)事件・大阪地判平 16.3.22 労判 883 号 58 号

<事実の概要>

亡A(以下、「A」)は、平成6年4月に被告Y社(以下、「Y社」)に雇用され、平成7年4月から、有機溶剤を取り扱う業務に従事していた。

平成12年12月初めころ、Y社本社工場の廃溶剤タンクの底のほうにスラッジが溜まり、出口管が詰まって不具合が生じたため、同月13日に亡Aは清掃作業に従事したものの、亡Aは作業服姿で、ヘルメット、長靴及び手袋を着用していたが、送気マスクや安全帯は着用していなかった。翌日、亡Aが出勤しなかったことから、本社工場内を捜索したところ、タンク内で倒れているのが発見され、死亡が確認された。亡Aの死因は有機溶剤中毒であった。

亡Aの相続人である原告X(以下、「X」)が、Y社に対して、同事故はY社の安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求をした。

<判旨>

「そして、事業者は、原材料、ガス、蒸気、酸素欠乏空気等による健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならぬところ(安衛法第22条)、有機溶剤は、揮発性の液体で、脂溶性等から体内に吸収されやすい上、その毒性は強く、場合によっては急性中毒により死亡するに至るなど、種々の

健康障害をもたらす有害な物質であるから、特に有機溶剤規則が定められ、安全衛生管理体制、貯蔵・取扱方法、屋内処理場における作業に当たり注意すべき事項(換気、送気マスク等の保護具の使用など)、健康診断の実施等、有機溶剤による健康障害の予防のため、種々の面から規制がなされている。」

「Y社には、有機溶剤の特性、特にその有害性に鑑み、有機溶剤を取り扱う従業員に対する安全衛生教育を徹底し、有機溶剤による健康障害の発生を防止するために万全の安全管理体制を整えるなどの義務があるというべきであり、本件タンクの清掃作業に関しては、その作業を行わせるに当たり、あらかじめ安全を配慮した作業手順及び注意事項、特に、送気マスク等の保護具を着用せずに本件タンク内に入ることは厳に禁じられるべきこと等を具体的かつ明確に定め、これを周知徹底し、また、日頃から、有機溶剤の特性、特にその有毒性や、安全を図るための取扱上の注意等についての教育、指導を十分行い、さらに、本件タンク内の廃溶剤が有害・危険であることや保護具を着用せずにタンク内に入ることを厳禁する旨の表示をするなどして従業員の注意喚起をするなどの措置を講じ、もって、従業員の知識不足あるいは慣れからくる不注意、過信等を原因とする事故を未然に防止すべき注意義務があったというべきである。」

①「本件事故当時、廃溶剤タンクの清掃手順や作業に当たっての注意事項・禁止事項、特に、送気マスク等の保護具を装着せずにタンク内に立ち入ることは厳に禁じられていることの周知徹底は十分でなかったというべきで」あること、②「Y社が後に策定した本件清掃作業手順書のような手順書を作

成して、それが周知徹底され」、「この手順に従って作業を実施していれば、本件事故は発生しなかったものと考えら」ること、③清掃作業の際に、上司が「亡 A に対して作業手順及び注意事項を明確に指示又は確認し、特に、本件タンク内に立ち入ってはいけない旨を十分に指導していれば、本件事故は発生しなかった可能性が大きいと認められる」こと、④Y 社は、「有機溶剤の毒性・危険性等に関する安全衛生教育を行わず、そのことも本件事故発生の一因となった」ことから、Y 社は安全配慮義務を怠ったものと認められる。

4. 1. 6 化学メーカーC社(有機溶剤中毒等)事件・東京地判平 30.7.2 労判 1995 号 64 頁

<事実の概要>

Y 社の従業員として化学物質を取り扱う検査分析業務に従事していた原告 X(以下、「X」)は、平成 18 年 5 月 26 日、平成 22 年 7 月 22 日に化学物質過敏症を罹患している旨の診断を受けた。その後も、X は他の病院においても、有機溶剤中毒及び化学物質過敏症を診断され(平成 26 年 1 月 8 日)、さらに揮発性有機化合物中毒の後遺症に基づく化学物質過敏症及び中枢神経機能障害が継続している旨の診断を受けた(平成 28 年 5 月 30 日)。

X は雇用契約上の安全配慮義務違反を理由とする債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償などを求めた。

<判旨>

「本件検査分析業務は、第一種有機溶剤等であるクロロホルム(有機則 1 条 1 項 3 号、

安衛令別表第 6 の 2 第 14 号)及び第二種有機溶剤等であるノルマルヘキサン(有機則 1 条 1 項 4 号イ、安衛令別表第 6 の 2 第 39 号)を使用する検査であって、有機則による規制の適用を受ける「有機溶剤業務」に該当する(有機則 1 条 1 項 6 号ル)。そのため、使用者である Y 社は、本件検査分析業務を行っていた 107 号室及び 110 室に、局所排気装置等を設置する義務を負っていた(安衛法 22 条、有機則 5 条)。

かかる安衛法及び有機則の規制の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、Y 社は、X に対し、雇用契約上の安全配慮義務として、局所排気装置等設置義務を負っていたと解すべきである。」

「本件においては、ガスクロ検査業務ないしその前処理作業であるメチルエステル化作業が行われていた 107 号室には、局所排気装置等は設置されず、Y 社はその状態を放置していたと認められるから、局所排気装置等設置義務の違反が認められる。

他方、110 号室には、局所排気装置であるドラフトが 2 機設置されていたことが認められるから、同義務違反を認めることはできない。」

「保護具支給義務の趣旨は労働者の健康被害を防止する点にあること及び有機溶剤の毒性は急性中毒又は慢性中毒の形で人体に致命的に作用することがあることに照らせば、上記送気マスク又は有機ガス用防毒マスクを使用させるという保護具支給義務は、雇用契約上の安全配慮義務の内容になると解すべきである。」

4. 2 行政事件

4. 2. 1 植田満俺精錬所・守口労基署長事件・大阪地判昭 57.9.30 労判 396 号 51 頁、大阪高判昭 60.12.23 労判 466 号 5 頁(労基監督権限の不行使と国家賠償)

<事実の概要>

マンガン精錬所である被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、マンガン鉱の精錬業務に従事し、マンガン中毒に罹患した原告 X ら 4 名(以下、「X ら」)が、Y 社の安衛法第 22 条(労基法旧第 42 条を含む)及び特化則違反に関して労基署の労災防止のための監督権限の不行使を根拠として、国に対して国家賠償法に基づき損害賠償を請求した。

本事件では、Y 社に対する安全配慮義務違反に基づく損害賠償請求もなされているものの、判旨は国に対する請求に関する判示部分のみを記述する。

<判旨>

第一審は、「旧法〔旧労基法一注〕の労働衛生関係の条項の執行により労働者が受ける利益は所謂反射的利益ではあるが、反射的利益でも違法に侵害された場合は損害賠償義務が発生することがありうる」としたうえで、監督権限の「不行使の場合においても裁量の範囲を著るしく逸脱し、著るしく合理性を欠くと言えるような特殊な場合に、不行使を続けると不作為の違法として問責されるであろう。

但し、旧法上このような場合でも、事業者は、監督機関の監督を受けるまでもなく、少なくとも自己の事業に関する法令の規定を熟知して事業をなすべきものであつて、事業者は第一の、そして究極の責任者であり、

国は、二次的、補足的責任を負うにすぎない。」と判示する。そして、特殊な場合については、以下の要件を示した。すなわち、「甲事項 人間の生命、身体に対する危険が切迫していること。そして継続していること。乙事項 監督機関において右の危険の切迫し継続していることを知っているか、又は容易に知りうる場合であること。丙事項 監督機関においてその権限を行使すれば容易にその結果の発生を防止することができる関係にあり監督機関が権限を行使しなければ結果の発生を防止しえないという関係にあること。」であると判示した(1 名を除く、X ら 3 名につき、国に対する損害賠償請求を認容)。

これに対して、第二審は、「旧法及びその関連法令における労働者の安全衛生及び労働災害防止に関する諸規定は、いずれも使用者をして第一次的かつ最終的義務者であることを前提とし、行政官庁の権限は右使用者の義務履行を後見的に監督するものとされているのであつて、このような労働基準監督行政の性質からして、行政官庁による右諸規定に定められた権限の行使は、その合理的な裁量に委ねられたものと解するのが相当である」と述べたうえで、「労働基準監督行政の目的、性質並びに監督機関、使用者及び労働者の関係からして、少なくとも当該事業場につき労働者に対し切迫した重大な危険の発生が予見され、監督機関の監督権限行使以外の方法によっては危険の発生を防止できず、かつ右権限の行使によつて危険の発生を防止することが可能であるのに、監督機関が右権限を行使しなかった場合に、監督機関の権限の不行使により国家賠償が発生しうると判示する(結論と

して原判決取消)。

5. 適用の実際

厚生労働省労働基準局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和元年6月1日～令和2年5月29日公表分)」によると、安衛法第22条違反は9件(うち、安衛則第578条違反1件、酸欠則第9条違反1件、粉じん則第27条違反3件、石綿則第3条違反1件、同規則第6条違反1件、有機則第5条違反2件)であった。公表事案はいずれも、本条のみでなく、特別衛生規則にも違反している事案であることは、本条の適用における特別衛生規則の重要性を示しているといえよう。

また、厚生労働省労働基準局『平成30年労働基準監督年報』(以下、『平成30年年報』)によると、安衛法第20条～第25条の違反状況において、安衛則違反は438件、特別衛生規則違反は多い順に有機則2,271件、粉じん則1,485件、特化則1,911件、石綿則269件、酸欠則87件、除染則32件、電離則18件、鉛則17件、高圧則6件であり、四アルキル鉛則違反はなかった。もともと、この統計は安衛法第20条～第25条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。しかし、安衛法第20条～第25条において、事務所則を除く特別衛生規則が最も関連するのは本条であることから、本条違反が多数であると推察できよう。

さらに、『平成30年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成30年)」は13件である。

(未了 具体的な事例については調査中)

1. 1 条文

第二十三条 事業者は、労働者を就業させる建設物その他の作業場について、通路、床面、階段等の保全並びに換気、採光、照明、保温、防湿、休養、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持のため必要な措置を講じなければならない。

1. 2 趣旨・内容

1. 2. 1 趣旨

本条は、労働者の就業する作業場所、取扱操作をする機械、器具等の設備、取り扱う原材料、あるいは作業の性質に応じて、労働衛生面での十分な配慮がなされないとする、関係労働者は種々の健康障害を被ることとなるため、事業者健康障害の防止の措置を義務づけている規定であり、建設物その他の作業環境からみて必要な措置を定めたものである。

1. 2. 2 内容

1. 2. 2. 1 建設物等に関する必要な措置

本条は建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境の不適切が原因で健康、風紀、生命の保持に支障が生ずることを防止することを目的とし、事業者が所要の措置を講じなければならないことを規定したもので、その対象は、労働者を就業させる建設物その他の作業場に限られることになる。

本条に関連する規則として重要なものとして、まず安衛則が挙げられる。同規則第540条は「事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。」(1項)、「前項の通路で主要なものには、これを保持する

ため、通路であることを示す表示をしなければならない。」(2項)として、「通路」の安全について定めている。また、第543条は「事業者は、機械間又はこれと他の設備との間に設ける通路については、幅八十センチメートル以上のものとしなければならない。」として、機械間等の通路についての安全を定めている。

1. 2. 2. 2 事務所則

本条に関連する特別衛生規則としては、事務所則(昭和47年労働省令第43号)が挙げられる。事務所則の制定以前においては、都市の人口集中や技術の進歩によって建築物の大型化や気密化が急速に進められたものの、ビル内部の環境衛生についての関心があまり高くなかったことから、室内空気の汚染による頭痛、冷房病のような健康障害、飲料水の汚染や悪臭の発生、不完全なごみ処理に起因する害虫の発生など環境衛生上好ましくないことが数多くあった⁴⁰。また、事務所労働に関する衛生上の基準は、安衛則の第3編(衛生基準)の規定が適用されてきたものの、同規則第3編の規定は、坑内労働、粉じん作業、暑熱・低温作業、放射線業務等いわゆる有害業務といわれる労働態様に最もフィットしたもので、事務労働の衛生上の規定を主たる目的とするものではなかった⁴¹。そこで、このような実情に対処し、事務所の衛生状態の改善を図るために定められたのが事務所則である

また、事務所則制定の背景には、以下の3つの要因があったことが指摘されている⁴²。

一つ目は、当時の労働行政が、労働衛生面について、「最低基準から快適基準へ」と変化しており、事務所則もその一環であった

という時勢の変化であった。

次に、1964年7月8日、国際労働条約機関(ILO)が、「商業及び事務所における衛生に関する条約(第120号条約)」を採択したことである。同条約は、同時に採択された「商業及び事務所における衛生に関する勧告」とあいまって、事務労働者の健康保持及び快適な作業条件の確保のためにも憲章的な役割を果たし、事務所則の制定において大いに参考にされた。

最後に、建築物における衛生的環境の確保に関する法律が制定されたことである。同法の制定に触発された労働省は学識経験者からなる労働環境技術委員会を設置し、労働環境改善の技術的事項について検討を行った。そこでの検討結果を取りまとめ、昭和45年11月27日、労働省は中央労働審議会に対して、「事務所等の用途に供する建築物の衛生基準規則案要綱」について諮問し、同規則案要綱によることが適当である旨の答申を得、事務所則(昭和46年労働省令第16号)として公布制定された⁴³。

そして、昭和47年の安衛法の制定に伴い、同法の省令として、改めて事務所則(昭和47年労働省令第43号)として制定された。

その後、2004年3月に、建築物の気密性の向上、化学物質を放出する多くの建築材料等の普及に伴い、ホルムアルデヒド等の化学物質による室内空気の汚染対策についての規則が新たに加えられるなどの改正がなされている。

事務所則における危害防止基準としては、第二章において事務所の環境管理(第2条～第12条)、第三章において清潔(第13条～第18条)、第四章において休養(第19条～第22条)の定めが設けられている。各章

の概要は以下のとおりである⁴⁴。

まず、事務所の環境で、多くの働く人がいると問題になる室の狭さ、換気、一酸化炭素の含有量の改善が必要となるため、第二章の環境管理は、気積、換気、温度、空気調和設備等による調整、燃焼器具、作業環境測定・測定方法、照度、騒音及び振動の防止について規定している。

次に、第三章の清潔は、事務所における清潔を保持するための事項として、飲用・食器洗浄用の給水の基準、排水設備の補修と掃除、日常の定期的清掃及びねずみ等の防除、廃棄物の処理、便所の所要数及び構造要件ならびに洗面用施設と更衣設備の設置について規定している。

第四章の休養は、事務作業に伴う疲労の防止などを図るため、休憩室の設置、睡眠や仮眠の設備とそのための寝具の備付け、休養室の設置、ならびに持続的立作業における椅子の設置について規定している。

1. 2. 2. 3 罰則

事業者が、本条に違反して必要な措置を講じない場合には、六カ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる(安衛法第119条1号)。

2. 沿革

工場法(明治44年3月29日 法律第46号)
 ・第13条「行政官廳ハ命令ノ定ムル所ニ依リ工場及付属建設物並設備カ危害ヲ生シ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ豫防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命シ必要ト認ムルトキハ其ノ全部又ハ一部ノ使用ヲ停止スルコトヲ得」

工場危害予防及衛生規則(昭和4年6月20日 内務省令第24号)

・第31条「地方長官ハ衛生又ハ危害予防上必要ト認ムルトキハ工場及附属建設物ノ採光、換気ノ為窓面ノ増加又ハ照明装置其ノ他適当ナル処置ヲ命ズルコトヲ得」

・第32条「工場ニハ負傷者ノ救護ニ必要ナル救急用具及材料ヲ備フベシ但シ作業ノ性質上傷害ノ虞ナキ場合ニ於テハ此ノ限ニ在ラズ

救急具及材料ノ備付場所及使用方法ハ之ヲ従業者ニ周知セシムベシ」

・第33条「食堂、炊事場及食器ハ常ニ清潔ニ保ツベシ

食堂及炊事場ニハ工場法施行規則第八条第一項ノ疾病ニ罹レル者ヲ使用スルコトヲ得ズ」

・第34条「更衣所及浴場ハ之ヲ男女用ニ区別スベシ」

・第35条「地方長官ハ前各条ニ定ムルモノノ外工場及附属建物並設備ガ危害ヲ生ジ又ハ衛生、風紀其ノ他公益ヲ害スル虞アリト認ムルトキハ予防又ハ除害ノ為必要ナル事項ヲ工業主ニ命ズルコトヲ得」

・第36条「九条ノ規定ニ違反シタル者又ハ第二十一条ノ場所ニ於テ喫煙ヲ為シ其ノ他濫リニ火氣ヲ使用シタル者ハ科料ニ処ス」

労基法旧第43条

「使用者は、労働者を就業させる建設物及びその附属建設物について、換気、採光、照明、保温、防湿、避難及び清潔に必要な措置その他労働者の健康、風紀及び生命の保持に必要な措置を講じなければならない。」

本条も第22条と同様に、工場法13条が前身となっている規定であるそして、工場

危害予防及衛生規則が、工場及びその附属建設物の採光や換気など、建物その他の建設物の欠陥から生じる危険と列挙して、詳細な定めを置いていることも第 22 条の沿革と同様である。

労基法旧第 43 条が建設物を危害防止の対象として、使用者に危害防止の義務を規定し、その具体的内容は労基法旧第 45 条の命令に委任されていた。本条は労基法旧第 43 条に相当する規定である。

3. 背景となった災害

本条も、前条と同様に、労働者の健康、風紀、生命の保持に支障を生じる建物その他の建設物等の構造上の欠陥や作業環境を抽象的かつ広範囲で列挙していること、そして具体的な内容は関連規則委ねられていることから、本条に定める危害防止基準を制定する際に背景となった災害を特定することは困難であると思われる。

しかし、工場危害予防及衛生規則の時代から本条と同様の規定が置かれていることから、建設物や作業環境において労働者の健康や生命に危害を及ぼす要因は時代を越えて共通するものであるといえる。

また、本条との関連する特別衛生規則である事務所則は、都市への人口集中や技術の進歩に伴い新たに生じた問題に対応するために制定された規則であり、時代背景を反映して展開した条文である。

4. 関連判例

4. 1 刑事事件

M 製作所(労働安全衛生法違反被告)事件・千葉簡判平 13.4.13 労判 835 号 86 頁、東京高判平 14.3.22 労判 835 号 80 頁(安衛法 23

条、安衛則 540 条にいう「通路」の解釈)
<事実の概要>

被告人 Y1 社(以下、「Y1 社」)は、コンベア等輸送機の製作、備付け等の事業を営むものであり、被告人 Y2(以下、「Y2」)は Y1 社の取締役であった。

Y1 社は F 製作所から K 県経済農業協同組合連合会(以下、「農協連」)M 精米工場設備増設工事の製品タンク等の設備工事を請け負い、Y2 が Y1 社の工事の施工及び安全管理全般の統括をする現場責任者となった。

平成 11 年 8 月 29 日の作業中、機械室内に設置された長さ約 41 センチメートル、幅約 85 センチメートルにわたる開口部(1 階のコンクリート床からの高さ約 9.1 メートルで、その間は中空、以下「本件開口部」)が生じたため、Y2 は麻ロープを 2 本張らせるなどし、そのロープに白い布を結び付けさせ、従業員とともにその場を離れた。その後、増設機器の電気系統を点検しにきた他社の労働者が、前記ロープをくぐり、本件開口部をまたいで通ろうとした際、本件開口部から 1 階のコンクリート床に転落して間もなく死亡した。

この事故について、Y1 社らは安全衛生法令上の措置義務違反(安衛法第 23 条、第 27 条(安全措置義務)、安衛則 540 条 1 項(安全通路保持))により起訴された。

第一審判決は、「本件床面は、元々、経済農協連により、作業場(機械室)内で各種機器の保守・点検場所を順次移動するために設けられた本件通路の一部を形成していたものであり、Y2 らが本件床面を足場として据付作業をしていた間は、一時的には規則 544 条〔安衛則一注〕にいう作業場の床面として利用されたとしても、その作業終了後

は、本件通路は、全体として本体等工事、電気工事、保守・点検等をするための通路としての機能を回復し、それらに従事する労働者の使用に供されていたのであるから、本件床面は、規則 540 条にいう『通路』に該当することは明らかである。

「Y1 社は、本体等工事中、本件工場内で既存の通路に改変を加えた事業者(施工業者)として、規則 540 条により、配下の派遣労働者やその他工事及び本件工場関係者らが使用するための通路を有効に保持すべき措置義務を負っていたところ、Y2 は、本体等工事に関し被告人会社の現場責任者として常駐し、本件開口部の危険性を承知している者として、法 122 条〔安衛法一注〕により、右規則違反に該当する行為をしてはならない義務を負っているが、本件開口部を放置して右義務に違反したものであるから、Y1 社は、Y2 の行為により、右措置義務違反の責めを免れないというべきである」として、Y1 社を罰金 15 万円に、Y2 を罰金 15 万円に処すると判示した。

これに対して、東京高裁は以下のように、Y1 社及び Y2 を無罪と判示した。

安衛法第 23 条における通路の意義を検討すると、安衛法は、「そもそも、労働者の安全と健康を確保することなどを目的とするものであり(1 条)、同規則において、540 条 1 項で『事業者は、作業場に通ずる場所及び作業場内には、労働者が使用するための安全な通路を設け、かつ、これを常時有効に保持しなければならない。』と規定した上で、通路であることの表示(540 条 2 項)、通路の照明(541 条)、屋内に設ける通路の幅、通路面の状態(542 条)、機械間の通路の幅(543 条)等、通路の安全を確保するための基

準を示していることにかんがみれば、通路とは労働者が通行する場所をいうと解するのが相当である。」

Y2 と A ら 3 名は、「網状鋼板を取り付けるため、足場板を取り外して本件開口部を生じさせたが、この時点では、本件開口部は Y1 社の労働者が作業をなす場所であって、ここで作業中の労働者以外に、工場内で働く Y1 社の労働者はそもそもいないから、本件開口部は通路に当たらない。その直後、忘れていたコーキング作業を思い出し、麻ロープを張った上で、それぞれその場を離れ、コーキング作業が終わり次第、その場に戻って網状鋼板を取り付けることにしたわけであるが、この時点では、本件開口部は Y1 社の労働者が作業をなす場所ではなくなったとはいえ、……工場内で働く Y1 社の労働者は、Y2 を除けば A ら 3 名だけであるから、それ以外の Y1 社の労働者が本件開口部を通行することはあり得ず、A ら 3 名がコーキング作業中に戻ってきて本件開口部を通行することも考え難いから、本件開口部は通路に当たらないというべきである。そして、コーキング作業終了後に A ら 3 名が本件開口部に戻ってくれば、網状鋼板を取り付けることになるから、その時点では A ら Y1 社の労働者全員の作業する場所となり、それ以外の労働者が通行することもあり得ず、通路になるわけではない。実際には、本件開口部を農協連職員の B や I 電からの依頼を受けた C が通行し、あるいは通行しようとしたが、これらの者は Y1 社の労働者ではないから、これらの者が通行することがあるとしても、Y1 社の労働者にとっての通路になるわけではない。」

4. 2 民事事件

4. 2. 1 スズキ自販中部事件・津地四日市支判昭 51.2.9 判時 822 号 89 頁(ゴミ焼却作業中の火傷に対する使用者の安全保障義務違反の有無)

<事実の概要>

被告 Y 社(以下、「Y 社」)に雇用され、Y 社四日市営業所に勤務していた原告 X(以下、「X」)は、昭和 48 年 1 月 13 日、同営業所のごみ焼却場とされていた同営業所裏庭において、X の所属事務所から出た不用カタログや紙くず等のごみを焼却すべく、これを従前の焼け残りのごみの上に積み重ねるように捨ててマッチで火をつけ燃やしていたところ、右従前の焼け残りのごみの中に入っていたガススプレーとおぼしい物が突然爆発し、右焼却場所から一メートル位離れて立っていた X の両足のストックキングに火が燃え移り、よって X は両下肢に熱傷を負った(以下、「本件事故」)。

そこで、X が Y 社に対して本件事故につき、雇用契約上の安全保障義務違反に基づき損害賠償請求をした。

<判旨>

「本件事故当時 X が雇用されていた Y 社が、従業員たる X に対し、雇用契約上の安全保障義務を負担していた」。

「屋外である同営業所裏庭の平地を、焼却場として継続的に利用するときは、従前の焼却物の残滓の中あるいは当日の新たなごみくず等の廃棄物の中に、誰かが不用意に捨てた、本件事故時の爆発物であったと推測されるガススプレー等の危険物が混入することなども考えられ、そのような場合、本件のような事故が発生し得ることは予測さ

れなくもないことであって、してみれば、Y 社としては、このような事故を未然に防ぐため、より機能的な大型の事業所用焼却炉を設置して常に整備につとめ、あるいはまたコンクリートブロック等で囲んだ安全な焼却場をしつらえるなど、X から従業員の廃棄物焼却作業が安全に遂行できるよう、同営業所の物的設備を整えるべき、前記雇用契約上の安全保障義務があったと認められるところ、前認定の事実にてらし、また本件全証拠によるも、本件事故当時同会社が右の義務を十分に履行していたことを認めることはできない」。

本件事故は、「Y 社が雇用契約上の安全保障義務に基づく、十分な物的設備の整備を怠った結果、X が危険な屋外の平地での焼却作業に従事していたために発生したものと認められるから、同会社は、……本件事故によって生じた X の損害を賠償する責任がある。」

「本件事故の発生については、X においても、……危険な屋外の平地上でごみ等の焼却を行うに当り、従前の焼却物の残滓の上で焼却を始めるのであれば、右残滓の中にガススプレー等の危険な不純物が混入していないかどうかを一応確かめよう、当日のごみ等を捨てて点火するなどの注意を尽すべきであったと考えられるところ、X にはこのような注意を怠った過失が認められる」ことから、損害額の 2 割が過失相殺された。

4. 2. 2 内外ゴム事件・神戸地判平 2.12.27 労判 596 号 69 頁(安衛法、同規則、有機則に定める使用者の義務との安全配慮義務)

<事実の概要>

原告 X(以下、「X」)は、昭和 40 年に被告 Y 社(以下、「Y 社」)の作業員として採用され、昭和 45 年から昭和 52 年末までの大部分の期間、トルエン、ヘキサン等の有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務に従事していた。

有機溶剤を含有するゴム糊を使用する業務を行っていた各作業場は換気が悪く、また X ら労働者は保護具を着用せずに作業をしていたため、高濃度の有機溶剤に曝露する作業環境であった。X は、体調不良により診療所を受診したところ、医師は、X は Y 社の業務に起因して、慢性有機溶剤中毒に罹患したものであり、その発症時期は遅くとも昭和 52 年ころであると判断した。

そこで、X は Y 社に対して安全配慮義務違反を根拠として損害賠償を請求した。

<判旨>

安衛法、安衛則並びに有機則の各規定は、「いわゆる行政的な取締規定であって、右各規定の定める義務は、使用者の国に対する公法上の義務と解される。

しかしながら、右各規定の究極的目的は労働者の安全と健康の確保にある(労安法 1 条参照。)と解するのが相当であるから、その規定する内容は、使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容ともなり、その規準になると解するのが相当である。」

「本件において、Y 社は X に対し右各規定の内容に則し次の具体的安全配慮義務を負っていたと認めるのが相当である。

(イ) 原告の従事する本件各作業場内の有機溶剤曝露を最小限にするため、右作業場に所定の規模・機能を持った局所排気装置

を設置すべきであった。(労安法 22 条、23 条。有機規則 5 条、14 条ないし 18 条)

(ロ) 呼吸用保護具(防毒マスク)、保護手袋等適切な保護具を備えるべきであった。(労安規則 593 条、594 条。有機規則 32 条ないし 33 条)……」。

「Y 社は、X が本件各作業に従事中同人に対し負っていた具体的安全配慮義務に違反し、同人をして本件有機溶剤中毒に罹患せしめたというほかはない。」

5. 適用の実際

厚生労働省労働基準局準監督課「労働基準関係違反に係る公表事案(令和元年 6 月 1 日～令和 2 年 5 月 29 日公表分)」によると、安衛法 23 条違反は 2 件(いずれも安衛則 540 条違反)である。

また、『平成 30 年年報』によると、安衛法第 20 条～第 25 条の違反状況において、安衛則違反は 438 件、本条と関連性が強い事務所則違反は 8 件である。なお、この統計は安衛法第 20 条～第 25 条違反の件数であるため、本条違反の件数は不明である。

さらに、『平成 30 年年報』によると、本条の「送検事件状況(平成 30 年)」は 4 件である。

(未了 具体的な事例については調査中)

D. 考察 及び E. 結論

今年度の研究は、対象条文と関連する特別衛生規則との関係を中心とした調査を行った。

1. 対象条文と関連規則

まず、対象条文と関連規則との関係を確認すると、本法により労働者に健康障害を及ぼす要因を抽象的かつ広範囲に定め、労

働者の健康障害を防止するために必要な措置を関連省令によって詳細に規定するという構造を取っている。本研究の対象条文における危害要因は、技術の進歩や労働者の健康被害の実態、災害的出来事を反映して、その都度対応がなされているものの、内容面では工場法及び工場危害予防及衛生規則の時代にはすでに原型が形成され、旧労基法を経て安衛法に至るものであり、連続性のある規定があることが明らかとなった。

関連裁判例や違反事例において、対象条文のみが問題となる事例はほとんど見られず、多くの事例は安衛則及び特別衛生規則違反があるがゆえに対象条文違反が問題となっている。このような実態に鑑みると、今年度の研究の結果からは対象条文における解釈上の問題は見られず、また改正する必要性はないものと考えられる。

また、本研究は先行研究において指摘されていた課題の克服及び改善策を実現することも視野に入れて、関連規則の制定・改正の背景及び対象条文との関係で重要となる規定の調査を行った。

日本における特別衛生規則の変遷及び現状については、①技術の発達、労働者の健康被害発症の実態、災害的出来事や社会問題に対応する形で内容を充実させてきたこと（充実化）、②主たる作業内容の変化により事業者が講ずべき措置が他の化学物質と大きくことなってきたことから、特化則における規制から石綿について単独の規則が制定されるなど危害要因それぞれの変化に応じて徐々に細やかな規制が設けられるようになったこと（細分化）、③例えば、特別有機溶剤等について、その濃度に応じて有機則と特化則の適用関係が変わるように（前述のと

おり、いずれか一方が適用される場合と重疊的に適用される場合がある）、複数の規則が関連する場合があること（複雑化）が指摘できる。

以上のような展開は、先行研究も指摘するように、綿密さや実際的な実用性を実現しており、危害要因それぞれの特徴に応じた定めを細かく設けることが労働者の健康障害を予防するために効果的であることは明らかである。しかし同時に、分かり易さという要請からは、正反対の方向への展開でもあるといえよう。したがって、細分化・複雑化した規則をどのように整理することで、分かり易さ・事業者にとっての見やすさを実現するかは難解な問題であり、この問題をどのように解消するかは今後の検討課題である。また、労働者の健康障害を防止するための措置は、危害要因が有機溶剤や鉛のような物質であるのか、高気圧や事務所といった作業環境であるによって異なるし、さらに危害要因の形状や有毒性の程度・取り扱う作業の方法などの特徴に左右されるため、法体系を整理する際にはどこに軸を置くかを定める必要がある。

2. 関連裁判例について

本研究で挙げた関連判例において、最も多いのは、事業者が特別衛生規則において定められる「必要な措置」を講じていないことにより発生した災害に対する安全配慮義務（安全保障義務）違反を争う事件であった。

まず、裁判所の立場を確認すると、安衛法、安衛則及び特別衛生規則などの規制は公的規制であり、同規制の定める義務は使用者の国に対する公法上の義務と解しつつも、これらの規定が労働者の安全と健康の

確保を目的とすることを根拠に、同規定の内容が使用者の労働者に対する私法上の安全配慮義務の内容となるとの理解が定着しているといえよう。このような考え方に基づくると、使用者は関連規則に定められた義務を適切に果たすことが、同時に労働者に対する安全配慮義務を履行することにもつながることになろう。また、特別衛生規則がない騒音についても、三菱重工神戸造船所（騒音性難聴）事件・神戸地裁判決は労働省『安全衛生のしおり』の記載をもとに安全配慮義務の具体的内容を判示している点には注目すべきであろう。このことは、使用者の視点からみると、関連省令などを確認することで労働者に対して講ずべき安全配慮義務の範囲がおおむね予見可能であると解される。しかし、前述のとおり法体系が非常に複雑であり、かつ条文数も膨大であることからすべてを正確に把握することが難しく、講ずべき措置が使用者が理解できていないことが事件発生の一因になっていると考えられる。このように考えると、法体系を分かり易く整理することは使用者が安全配慮義務を履行するうえで有用であると思われる。ただ、安全配慮義務の内容は関連省令に定められる措置のみではないため、関連規則に定められる措置は安全配慮義務の履行として使用者が最低限講じるべき措置に過ぎず、状況に応じた配慮が求められよう。もっとも、技術の進歩により新たな機械や化学物質が傷病をもたらした場合、「社会通念に照らし相当と評価される措置を講じた」とときには事業者は結果回避義務を欠くことはないものの（前掲・林野庁高知営林局事件最高裁判決）、傷病が発生した当時の知識や認識をもとに如何なる措置を講じること

が必要であったかは、事業者にとって予見は困難とならざるを得ない。

他方で、スズキ自販中部事件は、使用者の義務違反を認めつつも、労働者自身も注意すべき義務を怠ったことから過失相殺を行っていることから、使用者が対象条文に定められた義務違反を放置し、かつその危険性について労働者に対して指導や注意をしていないという状況下においても、労働者が安全に作業を行うために自主的に注意する義務を負う可能性があることを示唆しているといえよう。

また、三菱重工神戸造船所（騒音性難聴）事件判決においては、労働者が「耳栓使用によって騒音性難聴を予防しあるいはその進行をくい止めることに対する認識が必ずしも十全でなかった」として、過失相殺をしようの旨判示しており、使用者が省令等に従った措置を講じているにもかかわらず、労働者が十分に応じないことが賠償額の算定において斟酌される点には留意すべきである。事業者側が講じる必要な措置と同措置に対する労働者側の行動により損害賠償額を調整することは、安衛法第 26 条が「労働者は、事業者が第 20 条から第 25 条まで及び前条第 1 項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない」と定めていることにも整合し、同条が民事訴訟においても考慮されることが示唆される。

さらに、三菱重工業神戸造船所（振動障害）事件判決においては、使用者の主張する労働者の自己保健義務違反を認め、振動障害に罹患した労働者が医師から指導された飲酒、喫煙ならびに寒冷曝露の禁止を遵守していたか否かを賠償額の減額事由として考慮しており、労働者は被災後に治療に専念

することも判例上求められている。

次に、刑事事件である M 製作所(労働安全衛生法違反被告)事件は、開口部が安衛法 23 条における「通路」に当たるか否かは、開口部が生じた以後の時点によるとして、3 つの時点につき検討し、いずれも「通路」には当たらないと判示する。この判示において重要となるのは、開口部が生じた以後の時点、かつ Y1 社の労働者を基準に「通路」という概念を検討していることであり、地裁判決と高裁判決の結論を分けたポイントである。本件について学説には、Y1 社と Y2 にとって、「通路か否かの判断を、本件開口部が生じた後の時点に限り、事故が配慮すべき労働者に関してのみ行うのではなく、開口部が生じた以前の状況や第三者の行動まで考慮に入れて行うべきとすることは、厳格であるべき刑事事件の判断として妥当ではなかろう」との見解が見られる⁴⁵。

もっとも、また、判旨によると、同一の場所が「通路」であるか否かはその時点の労働者の作業状況次第であることになるが、このように解するとどの時点において当該場所が「通路」に当たるかについての判断が事業者にとって予見することが難しいケースが存するであろう点は課題となろう。

本件は刑事事件であるため、事件の処理としては妥当であると思われるものの、安衛法が労災の予防を目的としていることに鑑みると、同事件のように多数の関係者(工場の所有者、元請、複数の下請など)が同一場所で作業をする際に、どのように企業横断的な労災防止対策をすべきかについては検討する必要があるだろう。同事件は、ある下請会社の作業が原因で他社の労働者が被災した事件であるところ、民事訴訟であれば、

開口部を放置することにより工場内で作業する誰かが転落する危険性があることによって Y1 社らの民事責任が認められうる。しかし、そうした救済はあくまで発生した事故に対する責任であり、労災の発生を防ぐためには関係当事者間の連携と責任(刑事責任も含めて)の明確化が必要であると考えられる。同事件のように普段から工場内で作業する多くの者が通路として利用する場所等は、当該場所で直接的に作業する労働者のみでなく、工場内で作業する者すべてにとって危険が生ずることとなるため、特に対策が重要となろう。

F. 研究発表

1. 論文発表
なし
2. 学会発表
なし

G. 知的所有権の取得状況

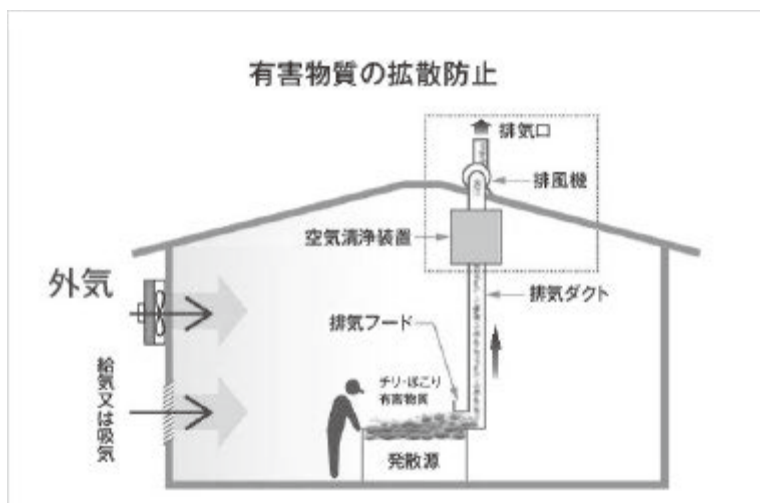
1. 特許取得
なし
2. 実用新案登録
なし
3. その他
なし

H. 引用文献

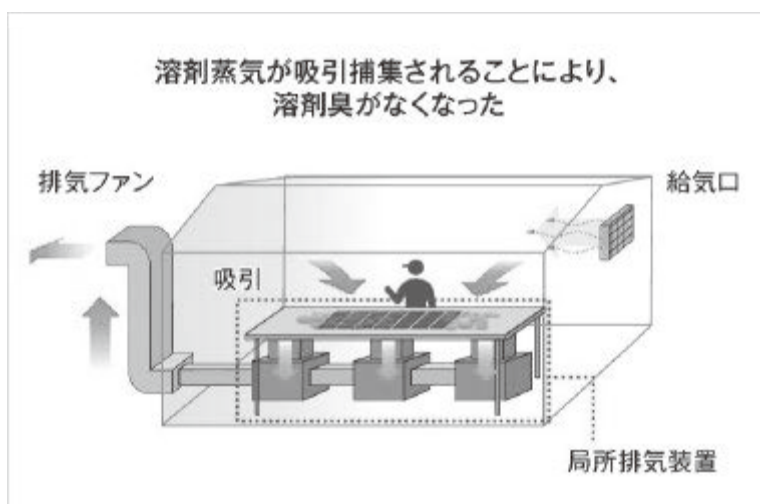
脚注を参照されたい。

図表がある場合は、これ以降に番号順に貼り付け（1段組）

【局所排気装置】



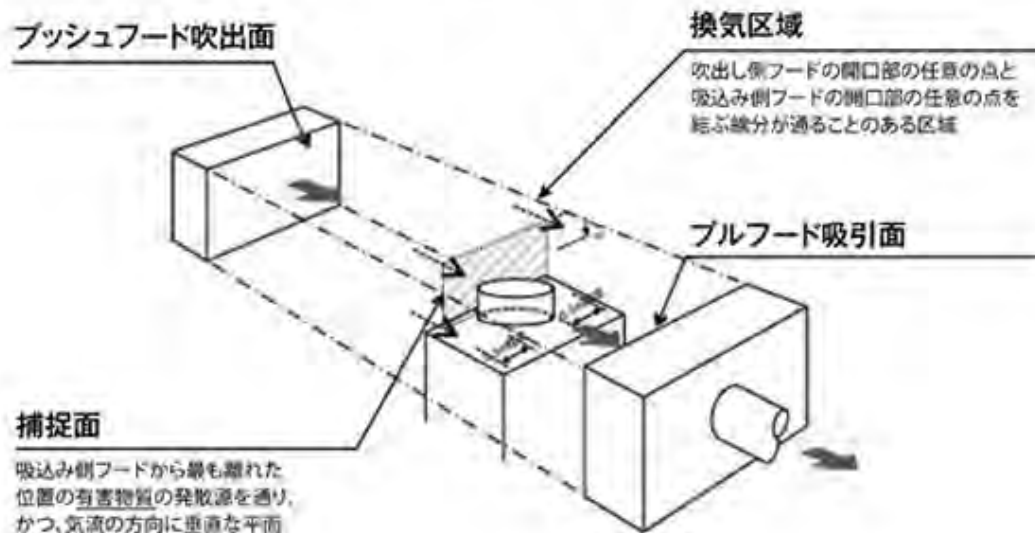
局所排気装置 1



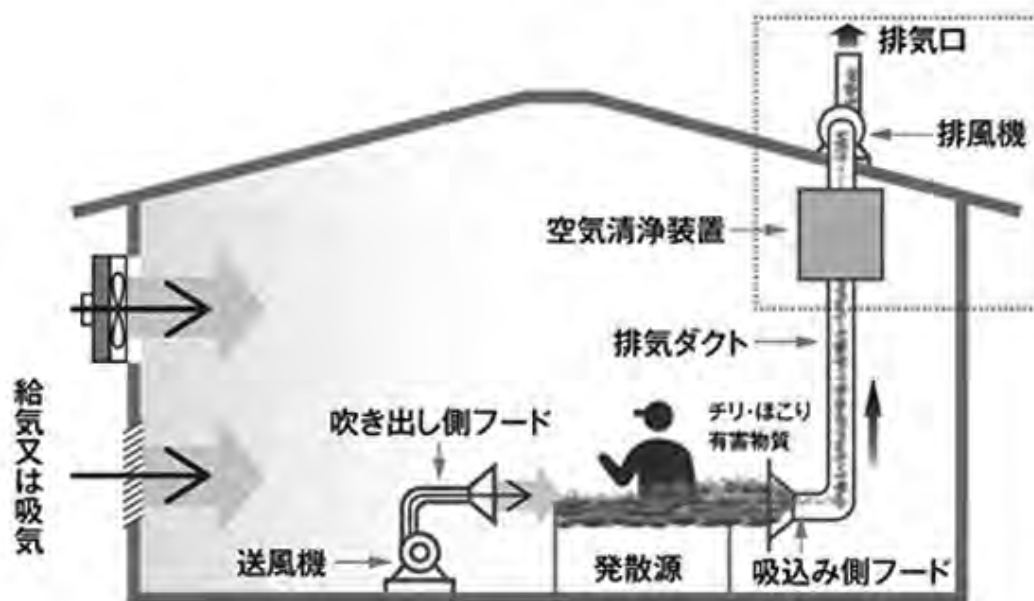
局所排気装置 2

テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>) : 最終
閲覧日 2020年10月26日)

プッシュプル型換気装置の概念図

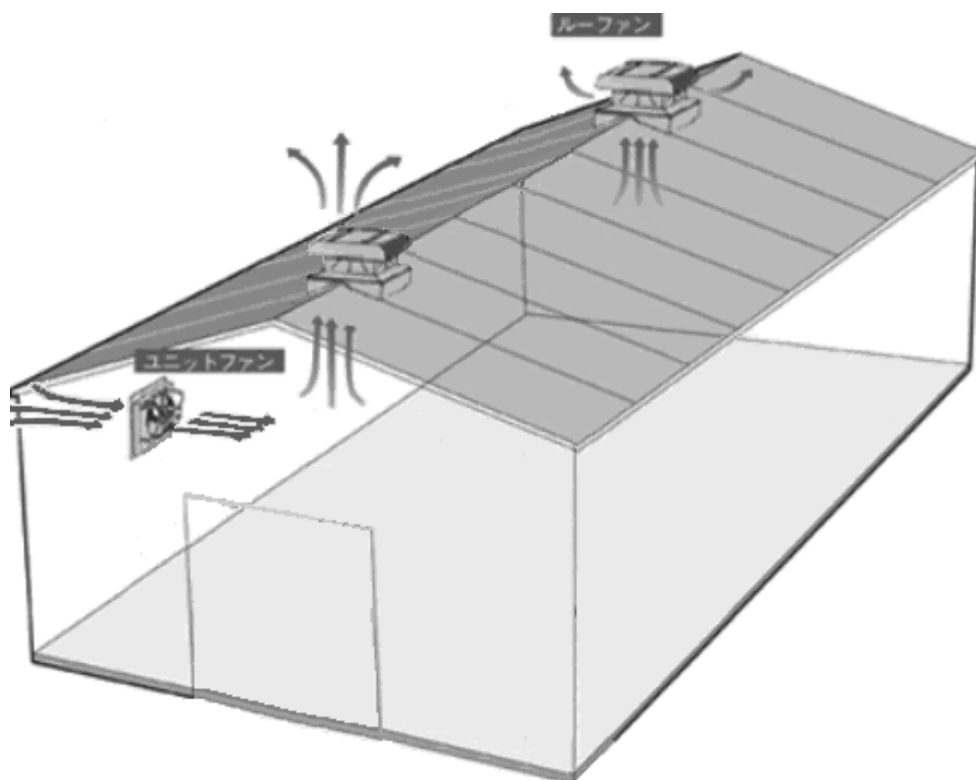


汚染物質の拡散防止



テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>)

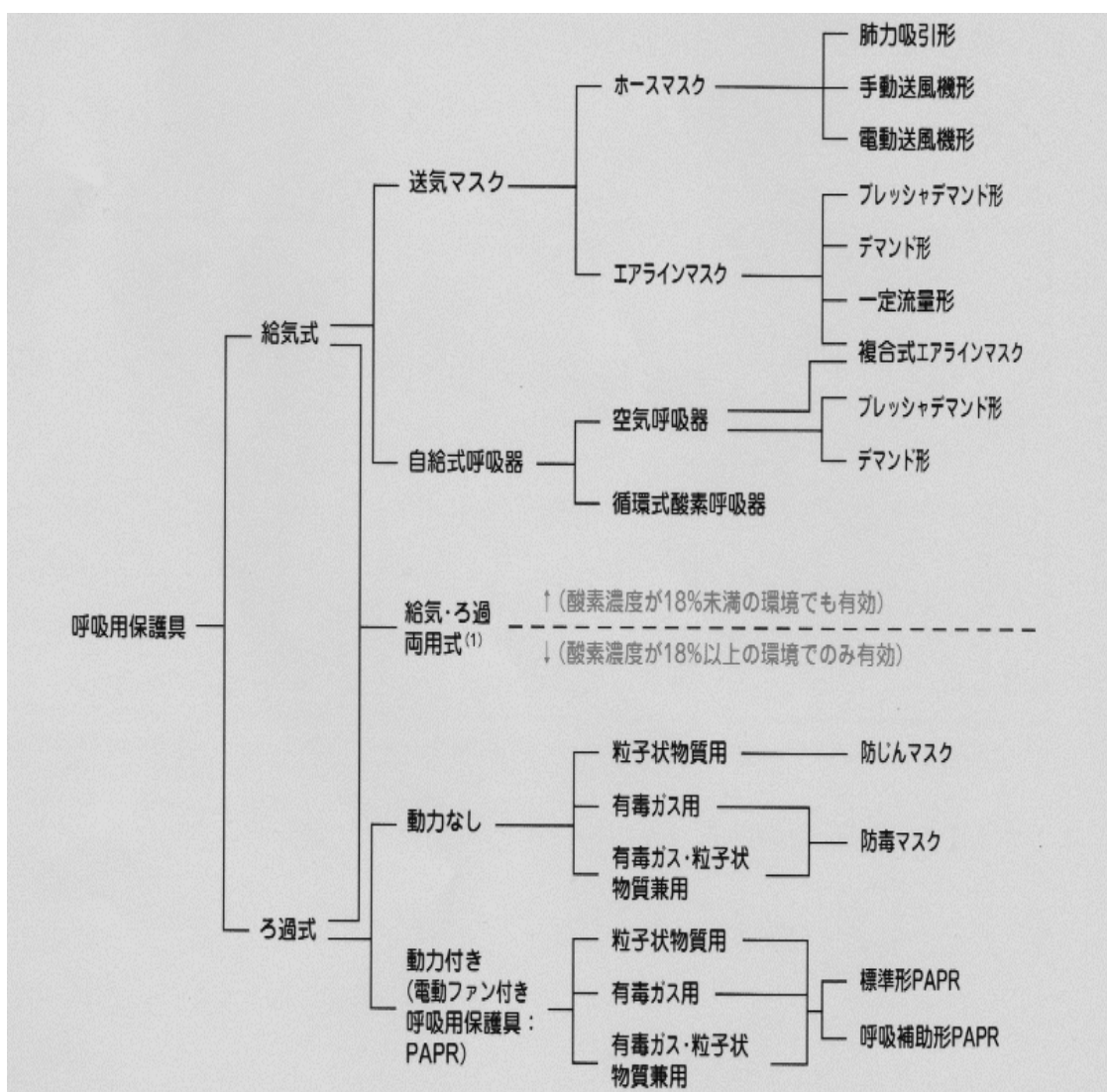
: 最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)



【全体換気装置】

株式会社吉田工業 HP (<https://www.k-yoshida.co.jp/f-zentai.html> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 28 日)

【呼吸用保護具の系統図】



安全衛生.COM(<https://安全衛生.com/2016/02/03/post-12154/#i-3> : 最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)



【送気マスク】

株式会社 重松製作所 HP(https://www.sts-japan.com/products/soki_mask/) : 最終閲覧日
2020年10月26日)

【防毒マスク】



株式会社 重松製作所 HP (https://www.sts-japan.com/products/bodoku_mask/) : 最終閲覧日
2020年10月26日)

【電動ファン付き呼吸用保護具】



タニザワ(<https://www.tanizawa.co.jp/products/etc/etc-5/st271-4> :最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

【鉛対策用呼吸保護具】

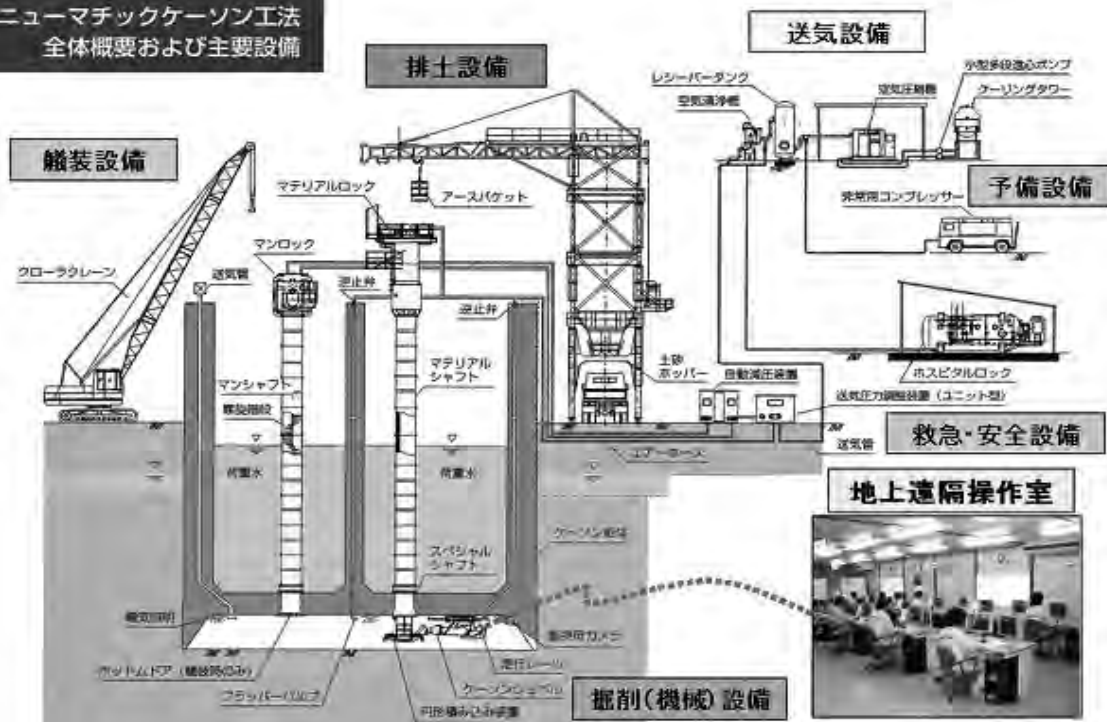


好川産業株式会社

(<https://premium.ipros.jp/yk-world/product/detail/2000262969/> :最終閲覧日 2020 年 10 月 26 日)

【潜函工法(ケーソン設備)】

ニューマチックケーソン工法
全体概要および主要設備

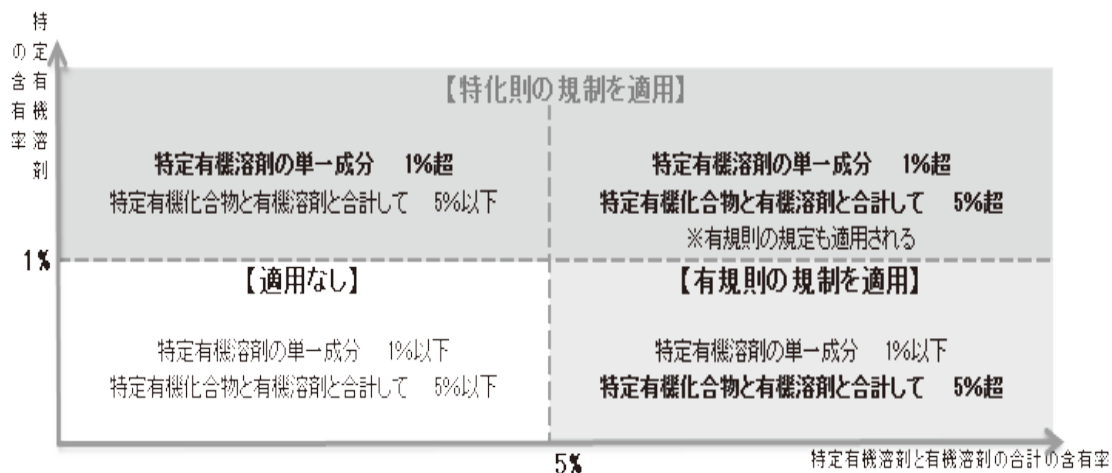


ニューマチックケーソン主要設備



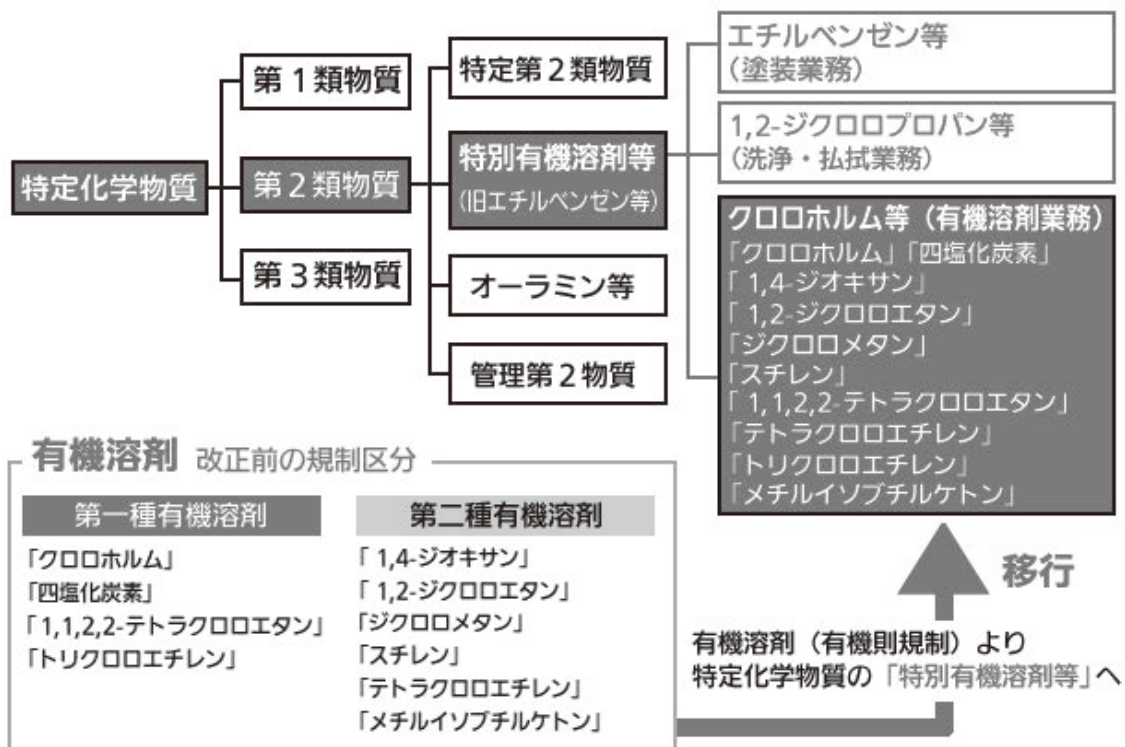
オリエンタル白石株式会社 HP (http://www.orsc.co.jp/tec/newm_v2/ncon02.html) : 最終閲覧日 2020 年 10 月 28 日

【「特別有機溶剤」及び「有機溶剤含有物」の規制対象の範囲】



三協化学株式会社 (<https://www.sankyo-chem.com/regulation/tokkasoku/?lang=ja> 最終閲覧日 2020年10月29日)

【有機溶剤と特別有機溶剤の関係】



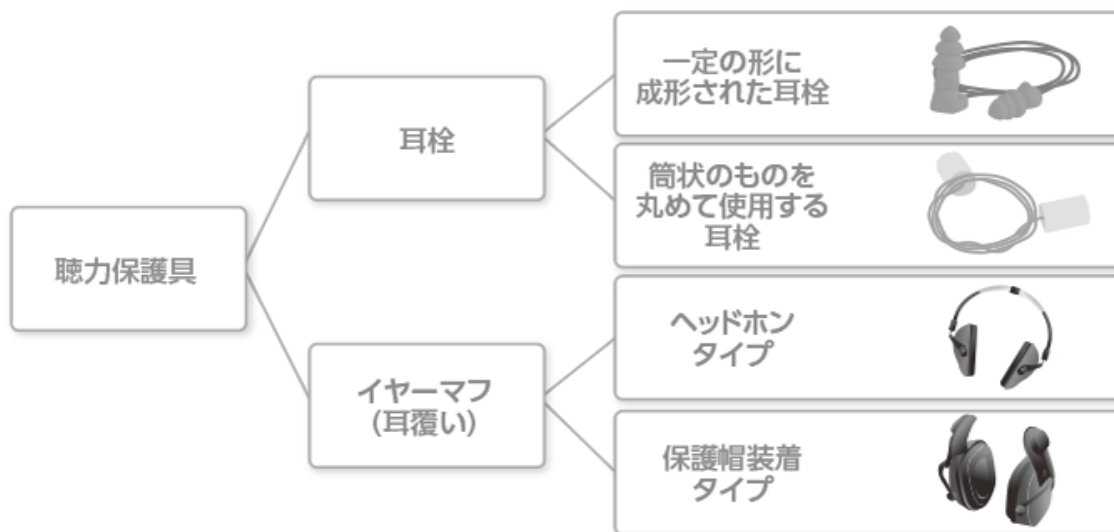
株式会社石井マーク (http://www.ishiimark.com/sgnplt_cem01.htm : 最終閲覧日 2020年10月29日)

【労働安全衛生法施行令別表6の2】

番号	有機溶剤名	第1種 有機溶剤	第2種 有機溶剤	第3種 有機溶剤
1	アセトン		●	
2	イソブチルアルコール		●	
3	イソプロピルアルコール		●	
4	イソペンチルアルコール(別名イソアミルアルコール)		●	
5	エチルエーテル		●	
6	エチレングリコールモノエチルエーテル(別名セロソルブ)		●	
7	エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート(別名セロソルブアセテート)		●	
8	エチレングリコールモノノルマルブチルエーテル(別名ブチルセロソルブ)		●	
9	エチレングリコールモノメチルエーテル(別名メチルセロソルブ)		●	
10	オルトジクロロベンゼン		●	
11	キシレン		●	
12	クレゾール		●	
13	クロロベンゼン		●	
15	酢酸イソブチル		●	
16	酢酸イソプロピル		●	
17	酢酸イソペンチル(別名酢酸イソアミル)		●	
18	酢酸エチル		●	
19	酢酸ノルマルブチル		●	
20	酢酸ノルマルプロピル		●	
21	酢酸ノルマルベンチル(別名酢酸ノルマルアミル)		●	
22	酢酸メチル		●	
24	シクロヘキサノール		●	
25	シクロヘキサノン		●	
28	1,2-ジクロロエチレン(別名二塩化アセチレン)	●		
30	N・N-ジメチルホルムアミド		●	
34	テトラヒドロフラン		●	
35	1,1,1-トリクロロエタン		●	
37	トルエン		●	
38	二硫化炭素	●		
39	ノルマルヘキサン		●	
40	1-ブタノール		●	
41	2-ブタノール		●	
42	メタノール		●	
44	メチルエチルケトン		●	
45	メチルシクロヘキサノール		●	
46	メチルシクロヘキサノン		●	
47	メチルノルマルブチルケトン		●	
48	ガソリン			●
49	コールタールナフサ(ソルベントナフサを含む。)			●
50	石油エーテル			●
51	石油ナフサ			●
52	石油ベンジン			●
53	テレピン油			●
54	ミネラルスピリット(ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。)			●

株式会社エルエフ関西 (<http://lf-kansai.com/products/3workingenvironment/workingenvironment4.html#> : 最終閲覧日 2020年10月29日)

【騒音障害防止用の保護具】



聴力保護具を大きく分けると、耳の穴に入れる耳栓と、耳全体を覆うイヤーマフ(耳覆い)があります。どちらを使用するかは作業の性質や騒音の性状で選択します。騒音の大きなところでは耳栓とイヤーマフ（耳覆い）を同時に使用するとより効果的です。

日本聴力保護研究会(<http://japanhearing.jp/howtouse.html>：最終閲覧日 2020 年 10 月 29 日)

1 三柴丈典「総括報告書 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」三柴丈典ほか「厚生労働省厚生労働科学研究補助金労働安全衛生総合研究事業 リスクアセスメントを核とした諸外国の労働安全衛生制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究」(2014年度(平成26年度)～2016年度(平成28年度))<第1分冊> 28頁、59-60頁。

2 労働調査会出版局編『改訂5版 労働安全衛生法の詳解—労働安全衛生法の逐条解説—』(労働調査会、2020年(令和2年))392,393頁、労務行政研究所編『労働安全衛生法』(労務行政、2017年(平成29年))316頁。

3 本条1号から4号の詳細については、労務行政研究所・前掲注2 393～395頁。

4 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署『有機溶剤を正しく使いましょう』2頁。

5 労務行政研究所・前掲注2 400頁。

6 中央労働災害防止協会編『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019年(令和元年))11頁。当時の状況について詳しくは、久谷與史郎『事故と災害の歴史館—“あの時”から何を学ぶか—』(中央労働災害防止協会、2008年(平成20年))179～189頁、中央労働災害防止協会編『安全衛生運動史 安全専一から100年』(中央労働災害防止協会、2011年(平成23年))411～413頁も参照。

7 労働省昭和35年10月31日基発929号「有機溶剤中毒予防規則の施行について」。

8 有機則の対象となる有機溶剤の種類と区分をまとめた表は、厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・前掲注4 2頁を参照。

9 中央労働災害防止協会編・前掲注6『有機溶剤中毒予防規則の解説』69頁。

10 テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-local/>：最終閲覧日 2020年10月26日)。

11 テラル株式会社 HP(<https://www.teral.net/solution/exhaust/yougo-system-pushpull/>：最終閲覧日 2020年10月26日)。

-
- 12 山本秀夫「鉛中毒予防規則について」日本災害医学会会誌 15 巻 3 号(1967 年(昭和 42 年))138 頁。
- 13 労務行政研究所・前掲注 2 402-403 頁。鉛の生体への影響について詳しくは、太田久吉「化学物質による中毒の恐ろしさを知る 第 1 回鉛(Lead)」安全と健康 Vol.12 No.1(2011 年(平成 23 年))86 頁。
- 14 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。
- 15 労働衛生課「四エチル鉛危害防止規則について」労働基準 3 巻 5 号(1961 年(昭和 26 年))9 頁。
- 16 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『安全衛生運動史』 354 頁。
- 17 「特定化学物質等障害予防規則の内容」労政時報 2085 号(1971 年(昭和 46 年))48 頁。
- 18 旧安衛規(労働省令第 9 号)第 174 条「排気又は排液中に有害物又は病原体を含む場合には、洗じょう、沈でん、収じん、消毒その他の方法によって処理した後、これを排出しなければならない」。
- 19 「特定化学物質等障害予防規則の内容」・前掲 17 50 頁。
- 20 中央労働災害防止協会『有機溶剤中毒予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))48-50 頁。なお、本規則第 8 章の規定は、有機溶剤業務以外の業務、例えば有機溶剤を貯蔵し、あるいは販売する業務についても適用される。
- 21 平成 26 年の特化則改正により第 2 種物質に追加された物質のほかには、エチルベンゼン(平成 24 年 10 月公布、平成 25 年 1 月施行の特化則等改正)と 1,2-ジクロロプロパン(平成 25 年 8 月公布、同年 10 月施行の特化則等の改正)の 2 種類が「特別有機溶剤」に当たる。
- 22 岡田和三・芳川信之・谷口拓也「高気圧下におけるニューマチックケーソン工法の無人化施工について」<https://thesis.ceri.go.jp/db/files/144183854158478d8c55bd3.pdf>(最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)
- 23 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kokusentoc_wg/hearing_s/141120siryou07.pdf(最終閲覧日：2021 年 3 月 30 日)
- 24 高気圧障害防止規則の制定から高気圧作業安全衛生規則への改正について経緯は、後藤俊博「潜函内に一酸化炭素流入」安全と健康(2016 年(平成 28 年))42-44 頁に基づく。
- 25 同上・44 頁。
- 26 高圧則における規制の概要をまとめるに際しては、角森洋子『わかりやすい労働安全衛生管理』(産労総合研究所、2015 年(平成 27 年))219-221 頁も参照した。
- 27 電離放射線障害防止規則の制定および改正の経緯については、中央労働災害防止協会編『電離放射線障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))、後藤俊博「ガンマ線照射装置による非破壊検査での相次ぐ事故での規制強化」安全と健康 Vol.17 No.5(2016 年(平成 28 年))45-47 頁に基づく。
- 28 規則制定の背景や制定過程については、久谷與史郎・前掲注 6 76-84 頁、後藤俊博「酸素欠乏症・硫化水素中毒の防止」安全と健康 Vol.17 No.3(2016 年(平成 28 年))36, 37 頁。
- 29 「新しく制定された酸素欠乏症防止規則」労政時報 2101 号(1971 年(昭和 46 年))49 頁。
- 30 酸素欠乏症等防止規則の解説は、中央労働災害防止協会編『酸素欠乏症等防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2016 年(平成 28 年))に基づく。
- 31 露木保「粉じん障害防止規則の概要」季刊労働法 114 号(1979 年(昭和 54 年))124 頁。なお、じん肺法のルーツは、栃木県足尾町の広場で開催された「鉱山復興町民大会」から始まるけい肺法制定運動の結果として制定されたけい肺等特別保護法である。
- 32 藤原精吾「『粉じん障害防止規則』の解説」労働法律旬報 983 号(1979 年(昭和 54 年))38 頁。
- 33 本規則の解説については、中央労働災害防止協会編『粉じん障害防止規則の解説』(中央労働災害防止協会、2014 年(平成 26 年))に基づく。
- 34 「石綿障害予防規則の制定をめぐって」安全衛生コンサルタント No.75 (2005 年(平成 17 年))8 頁。
- 35 中央労働災害防止協会編『石綿障害予防規則の解説』(中央労働災害防止協会、2019 年(令和元年))に基づく。
- 36 中央労働災害防止協会編・前掲注 6 『労働安全運動史』 217, 218 頁
- 37 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第三巻—倉敷労働科学研究所の創設から昭和へ—』(労働科学研究所、1980 年(昭和 55 年))137 頁以下を参照。
- 38 三浦豊彦『労働と健康の歴史 第四巻—十五年戦争下の労働と健康—』(労働科学研究所、1981 年(昭和 56 年))54 頁以下を参照。
- 39 三菱重工業事件・神戸地判昭 62.7.31 労判 502 号 6 頁も、造船所の元従業員、下請作業員らの騒音性難聴の罹患について、職場騒音によるものであったとして会社の安全配慮義務違反を認めている。
- 40 石井國博「事務所衛生基準規則の考え方」労働法学研究会報 931 号(1971 年(昭和 46 年))1 頁。
- 41 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」労政時報 2091 号(1971 年(昭和 46 年))2 頁。

-
- 42 石井・前掲注 40 2-4 頁。
43 「新しく制定された事務所衛生基準規則の内容」・前掲注 41 3 頁。
44 労働と医学編集部「事務所衛生基準規則の解説」労働と医学 103 号(2009 年(平成 21 年))41-44 頁。
45 小畑史子「労働安全衛生法 23 条の『通路』の意義」労働基準 55 卷 2 号(2003 年(平成 15 年))22 頁。